



平成27年度 ▶ 平成30年度

大 分 県



発刊のことば



大分県知事
広瀬 勝 貞

平成27年度から30年度まで4年間の大分県政の状況を「県政のあゆみ（令和元年版）」としてまとめ、刊行いたしました。

私は、平成27年4月に県民の皆様にご信任をいただき、4期目の県政を担当いたしました。この4年間、知事就任以来掲げる「県民中心の県政」を基本理念とし、基本目標である「安心・活力・発展」の大分県づくりを進めてまいりました。

「安心」の大分県づくりでは、人を大事にし、人を育てる観点から、子育て満足度、健康寿命、障がい者雇用率の3つの日本一へ挑戦しました。子育てでは、「OITA えんむす部 出会いサポートセンター」を開設するなど、出会いから結婚、妊娠、出産、育児まで切れ目ない支援を行ったほか、県民総ぐるみでの健康づくり運動の推進や、知的及び精神障がい者の雇用促進と職場定着に力を入れ、障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりの推進に取り組みしました。

「活力」の大分県づくりでは、仕事をつくり、仕事を呼び込むため、農林水産業の構造改革を進めるなど、もうかる農林水産業の実現を目指しました。商工業では、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を支援するとともに、創業・起業そして企業誘致を促進し、県内各地における様々な分野の魅力ある仕事の場の確保に力を入れました。また、「おんせん県おおいたデスティネーションキャンペーン」や「世界温泉地サミット」を開催するなど、観光誘客にも力を入れました。

「発展」の大分県づくりでは、透明性の高い教育

行政システムの確立をはじめとした教育改革を進め、引き続き「芯の通った学校組織」の構築に取り組むとともに、県立美術館 OPAM の開館やラグビーワールドカップ2019日本大会の大分開催に向けた機運の醸成など、文化や芸術、スポーツ分野の活性化にも積極的に取り組みました。

こうした中、この4年間の出来事として忘れてはならないものは、平成28年4月に発生し、本県でも、別府市、由布市で震度6弱を観測した熊本地震と平成29年7月の九州北部豪雨からの復旧復興です。被災者に対し、多くの県民、企業、ボランティアの方から支援をいただきました。

また、平成30年10月に皇太子同妃両殿下御臨席のもと開幕した「第33回国民文化祭・おおいた2018」「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」は、「おおいた大茶会」と銘打ち誰もが楽しめる大分ならではの大会となり、大成功をおさめました。

今、本県の最大の課題である、少子高齢化、人口減少に、あらゆる手を打って歯止めをかけるために「大分県版地方創生」を加速前進させます。加えて、IoT や AI、5G といった「先端技術への挑戦」や、頻発・激甚化する自然災害への抜本的な対策を行う「強靱な県土づくり」に取り組むなど「安心・活力・発展」の大分県づくりをさらに進めることが重要です。

この「県政のあゆみ（令和元年版）」が皆様の県政に関するご理解を深め、夢と希望を持って心豊かに暮らせる大分県づくりのための資料としてご活用いただけることを期待しています。

写真で見る

2015.4～2019.3

県政 4 年間



大分県立美術館（OPAM）開館 [2015.4.24]



創業支援拠点 おおいたスタートアップセンターオープン [2015.6.9]



おんせん県おおいたデスティネーションキャンペーン
（おもてなしサポーターによるクリーンアップ作戦） [2015.7.1～9.30]



大分ヒラマサ本格出荷開始 [2015.8.8]



女性リーダーの交流と育成の支援



女性が輝くおおいた推進会議発足式 [2015.8.26]



おんせん県おおいた新作映画「シンフロ」発表 [2015.10.5]



定期コンテナ船初入港（大分港～台湾間） [2016.2.25]



おおいたつくし作戦本格スタート [2016.4.1]



熊本地震への対応 [2016.4.14～4.16]



健康寿命日本一おおいた創造会議設置 [2016.6.13]



定期RORO船初入港（大分港～清水港間） [2016.10.4]



県産魚の日（毎月第4金曜日）を創設 [2016.10.28]



「日田祇園の山曳行事」 ユネスコ無形文化遺産に登録 [2016.12.1]



埋蔵文化財センター 移転・リニューアルオープン [2017.4.22]



祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録決定 [2017.6.14]



おおいた働き方改革共同宣言 [2017.8.17]



第11回全国和牛能力共進会 種牛の部(第4区)で内閣総理大臣賞受賞
[2017.9.7~9.11]



九州北部豪雨への対応 [2017.7]



ラグビーワールドカップ2019日本大会大分開催試合日程決定
[2017.11.2]



県産オリジナルいちご新品种「ベリー」 お披露目
[2017.12.6]



宗麟大橋開通 [2018.1.14]



中津市耶馬溪町金吉地区で斜面崩壊発生 [2018.4.11]



世界温泉地サミット開催～16カ国17地域から参加～ [2018 .5.25～5.27]



OITAえんむす部 出会いサポートセンター開設 [2018.6.27]



おおいと豊後牛のリーディングブランド「おおいと和牛」誕生 [2018.9.4]



ラグビーワールドカップ2019日本大会大分開催1年前イベント [2018.10.12~10.14]



地球環境観測衛星「てんこう」打ち上げ成功 [2018.10.29]



大分トリニータ2013年シーズン以来のJ1昇格 [2018.11.17]



玉来ダム定礎式 [2019.3.16]

第33回国民文化祭・おおいた2018 第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会



開会式・オープニング



開会式典 皇太子同妃両殿下御臨席



開会宣言



屋外会場でのステージイベント



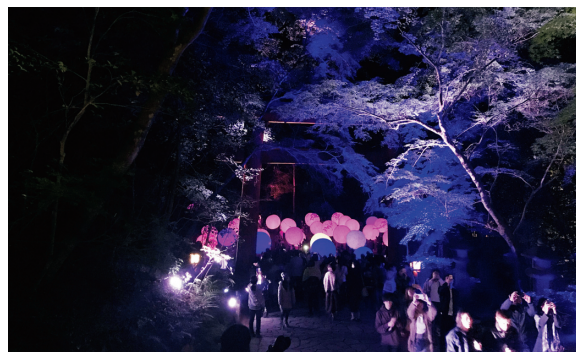
回遊劇場～ひらく・であう・めぐる～（大分市）



アニッシュ・カプーアIN別府



障がい者アートの祭典



神と仏の祭典（宇佐市）



地球の歴史と繋がる宇宙ロマン～津久見



第14回大分アジア彫刻展・特別企画
朝倉文夫の後輩たちによる野外制作「巨大 寝ころび招き猫」
（豊後大野市）



なかつ水灯り2018



水郷ひた芸術文化祭2018

県政ふれあいトーク

～外の風を県政に、現場の声を県政に～

「県政ふれあいトーク」では、県民中心の開かれた県政を推進するため、知事が県民の皆さんをお訪ねし、地域の課題や県政に対するご意見、ご提案等、直接お伺いしています。

平成27年度から30年度までの間に延べ111カ所、平成15年度開始以来通算で延べ771カ所を訪問しています。

安心



大分市：久土老人会【しめ縄づくり】（2015.11.25）



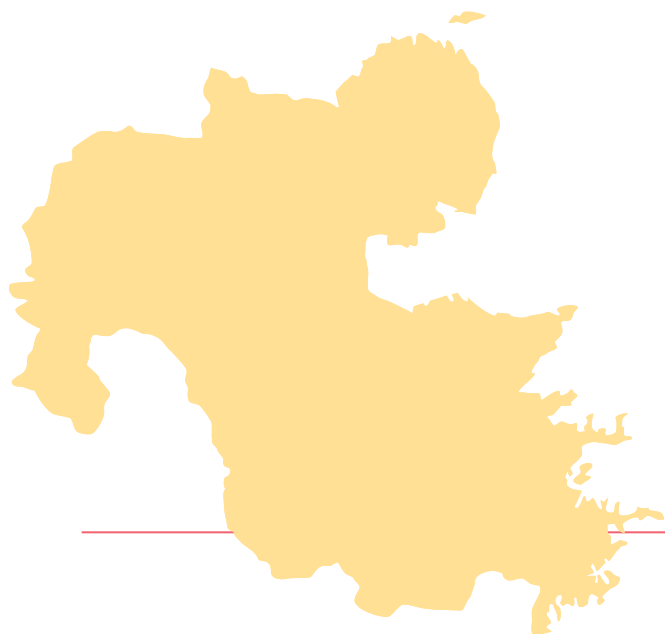
豊後大野市：土師振興協議会と日本文理大学生（2016.1.14）



宇佐市：下恵良食育サロン（2016.6.14）



佐伯市：大越区と星の子児童クラブ（2016.10.4）



活力



津久見市：津久見市石灰・セメント産業（2016.2.23）



国東市：千年ロマンガイド六郷満山部会（2017.12.21）



杵築市：杵築ブランドを推進する皆さん（2018.2.16）



日田市：JAおおいた中西部事業部わさび部会（2018.3.20）

発展



竹田市：竹田アートカルチャー実行委員会（2015.10.8）



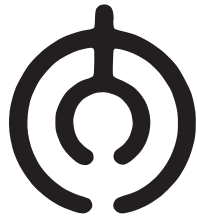
玖珠町：玖珠町立八幡小学校・中学校（2016.5.13）



臼杵市：臼杵市ラグビーフットボール協会（2017.4.27）



九重町：町田楽保存会（2018.4.26）



県 章

明治44年10月5日制定

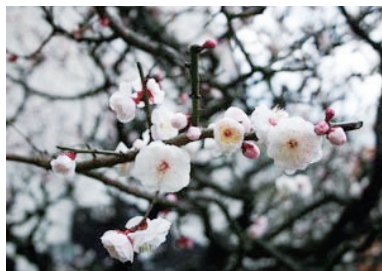
大分県の「大」の文字を円形に図案化して、県民の融和と県政の発展を表徴したもの。



県 旗

昭和31年7月24日制定

大分県の「大」を三つ組み合わせ、それぞれ信義・勤労・友愛を象徴し、その型を飛鳥型として県の飛躍発展を、また、三つを円形にして、円満、平和を組み合わせ協力を意味し、全体の旭日型で、県の伸びゆく勢いを表している。紋章の色は赤で、県民の真心を、旗の白地は平和と平等を示す。



県木「豊後梅」

昭和41年8月16日制定

豊後梅は、その名の示すように古くから豊後の名産として知られていた。清そで優美な豊後梅は、他の梅とは異なる特性として、花は大輪で淡紅色を帯び、重弁である。果実は大きく、直径4～5㌘で果肉厚く種子が大きい。結実が少なく、観賞用の花木として親しまれている。



県鳥「めじろ」

昭和41年2月1日制定

めじろは、全国にごく普通にいる留鳥で、ことに暖地の椿林などに群れてすんでいる。大分県のめじろは、古くから豊後めじろとして全国的に有名で、県内全域に生息し、県民に愛されている。



大分県応援団「鳥」めじろん

2008年に大分で開催された第63回国民体育大会・大分国体と第8回全国障害者スポーツ大会・大分大会のマスコット・キャラクターとして誕生した、大分県応援団「鳥」です。

元気でがんばる地域や県民みなさんの活動、子どもたちの成長を力いっぱい応援しています。

■写真で見る県政4年間

第Ⅰ章 健やかで心豊かに暮らせる安心の大分県

1 子育て満足度日本一の実現

〔1〕次代を担う子どもを社会全体で支える環境の整備

- (1)地域における子育て支援の充実……………3
- (2)安心して子育ても仕事もできる環境づくり……………3

〔2〕きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

- (1)子育ての悩みや不安の解消等、虐待の予防体制の強化……………3
- (2)児童虐待に対する取組の強化……………3
- (3)児童養護施設や里親などによる代替養育の充実……………3
- (4)ひとり親家庭への支援……………4
- (5)子どもの貧困対策の推進……………5
- (6)障がい児への早期支援の取組の強化……………6

〔3〕結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

- (1)結婚、妊娠、出産への支援……………7
- (2)安全で安心して出産できる体制づくり……………7
- (3)小児医療体制の整備と医療費負担の軽減……………7
- (4)子どもの健やかな発達と育児不安を抱える親への支援……………8
- (5)おおいた子ども・子育て応援プランの推進……………8

2 健康寿命日本一の実現

〔1〕みんなで進める健康づくり運動の推進

- (1)健康づくりのための県民運動の展開……………10
- (2)データヘルスに基づく糖尿病性腎症などの生活習慣病対策の推進……………11
- (3)健康を支える社会環境の整備……………11
- (4)総合的な自殺対策の推進……………13

〔2〕安心で質の高い医療サービスの充実

- (1)医療従事者等の育成・確保……………14
- (2)救急医療等医療体制の充実・強化……………16
- (3)医療機能の分化と連携等による地域医療の充実……………17
- (4)がん・難病患者等への支援の充実……………19
- (5)県立病院のさらなる機能強化……………20

〔3〕高齢者の活躍と地域包括ケアシステムの構築

- (1)おおいた高齢者いきいきプラン（大分県老人福祉計画・介護保険事業支援計画の推進）……………21

- (2)高齢者の生きがいづくり……………22
- (3)安心して暮らせる基盤づくりと介護予防の推進……………22
- (4)認知症施策等の推進……………26

3 障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりの推進

〔1〕障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

- (1)障がいや障がい者に対する理解の促進及び権利擁護の推進……………28
- (2)サービス提供基盤の整備……………28
- (3)地域生活への移行促進……………28
- (4)芸術文化・スポーツの振興と社会参加の推進……………29

〔2〕障がい者の就労支援

- (1)障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実……………29
- (2)障がい者の工賃向上のための支援の充実……………30

4 恵まれた環境の未来への継承～おおいたうつくし作戦の推進

〔1〕環境行政の推進

- (1)大分県環境基本計画（おおいたうつくし作戦推進基本プラン）……………31
- (2)美しく快適な大分県づくり条例……………31

〔2〕豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

- (1)豊かな自然との共生……………31
- (2)快適な地域環境の保全と創造……………33
- (3)良質な住宅ストックの形成……………33

〔3〕循環を基調とする地域社会の構築

- (1)廃棄物の減量化・再資源化と適正管理の推進……………34
- (2)大気・水環境対策の推進……………37
- (3)生活排水処理施設の整備推進……………40

〔4〕地球温暖化対策の推進

- (1)温室効果ガスの排出抑制対策等の推進……………40

〔5〕すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

- (1)県民総参加による環境保全活動の推進……………42
- (2)豊かな環境を守り育てる人づくり……………43

5 安全・安心を実感できる暮らしの確立

[1] 犯罪に強い地域社会の確立

- (1)生活安全警察活動……………45
- (2)地域警察活動……………48
- (3)刑事警察活動……………49
- (4)犯罪被害者等の支援施策の推進……………51

[2] 人に優しい安全で安心な交通社会の実現

- (1)交通安全対策の推進……………53
- (2)道路交通の概況……………53
- (3)交通事故の概況……………53
- (4)交通事故抑止対策……………54

[3] 消費者の安心の確保と動物愛護の推進

- (1)消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援……………55
- (2)市町村や消費者団体等との連携・協働……………56
- (3)動物愛護思想の普及と動物由来感染症対策の推進……………56

[4] 食の安全・安心の確保と食育の推進

- (1)食の安全・安心の確保……………57
- (2)大分の食育の推進……………58

6 人権を尊重し共に支える社会づくりの推進

[1] 人権を尊重する社会づくりの推進

- (1)人権尊重行政の推進……………59
- (2)人権教育・啓発の推進と環境整備……………59
- (3)人権教育における指導の充実……………60
- (4)新たな人権問題への対応……………60
- (5)同和対策の推進……………60
- (6)男女共同参画実現のための男女の平等と人権の尊重……………61

7 地域社会の再構築

[1] つながりを実感する地域社会の実現

- (1)地域福祉基本計画の推進……………62
- (2)ユニバーサルデザインの推進……………62
- (3)低所得者などの生活安定対策の推進……………62

[2] ネットワーク・コミュニティの構築

- (1)ネットワーク・コミュニティづくりの推進……………63
- (2)小規模集落の対策の推進……………63
- (3)様々な地域課題への対応……………63
- (4)特定地域の振興……………64

8 多様な県民活動の推進

[1] NPOの育成と協働の推進

- (1)大分県内のNPO法人の状況……………65
- (2)NPO・ボランティアの育成・活動支援……………65
- (3)NPO等との協働の推進……………65
- (4)民間企業等との協働……………65

9 安全・安心な県土づくりと危機管理体制の充実

[1] 災害に強い人づくり、地域づくりの推進

- (1)防災教育の充実……………67
- (2)地域の防災力の強化……………67
- (3)災害種別に対応したきめ細かな災害対策の充実、強化……………68
- (4)消防力の充実強化……………69

[2] 大規模災害等への即応力の強化

- (1)救助・救援体制の確保……………69
- (2)住民への迅速な情報伝達……………70
- (3)原子力防災体制の整備……………71
- (4)石油コンビナート防災体制の整備……………72

[3] 県民の命と暮らしを守る社会資本整備と老朽化対策の推進

- (1)治水対策の推進……………72
- (2)災害復旧事業の推進……………73
- (3)海岸保全施設の整備……………73
- (4)砂防関係施設の整備……………73
- (5)土砂災害防止法の推進……………74
- (6)障害防止対策事業の推進……………74
- (7)社会インフラの老朽化対策……………75

[4] 感染症・家畜伝染病対策の確立

- (1)感染症対策の確立……………75
- (2)感染症・家畜伝染病対策の確立……………77

10 コミュニティを維持する移住・定住の促進

[1] 移住・定住（U・I・Jターン）の促進……………78

第Ⅱ章

いきいきと働き地域が輝く活力あふれる大分県

1 変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現

[1] 農林水産業による創出額	81
[2] 農業の構造改革	
(1)大分県の農業	81
(2)農地集積と水田農業の転換	82
(3)マーケットインの商品づくり	83
(4)力強い農業の経営体づくり	89
(5)元気で豊かな農山漁村の継承	91
[3] 林業の振興	
(1)大分県の森林・林業	94
(2)担い手の確保・育成	95
(3)林業生産	96
(4)製材・加工と流通対策	97
(5)主伐後の再造林、間伐等の森林整備	97
(6)森林環境税による森林づくりの推進	98
(7)災害に強い森林づくり	98
(8)鳥獣被害対策とジビエ振興	99
(9)林業生産基盤の整備	99
(10)スマート林業の展開と試験研究・普及指導	99
[4] 水産業の振興	
(1)大分県の水産業	100
(2)資源管理強化型の漁業の推進	101
(3)養殖業の振興	102
(4)水産業を支える技術開発	103
(5)水産物流通の状況	104
(6)水産加工業の振興	104
(7)内水面漁業の振興	105
(8)担い手の確保・育成	105

2 活力を創造する商工業等の振興

[1] 大分県中小企業活性化条例の改正	106
[2] チャレンジする中小企業の活力強化	
(1)創業から発展に至るまでの継続支援	106
(2)クリエイティブ産業の振興	107
(3)ものづくり産業の活性化支援	108
(4)海外市場の開拓	108
[3] 商業の活性化とサービス産業の革新	
(1)地域商業・商店街の活性化	109
(2)観光関連の消費拡大	109
(3)県産品のブランド化と販路拡大	110
(4)サービス産業の生産性向上	110

[4] 小規模事業者の持続的な発展

(1)小規模事業者の支援強化	111
(2)事業承継・事業再生の支援	111

[5] 多様で厚みのある産業の推進

(1)競争力のある戦略的産業集積の推進	112
(2)次世代を担う産業の育成	113

[6] 企業立地の戦略的推進

(1)企業誘致の推進	115
(2)立地環境の整備	116

[7] 大分県版第4次産業革命“OITA4.0”の加速

(1)IoT等の革新的技術の活用促進	116
(2)ドローン産業の振興	117
(3)IT人材の確保・育成	117
(4)情報通信基盤の整備促進	118
(5)県民生活の情報化推進	118

[8] 働き方改革の推進と産業人材の確保

(1)働き方改革の推進	119
(2)若年者の県内就職の促進	119
(3)多様な人材の活躍促進	120
(4)労使関係の安定	121
(5)大分県雇用対策協定	121

[9] 大分の明日を担う人材の育成

(1)ものづくり人材育成	122
(2)職業訓練・離転職者への支援	122
(3)科学への興味・関心の向上	122

[10] 中小企業支援体制の整備

(1)支援機関の機能強化	123
(2)商工関係団体との連携強化	125

3 男女が共に支える社会づくりの推進

[1] 女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築

(1)働く場における女性の活躍推進	127
(2)地域において活動する女性の支援	127
(3)男女共同参画の視点に立った意識改革と環境整備	127

4 人を呼び込み地域が輝くツーリズムの推進

[1] 観光と地域づくりを一体とするツーリズムの推進

(1)大分県ツーリズム戦略策定	129
(2)日本一のおんせん県おおいたの味力も満載	129
(3)「デスティネーションキャンペーン」開催	129
(4)世界初「世界温泉地サミット」開催	129
(5)MIC誘致の取組	130
(6)インバウンドを取り巻く環境の変化	130

(7)九州観光推進機構を中心とした広域連携	130
(8)多様なツーリズムの推進	131
(9)ツーリズム人材の育成	131
(10)魅力あふれるまちづくりの推進	131

5 海外戦略の推進

[1] 海外に開かれたネットワークづくり	
(1)海外の活力を取り込む	132

(2)海外の人材を取り込む	132
---------------	-----

6 大分県ブランド力の向上

[1] 大分県ブランド力の向上	134
-----------------	-----

7 活力みなぎる地域づくりの推進

[1] 地域の元気の創造	
(1)地域の元気をつくる取組	135

第Ⅲ章 人を育み基盤を整え発展する大分県

1 生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

[1] 県民の期待に応える教育行政の推進	
(1)新教育委員会制度への移行	139
(2)開かれた教育委員会の推進及び教育委員会の活性化	139
(3)教育委員会表彰	139
[2] 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進	
(1)確かな学力の育成	140
(2)豊かな心の育成	141
(3)健康・体力づくりの推進	141
(4)幼児教育の充実	143
(5)高校生の進学力・就職力の向上	144
(6)特別支援教育の充実	144
(7)時代の変化を見据えた教育の展開	147
[3] グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成	
(1)グローバル人材の育成	147
[4] 安全・安心な教育環境の確保	
(1)いじめ対策の充実・強化	148
(2)不登校対策の充実・強化	150
(3)安全・安心な学校づくり	152
[5] 信頼される学校づくり	
(1)「芯の通った学校組織」の取組の深化	153
(2)地域とともにある学校づくり	154
(3)教職員の意識改革と資質能力の向上	154
(4)魅力ある高等学校づくりの推進	154
(5)魅力ある私立学校づくりへの支援	155
[6] 「知（地）の拠点」としての大学等との連携	
(1)地域課題解決に向けた県内の大学等との連携の推進	156
(2)公立大学法人の学校運営	156

[7] 青少年の健全育成	
(1)青少年を育てる地域・家庭づくり	157
(2)青少年や家庭への支援体制の充実	157
[8] 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援	
(1)多様な学習活動への支援	158
(2)社会全体の「協育」力の向上	159
(3)コミュニティの協働による家庭教育支援の推進	159

2 芸術文化による創造県おいたの推進・スポーツの振興

[1] 県民文化の創造	
(1)大分県民芸術文化祭	161
(2)別府アルゲリッチ音楽祭	161
(3)大分アジア彫刻展	161
(4)iichiko グランシアタ・ジュニアオーケストラ	162
(5)学校における文化活動の振興	162
(6)県立美術館の開館	163
(7)国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催	163
[2] 文化財・伝統文化の保存・活用・継承	
(1)文化財・伝統文化の保存	164
(2)文化財・伝統文化の活用	165
(3)文化財・伝統文化の継承	165
(4)県立埋蔵文化財センターの活動	166
(5)県立歴史博物館の活動	167
(6)県立先哲史料館の活動	167
[3] 県民スポーツの推進	
(1)スポーツ施設の整備	169
(2)県民スポーツの推進	169
(3)世界に羽ばたく選手の育成	170
(4)プロスポーツの振興	171
(5)ラグビーワールドカップ2019™日本大会大分開催の準備	172

3 「まち・ひと・しごと」を支える交通ネットワークの充実

[1] 九州の東の玄関口としての拠点化

- (1)九州の東の玄関口としての拠点化173
- (2)港湾の機能強化174
- (3)大分空港の利便性向上や利用促進175
- (4)フェリー航路利用促進176

[2] 広域交通ネットワークの整備推進

- (1)高規格幹線道路を骨格とした広域幹線道路ネットワークの整備176
- (2)東九州新幹線の整備促進178

[3] まちの魅力を高める交通ネットワークの構築

- (1)国道の整備179
- (2)県道の整備179
- (3)道路の維持・管理179
- (4)地方バス路線の維持180
- (5)離島航路の維持180
- (6)都市環境の整備180
- (7)計画的な土地利用の推進181
- (8)適正な地価の形成182

4 地方分権をめぐる動き

- (1)九州広域行政機構（仮称）設立に向けた動き183
- (2)地方分権改革に関する提案募集183

第Ⅳ章 地方創生・行財政改革

1 地方創生

- (1)大分県の地方創生187
- (2)大分県まち・ひと・しごと創生本部187

2 行財政改革

[1] 行財政改革

- (1)これまでの行財政改革の取組188
- (2)行財政改革の成果188
- (3)大分県行財政改革アクションプランに基づく行財政改革の主な取組（平成27～30年度）188

[2] 行政組織機構の改正193

1 人口・所得

[1] 人 口

(1)大分県の人口

第1-1表 大分県の人口の推移 ……197

第1-2表 世帯数の推移 ……198

(2)市町村の人口

第1-3表 市町村の人口の推移 ……198

[2] 県民経済計算

(1)県内総生産

第1-4表 県内総生産（名目）の推移（実額） ……199

第1-5表 経済成長率の推移 ……199

第1-6表 産業別県内総生産（名目）の推移 ……199

(2)県民所得

第1-7表 一人当たり県（国）民所得及び格差 ……200

第1-8表 県民所得の分配項目別増加率の推移 ……200

第1-9表 県民所得の分配項目別構成比の推移 ……200

(3)県内総生産（支出側）

第1-10表 県内総生産（支出側、名目）増加率の推移 ……200

第1-11表 県内総生産（支出側、名目）構成比の推移 ……200

2 地方自治

[1] 県 議 会

(1)議員選挙と会派の動き

第2-1表 県議会各会派別議員数 ……201

(2)議員定数

(3)県議会議長・副議長の就任状況

第2-2表 議長・副議長の選挙 ……202

(4)本会議開催状況

(5)議 事

第2-3表 議案数と議決結果 ……205

(6)委 員 会

[2] 県財政の動き

(1)年度別決算状況（普通会計）

第2-4表 年度別決算状況 ……207

(2)歳入決算の推移（普通会計）

第2-5表 科目別内訳 ……207

第2-6表 一般財源と特定財源 ……207

第2-7表 主な一般財源の推移 ……207

(3)歳出決算の推移（普通会計）

第2-8表 性質別内訳 ……208

第2-9表 目的別内訳 ……208

第2-10図 義務的経費と投資的経費の構成比推移 ……209

(4)地方債の状況

第2-11表 地方債の状況 ……209

(5)財政力指数の状況

第2-12表 財政力指数の推移 ……210

(6)基金の状況

第2-13表 財政調整基金 ……210

第2-14表 減債基金 ……210
減債基金（うち本来分） ……210

第2-15表 財政調整用基金（財政調整基金+減債基金（本来分）） ……211

第2-16表 土地開発基金 ……211

第2-17表 県有施設整備等基金 ……211

第2-18表 その他の基金 ……211

(7)歳計現金の動き

第2-19表 歳計現金の動き ……212

[3] 県 税

(1)県税の状況

第2-20表 県歳入に占める県税収入の割合 ……213

第2-21表 県税収入額累年比較 ……213

第2-22表 県税年度別収入額と構成比 ……213

第2-23表 県下の国税・県税・市町村税の収入額累年比較 ……213

[4] 県有財産

(1)県有財産の状況

第2-24表 県有財産の推移 ……214

[5] 県 組 織

(1)職員数の推移

第2-25表 職員数の推移 ……215

(2)採用試験

第2-26表 職員採用上級試験 ……215

第2-27表 職員採用中級試験 ……216

第2-28表 職員採用初級試験 ……216

第2-29表 職員採用医療免許資格職試験 ……216

第2-30表 警察官採用試験 ……217

[6] 監 査

(1)監査委員

(2)監 査

第2-31表 監査実施状況 ……218

[7] 情報公開

(1)情報公開窓口の利用状況

第2-32表 情報公開窓口の利用状況 ……218

(2)公文書公開請求の処理状況	
第2-33表 公文書公開請求の処理状況	218
(3)行政資料の閲覧、貸出し等の状況	
第2-34表 行政資料の閲覧、貸出し等の状況	219
[8] 個人情報保護	
(1)個人情報開示請求の処理状況	
第2-35表 個人情報開示請求の処理状況	219

3 観光・地域振興

[1] 観光の動向	
(1)宿泊客数等の推移	
第3-1表 大分県内観光入込客数及び観光消費額	220
第3-2表 地域別宿泊客数	220
第3-3表 主な発地別宿泊客数	220
第3-4表 外国人観光客延べ宿泊客数	220
第3-5表 グリーン・ツーリズムの開業者数・宿泊者数	220
[2] 特定地域の振興	
(1)離島振興	
第3-6表 離島航路補助実績	221
[3] 自然保護	
(1)大分県の自然公園一覧表	
第3-7表 自然公園一覧表	221
(2)大分県自然環境保全地域等一覧表	
第3-8表 大分県自然環境保全条例に基づく指定地域	222
第3-9表 大分県自然海浜保全地区条例に基づく指定地区	222
(3)沿道景観保全地区等指定状況	
第3-10表 大分県沿道の景観保全等に関する条例指定地域（平成31年3月末現在）	222
(4)温泉	
第3-11表 温泉源泉数と湧出量・湯量	223

4 社会福祉

[1] 民生委員・児童委員・ボランティア	
第4-1表 市町村民生委員・児童委員設置状況	224
第4-2表 ボランティア人口の年度別推移	224
[2] 低所得者支援	
(1)生活困窮者自立支援制度	
第4-3表 生活困窮者新規相談受付件数	224
(2)生活福祉資金	
第4-4表 生活福祉資金年度別・資金別 貸付決定件数及び貸付決定額	225
(3)生活保護	
第4-5表 被保護人員などの推移	225
第4-6表 保護開始の理由	225

第4-7表 保護廃止の理由	225
第4-8表 医療扶助人員の入院・入院外別及び病類別状況	226
第4-9表 生活保護費の推移	226
[3] 高齢者福祉	
(1)老人クラブ	
第4-10表 老人クラブの結成状況	227
(2)介護保険	
第4-11表 要介護・要支援者等の状況	227
第4-12表 介護給付の状況	228
[4] 障害者福祉	
第4-13表 平成30年度障害等級別身体障害者手帳交付者数	229
第4-14表 年度別身体障害者手帳交付台帳登録数	229
第4-15表 療育手帳の交付状況	229
第4-16表 精神障害者保健福祉手帳の交付状況	229
第4-17表 障害者総合支援法による施設、事業所の年度別推移	230
第4-18表 障害者総合支援法による相談支援事業所の年度別推移	230
第4-19表 障害福祉サービス量	231
第4-20表 障がい者雇用率全国順位	231
第4-21表 障がい者賃金・工賃月額	231
第4-22表 地域生活支援事業・地域生活支援促進事業の実施状況	232
第4-23表 相談支援従事者養成数の現状	233
第4-24表 児童福祉法による施設、事業所の年度別推移	233
第4-25表 児童福祉法による相談支援事業所の年度別推移	233
第4-26表 精神障がい者社会適応訓練事業（職親制度）実施状況	234
[5] 児童・母子福祉	
(1)児童相談所	
第4-27表 児童相談所年度別相談内容	234
(2)保育所などの整備	
第4-28表 保育所整備箇所数の推移	235
第4-29表 保育所数の推移	235
保育所定員の推移	235
第4-30表 放課後児童クラブ数の推移	235
第4-31表 地域子育て支援拠点数の推移	235
(3)ひとり親世帯	
第4-32表 母子・父子世帯の推移	235
第4-33表 母子父子寡婦福祉資金貸付状況	236
第4-34表 母子・父子自立支援員の相談事項・件数	236
第4-35表 児童扶養手当受給者数	237

[6] 戦争犠牲者の援護

(1)遺族・戦傷病者関係給付金

第4-36表 遺族関係給付金の処理状況 ……237

第4-37表 戦傷病者関係給付金の処理状況 ……238

(2)旧軍人軍属の恩給

第4-38表 恩給等の状況 ……238

[7] 国民健康保険

第4-39表 国民健康保険医療費の状況 ……239

第4-40表 国民健康保険財政状況 ……239

第4-41表 国民健康保険収入状況 ……239

第4-42表 国保直施設設備整備費補助金交付状況 ……240

第4-43表 後期高齢者医療制度 医療費の状況 ……240

5 県民生活

[1] 消費生活・男女共同参画

(1)消費生活・男女共同参画プラザ利用状況

第5-1表 消費生活・男女共同参画プラザ利用状況 ……241

[2] 人権・同和对策

第5-2表 同和对策事業の実績 ……242

第5-3表 人権問題研修講師(外部講師)派遣実績 ……243

[3] 青少年非行防止

第5-4表 興行などの推奨並びに有害指定状況 ……243

第5-5表 非行少年の検挙・補導状況 ……243

[4] 交通安全

(1)交通量と自動車台数

第5-6図 自動車と原付自転車の台数の推移 ……243

第5-7図 運転免許保有者数と高齢運転者数の推移 ……243

第5-8図 運転免許保有者数と行政処分者数の推移 ……244

[5] 消防・防災

(1)火災・防災のすう勢

第5-9表 年次別火災の推移 ……244

第5-10表 年次別自然災害の推移 ……244

第5-11表 主な災害の状況 ……245

(2)消防体制

第5-12表 消防機関・消防戦団員の推移 ……249

第5-13表 消防施設の現況 ……249

第5-14表 消防戦団員の教育実施状況 ……249

(3)高圧ガスの保安

第5-15表 高圧ガス関係事業所の推移 ……250

第5-16表 保安指導の推移 ……250

6 保健衛生

[1] 県民の健康

(1)健康相談・健康診断

第6-1表 健康教育の実施状況 ……251

第6-2表 健康相談の実施状況 ……251

第6-3表 健康診査の実施状況 ……251

第6-4表 訪問指導の実施状況 ……251

(2)傷病別患者数

第6-5表 結核の最近の状況(人口10万対) ……251

(3)感染症

第6-6表 主要感染症年次別届出患者数 ……252

[2] 医療

(1)医療費の公費負担

第6-7表 子ども医療費助成公費負担状況 ……252

第6-8表 結核医療費公費負担状況 ……252

第6-9表 精神障害者医療費公費負担状況(3月診療分～2月診療分) ……253

(2)血液事情

第6-10表 年次別採血供給状況 ……253

第6-11表 年代別献血者の状況 ……253

(3)救急医療

第6-12表 大分県ドクターヘリの運航実績 ……253

[3] 環境衛生

(1)生活衛生関係営業等施設数

第6-13表 生活衛生関係営業等施設数 ……254

(2)食品の安全確保

第6-14表 食中毒の発生状況 ……254

第6-15表 食品衛生監視実績件数 ……254

第6-16表 食品などの収去検査状況 ……254

第6-17表 食品衛生監視機動班の活動状況 ……254

第6-18表 と畜検査頭数 ……255

第6-19表 食鳥検査羽数 ……255

(3)水道の整備

第6-20表 水道の普及状況 ……255

第6-21表 水道の施設別普及状況 ……255

第6-22表 市町村別水道の施設別普及状況 ……256

(4)動物の愛護管理対策の推進

第6-23表 犬・猫等の保護・管理実施状況 ……256

7 環境保全

[1] 公害の未然防止

(1)公害防止対策

第7-1表 大気環境の推移(一般環境大気測定局の環境基準達成率の推移) ……257

第7-2表 水環境の推移 ……257

(2) 大分県環境影響評価条例の制定

第7-3表 環境影響評価の指導・審査件数の推移 …258

[2] 廃棄物の処理

(1) 一般廃棄物の処理

第7-4表 ごみ処理状況の推移 ……258

第7-5表 生活排水処理率の推移 ……258

第7-6表 し尿処理状況の推移 ……258

第7-7表 浄化槽設置基数の推移 ……259

(2) 産業廃棄物の処理

第7-8表 産業廃棄物の排出量と処理状況 ……259

第7-9表 産業廃棄物処理施設整備状況 ……260

第7-10表 産業廃棄物処理業者の状況 ……260

8 商 工 業

[1] 中小企業の振興

(1) 県制度資金

第8-1表 県制度資金の予算及び融資状況 ……261

(2) 信用保証制度

第8-2表 県信用保証協会の主要保証制度一覧 …262

第8-3表 大分県信用保証協会の基本財産及び保証実績 ……263

[2] 雇用促進と職業能力開発

(1) 一般職業紹介状況

第8-4表 新規求人産業別構成 ……264

第8-5表 新規求職者の推移 ……264

第8-6表 就職者の状況 ……264

(2) 新規学卒者

第8-7表 中学校卒業者の職業紹介状況 ……265

第8-8表 高等学校卒業者の職業紹介状況 ……265

(3) 職業能力開発

第8-9表 県立職業能力開発施設の状況
(平成30年度) ……265

第8-10表 大分職業能力開発促進センターの状況
(平成30年度) ……265

9 労 働

[1] 労働事情と労働福祉

(1) 労働組合・賃上げ状況

第9-1表 労働組合の推移 ……266

第9-2表 主要団体別組織状況 ……266

第9-3表 春季賃上げ要求・妥結状況の推移(加重平均) ……266

第9-4表 一時金妥結状況の推移(加重平均) …266

(2) 労働争議

第9-5表 形態別労働争議の推移 ……267

[2] 労働委員会の審査と調整

(1) 労働組合の資格審査

第9-6表 労働組合資格審査取扱件数 ……267

第9-7表 労働組合資格審査終結状況 ……267

(2) 不当労働行為の審査

第9-8表 不当労働行為事件申立別取扱件数 ……268

第9-9表 不当労働行為事件終結状況 ……268

(3) 労働争議の調整

第9-10表 労働争議調整事件取扱件数 ……268

第9-11表 労働争議調整事件終結状況 ……268

(4) 個別労働関係紛争のあっせん

第9-12表 個別労働関係紛争事件取扱件数 ……269

第9-13表 個別労働関係紛争事件終結状況 ……269

10 農 業

[1] 大分県の農業

(1) 農家数と農業従事者数

第10-1表 農家数の推移 ……270

第10-2表 主副業別農家数の推移(販売農家) …270

第10-3表 農業従事者等の推移 ……270

(2) 耕地利用

第10-4表 耕地面積の推移 ……270

第10-5表 農作物作付延べ面積の推移 ……270

第10-6表 耕地利用率の推移 ……270

(3) 農業産出額

第10-7表 農業産出額・生産農業所得の推移 ……271

(4) 農業協同組合

第10-8表 農協数の推移 ……271

第10-9表 総合農協の組合員・役員数の推移 ……271

第10-10表 総合農協の事業量の推移 ……271

第10-11表 総合農協検査実施状況 ……272

(5) 農業共済事業

第10-12表 農業共済事業の種類並びに仕組み ……272

第10-13表 農業共済事業の状況 ……272

[2] 農業生産

(1) 米・麦・大豆の生産状況

第10-14表 九州からみた大分県の水稲作付状況 …273

第10-15表 九州からみた大分県の麦(4麦)作付
状況 ……273

第10-16表 九州からみた大豆の栽培面積の推移 …273

(2) 園芸作物の生産状況

第10-17表 野菜生産の状況 ……274

第10-18表 果樹生産の状況 ……274

第10-19表 花き生産の状況 ……275

(3) 畜産の生産状況

第10-20表 平成30年 畜産産出額及び構成比 ……275

第10-21表 家畜の飼養戸数・頭羽数の推移 ……275

[3] 農業生産基盤の整備

(1)水田の整備

第10-22表 水田整備の推移 ……………276

第10-23表 水田の排水対策の推移 ……………276

(2)農道の整備

第10-24表 農道整備の推移 ……………277

(3)ため池の改修

第10-25表 ため池改修の推移 ……………277

(4)農業農村整備事業における獣害防止柵設置の推移

第10-26表 獣害防止柵設置の推移 ……………278

(5)多面的機能支払交付金の取組

第10-27表 多面的機能支払交付金取組状況の推移 …278

[4] 農業金融

(1)農業近代化資金

第10-28表 農業近代化資金融資実績 ……………279

第10-29表 近代化資金融資枠・承認実績 ……………279

(2)財政資金

第10-30表 大分県農業経営改善促進資金融資実績 …279

(3)日本政策金融公庫資金

第10-31表 日本政策金融公庫資金融資実績 ……………280

(4)県単資金

第10-32表 農山漁村女性・若者活動支援資金及び
運転資金等融資実績 ……………280

(5)農業信用基金協会

第10-33表 農業信用基金協会の債務保証残高 ……280

第10-34表 基金の造成状況 ……………281

[5] 青年農業者の育成

第10-35表 農業青年等の研修 ……………281

11 林 業

[1] 森林資源と森林組織

(1)民有林資源

第11-1表 大分県の民有林資源の推移 ……………282

(2)森林組合

第11-2表 森林組合の概要 ……………282

第11-3表 地区内森林所有者と組合員数 ……………282

第11-4表 出資の状況 ……………283

第11-5表 年齢階層別雇用労働者の推移 ……………283

[2] 林業後継者の育成

第11-6表 林業後継者育成事業の実績 ……………283

第11-7表 木材産業等高度化推進資金融資の実績 …283

第11-8表 林業・木材産業改善資金融資の実績 …284

12 水 産 業

[1] 水産業の推移と現状

(1)漁業従事者と漁業生産

第12-1表 漁業就業者の推移 ……………285

第12-2表 漁業生産額の推移 ……………285

第12-3表 漁業生産量の推移 ……………285

第12-4表 漁船登録隻数の推移 ……………285

[2] 漁業協同組合の育成強化

(1)漁業協同組合

第12-5表 漁業協同組合の現状 ……………286

[3] 漁業金融の充実

(1)漁業金融

第12-6表 漁業近代化資金融資の実績 ……………286

第12-7表 沿岸漁業改善資金融資の実績 ……………286

13 土木・建築

[1] 道路・河川・港湾・砂防・海岸

(1)道路整備

第13-1表 道路現況総括表 ……………287

第13-2表 道路事業費（最終予算額）の推移 ……287

(2)河川事業

第13-3表 河川の概況 ……………288

第13-4表 河川改修事業費の推移 ……………288

(3)治水ダムの概要

第13-5表 治水ダムの概要 ……………289

第13-6表 ダム建設事業費の推移 ……………289

(4)災害復旧事業

第13-7表 災害復旧事業費（決定工事費）の推移 …289

(5)港湾整備の状況

第13-8表 港湾整備事業の実施状況 ……………290

第13-9表 航路別航送台数の推移 ……………290

第13-10表 取扱コンテナ数（内外貿易別） ……290

第13-11表 港湾取扱貨物の推移 ……………290

第13-12表 平成30年港湾別取扱貨物量 ……………291

(6)砂防事業

第13-13表 土砂災害対策施設整備率 ……………291

第13-14表 砂防関係事業の実施状況 ……………291

第13-15表 土砂災害防止法に基づく警戒区域等の
調査及び指定の実施状況 ……………292

(7)海岸保全事業

第13-16表 水管理・国土保全局所管海岸整備事業
の実施状況 ……………292

第13-17表 港湾局所管海岸整備事業の実施状況 …292

(8)都市計画

第13-18表 都市計画の現況 ……………293

第13-19表 都市施設等の整備状況 ……………293

第13-20表 都市計画事業費の推移 ……………294

第13-21表 都市計画法による開発許可 ……………294

第13-22表 宅地造成等規制法による許可の状況 …294

[2] 土地利用

(1)土地利用計画

第13-23表	県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の推移	294
第13-24表	土地利用基本計画面積の推移	295
第13-25表	地籍調査の推移	295
(2)土地取引規制と地価		
第13-26表	届出案件の処理状況	296
第13-27表	届出案件の利用目的	296
第13-28表	地価公示の地点数及び平均価格の推移	296
第13-29表	地価調査の地点数及び平均価格の推移	297

[3] 建築・営繕

(1)住宅建設

第13-30表	着工建築物の棟数と新設住宅の戸数	297
---------	------------------	-----

(2)建築指導

第13-31表	建築基準行政の状況	297
第13-32表	建築士事務所登録状況	297

(3)宅地建物の取引

第13-33表	宅地建物取引業者数	297
第13-34表	宅地建物取引士資格試験実施状況	297
第13-35表	宅地建物取引士登録者数	298

(4)営繕

第13-36表	営繕工事執行状況	298
第13-37表	設計委託執行状況	298

14 公営企業

(1)電気事業

第14-1表	電気事業会計決算状況	299
第14-2表	売電量及び料金収入状況	299

(2)工業用水道事業

第14-3表	工業用水道事業会計決算状況	299
第14-4表	工業用水供給量及び料金収入状況	300

(3)持続可能な経営基盤の確立

15 教育・文化

[1] 教育行政

(1)行政組織と職員

第15-1表	教育委員会行政組織の改正	301
第15-2表	年度別教職員定数	301

(2)教育予算

第15-3表	年度別教育予算	301
--------	---------	-----

(3)学校施設の整備

第15-4表	公立学校建物の実態	302
第15-5表	小・中学校建物新增改築実施事業	303
第15-6表	公立文教施設整備事業国庫負担状況 (平成27～30年)	303

(4)奨学制度

第15-7表	大分県奨学会奨学生出願状況及び採用者数	304
--------	---------------------	-----

[2] 芸術文化

(1)文化施設

第15-8表	博物館(相当施設)	305
--------	-----------	-----

(2)県立総合文化センター

第15-9表	文化ホール利用率	305
--------	----------	-----

(3)県立美術館

第15-10表	施設利用状況	306
第15-11表	美術資料収集状況	306

(4)文化財

第15-12表	国・県指定文化財件数	306
---------	------------	-----

[3] 体育・スポーツ

第15-13表	平成30年度児童生徒体格一覧表	307
第15-14表	平成30年度児童・生徒疾病状況一覧表	308
第15-15表	平成28年度と平成30年度の体力・運動能力の比較	309
第15-16表	県営体育施設利用状況	309
第15-17表	大分スポーツ公園利用者実績	310

[4] 私学の振興

第15-18表	私立学校助成費の推移	311
第15-19表	経常的経費に占める運営費補助金の状況(高校)	311

[5] 国際交流

(1)海外渡航者数

第15-20表	旅券発行件数・海外渡航者数	312
第15-21表	年代別旅券発行件数(平成30年)	313

(2)海外派遣・外国人留学生の受け入れ

第15-22表	派遣先国別派遣者数 年度別派遣者数	314
第15-23表	派遣先国別派遣者数	315
第15-24表	国・地域別留学生数	316
第15-25表	大分県内で修学する留学生数の推移	316

(3)外国人登録者の状況

第15-26図	外国人登録者数	317
第15-27表	外国人登録国籍別人員	318

16 警察

(1)県下の犯罪情勢

第16-1表	刑法犯罪種別認知・検挙件数	319
第16-2図	刑法犯包括罪種別認知件数の構成比	319
第16-3表	特殊詐欺認知件数・被害額 特殊詐欺の類型	320

(2)生活安全警察活動

第16-4表	刑法犯少年の検挙・補導状況	320
第16-5表	薬物乱用少年の検挙・補導状況	320

第16-6表	少年相談の活動状況	320
(3)刑事警察活動		
第16-7表	薬物事犯検挙被疑者の状況	320
第16-8図	暴力団員等検挙人員の推移	320
(4)その他の警察活動		
第16-9表	山岳遭難の状況	321
第16-10表	水難事故の状況	321

17 表 彰

(1)大分県表彰

第17-1表	大分県表彰（知事表彰）	322
--------	-------------	-----

(2)大分県賞詞

第17-2表	大分県賞詞	322
--------	-------	-----

(3)教育委員会表彰

第17-3表	大分県教育功労者表彰	322
--------	------------	-----

第17-4表	大分県教育実践者表彰	322
--------	------------	-----

第17-5表	大分県教育奨励賞	322
--------	----------	-----

(4)叙位・叙勲など

第17-6表	叙位受章者	323
--------	-------	-----

第17-7表	春秋叙勲受章者	323
--------	---------	-----

第17-8表	危険業務従事者叙勲受章者	324
--------	--------------	-----

第17-9表	高齢者叙勲受章者	324
--------	----------	-----

第17-10表	死亡叙勲受章者	324
---------	---------	-----

第17-11表	褒章受章者	324
---------	-------	-----

県政重要年誌

（昭和64年・平成元年～平成31年3月まで）	325
------------------------	-----

これまでの県政10大ニュース	421
----------------	-----

県政のあゆみ

第 I 章

健やかで心豊かに暮らせる安心の大分県

安心

子育て満足度日本一の実現

1

次代を担う子どもを社会全体で支える環境の整備

(1) 地域における子育て支援の充実

少子化・核家族化の進行や、地域コミュニティの希薄化により、地域で子育てを支える力が弱まっている。次代を担う子どもの成長を、身近な地域など、社会全体で支援するため、地域の実状に応じた子ども・子育て支援を推進し、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等の支援の量の拡充を図った。

また、市町村計画に基づく地域の教育・保育の提供体制の確保を支援し、保育士・幼稚園教諭・保育教諭・地域子育て支援拠点の職員など、子育て支援に関わる人材の養成・確保と質の向上を推進している。

(2) 安心して子育ても仕事もできる環境づくり

女性活躍の推進等に伴い、母親が就労する世帯が増加しており、男女を問わず、子育てと仕事の両立支援の更なる充実が必要となっている。結婚や子育ての希望を叶え、喜びや楽しみを持って子育てできる環境を整えるため、子育て世代や3世代が暮らす住宅改修への支援や、男性の育児参画を可能とする職場環境づくりのため、「おおいたイクボス宣言」の周知などの意識啓発を推進している。

2

きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

(1) 子育ての悩みや不安の解消等、虐待の予防体制の強化

児童虐待相談対応件数は、増加の一途をたどっており、児童虐待の未然防止が重要となっている。

そのため、「いつでも子育てほっとライン」による24時間365日の電話相談体制の充実に努め、子どものしつけ方に関する悩みなど、年々増加している保護者からの相談に対応している。

市町村・児童相談所・警察など関係機関による情報共有と連携を強化している。

また、増加する児童虐待相談対応に迅速かつ確実に対応するため、児童福祉司等を増員するとともに、平成28年度から児童相談所に警察OB（再任用）を配置し、法的対応力を強化するため平成29年度から非常勤弁護士を配置している。

(2) 児童虐待に対する取組の強化

保護を必要とする子どもの早期発見と適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を活用し、

(3) 児童養護施設や里親などによる代替養育の充実

平成28年の児童福祉法改正により、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要であること（「家庭養育

優先の原則」が示された。

一方、様々な事情により、子どもが家庭で養育を受けられない場合には、より家庭に近い環境での養育を推進している。

児童養護施設や乳児院では、家庭的な養育環境を整備するための小規模化・地域分散化等を促進している。また、家庭と同様の養育環境における養育を推進するため、里親制度の普及・啓発活動などにより里親を確保し、里親への訪問支援やレスパイトケアの実施等により、里親支援の充実に努めている。

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭では、親が子育てや家事、生計維持の役割を一人で担っているため、日常生活や経済面での困難が多く、心身ともに負担が大きくなる傾向があるが、どのような家庭の形態であっても、誰もが個人として尊重され、いきいきと自立した生活を営み、また、子どもが健やかに育っていくことが望まれる。

本県では、ひとり親家庭等をめぐる状況やこれまでの施策の成果を踏まえ、平成27年3月に「大分県ひとり親家庭等自立促進計画第3次計画」を策定した。

この計画では、「ひとり親家庭等の健康で文化的な生活と子どもの健やかな育成が実現する社会づくり」を基本理念に掲げ、「相談体制と情報提供の充実」、「子育て・生活支援策の充実」、「就業支援の推進」、「養育費確保及び面会交流支援対策の充実」、「経済的支援の充実」の5つの基本目標を設定し、幅広い施策を実施した。

ア 相談体制と情報提供の充実

(ア) 母子・父子自立支援員による相談事業の実施

母子・父子自立支援員が地域における総合窓口として、ひとり親家庭の父母や寡婦が抱えている悩みや問題を把握し、子育てや生活、就業等に関する助言や情報提供を行うことにより、適切な自立支援を実施した。

また、母子・父子自立支援員の資質の向上の

ための研修を実施している。

(イ) 母子・父子福祉センター事業

ひとり親家庭の父母や寡婦に対する福祉の総合相談窓口として、子育てや生活、就業等に関する相談、情報提供などを行っている。

(ウ) 子育て相談機能の充実

24時間365日体制で子どもと子育てに関するあらゆる電話相談を受ける「いつでも子育てほっとライン」により、子育ての不安解消に取り組んでいる。

イ 子育て・生活支援策の充実

(ア) 放課後児童クラブ

昼間、家庭に保護者がいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置促進を図っている。

(イ) 県営住宅優先入居の推進

県営住宅の入居募集を行う場合、ひとり親家庭等の生活困窮者向けの優先入居枠を設定している。

(ウ) 奨学金等の活用促進による学習支援

子どもの学習支援のため、教育費用免除制度をはじめ奨学金制度や貸付金制度などについて、学校とともに周知を図っている。

ウ 就業支援の推進

(ア) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭の父母や寡婦が希望に添った就業により自立できるよう、ハローワークと連携を図りながら、就業相談、就業情報の提供、職業あっせん、就業支援講習会の開催など、ひとり親家庭の父母及び寡婦への一貫した就業支援サービスの提供を行っている。

(イ) 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の父母が、就業に結びつく資格を取得するにあたり、教育訓練講座（ホームヘルパー、栄養士等）を受講し、終了した場合、講座修了後に自立支援教育訓練給付金を支給している。

(ウ) 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の父母が、看護師、介護福祉士、保育士など、経済的自立に効果が高く、就職に有利な資格を取得する場合に、高等職業訓練促進給付金等を支給している。

エ 養育費確保及び面会交流支援対策の充実

弁護士による無料法律相談会を実施し、養育費等に関する相談に適切に対応している。

オ 経済的支援の充実

(ア) 児童扶養手当の給付事業

離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童（満18歳に達してから最初の3月31日までの者等）が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、当該児童を監護している者に対して児童扶養手当を支給している。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活の安定、さらにその児童の福祉の向上のため、各種資金の貸付けを行っている。

(ウ) ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の健康の保持と生活の安定のために医療費を助成する事業を実施している。

(5) 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力の下で、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが、重要である。

県では、子どもを取り巻く現状と課題を踏まえ、平成28年3月に「大分県子どもの貧困対策推進計画」を策定した。

この計画では、「子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現」を基本目標とし、「教育の支

援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つを支援の柱として、幅広い施策を実施している。

ア 教育の支援

(ア) スクールソーシャルワーカーの配置推進

スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置し、児童生徒の課題解決に取り組んでいる。

(イ) 幼稚園等教員への研修機会の充実

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の教職員に対して、実践的指導力向上等の研修会を実施している。

イ 生活の支援

(ア) ひとり親家庭に対する相談事業の充実

大分県母子・父子福祉センターにおいて、専門員が、関係機関と連携し、来所や電話による一般相談に対応する他、弁護士による無料法律相談を定期的実施している。

(イ) 保育料の負担軽減

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、保育所・認定こども園、認可外保育施設等に入所する3歳未満児の保育料を減免する市町村を支援している。

(ウ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

技能習得期間の生活の維持・安定のためなどに必要な母子父子寡婦福祉資金（生活資金等）の貸付を行っている。

(エ) 子どもの居場所づくりに関する支援

地域の子どもたちが、食事と学習やレクリエーション等の活動を通じて、安心・安全に過せる場所として「子ども食堂」の取組を支援している。

ウ 保護者に対する就労の支援

(ア) 生活困窮者への自立相談支援

自立相談支援機関に配置された就労支援員により、就労先の開拓や斡旋、就労に関するアドバイス等の就労支援を実施している。

- (イ) ひとり親家庭に対する就業支援
母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門員による相談対応、求人情報の提供、職業あっせんまで継続した支援を行っている。
- (ウ) 母子家庭等自立支援給付金事業
就職に有利な資格取得を希望するひとり親に対して、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給している。

エ 経済的支援

- (ア) 放課後児童クラブ利用料における負担軽減
保護者負担金が払えずに放課後児童クラブの利用を断念することのないよう、市町村とともに、低所得世帯の保護者負担金の減免を行っている。
- (イ) 児童扶養手当の給付事業
離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童（満18歳に達してから最初の3月31日までの者等）が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、当該児童を監護している者に対して児童扶養手当を支給している。
- (ウ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付
母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活の安定、さらにその児童の福祉の向上のため、各種資金の貸付けを行っている。
- (エ) 子ども医療費の助成
子どもの傷病の早期治療と保健の向上を図るため、市町村が実施する乳幼児等への医療費助成を通じて、家族の経済的負担の軽減を図っている。

(6) 障がい児への早期支援の取組の強化

ア 乳幼児・健康診査や相談・療育支援体制等の充実

障がいの早期発見から早期の相談支援につながるよう、市町村が実施する5歳児健診や発達相談会に専門医を派遣するとともに、1歳6か月児健診や3

歳児健診へのアセスメントツールの導入促進によりスクリーニング精度の向上を図っている。

また、発達障がい者支援センターにコーディネーターを配置することにより、各地域で障がい児に係る個別支援の調整を行っている。

イ 児童発達支援センターを中核としたネットワークによるライフステージに応じた一貫した支援の推進

障がい児の在宅支援の実施主体である市町村と、地域の中核的な相談・療育施設である児童発達支援センターが連携して、センターを中心とする、障がい児に関わる保健、医療、福祉、教育、就労支援等各関係機関のネットワークづくりを進めている。

また、発達障がい児者支援に関する専門家として養成している発達障がい者支援専門員が、各地域において各関係機関をつなぐ役割を果たしている。

ウ 障がいのある子どもの家族に対する相談支援体制の充実と親の会の活動支援の推進

障がいのある子どもを育てている保護者の不安や悩みに寄り添うことができるペアレントメンターの養成・活用や、子どもの特性に対する客観的な理解の仕方や関わり方を学ぶ研修会（ペアレントプログラム）の実施により、保護者の孤立感や負担感の軽減を図っている。

また、夏季療育キャンプへの補助や総会等での意見交換等を通じて、親の会活動への支援も行っている。

3

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

(1) 結婚、妊娠、出産への支援

次代の親になるための意識を醸成するため、若い世代に対し、仕事、結婚、妊娠、出産といったライフデザインに関する啓発講座を実施している。

25～34歳の独身男女が結婚しない理由は、ともに「適当な相手にめぐり会わない」が第1位となっており、結婚を希望する若者への支援が求められている。このため、会員制のお見合いを行う「OITA えんむす部 出会いサポートセンター」を運営し、出会いの場づくりを行っている。

さらに、様々な要因により、不妊に悩む夫婦が増加していることから、特定不妊治療費助成制度を拡充し、全国トップクラスの助成を行っている。

(2) 安全で安心して出産できる体制づくり

ア 周産期医療体制の整備

総合周産期母子医療センター（大分県立病院）と大分大学医学部附属病院、地域周産期母子医療センター（大分市医師会立アルメイダ病院、別府医療センター、中津市立中津市民病院）とで周産期医療に係るネットワークを構築し、大分県周産期医療協議会等において、周産期医療関係者の連携強化を図っている。

平成30年4月には、周産期医療の適切な提供ができる体制の推進を目指して、「周産期医療体制整備計画」を改定した。

また、周産期死亡率の改善を図るため、周産期死亡症例検討会を組織し、県内の周産期死亡症例について、その要因分析等を行い、報告書にまとめている。

イ 妊婦・新生児期の検査等への支援

妊婦健康診査は市町村が公費負担し実施している。

県では、新生児に成長に必要な酵素やホルモンの異常の有無について検査を行う「先天性代謝異常等検査」を昭和52年から実施している。平成26年度からは、タンデムマス法を導入し、検査対象疾患を6疾患から19疾患に、さらに、平成30年度には20疾患に拡大した。

また、市町村では平成30年度から新生児聴覚検査の公費助成を行うことで、難聴が疑われる児の早期発見に取り組み、県では、早期治療と早期療育が開始できる体制の整備にむけた取り組みを行っている。

ウ 妊娠の悩み相談体制の整備

妊娠（望まない妊娠も含む）や出産後の悩みなど、妊娠にまつわる悩みをひとりで抱え込むことなく早期に相談でき、適切なサポートが受けられるよう、平成24年度から「おおいた妊娠ヘルプセンター」を開設し、電話相談、電子メール相談及び面接相談にて対応している。

センターでは、妊娠の悩みだけではなく、避妊などの家族計画、性感染症や婦人科疾患など、さまざまな女性の心身の悩みが寄せられるため、必要に応じて関係機関へ繋ぐなどの適切なサポートが行えるよう、関係機関と課題の共有を図り、それぞれの機能を活かした相談支援体制の整備を図っている。

(3) 小児医療体制の整備と医療費負担の軽減

子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するため体系的で効果的な小児救急医療体制の整備を推進するとともに、医療費の負担軽減を図る施策を実施している。

ア 小児救急医療体制の整備

(ア) 受診前の対策

保護者の不安を解消し、安心して子育てので

きる環境を整備するため、休日・夜間に子どもの急な病気やけがに関する相談に応じる「大分県こども救急電話相談事業」を実施しており、年間で約13,000件利用されている。

また、子どものよくある症状別対処法等をまとめた「小児救急ハンドブック」について、その活用を推進している。

(イ) 初期救急医療体制

休日・夜間に軽症の救急患者を受け入れる体制を整備するため、初期救急については、東部、南部、豊肥医療圏で「小児初期救急医療体制整備事業」を、中部医療圏で「小児初期救急センター運営事業」をそれぞれ実施している。

(ウ) 二次救急医療体制

手術や入院が必要な重症患者を受け入れる体制を整備するため、中部(大分)、北部、東部、南部医療圏で「小児救急医療支援事業」を実施するとともに、小児救急医療体制を構築することが困難な複数の医療圏(中部(臼津)、豊肥)を対象とする「子育て安心救急医療拠点づくり事業」を実施している。

(4) 子どもの健やかな発達と育児不安を抱える親への支援

ア ヘルシースタートおおいた

妊娠期から出産後の新生児期、乳幼児期等の段階に応じ、母子が受けられる医療や母子保健福祉サービスを体系的に整理し、妊娠中から地域で必要な支援をタイムリーに行うことにより、産後うつや育児不安の軽減、児童虐待の予防、発達障がい早期療育につながる「ヘルシースタートおおいた」の取り組みを推進している。

イ 子育て世代包括支援センター

少子化・核家族化等に伴い、子どもの健やかな発達と妊娠や育児に不安を抱く家庭を包括的に支援するため、関係者が連携して切れ目のない支援を行う仕組みである「子育て世代包括支援センター」事業

を、各市町村が地域の状況に合わせて実施していきけるよう、県・保健所単位で、研修会・説明会・連絡会等を開催し、事業実施を推進している。

ウ 小児慢性特定疾病児童等相談支援事業

小児慢性特定疾病児童等の長期療養が必要な児や家族を対象として、保健所保健師、大分県難病相談支援センターに配置した自立支援員が、地域の関係機関と連携して「小児慢性特定疾病児童等相談支援事業」を実施し、相互交流事業等も併せて実施し、児の成長と自立を促す取り組みを行っている。

(5) おおいた子ども・子育て応援プランの推進

地域や社会が子育てを応援し、子育ての喜びが感じられるような環境をつくるため、県では、「子育て満足度日本一」を目標に掲げた、「おおいた子ども・子育て応援プラン」を策定している。

平成27年度～令和元年度までの第3期計画では、「一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会」をめざし、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援に取り組んできた。

平成30年度現在、個別事業ごとの進捗状況を評価する指標88項目のうち、57項目を概ね達成(目標に対する達成率が90%以上)している。また、総合的な評価指標は、平成26年度の達成率67.9%が平成30年度には78.9%と、11ポイント増加しており、計画の推進が図られているところである。

ア 計画のめざす姿

一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会

(具体像)

(ア) 地域に支えられながら、安心して子育てをすることができる

(イ) 必要なときに子育て支援サービスを利用することができる

(ウ) 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる

(エ) 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことが

できる

- (オ) かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる

イ 計画の基本目標

子育て満足度日本一の実現

ウ 計画の基本姿勢

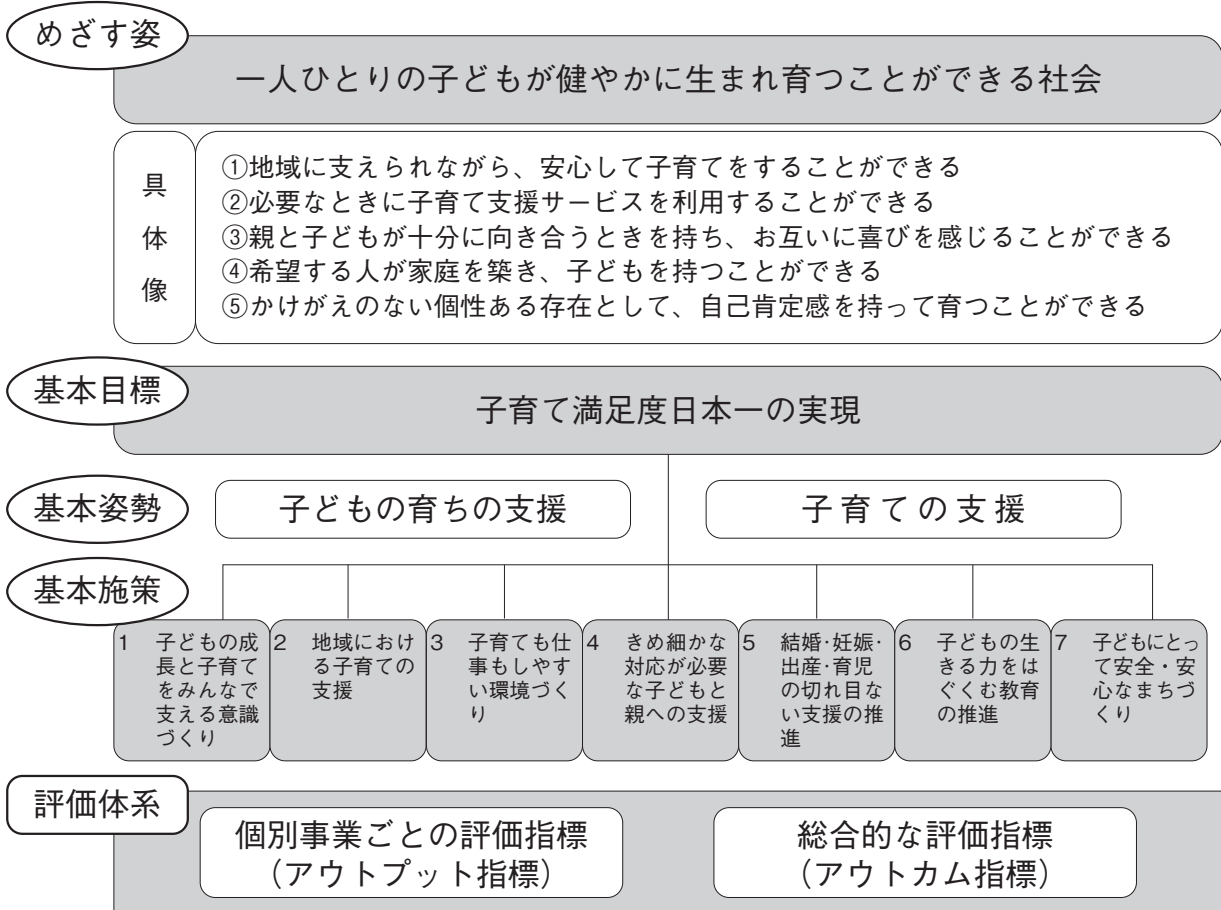
- (ア) 子どもの育ちの支援
(イ) 子育ての支援

エ 施策の基本方向（施策の体系）

オ 計画の推進

計画を着実に推進するためには、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、取組を進めていくことが大切である。

そのため、県民一人ひとりが、次世代育成支援の必要性等について深く理解し、自身の問題として自主的に取り組むことが何より大切であり、一般公募で選ばれた方や、県内各種団体の代表、学識経験者等で構成する「おおいた子ども・子育て応援県民会議」を設置し、全県的な広がりの中で各種施策を展開している。



(1) 健康づくりのための県民運動の展開

高齢化の進展により、医療や介護に伴う負担が増加する中、これまで以上に健康寿命を延伸することが、生活の質の向上及び持続可能な社会の構築のために重要な課題となっている。

生涯にわたり健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康寿命日本一の実現に向け県民総ぐるみの健康づくりの推進が必要である。

ア 健康寿命延伸県民運動推進事業

(ア) 健康寿命日本一おおいた創造会議

健康寿命日本一を目指す取組の推進母体として、平成28年6月に経済団体や保健医療福祉団体など39団体により構成される「健康寿命日本一おおいた創造会議」を設立した。各団体での健康づくり活動が推進されるとともに、多様な主体が協働して新たな健康づくりを創出するプラットフォームとして機能している。

(イ) 健康寿命日本一おうえん企業

「お」おおいた県民の「う」ندوق、「え」いよう、か「ん」きょうの改善をおうえんする企業の登録制度を創設し、健康な地域社会づくりを官民一体となって推進している。平成30年度末には87企業が登録し、運動イベントの開催やうま塩・野菜摂取の普及啓発等を主体的に実施している。

(ウ) 「みんなで延ばそう健康寿命」推進月間

健康寿命延伸推進月間を10月と定め、9～11月の3ヶ月間に集中した啓発活動を県下全域で行っている。平成30年度は健康づくりイベントが575回開催され、延べ15万人が参加した。

イ 県民主体の組織活動の推進

(ア) 食生活改善推進協議会

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、地域の食生活改善や健康づくりの活動を展開している。

(イ) 母子愛育会

地域住民自らによる声かけ訪問や地区での学習会を行っている。また、乳幼児から高齢者まで地域を基盤とした交流により、健康づくりを通じたまちづくり活動を展開している。

ウ おおいた健康ポイント推進事業

運動習慣の定着（歩数プラス1,500歩）を目指し、健康無関心層を引きつけるインセンティブとして、スマートフォンアプリ「おおいた歩得」を開発し、平成30年4月1日から運用を開始し、平成30年度末のダウンロード数は30,706件となっている。

歩数に加え、健診受診や健康イベントに参加するとポイントがたまり、協力店でのサービス利用や抽選により景品獲得ができるしくみとなっており、331店舗が協力店となっている。

また、本アプリを活用した「職場対抗戦」を実施するなど、働き盛り世代の利用者拡大と職場ぐるみの健康づくりに活用している。

エ 歯科口腔保健の推進

歯の健康は、活力ある生活を送るための基本であることから、う蝕、歯周疾患の予防対策や咀嚼等に関する歯・口腔の健康管理対策を各ライフステージに併せて計画的に実施するため、平成25年3月に改定した大分県歯科口腔保健計画の中間評価を平成29年度に実施した。この中間評価に基づき、各ライフステージにおいて関係機関等と連携しながら歯科口腔保健事業を実施している。

(ア) 歯科健康状況実態調査

大分県歯科口腔保健計画の中間評価を行うため、平成28年度に県内の成人を対象に口腔内状況の実態調査を行い、平成28年県民歯科健康実態調査報告として冊子に取りまとめた。

(イ) フッ化物洗口の推進

本県は、子どものむし歯が全国平均より多いため、これまで行って来た歯みがき指導、食事指導等の生活習慣の改善に加え、フッ化物を活用したむし歯予防対策（フッ化物塗布、フッ化物洗口）を推進した。

平成27年度以前では小中学校でフッ化物洗口を実施している市町村は少なかったが、平成30年度ではほぼ、全ての市町村が実施している。

(ウ) 障がい児者歯科口腔保健の推進

障がい児者の歯科口腔保健の推進のため毎年、歯科専門職向けの研修会を実施している。

また、平成26年度～平成28年度には歯科健診を受ける機会が少ない障がい児者に対し、歯科医師が施設を訪問して歯科健診、歯科保健指導を行った。

平成27年度には、障がい者の歯科診療を拡充させるため、既存施設の充実、新規設置の可能性等に関する調査研究事業を実施した。それを基に、平成29年度には、大分県歯科医師会に対して補助を行い、障がい児者専門の歯科診療施設である「大分県口腔保健センター」を設置し、平成30年3月から障がい児者の歯科診療を開始している。

(2) データヘルスに基づく糖尿病性腎症などの生活習慣病対策の推進

高齢化の進展や医療の高度化により医療費の増加傾向が続いており、本県の平成29年度の一人当たり医療費は全国7番目の高さとなっている。

なかでも、患者のQOLを著しく低下させ、経済的負担も多大となる人工透析患者が4,057人（日本透析医学会H30.12.31現在）と人口100万人当たりで全国5番目に多い状況となっており、糖尿病性腎

症などの生活習慣病対策の推進が課題となっている。

このため、平成28年5月に「大分県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定するなど関係者間の連携強化と個別支援強化による生活習慣病の重症化予防の取組を推進したほか、平成30年3月に「大分県医療費適正化計画（第三期）」を策定し、市町村国保、協会けんぽ等の各保険者とも連携のうえ、保健・医療・介護データを連結・分析した効果的なデータヘルスによる健康寿命延伸と医療費の適正化に取り組んでいる。

生活習慣病の発症・重症化予防のためには、まず、特定健診・がん検診等の受診が必要であり、その実施率向上も喫緊の課題となっている。そこで、特定健診受診率向上に向けては、平成30年度から居住する市町村以外の医療機関でも受診できる集合契約を開始したほか、がん検診の受診率向上に向けては、特に受診率の低い子宮頸がん検診や乳がん健診を対象にした無料クーポンの交付などに取り組んでいる。

(3) 健康を支える社会環境の整備

健康寿命の延伸のためには、社会全体で県民の健康を守り、支えるための環境づくりを進めることが必要である。

ア うま塩プロジェクト推進事業

食塩摂取量の減少（マイナス3g）を目指し、産官学が連携し、美味しい減塩（＝うま塩）の手法を開発し、商品化による量販店での販売拡大や、レシピ集配布やホームページでの掲載等により普及を図っている。

また、1食あたり食塩3g未満の食事を提供する外食・中食事業者を「うま塩メニュー提供店」として認定し、店舗拡大に取り組んでいる。

イ 「まず野菜、もっと野菜」プロジェクト推進事業

野菜摂取350gを目指し、平成30年度に生産・流

通・販売などの関係者で構成する「野菜部会」を設置し、若い世代が自然と野菜を食べたくなる仕組みづくりや「野菜の日（8月31日）」一斉キャンペーンなどに取り組んでいる。

また、外食・中食における「野菜たっぷりメニュー協力店」の登録・拡大を推進している。

ウ 健康経営事業所推進事業

事業所の従業員の健康づくりを支援するため、県独自の「健康経営事業所」の認定制度を平成26年度に創設し、登録・認定事業所の拡大に取り組んでいる。

保健所による事業所支援に加え、平成30年度から、中小企業の経営支援に従事する者を対象とした「健康経営推進員」を養成し、健康経営の普及啓発を推進している。

エ 受動喫煙防止対策

「生涯健康県おおいた21推進協力事業所（喫煙対策部門）」の登録拡大により、公共施設や職場における受動喫煙防止対策を推進している。また、健康経営事業所に対しては、認定要件である「建物内禁煙または敷地内禁煙」の実施に向けた支援に取り組んでいる。

オ 就労支援を含むがん相談強化事業

がん患者やその家族が、治療のステージに応じた支援や仕事と治療の両立を図るための支援が受けられるように、「おおいたのがんサポートブック」を作成し、がん相談支援センター等で活用してもらっている。

カ 医薬品等の安全確保と献血の推進

(ア) 医薬品等の安全確保

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品の製造業者に対して「GMP省令（製造管理及び品質管理の基準に関する省令）」に基づき厳正な査察を行っている。さらに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律や、偽造医薬品流通事案に端を発する平成29年の改正省令等に基づ

き、薬局や店舗販売業等に対し、定期的な監視・指導を行い、製造から流通・販売に至るまで品質及び安全性の確保に努めている。

加えて、医薬品の適正使用等を県民に啓発するため「薬と健康の週間」等の行事を例年開催するとともに、薬剤師が地域に出向いてお薬相談などを行う、「地域服薬健康相談支援事業」を平成29年から実施している。

また後発医薬品の普及に伴い、平成21年度には「大分県後発医薬品安心使用促進協議会」を設置し、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができる環境整備等に関する検討を行っている。

(イ) 薬物乱用防止対策の推進

全国では、平成30年の薬物事犯の検挙人員は14,322人と、依然として深刻な状況にある。このうち覚せい剤事犯による検挙人員が7割を占めているが、大麻事犯の検挙人員が平成30年に過去最多の3,762人となり、とりわけ20代以下の検挙人員が増えている。

覚せい剤、大麻などの薬物乱用を撲滅するためには、乱用者に対する取締りはもちろんのこと、薬物乱用を拒絶する規範意識の向上のための教育、予防啓発の充実をはかるとともに、薬物依存者やその家族の支援など薬物依存離脱対策も求められている。

本県では、毎年6月の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の一環として、県下各地で「6.26ヤング街頭キャンペーン」を実施している。

中学生、高校生における薬物乱用防止教育には講師を派遣し、正しい知識の普及啓発に努めている。

さらに、平成22年度からは大学・短大などで薬物乱用防止講座を開催し、若年層に対しての啓発活動を強化している。

一方、薬物依存者やその家族に対しては、こことからだの相談支援センターに社会復帰支援を行う相談窓口を、各保健所に「薬物相談窓口」を設置し対応している。

(ウ) 献血の推進

県内の血液事情は、概ね順調に推移している

が、少子高齢化の進展等の理由により、若年層献血者の減少が著しい。

県では、平成5年度から若年層に対する献血啓発キャンペーンを実施しており、平成22年度からは、「高校生献血の輪拡大事業」を開始し、高校生を対象とした啓発事業にも取り組んでいる。

また、平成23年度から、男性に限り17歳から「400mL献血」の協力が可能となり、若年層の献血者確保を図っている。

さらに、新たな献血者の掘り起こしが必要なことから、各市町村での献血推進体制を強化する事業を実施している。

平成30年中の献血者数は46,181人で、人口に対する献血率は3.9%（全国平均3.7%）となっており、全国第12位である。

九州各県の献血は、平成20年から福岡県久留米市にある九州血液センターに全て受け入れられ、九州管内一円での需給調整が可能となり、より安定的に血液を供給できる体制となった。

また、平成22年に「献血ルーム わったん」がトキハわさだタウン内に設置され、献血者確保対策の充実が図られている。

(エ) 毒物劇物危機管理体制の整備

平成18年度から県下の毒物・劇物に関する情報を一元管理する「毒物劇物危機管理システム」を構築し、流出・漏洩事故等に対する毒物劇物危機管理体制の整備を図るとともに、「大分県毒物劇物危機管理協力連絡会」を開催し、関係機関との連携強化を図っている。

(4) 総合的な自殺対策の推進

厚生労働省の人口動態統計によると、県内の自殺

者数は、平成10年以降、300人を超えることもあったが、平成20年からは200人台で推移し、平成30年は204人となっている。県では、平成19年度に大分県自殺対策連絡協議会を設置し、総合的な自殺防止対策を検討、実施してきた。

また、平成30年には、いのち支える大分県自殺対策計画を策定し、保健、医療、福祉、教育、労働、警察、民間団体など、様々な分野の機関や団体が「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、それぞれの役割を担うとともに、連携して自殺対策に取り組んでいる。

ア 自殺予防の普及啓発、電話相談や対面型相談など相談支援体制の充実

例年9月に、国の自殺予防週間キャンペーンに合わせて大分市内で普及啓発のための街頭キャンペーンを実施してきた。また、大分いのちの電話が24時間365日体制で自殺に関する電話相談を受けているのをはじめ、大分県こころとからだの相談支援センターと保健所が、電話相談や対面相談を実施してきた。

イ 相談支援に携わる人材の養成と自死遺族支援の推進

大分県こころとからだの相談支援センターが支援者向けの自殺対策専門研修や自死遺族支援のための気持ちの分かち合いの場の提供を行ってきた。

ウ 自殺を考えている人や未遂者等を関係機関が連携して支えるネットワークの構築

学識経験者や保健、医療、福祉等の幅広い分野における関係機関・団体で構成された大分県自殺対策連絡協議会を開催し、総合的な自殺対策の推進を図っている。また、市町村や保健所、社会福祉協議会、地域包括支援センター等によるネットワークを構築している。

大分県と全国の自殺者数の推移（人口動態統計）

資料：人口動態統計

	大 分 県				全 国	
	自殺者数	男	女	自殺死亡率	自殺者数	自殺死亡率
平成7年	214	140	74	17.4	21,420	17.2
平成8年	217	151	66	17.7	22,138	17.8
平成9年	219	144	75	17.9	23,494	18.8
平成10年	321	245	76	26.2	31,755	25.4
平成11年	281	208	73	23.0	31,413	25.0
平成12年	323	229	94	26.6	30,251	24.1
平成13年	265	175	90	21.8	29,375	23.3
平成14年	316	228	88	26.0	29,949	23.8
平成15年	309	221	88	25.5	32,109	25.5
平成16年	321	226	95	26.6	30,247	24.0
平成17年	292	212	80	24.3	30,539	24.2
平成18年	299	227	72	24.9	29,921	23.7
平成19年	302	216	86	25.3	30,777	24.4
平成20年	279	203	76	23.4	30,229	24.0
平成21年	295	223	72	24.9	30,707	24.4
平成22年	266	193	73	22.4	29,554	23.4
平成23年	251	171	80	21.2	28,896	22.9
平成24年	261	176	85	22.2	26,400	21.0
平成25年	255	190	65	21.8	26,063	20.7
平成26年	205	142	63	17.6	24,398	19.5
平成27年	191	127	64	16.5	23,152	18.9
平成28年	194	138	56	16.9	21,017	16.8
平成29年	209	151	58	18.3	20,465	16.4
平成30年	204	148	56	18.0	20,032	16.1

※自殺死亡率：人口10万人中の自殺者数のことで、自殺率とも言う。

2 安心して質の高い医療サービスの充実

(1) 医療従事者等の育成・確保

ア 医師の育成・確保

医療施設従事医師数について、厚生労働省が平成31年2月に公表した医師偏在指標によると本県は242.8であり、全国平均239.8とほぼ同じであるが、二次医療圏ごとに見ると、別府市を含む東部医療圏と大分市を含む中部医療圏は医師多数区域（注1）となるものの、南部及び西部医療圏は医師少数区域（注2）、豊肥及び北部医療圏は多数・少数いずれ

でもない区域となっている。このように、本県では医師の地域偏在が顕著となっており、地域医療を支える医師や小児科、産科などの特定診療科における医師の不足が深刻化している。

（注1）医師多数区域とは、全国の335の二次医療圏の医師偏在指標の上位3分の1（112位まで）をいう。

（注2）医師少数区域とは、全国の335の二次医療圏の医師偏在指標の下位3分の1（224位以下）をいう。

このため、自治医科大学卒業医師に加え、大分大

学医学部地域枠卒業医師（以下「地域枠医師」という。）を育成し、地域医療を担う医師の確保を図っている。特に平成19年度に創設された本県の地域枠医師は、平成27年度から地域の医療機関で勤務を始めており、その数は年々増加している。

(ア) 地域枠卒業医師配置調整会議

地域で勤務する地域枠医師の増加に伴い、地域枠医師を医師が不足する地域に適切に配置することが必要となることから、平成29年度に大分大学医学部と大分県とで地域枠卒業医師配置調整会議を立ち上げた。この会議において、地域枠医師の希望や、地域枠医師の派遣先となる地域の中核的な病院のニーズ等を踏まえた配置調整を行うこととしており、地域枠医師の適切な配置に向けた体制を整備した。

(イ) 医師U I J ターン促進事業

自治医科大学卒業医師と地域枠医師の育成・確保に加え、県外からの医師の確保を図るため、平成29年度から医師U I J ターン事業を開始した。県外からの初期臨床研修医を確保することを目的に、県内の複数の臨床研修病院をバスで回る臨床研修病院見学バスツアーでは、平成29、30年度はいずれも10名を超える参加者があった。平成30年度における臨床研修病院を決めるマッチングでは、参加者の中から5名が大分県の臨床研修病院を選んでおり、まだ緒に就いたばかりではあるが、着実に成果をあげることができた。

(ウ) 大分県医療勤務環境改善支援センター

医師や看護師等の医療従事者の離職防止や定着促進を図るため、平成27年11月に医療従事者の勤務環境の改善に取り組む医療機関をサポートする「大分県医療勤務環境改善支援センター」を開設した。本センターには医業経営コンサルタントと社会保険労務士の専門スタッフを配置（業務委託）し、医療機関の勤務環境改善に向けた経営面や労務管理に関する相談に応じている。

(エ) ヘき地医療対策の推進

5年に一度行われる全国無医地区等調査で

は、平成26年10月現在、本県の無医地区は38地区で、前回調査時点より2地区減少したが、全国では3番目に多くなっている。

こうしたことから、どこでも適切な医療を受けられる体制整備を行うため、引き続き無医地区等の住民に対する巡回診療やへき地診療所への代診医派遣の充実を図るとともに、へき地医療拠点病院やへき地診療所の医療機器等の整備に対して助成を行うなど、へき地医療の確保・充実に向けた諸施策を推進している。

イ 看護職員の養成・確保

本県の看護職員数は、全国平均を上回っているものの地域偏在が課題となっている。また、近年、急速な高齢化の進行を背景に、疾病構造の変化や医療の高度化・専門分化、在宅医療や地域包括ケアの推進に伴う医療・介護の連携等、看護を取り巻く環境は大きく変化している。

このような変化に対応し、県民に安心で安全な質の高い看護を提供するため、修学資金貸与制度を活用するとともに、看護師等養成所運営費及び設備整備の補助や専任教員養成研修、実習指導者講習会などにより養成施設の育成力と実習指導力の向上に取り組んでいる。また、看護職員就業・定着促進として、新人看護職員研修の補助や実地指導者研修による新人看護師の離職防止に取り組むとともに、中小規模病院等看護管理者の支援を行い魅力ある病院づくりを推進し、保健所単位で看護ネットワークを構築している。また、在宅医療に関わる看護職員の資質向上対策として、医療施設等を対象とした訪問看護基礎研修や、在宅ターミナルケア研修等を実施している。

さらに、「大分県ナースセンター事業」として、看護職の潜在化を未然に防止し再就業を支援する届出制度の推進や、求人・求職情報の提供、無料職業紹介、職場復帰に向けた看護力再開発講習会の開催、在宅医療を推進するための訪問看護師養成講習会などを大分県看護協会に委託し実施している。

(2) 救急医療等医療体制の充実・強化

医療提供体制が希薄となる休日や夜間などにおける救急医療体制を確保するため、患者の重症度に応じた体系的な救急医療体制の整備を推進している。

また、災害時の医療救護活動の要となる災害派遣医療チーム（DMAT）隊員の人材育成など、災害時の医療体制の充実・強化を図っている。

ア 救急医療体制の整備

(ア) 初期救急医療体制

初期救急医療体制は、外来診療で比較的軽症な患者を受け入れるための体制であり、県内では16郡市医師会が休日の「在宅当番医制」を実施している。

また、歯科の救急については、別杵速見地域では別府口腔保健センター（別府市歯科医師会）による「休日等歯科診療所」、その他の地域では「歯科在宅当番医制」をそれぞれ実施している。

(イ) 二次救急医療体制

二次救急医療体制は、初期救急医療施設や救急搬送機関との連携のもと、24時間365日手術や入院が必要な重症患者を受け入れるための体制である。

県内を10の救急医療圏に分け、地域の実情に応じて、病院群輪番制（7医療圏37施設）及び共同利用型（3医療圏3施設）で実施している。

その他、救急病院等を定める省令に基づき、県知事が認定した救急告示医療施設（55施設）も救急医療を担っている。

(ウ) 三次救急医療体制

三次救急医療体制は、初期及び二次救急医療施設等との連携のもと、脳卒中、急性心筋梗塞や、重症外傷等の複数の診療領域にわたる重篤患者に対し、高度な専門的医療を総合的に実施するための体制である。

「救命救急センター」として、昭和53年度に指定した大分市医師会立アルメイダ病院、平成20年度に指定した大分大学医学部附属病院、大分県立病院及び国家公務員共済組合連合会新別

府病院の4施設により、県内を方面別にカバーする体制を整備し、三次救急医療体制の強化を図っている。

また、平成25年10月より、大分大学医学部附属病院を「高度救命救急センター」に指定し、広範囲熱傷、指肢切断及び急性中毒等の特殊疾患患者並びに身体合併症のある精神疾患患者の受入体制や、災害時の救命救急医療体制について、強化が図られた。

(エ) 広域救急医療体制

防災ヘリ「とよかぜ」や福岡県ドクターヘリ（運航区域：中津市、日田市、九重町、玖珠町）を活用するとともに、平成24年10月に大分大学医学部附属病院を基地病院とする本県独自のドクターヘリの運航を開始し、3機体制でへき地等の広域救急医療提供体制を整備している。

(オ) 精神科救急医療体制

平成28年3月、県立精神科基本構想検討委員会が精神科救急及び身体合併症治療に24時間365日対応可能な県立精神科病院の設置に向けた基本構想を策定した。この構想に基づき、県立病院精神医療センター（仮）の令和2年度中の開設準備を進めている。

併せて、精神医療・行政関係者の協力のもと、精神科医療を必要とする方々の夜間・休日における救急対応など、適切な医療を確保するための検討を行っている。

イ 災害医療体制の充実・強化

(ア) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

医療機関における傷病者の受入れや被災の状況を関係機関で情報共有し、災害時に迅速な対応が可能となるようEMISを運用しており、平時においては入力訓練などを行っている。

(イ) 災害拠点病院

災害拠点病院は、大規模災害時に発生する多発外傷や広範囲熱傷等重篤患者にいつでもすぐに対応することができる病院であり、本県では14の医療機関を指定している。

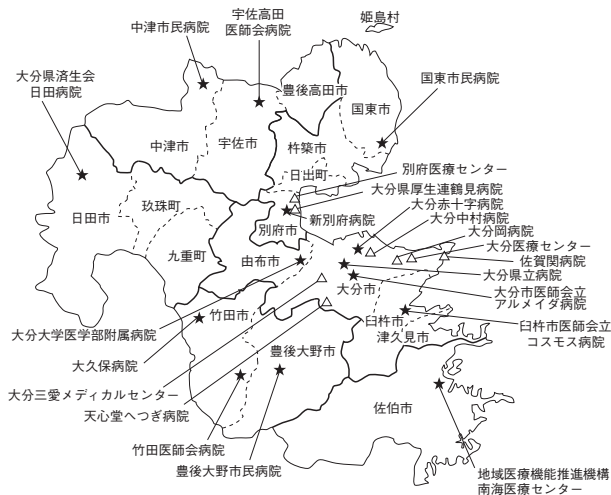
中でも大分県立病院は、「基幹災害拠点病院」

として災害医療を提供するうえで中心的な役割を担う。

また、そのほかの13病院も「地域災害拠点病院」として、各地域において災害時の医療提供の中心的な役割を担うとともに、他地域の災害拠点病院と連携して医療を提供する。

災害拠点病院・大分DMA T指定病院の配置状況

★…災害拠点病院、大分DMA T指定病院
△…大分DMA T指定病院



(ウ) 大分DMA T（災害派遣医療チーム）

災害派遣医療チーム（DMA T）とは、災害急性期（概ね発災から48時間以内）に災害現場にできるだけ早期に駆け付け、救命医療を実施するチームであり、医師、看護師等で編成されている。当県では平成20年2月に14の病院を指定し、大分DMA Tが発足した。

平成21年3月に4病院を、平成23年11月に2病院を、平成26年3月に1病院を、平成30年3月に1病院を追加指定し、現在では大分DMA



訓練に参加する大分DMA T

T指定病院は22病院となっている。



SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）
資機材を用いた広域医療搬送訓練

(エ) 大分県DPAT（災害派遣精神医療チーム）

大分県内・外で生命に関わる重大な事件・事故及び災害の発生直後に、現地の精神保健医療や心理的サポートを行うため、平成25年から災害派遣精神医療チーム（DPAT）派遣体制の整備を開始した。医療機関等と連携を図りながら、計画的に隊員を養成し、平成29年には九州北部豪雨災害の発生に伴い、初めて大分県DPAT隊が出動した。



訓練に参加する大分県DPAT

(3) 医療機能の分化と連携等による地域医療の充実

「治す医療」から超高齢化社会に見合った「地域全体で、治し支える医療」への転換と、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される地域完結型医療の推進が

求められている。このため、医療機関等の機能分化と連携を推進し、受け皿となる地域の病床の確保や、在宅医療の充実等地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制の整備に努めている。

ア 医療機能の分化・連携等

(ア) 地域医療構想の推進

地域における将来の医療提供体制のあるべき姿を示す「大分県地域医療構想」を平成28年6月に策定した。

この構想は、地域ごとの医療機能の現状や将来的な医療ニーズなどのデータに基づく見通しを踏まえ、その地域にふさわしい医療提供体制や方向性を示すビジョンであり、令和7(2025)年における病床の機能区分ごとの病床数の必要量や居宅等における医療の必要量等について定めている。

その達成に向けた施策として、医療・介護の幅広い関係者で構成される地域医療構想調整会

議での協議や、回復期病床の整備等に対する地域医療介護総合確保基金等を活用した財政的な支援を実施している。

(イ) 医療計画の推進

現行の大分県医療計画は、平成30年3月に令和5年度を目標年度として策定された（在宅医療については令和2年度に中間見直し）。

この計画は、「安心で質の高い医療サービスの充実」を基本理念として、本県の医療諸施策の基本方針となるものである。

今期の計画においては、主要事業である5疾病（がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、5事業（小児、周産期、救急、災害、へき地）及び在宅医療における医療提供体制の構築や達成すべき数値目標などを示している。

また、定期的に目標の進捗状況の把握及び評価を行うことにより、PDCAサイクルを機能させ、計画の推進を図ることとしている。

基準病床数と既存病床数

○療養病床及び一般病床

(単位：床)

二次医療圏	構成市町村	基準病床数	既存病床数	過不足
東 部 医 療 圏	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町	2,969	3,660	691
中 部 医 療 圏	大分市、臼杵市、津久見市、由布市	6,507	6,669	162
南 部 医 療 圏	佐伯市	749	1,083	334
豊 肥 医 療 圏	竹田市、豊後大野市	512	717	205
西 部 医 療 圏	日田市、九重町、玖珠町	620	1,079	459
北 部 医 療 圏	中津市、豊後高田市、宇佐市	1,058	2,083	1,025
計		12,415	15,291	2,876

* 既存病床数は、平成30年1月現在

○精神病床、結核病床及び感染症病床

(単位：床)

	大分県における基準病床数	大分県における既存病床数	過不足
精 神 病 床	4,365	5,247	882
結 核 病 床	30	50	20
感 染 症 病 床	28	40	12

* 既存病床数は、平成30年1月現在

イ 在宅医療の充実

在宅医療の充実を図るため、訪問看護ステーション従事者研修や入院医療機関の担当者を対象にした退院支援強化研修等の人材育成施策を実施してい

る。

また、基盤整備施策として、訪問看護ステーションサテライト新設に対する設備整備費の助成や、訪問診療実施に必要な貸出用医療機器整備に対する助成等を実施している。

さらに、在宅医療に携わる多職種の職務関係者や県民を対象に在宅医療推進フォーラムを開催し、好事例の情報共有や在宅医療に対する理解促進を図っている。

ウ 国民健康保険事業

国民健康保険は、全ての国民が何らかの医療保険に加入する国民皆保険の基盤となっている。

近年、市町村国保は、高齢化、低所得者層の増加により、十分な保険税収入が確保できず、財政が恒常的に逼迫している。

こうした中、国は、平成27年5月に国民健康保険法の一部を改正し、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保制度の財政基盤の安定化に向け、財政支援の拡充により財政基盤を強化するとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うこととした。

これを受けて県では、国保制度改革に向け、市町村や関係団体と協議を重ね、平成30年4月から、市町村とともに保険者となり、国民健康保険事業特別会計を設置し、国民健康保険の安定的な財政運営に取り組むとともに、市町村の国保事業の効率的な実施の確保に努めている。

エ 後期高齢者医療制度事業

平成20年4月から、75歳以上の高齢者等を対象とする「後期高齢者医療制度」がスタートし、大分県後期高齢者医療広域連合が制度の運営を行っている。

県では、広域連合に対し、医療給付費の定率負担等財政支援を行うとともに、運営事務について、必要な助言・指導を実施している。

(4) がん・難病患者等への支援の充実

ア がん対策

(ア) がん診療連携拠点病院機能強化事業

全国どこでも質の高いがん医療を受けることができるようにがん診療連携拠点病院(6)、がん

診療連携協力病院(3)が指定され、大分県内におけるがん対策の拠点として、専門的な治療を行うとともに、地域における連携体制の構築や医療従事者等の研修、相談支援センターでの相談・支援、がんの普及啓発・情報提供など行っている。

(イ) がん登録推進事業

平成23年1月から、医療機関の協力を得て、県内で発病したがん患者の罹患情報等をデータベースに登録・解析する「地域がん登録」を実施しており、平成28年1月からは、「がん登録等の推進に関する法律」に基づき、全国がん登録を実施している。これにより、すべての病院と県知事が指定した診療所にがん患者の罹患情報の届出が義務づけられ、大分県がん登録室に届けられることになった。

がん登録の推進により、がんの罹患率及び生存率の計測等を行い、本県におけるがんの実状を分析する等今後のがん対策の推進及びがん医療水準の向上を図る。

イ 難病対策

治療法の確立・普及と、患者の負担軽減を目的に特定疾患治療研究事業(56疾患)による難病対策が進められてきたが、新たに対策費用に消費税収入を充て、公平かつ安定的な制度確立のため、平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行された。

法施行時には、110疾患を対象に医療費助成が行われていたが、令和元年7月1日からは333疾患まで拡充される見込みである。

なお、難病医療確保のための連絡調整等を図るため、拠点病院(1)、準拠点病院(2)、基幹協力病院(10)及び一般協力病院・診療所からなるネットワークを構築し、大分県難病医療連絡協議会に配置した難病医療コーディネーターを中心に、難病医療に関する連絡調整、各種相談等を行っている。

また、難病相談・支援センターにおいて、難病相談支援員が難病患者の日常生活や療養、就労に関する相談・支援、患者・家族の交流活動に対する支援等を行っている。

ウ 臓器移植対策

「臓器移植に関する法律の一部を改正する法律」の施行（平成22年）に伴い、臓器の優先提供の意思表示が認めらるとともに、運転免許証等への意思表示記載が可能になり、本人の意思表示がなくても家族の同意があれば脳死下での臓器提供が可能となった。

また、15歳未満の子どもからの臓器移植も可能となった一方、虐待児童からの臓器移植がなされないように、臓器提供施設と児童相談所との連携強化が重要となる。

大分県臓器移植コーディネーターは、臓器移植普及推進月間キャンペーンなど通じて、意思表示方法等の啓発に力を入れるなど、県民への普及啓発に力を入れるほか、臓器移植推進体制の確保・整備に努めている。

なお、平成23年4月に県内で初めて脳死下での臓器提供事例があった。

エ 原爆被爆者対策

県内の被爆者健康手帳交付者（＝被爆者）数は、平成31年3月末現在、516人となっている。

被爆者援護のため、医療費の公費負担のほか、健康診断の実施、健康管理手当等各種手当及び葬祭料の支給、介護保険サービスを利用した際の自己負担額の助成などの施策を実施している。

なお、平成20年3月から数回にわたり原爆症の審査方針の見直しが行われ、より被爆者の立場に立ち、疾病が原爆放射線に起因することのほか、現に医療を要する状態にあることから、積極的に認定されることとなり、多くの方が必要な支援を受けられることとなった。

(5) 県立病院のさらなる機能強化

ア 高度・専門医療や政策医療などの医療機能の充実

県立病院はこれまでも、周産期医療などの高度・

専門医療をはじめ、民間医療機関では提供困難な感染症対策などの政策医療を提供してきた。令和2年秋には、精神医療センターも開設予定である。

今後も県立病院が「県民医療の基幹病院」としての使命を果たし、県民に対して継続的に良質な医療を提供していくために、幅広く多様な疾患に対応し、医療機能の充実に努めていく。

イ 急性期病院の役割を果たし地域の医療機関との連携強化

県民医療の基幹病院として主に周産期医療・小児医療・がん医療・救急医療・感染医療・災害医療など政策医療を担っている。救急で搬送が必要な患者さんや緊急入院が必要な患者さん、他の医療機関からの紹介で手術や精密な検査、重症で緊急の集中治療が必要な患者さんを迅速に受入れ、急性期医療を行っている。

当院で専門的な医療が終了し症状が安定した患者さんは、安心・納得してご自宅や地域に帰れるよう、入院前より退院に向けた支援を行っている。

病状により自宅に帰れない場合は、できる限り患者さんのご希望に沿った病院、医院を紹介している。

同様に、外来患者さんについても、病状が安定されたら、近くの医院を紹介している。

ウ 計画的な人材確保と育成

質の高い医療を提供するため、経営面等を含めて総合的に検討の上、医療免許職を確保するとともに、その育成を図っている。

(ア) 医師の確保と育成

大学医局との関係を維持するとともに、独自採用に向けた取り組みを強化し医師の確保を図っている。また、学会参加等の学術活動の促進に努めている。

(イ) 看護師の確保と育成

看護師養成機関からの実習や研修の受け入れ、講師の派遣などの連携、マイナビ主催の就職説明会や看護科学大学就職説明会への参加、就職希望者への春期及び夏期の病院見学会及びインターンシップの開催、採用試験の複数回の

実施など、質の高い看護師の確保を図っている。また、キャリア開発プログラムを主軸に、専門看護師や認定看護師などの看護実践能力に優れ自立した看護師を育成している。

(ウ) その他の医療免許職の確保と育成

良質な医療の提供や患者サービス、経営面等を総合的に勘案し、臨床工学技士などの人材の確保を図っている。また、専門的資格の取得促進にも努めている。

エ 大規模改修による安心・安全な医療の提供と経営基盤の強化

平成4年8月に大分市高砂町から、現在の大分市豊饒へ移転・新築して23年を経過した、平成27年から令和2年にかけて大規模な改修工事を順次実施している。

病棟においては、給排水及び空調設備等の改修により施設の維持を図るとともに、5階東病棟に感染

症病床を確保した。

また、外来診療の機能を再編し、婦人科、乳腺外科の集約化、腎臓内科、膠原病・リウマチ内科のブース新設、内視鏡科、消化器内科のブースの一体化などを順次行い、より診療機能と患者利便に資する配置とし、加えて、外来化学療法室とりハビリテーション室を増築棟に移設し、より広い空間で療養できるように環境を整備するなど、今後も病院機能を維持するための改修と併せて、患者視点に立った施設・設備などの療養環境を整備し、医療機能のさらなる強化を図っている。

大規模改修後も今回の改修工事で対象としなかった設備の更新について、整備計画を策定し、継続的かつ安定的に良質な医療を提供するとともに、県民医療の基幹病院としての使命を果たしていくため医療の質と経営の両立を図り、将来へ継続するための経営基盤をより強固にするよう努めていく。

3 高齢者の活躍と地域包括ケアシステムの構築

(1) おおいた高齢者いきいきプラン
(大分県老人福祉計画・介護保険事業支援計画の推進)

平成12年度に第1期の計画を策定した「豊の国ゴールドプラン21（大分県老人福祉計画・介護保険事業支援計画）」は、3年ごとに見直すこととされており、平成26年度には第6期計画（平成27年度～29年度）を策定した。

この計画では、高齢者の生きがいづくりや社会参画の促進、健康づくりと介護予防、安心して暮らせる基盤づくりの推進、認知症施策の強化等に取り組むこととした。

平成29年度には第7期計画（平成30年度～32年度）を策定した。

この計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて、第6期における地域包括ケアシステ

ム構築の取組を継承しつつ、自立支援、介護予防・重度化防止の推進や在宅医療・介護連携の促進を強化するなど、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることとしている。

ア 第7期計画の基本理念

地域包括ケアシステムの深化・推進～団塊の世代が全て75歳以上（後期高齢者）となる2025年を見据え、中長期的な視点に立ち、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に提供することにより、認知症の方も含め、高齢者が、生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくり“地域包括ケアシステム”のさらなる深化・推進を目指す。

イ 第7期計画の基本方針

- (ア) 生きがいづくりや社会参画の促進
- (イ) 健康づくりと介護予防の推進
- (ウ) 安心して暮らせる基盤づくりの推進
- (エ) 認知症施策等の推進

ウ 計画の推進

広域的な観点から、各高齢者福祉圏域のサービス水準等を踏まえ、県高齢者福祉施策推進協議会等の助言を得ながら、各市町村の方針を尊重しつつ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進を支援する。

本計画に掲げた高齢者の医療・保健・福祉施策を効果的・効率的に実施するため、それぞれの施策を担当する所属間の連携を十分図るとともに、高齢者の就業促進など、医療・保健・福祉以外の施策を担当する部門との連携を強化し、総合的な高齢者施策を推進する。

また、医療・保健・福祉サービスの担い手である社会福祉法人や医療法人などが事業を円滑に進められる環境整備に努めるとともに、医師会や薬剤師会などの関係機関・団体と連携して、地域全体で高齢者の生活を支える体制の整備を推進する。さらには保健所の持つ、企画調整や地域診断の機能等を活用し、多職種の連携促進や生活支援のマネジメント機能の強化に向けて市町村を支援する。

(2) 高齢者の生きがいづくり

ア 地域活動の促進

- (ア) 社会参加意欲の高い元気な高齢者が、地域貢献活動等の事業立ち上げに必要な知識やノウハウを学ぶ「おおいたアクティブシニア養成講座」を開催し、地域を支える担い手となるための人材育成を行っている。
- (イ) 豊かな知識や技術を持った、地域活動等に意欲のある高齢者を「ふるさとの達人」として登録し、放課後児童クラブや児童館、高齢者施設等

に派遣することで、高齢者と子どもたちとの交流の場づくりや、達人本人の生きがいづくりを推進している。

- (ウ) 元気高齢者地域活動応援事業として、元気な高齢者が、新たに事業を立ち上げる場合に支援を行い、健康寿命の延伸や高齢者の社会参加を推進している。

イ 老人クラブ活動

老人クラブは、高齢者の社会参加や仲間づくりなど、高齢化の進展に伴い、その果たす役割はますます重要になっている。県は、老人クラブ活動の自主性を尊重しながら、市町村及び県老人クラブ連合会などを通じて、その支援や育成強化に努めている。

ウ 豊の国ねりんピック

スポーツ・ふれあい交流大会や美術展、シルバーふれあい短歌・俳句・川柳展などを開催している。毎年、県内各地から約5,500人が参加しており、高齢者を中心とする県民の健康と生きがいの高揚を図るとともに、地域間・世代間交流を通じた健康や生きがいづくりに貢献している。

(3) 安心して暮らせる基盤づくりと介護予防の推進

ア 介護保険制度

高齢者人口の急増や核家族化の進行等により、従前の老人福祉法に基づく措置制度と家族による介護では支えることが難しくなったことなどから、平成12年4月から社会全体で高齢者の介護を支える介護保険制度が導入されることとなった。その後、介護保険制度は、平成18年、21年、24年、27年の見直しを経て、30年には「地域包括ケアシステムの深化・推進」を理念として、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することを主眼とする改正が行われた。

県では、介護保険法に基づく「介護保険事業支援

おおいた高齢者いきいきプランの主な目標値

サ ー ビ ス 基 盤	30年度実績（見込み）	32年度目標
(1) 訪問介護	3,335,967回／年	3,725,789回／年
(2) 訪問入浴介護	17,324回／年	21,541回／年
(3) 訪問看護	335,767回／年	349,643回／年
(4) 訪問リハビリテーション	155,927回／年	167,874回／年
(5) 居宅療養管理指導	74,134回／年	70,392回／年
(6) 通所介護	2,548,756回／年	2,514,259回／年
(7) 通所リハビリテーション	774,950回／年	850,675回／年
(8) 短期入所生活介護	408,495日／年	428,216日／年
(9) 短期入所療養介護	34,221日／年	42,876日／年
(11) 福祉用具貸与	202,919人／年	207,372人／年
(12) 特定福祉用具販売	2,915人／年	3,576人／年
(13) 居宅介護住宅改修	2,398人／年	3,180人／年
(14) 居宅介護支援	347,956人／年	362,136人／年
(15) 介護予防訪問入浴介護	147人／年	266人／年
(16) 介護予防訪問看護	52,772回／年	59,795回／年
(17) 介護予防訪問リハビリテーション	32,486回／年	32,268回／年
(18) 介護予防居宅療養管理指導	2,434人／年	2,712人／年
(19) 介護予防通所リハビリテーション	45,756人／年	46,488人／年
(20) 介護予防短期入所生活介護	9,460日／年	11,712日／年
(21) 介護予防短期入所療養介護	1,151日／年	1,294日／年
(22) 介護予防福祉用具貸与	63,867人／年	63,612人／年
(23) 特定介護予防福祉用具販売	1,614人／年	1,824人／年
(24) 介護予防住宅改修	1,983人／年	2,232人／年
(25) 介護予防支援	100,664人／年	104,436人／年
(26) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,770人／年	4,656人／年
(27) 夜間対応型訪問介護	1,213人／年	1,284人／年
(28) 地域密着型通所介護	304,844回／年	346,321回／年
(29) 認知症対応型通所介護	109,335回／年	126,551回／年
(30) 小規模多機能型居宅介護	8,686人／年	12,108人／年
(31) 認知症対応型共同生活介護	23,082人／年	26,016人／年
(32) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	2,261人／年	3,312人／年
(33) 介護予防認知症対応型通所介護	1,833回／年	2,111回／年
(34) 介護予防小規模多機能型居宅介護	1,696人／年	2,436人／年
(35) 介護予防認知症対応型共同生活介護	208人／年	192人／年
(36) 介護老人福祉施設	5,908人	5,947人
うち地域密着型介護老人福祉施設	1,064人	1,084人
(37) 介護老人保健施設	4,549人	4,638人
(38) 介護療養型医療施設	493人	－人
(39) 介護医療院	211人	－人
(40) 特定施設入居者生活介護	1,688人	1,837人
うち地域密着型特定施設入居者生活介護	211人	276人

計画」と「老人保健福祉計画」を併せて、「高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくりの推進～地域包括ケアシステムの構築～」を基本理念とした「おおいた高齢者いきいきプラン

（第6期）」を平成27年3月に策定し、市町村が実施する介護保険事業を支援してきた。

その後、第6期計画の方向性を継承しつつ、地域包括ケアシステムをさらに進化・推進することを目

指すこととした第7期計画（30～32年度）を平成30年3月に策定した。

する実務研修を受講した後、県の介護支援専門員名簿に登録される。

(ア) 要介護認定業務の適正な執行

介護保険制度において被保険者が介護保険サービスを受けるためには、市町村の要介護認定を受ける必要がある。県では、市町村の要介護認定の手續が全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に行えるよう、認定調査員や介護認定審査会委員、主治医等に対する研修を各圏域ごとに実施するなどして、認定事務の適正化に努めている。

大分県における介護認定審査会の設置状況

設置形態	圏域（市町村）名	圏域数
単独設置	中津、日田、佐伯、竹田、豊後大野、国東・姫島	6
広域連合	臼津	1
一部事務組合	別杵速見、玖珠九重	2
共同設置	大分・由布、宇佐・豊後高田	2

(イ) 介護支援専門員の養成及び支援

介護支援専門員は、要介護者等からの依頼により心身の状況や希望などを勘案して適切なサービスの種類や内容を定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整を行うなど介護保険の要として重要な役割を担っている。

県では、介護支援専門員の資格取得のための介護支援専門員実務研修受講試験を直接実施していたが、平成28年度から指定試験実施機関に行わせることとし、社会福祉法人大分県社会福祉協議会を試験実施機関に指定した。

また、この試験の合格者は、指定研修機関である社会福祉法人大分県社会福祉協議会が実施

(ウ) 介護サービス提供体制の整備

県では、介護を必要とする高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らすことができるよう「おおいた高齢者いきいきプラン（第6期）」、「おおいた高齢者いきいきプラン（第7期）」に基づき、居宅サービス（介護予防含む）及び地域密着型サービス（介護予防含む）並びに施設サービスの充実を図ることとし、サービス提供体制の整備に努めている。

a 居宅サービスの充実

介護を必要とする高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らすことができるよう、訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、その他サービス及び居宅介護支援サービスが提供されている。

(a) 訪問系サービス

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導

(b) 通所系サービス

- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション

(c) 短期入所系サービス

- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護

(d) 居住系サービス

- ・特定施設入居者生活介護

(e) その他サービス

- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売

介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修修了者の状況

年度（期）		10(1)～26(17)	27（18）	28（19）	29（20）	30（21）	計
試験	受験者数	31,785	1,509	1,305	1,310	495	36,404
	合格者数	8,082	236	177	275	69	8,839
実務研修修了者 （名簿登録者）		8,046	234	169	263	67	8,779

・ 居宅介護住宅改修

(f) 居宅介護支援サービス

b 施設サービスの充実

施設サービスは、介護を必要とする高齢者を家庭で介護することが困難になった場合などに、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老健施設）、介護療養型医療施設の3種類の施設で提供されるサービスである。

県では、各施設の特徴に応じた機能分担を図るとともに、地域バランスにも配慮しながら計画的に施設整備を進め、また、居住環境を改善し、入所者の尊厳を重視したケアを実現するため、個室ユニットケア型の整備を推進している。

介護療養型医療施設については、令和5年度末までに廃止されることが決まっており、県では、介護療養型医療施設が、新しい施設形態である介護医療院へ転換できるよう必要な経費に対して一部助成する等の支援を行っている。

c 介護予防サービスの充実

平成18年度から心身機能の維持・向上を図ることにより、要介護状態になることなく生活が送れるよう支援するサービスとして介護予防サービスが創設された。そのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、平成29年4月までに総合事業へ移行され、現在、以下の11種類の介護予防サービス（介護予防支援を除く。）がある。

- ・ 介護予防訪問入浴介護
- ・ 介護予防訪問看護
- ・ 介護予防訪問リハビリテーション
- ・ 介護予防居宅療養管理指導
- ・ 介護予防通所リハビリテーション
- ・ 介護予防短期入所生活介護
- ・ 介護予防短期入所療養介護
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ・ 介護予防福祉用具貸与
- ・ 特定介護予防福祉用具販売
- ・ 介護予防住宅改修

d 地域密着型サービスの充実

平成18年度から、住み慣れた地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、市町村が指定・監督を行う新たなサービス体系として地域密着型サービスが創設され、現在、以下の12種類のサービスがある。

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- ・ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型介護予防サービス）
- ・ 介護予防認知症対応型通所介護
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護

イ 地域包括ケアシステムの構築と介護予防の推進

高齢者が、介護が必要になっても、可能な限り、住み慣れた地域で、最後まで安心して暮らせるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進している。

(ア) 地域包括支援センター

市町村が設置主体である地域包括支援センター（平成30年度末の設置数：59施設）は、高齢者の実態や必要な支援等を幅広く把握するとともに、本人・家族等からの各種相談を受け、地域の関係者とのネットワークを構築し、適切なサービスや制度の利用につなげる等の支援を行っている。

(イ) 地域ケア会議

地域ケア会議では、リハビリテーション等専門職を交えて多職種でケアプランを検討することにより、個別課題の解決を図りながら、個別事例の検討を通じて、高齢者の自立支援のためのケアマネジメントを地域全体に普及し、地域で高齢者を支えるネットワークを強化する。また、個別事例の課題分析等を積み重ねることで、地域課題を明らかにし、各市町村で必要な資源開発や地域づくりにつながることを目指す。平成26年度から全市町村で開催されており、県では、地域ケア会議への専門職の派遣調整等の支援を行っている。

(ウ) 自立支援型サービス事業所の支援

自立支援をより推進する観点から、通所介護・訪問介護事業所等に対して、地域ケア会議で検討した個別事例の支援を通じて、自立支援型サービスが提供できるよう育成を行っている。

(エ) 介護予防の推進

地域における介護予防や高齢者の社会参加促進のために、週1回の運動を基本とした住民主体の通いの場の立ち上げを推進している。

県では、介護予防市町村支援委員会をはじめとした会議や研修等を開催し、介護予防活動支援マニュアルの作成等を通じた介護予防の普及啓発や地域の実情に合ったサービス提供体制の整備のための情報提供、人材育成等を行うなど、立ち上げを推進する市町村を支援している。

(4) 認知症施策等の推進

県民が認知症について正しく理解するための普及啓発や地域で見守り支援する体制づくり、認知症を早期に診断し状況に応じた適切なケアが行える医療・介護の提供体制の整備等を行い、認知症の方とその家族が住み慣れた場所で安心して自分らしく生活できる地域づくりを推進している。

ア 認知症施策の推進

(ア) 早期診断・早期対応の体制整備

認知症疾患医療センターを各二次医療圏域ごとに1カ所ずつ設置しており、平成29年9月に中部圏域に2カ所追加し、県内8カ所で鑑別診断や急性期治療、専門医療相談等を行う体制を整備している。

また、地域において認知症の医療・ケア体制構築の推進役となる認知症サポート医を養成するとともに、かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修を実施し、平成24年度から導入した「大分オレンジドクター」の登録者数の拡大を図っている。さらに、平成29年度から、これまでの一般病院の医療従事者向け認知症対応力向上研修に加え、歯科医師・薬剤師・看護師を対象とした認知症対応力向上研修を実施している。

(イ) 介護に取り組む家族等への支援の充実

身近な場所で介護の悩みを相談したり、介護者同士が交流を行えるよう県内各地で家族の集い（交流会）を開催している。

また、認知症対応型事業所の職員等に対し、認知症介護に関する研修を実施している。

(ウ) 認知症についての理解の促進

地域において認知症の人やその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」の養成に取り組むとともに、認知症の人と接する機会が多い企業等を「オレンジカンパニー」として登録し、企業単位での見守り支援を推進している。

(エ) 地域で見守り支援する体制づくり

関係機関が連携し、行方不明となった高齢者を保護するための「見守り・SOSネットワーク」の整備を進め、平成31年2月から県内全市町村で、「県における行方不明認知症高齢者等の広域連携」を実施し、行方不明になった高齢者を各市町村が連携して早期に発見する協力体制を整えた。

(オ) 若年性認知症施策の強化

平成28年6月から若年性認知症支援コーディネ

ネーターを配置し、医療・介護・福祉・就労継続・居場所など総合的な支援をすることにより、現役世代である若年性認知症の一人ひとりの状態やその変化に応じた適切な支援の方策の構築を図っている。

また、若年性認知症の人の生きがい・就労支援を行う介護保険事業所拡大のための研修を実施している。

イ 権利擁護の推進

高齢者虐待の防止や早期発見・対応のため、関係機関や市町村と情報を共有するとともに、早期解決に努めるため、施設管理者や施設に勤務する看護師に対し、高齢者の権利擁護のための専門的な研修会の開催等を行っている。

また、成年後見制度の利用促進のため、市町村や地域包括支援センター等を対象とした研修を実施している。

(1) 障がいや障がい者に対する理解の促進及び権利擁護の推進

障がい者が地域で安心して生活を送るためには、様々な生活の場面において、先入観や偏見、誤解などにより不利益を被り孤立したり、困難な状況に陥ることがないようにすることが重要である。

県では、平成28年4月に障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るため「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行し、相談窓口を設置したほか、県民の障がいや障がい者に対する理解の促進に向けて、「障害者週間(12月3日～12月9日)」や「発達障害啓発週間(4月2日～4月8日)」における啓発活動や「障がい者・児秋の交歓会」など県民との交流事業を実施してきた。

(2) サービス提供基盤の整備

ア 居宅介護、生活介護、就労継続支援などのサービス提供体制の整備

障がい者が、身近な地域で安心して自立した生活を継続して送ることができるよう、個別の支援ニーズに応じた居宅介護などの訪問系サービスや生活介護、就労継続支援などの通所系サービス等の提供体制の整備を推進している。

イ 在宅の障がい児が身近な地域で相談・支援を受けられる療育支援体制の充実

在宅の障がい児が、身近な地域で療育指導、相談等を受けられるよう、保健所と連携して、障害児施設等の有する療育機能を活用した巡回療育相談や訪問指導、施設支援等を行っている。

ウ 自閉症などの発達障がいや交通事故などによる高次脳機能障がいのある人への支援

自閉症などの発達障がいを有する児(者)やその家族を支援するために、大分県発達障がい者支援センターを1カ所、また高次脳機能障がいを有する方やその家族を支援するために、支援拠点機関を2カ所指定している。それぞれが、関係機関と連携して相談支援、就労支援、普及啓発及び研修を行い、適切な支援の提供と地域の支援体制の確立を図ってきた。

エ 障がいのある子どもの家族に対する相談支援の充実

障がいのある子どもを育てている保護者の不安や悩みに寄り添うことができるペアレントメンターの養成・活用や、子どもの特性に対する客観的な理解の仕方や関わり方を学ぶ研修会(ペアレントプログラム)の実施により、保護者の孤立感や負担感の軽減を図っている。

(再掲)

(3) 地域生活への移行促進

ア グループホーム等地域生活における住まいの場の確保

施設等に入所している障がい者が、グループホームなど自ら選んだ地域で暮らしていける体制を整備するため、施設整備を行う社会福祉法人等に対して経費の一部を助成することにより、障がい者に対する福祉サービスの充実を図っている。

イ 主体的な自立生活を支える相談支援体制の強化

障がい児者の自立生活を地域全体で支える仕組みである地域生活支援拠点等の整備が各市町村で進むよう、県自立支援協議会によるアドバイザー派遣等、市町村の実情に応じた支援を行っている。

ウ 地域移行・地域定着を支える人材の確保と専門性の向上

県が実施する相談支援従事者現任研修に地域移行支援に関するカリキュラムを設けているほか、県自立支援協議会の地域移行専門部会においても、障がい者の地域移行・地域定着の手法等をまとめた「地域移行・地域定着事例集」を作成するなど、地域移行等に係る専門性の向上を図っている。

エ 精神科病院に入院している障がい者の地域移行・地域定着の促進

医療・福祉等の支援を行う関係機関の連携強化を図るため、保健所単位で地域移行支援協議会を開催するとともに、関係者向けの研修会や相談支援アドバイザーの派遣、ピアサポーターの養成を行ってきた。また、長期入院精神障がい者に対して精神科病院が実施する退院促進事業の支援や、措置入院者の

退院後支援計画を保健所が中心となって作成するなど、その支援を行ってきた。

(4) 芸術文化・スポーツの振興と社会参加の推進

平成28年に第18回全国障害者芸術・文化祭を平成30年に開催することが決定し、大会に向けて芸術性の高い作品の発掘や人材育成、プレイベントの開催による障がい者アートの魅力発信などの取組を通じて、大会開催への機運醸成を図った。

大会では、全市町村で障がい者アートの事業が実施され、障がい者の社会参加や障がいに対する県民の理解が促進されたことから、この成果を今後継承・発展させる施策の検討を進めている。

障がい者スポーツについては、大分県障がい者体育協会や大分県障害者スポーツ指導者協議会等と連携し、大分国際車いすマラソンや大分県障がい者スポーツ大会等を開催するとともに、各障がい者スポーツ団体等が実施する各種大会への支援などを行っている。

また、令和2年に開催される東京2020パラリンピックへの出場を目指す県出身選手の競技力向上を支援した。

2 障がい者の就労支援

(1) 障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実

平成30年度の本県の障がい者雇用率は2.46%で全国6位であるが、その内訳は、身体障がい者は1.65%で全国1位、知的障がい者は0.56%で全国24位、精神障がい者は0.25%で全国29位となっている。

身体障がい者と比較すると、知的及び精神障がい者の雇用が遅れていることから、知的及び精神障がい

者の雇用の促進に向けて、平成27年度から障がい者雇用アドバイザー3名を障害者就業・生活支援センターに配置し、企業等への訪問による雇用の促進に取り組んでいる。平成30年4月から障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加えられ、民間企業における法定雇用率が2.2%に引上げになることから、新たに法定雇用率の対象となる企業等への訪問強化等のため、平成29年度からはアドバイザーを6名に倍増し、一層の雇用促進を図っている。

平成30年度からは、知的・精神障がい者を新たに

雇用し、障がい者の作業指導や相談対応を行う職場指導員を配置する企業等に対して研修会の開催や奨励金の交付を通じた職場定着の支援を行っている。

また、就労移行支援事業所等からの一般就労の促進に向けた支援員向けの研修会の開催、就労系福祉サービス事業所を利用する障がい者が障がい者雇用をしている企業の現場を見学することで、一般就労に向けた意欲向上を図るための現場見学会を開催している。

そのほか、定員を増員し規模拡大により経営安定を図る就労継続支援A型事業所に対して、生産設備の導入等の経費を補助するなど障がい者の就労環境づくりを推進している。

(2) 障がい者の工賃向上のための支援の充実

平成30年度の本県における就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は17,977円で全国12位となっている。

障がい者が地域で自立した生活を送ることができるためには、一般就労が困難な障がい者が働く就労継続支援B型事業所などの福祉的就労の場において、適切な支援を受けながら、工賃向上を図ることが必要である。

そのため、平成30年度に「大分県障がい者工賃向上計画（第3期）」を策定し、工賃向上に向けた取組を進めている。

具体的には、共同受注組織の体制強化による受注量や販路の拡大、県や市町村からの優先調達の推進による官公需の拡大、アグリ就労アドバイザーによる農産物の栽培技術支援や6次産業化支援、農福マルシェの開催支援等農福連携の推進などの取組を通じて、障がい者の工賃向上を支援している。

恵まれた環境の未来への継承～おおいたうつくし作戦の推進

1

環境行政の推進

(1) 大分県環境基本計画（おおいたうつくし作戦推進基本プラン）

本県のかげがえのない恵み豊かな環境を将来にわたり確実に継承していくため、長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の環境分野の部門計画として、平成28年3月に「第3次大分県環境基本計画」を策定した。この計画は、環境保全活動を通じて地域活性化を図る「おおいたうつくし作戦」を着実に推進するための基本プランであり、目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」と定め、「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」、「循環を基調とする地域社会の構築」、「地球温暖化対策の推進」、「環境を守り育てる産業の育成」、「すべての主体が参加する美しく快適な県づくり」の5つの基本目標を掲げ取組を行っている。これらの目標毎に展開する施策の実施状況を把握するため、50項目の環境指標について、その達成状況を県議会や県環境審議会、並びにおおいたうつくし作戦県民会議に報告するほか、ホームページで公表し、計画の着実な推進を図っている。

(2) 美しく快適な大分県づくり条例

平成16年3月に制定された「美しく快適な大分県づくり条例」は、おおいたうつくし作戦を県民運動として展開するための総合的・基本的な事項を網羅している。この条例では、県だけでなく、市町村、県民、事業者の責務として各々が率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、これらの取組を推奨するための顕彰の実施や「環境美化の日」の設定を盛り込んでいる。また、「ごみの投棄」、「ピンクちらしの掲示等」、「自動車・自転車の放置」、「落書き」、「投光器の使用」などを禁止し、違反者に罰則（過料）を科すこととしているほか、「動物のふん等の放置に対する措置」、「自動販売機の容器包装の回収容器の設置・管理」、「日常生活に伴って発生する悪臭等についての配慮」などについて努力規定が盛り込まれている。

2

豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

(1) 豊かな自然との共生

ア 生物多様性の保全

本県は多様な自然環境に恵まれ、地形・地質が複雑なうえ、気候も変化に富んでいることから、多様な植生分布が見られ、動物相も豊富である。

しかし、近年の開発や過剰な捕獲等により、多くの種が絶滅し、また、絶滅のおそれのある種が数多く生じている。

この豊かな生物多様性を守り、活かしていくための基本計画として、平成28年3月に「第2次生物多様性おおいた県戦略（2016－2020）」を策定した。

また、「大分県希少野生動植物の保護に関する条

例」に基づき、特に保護が必要な種（指定希少野生動植物）として、平成26年度までに植物13種、動物8種を指定し、平成28年度には植物2種、動物2種、平成29年度には植物1種、動物1種、平成30年度には植物2種をそれぞれ追加指定するなど、合計29種の捕獲・採取を禁止し、希少野生動植物の保護を図っている。

イ 自然公園等の保全と適正利用の推進

本県は優れた自然公園に恵まれ、国立公園2カ所、国定公園3カ所、県立自然公園5カ所の計10カ所の自然公園が指定されている。

自然公園内での工作物の新築等一定の行為は許可制又は届出制とし、自然公園の優れた風致景観を保護するとともに、その適正利用を推進している。

また、公園指定後の自然的・社会的条件の変化に対応して、公園計画等の見直しのための調査を実施している。

ウ 温泉資源の保護と適正利用の推進

本県は、日本一の源泉数と湧出量を誇る温泉資源に恵まれている。この貴重な温泉資源の濫掘や過剰な採取を防止し、持続可能な利用とするため、温泉掘削等については、環境審議会への諮問・答申を経て許可を行っている。

一方で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、県内では地熱発電を目的とした掘削申請が増加している。このような状況の中、地熱発電を目的とした温泉掘削に対して更なる円滑な審議を行うため、平成30年7月に「地熱関係運用指針」を作成し、温泉資源の保護と適正利用の両立を図っている。

また、温泉資源の現状を把握するため、平成13年度から温泉資源監視基礎調査を行っており、平成30年度は33源泉で実施している。

なお、別府市においては温泉資源の衰退化の兆候が見られたことから、平成30年12月に保護地域の拡大を行い、温泉資源の保護と適正利用の両立を図っている。

エ ジオパークの推進

本県には、学術的価値の高い貴重な地形・地質が数多く存在しているため、それらを保全するとともに、地域振興や教育学習等に活かす取組を推進している。

平成25年9月に姫島村及び豊後大野市が日本ジオパークに認定され、地域資源調査による学術基盤の強化やガイドの養成、案内看板の設置等による受入態勢整備の支援など、持続可能なジオパーク活動とするための取組を行っている。

また、ジオパークの魅力を発信するため平成27年12月に「おおいたジオうつくしフォーラム」を豊後大野市で、平成29年2月に「自然というフォーラム」を大分市で開催した。

平成29年12月、両ジオパークは4年間の活動が評価され、再認定を受け、平成30年3月には両地域で再認定記念シンポジウム等を行い、さらなる機運醸成を図った。

平成30年度は「第10回日本ジオパーク全国大会2019おおいた大会」に向けて、両ジオパークと県が一体となって準備を進めている。

オ ユネスコエコパークの推進

大分県及び宮崎県にまたがる原生的な自然と景観美、希少動植物の宝庫として知られる祖母・傾・大崩山系を「ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）」に登録するため、平成26年2月に「大分県祖母傾ユネスコエコパーク推進協議会」を発足させ、また同年12月に「宮崎県祖母傾ユネスコエコパーク推進協議会」が発足し、さらに平成27年2月に「祖母傾ユネスコエコパーク大分・宮崎推進協議会」を立ち上げ、本格的な申請活動を開始した。

その結果、パリでの会議において、平成29年6月に「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」として登録が決定された。

同年9月に大分県、宮崎県、関係6市町（佐伯市、竹田市、豊後大野市、延岡市、高千穂町、日之影町）及び関係者で構成する「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会」が発足し、3つの基本方針（「貴重な生態系の持続的な保全」、「学術的研究

や調査・研修への支援」、「自然と共生した持続可能な発展」に沿った取組を着実に進めることとした。

平成29年6月に「大分県ユネスコエコパークオフィシャルアーティスト」に任命したDRUM TAOを活用した県内外への情報発信や、シンポジウムの開催、次世代育成事業の実施などによる地域への理念の浸透などを通じて、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの知名度向上及び地域の誇りの醸成に取り組んでいる。

(2) 快適な地域環境の保全と創造

ア 都市公園・緑地等の整備

都市公園をはじめとする緑とオープンスペースは、ゆとりと潤いのある都市環境の形成や都市の防災性の向上などの役割をもち、快適で安全な都市空間を創出している。

平成27～30年度の都市公園整備事業では、老朽化した公園施設の更新・改築を行うとともに、防災対策の強化及び地域住民の「活動の場」、「憩いの場」などの提供のため、地域の特色を活かした都市公園、緑地・緑道等の整備やバリアフリー化を行い、緑豊かな都市環境の創出を推進した。

主な事業箇所

- ・大分スポーツ公園（大分市）※県事業
- ・大洲総合運動公園（大分市）※県事業
- ・駄原総合運動公園（大分市）H30完了
- ・実相寺中央公園（別府市）H29完了
- ・永添運動公園（中津市）
- ・佐伯市総合運動公園（佐伯市）
- ・臼杵市総合公園（臼杵市）

(3) 良質な住宅ストックの形成

建築行政では、建築基準法や建築士法、宅地建物取引業法等の運用を通じ、建築物の安全性確保をはじめ、その質の向上により、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目標として、きめ細かい行

政を推進している。

また、住宅行政では、豊かさを実感できる住生活を営むことができるよう、良質な住宅ストック及び良好な住環境の形成を図ることを基本目標に、「住生活基本法」（平成18年6月施行）に基づいて、各種施策を推進している。

ア 耐震対策

現行の建築基準法に規定される耐震性能を満たしていない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、新聞・広報誌等を利用した耐震化の周知や、耐震診断及び改修工事費への補助を行っている。平成28年に発生した熊本地震を契機に耐震化への気運が高まり、耐震診断、耐震改修の件数は、ともに増加している。

イ 住情報の提供

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく、住宅性能表示制度や新築住宅に係る瑕疵保証制度の充実等、消費者の多様なニーズに対応した住宅に関する情報を提供している。

ウ 高齢者支援

高齢社会に対応するため、県営住宅では、建替の際、高齢者の生活に配慮した仕様を基本としており、特に1階の住戸は玄関を引戸とし、車椅子の利用を想定する仕様としている。また、既存の住戸では、浴槽の縁が高いものがあるほか、一部には和便器となっているものもあるため、1階の住戸で高齢者向け改善工事を実施している。

平成23年度から実施している個人住宅に対するバリアフリー化工事への支援については、利用実績が多いため、引き続き活用を推進し、高齢者が安心・安全に暮らせる良質な住まいの確保に努めていく。

エ 子育て支援

少子化が深刻化する中、県営住宅においては子育て世帯の入居について要件を緩和する措置を行っている。

個人住宅について、平成23年度より実施している子育て世帯へのリフォーム支援に加え、平成28年度

より3世代同居世帯も対象とし、更に安心して子育ても仕事もできる環境作りを進めている。

オ 住宅セーフティネットの充実

平成29年の住宅セーフティネット法の改正に伴い、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度や要配慮者の入居支援等を行う居住支援法人の

指定制度などが創設された。

不動産や福祉関係団体等で構成される大分県居住支援協議会と連携を取りながら、住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、県内の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅への円滑な入居や入居後の見守りなどを支援するとともに、入居希望者と大家等とのマッチング体制の構築に努めている。

3 循環を基調とする地域社会の構築

(1) 廃棄物の減量化・再資源化と適正管理の推進

ア 廃棄物対策の推進

(ア) 廃棄物対策の概要

大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会のあり方やライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるだけ低減される循環型社会を構築していくことが重要である。

廃棄物については、「3R（排出抑制・再使用・再生利用）の推進」と「適正処理の推進」が重要な課題である。

本県では、平成27年度に第4次大分県廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量化その他その適正な処理等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、災害時における廃棄物に係る事項も示している。

(イ) 一般廃棄物対策の推進

a ごみの減量化・リサイクル（再生利用）の推進

県内では、市町村を中心にごみの分別回収や再利用、再資源化が進められており、これに自治会などによる集団回収活動も加わり、地域一体となった循環型社会づくりを進めている。

県では、ごみの減量化やリサイクルについて県全体の目標を設定し、市町村とともに家庭や事業所から排出されるごみの減量化、リサイクルを推進している。

(a) ごみ排出量の状況

平成29年度のごみ総排出量は400千トン、1人一日当たりの排出量は936gで、平成25年度と比較して、総排出量が3.9%、1人一日当たりの排出量が約1.6%減少している。

(b) リサイクルの状況

リサイクル率は、平成25年度の20.3%に対して、平成29年度は0.3ポイント増の20.6%となっている。

(c) ごみ処理施設の状況

市町村が有するごみ処理施設は、平成29年度末現在、ごみ焼却施設13施設（休止を含む）、粗大ごみ処理施設4施設、資源化等を行う施設12施設、ごみ燃料化施設2施設、最終処分場15施設（休止を含む）となっている。

b ごみ処理広域化の推進

一般廃棄物処理に係る地域区分として、第4次大分県廃棄物処理計画（平成28年度～平成32年度）で区分の見直しを行い、新たに6ブロックの地域区分を設定した。

市町村毎に施設の更新状況等に違いがあることから、計画期間中における6ブロックへ

の集約化は難しい状況にあるが、今後も、人口減少・少子高齢化の進行を見据え、将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保することを目的として廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を推進する。

c 生活排水処理対策

県内では、公共下水道や浄化槽、農（漁）業集落排水施設の整備により、し尿と生活雑排水とを合わせた処理が進められている。

特に、浄化槽については、新設が禁止されているし尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽があり、既設の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換していくことが重要である。

(a) 水洗化人口（下水道人口・合併処理浄化槽人口）の推移

下水道の整備や合併処理浄化槽の普及が進んだことから、平成30年度の水洗化人口は799千人、水洗化率は69.2%となっている。

(b) 浄化槽の維持管理

浄化槽の管理者には、浄化槽法に基づく定期的な保守点検と清掃のほか、浄化槽設置時と年1回の法定検査（水質検査）を受ける義務があるが、受検率は低く、年1回義務付けられている法定検査の平成30年度の受検率は、44.0%（単独処理浄化槽：10.7%、合併処理浄化槽：73.7%）となっている。

浄化槽は適正な維持管理が必要であり、法定検査は浄化槽が本来の機能を発揮するためにも欠かせないことから、未受検者への文書指導や浄化槽管理者を対象に講習会を実施するなど、法定検査受検率の向上を図っている。

(ウ) 産業廃棄物対策の推進

a 産業廃棄物の処理の現状

第4次大分県廃棄物処理計画に基づいて、各種の施策を講じた結果、産業廃棄物の排出量は3,866千トン（平成17年度）から3,716千トン（平成25年度）に減少し、再生利用率は

57.8%（平成17年度）から64.0%（平成25年度）に上昇し、最終処分率は3.7%（平成17年度）から2.3%（平成25年度）に減少した。

第4次大分県廃棄物処理計画では、産業廃棄物の減量化及び再生利用を更に促進するために、①排出抑制、循環的利用の推進、②安全・安心な適正処理の推進、③情報公開・相互理解の増進を施策の柱とし、関係団体との連携のもと県民に対する啓発や事業者に対する指導を行っている。

なお、県下の産業廃棄物処理施設は、平成31年3月末で310施設となっている。産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。）は、平成31年3月末で収集運搬業が2,758業者で、処分業が240業者となっている。

b 産業廃棄物適正処理の推進

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及び大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「適正化条例」という。）を円滑に施行することにより、産業廃棄物の適正処理を推進している。

(a) 産業廃棄物処理施設の円滑な設置

許可申請予定者が法手続の前に県に対して事前協議を行い、また、地元住民に対する説明会を開催することで施設設置者と地元住民との相互理解を深めるとともに、地元市町村や住民からの求めがあれば、施設設置予定者との間で生活環境の保全に関する協定を締結できることとしている。

こうした手続を経ることにより、地域との合意形成を図ったうえで、産業廃棄物処理施設の円滑な設置を図っている。

(b) 県外産業廃棄物の搬入対策

適正化条例において、県外産業廃棄物の適正な搬入を確保するため、県外排出事業者と事前協議を義務付け、搬入される産業廃棄物の種類、数量及び性状、搬入方法等が適正であるかを廃棄物が搬入される前での審査、県との適正処理に関する協定締結や排出事業者への勧告等を規定している。

また、産業廃棄物処理業者の減量リサイクル率に基づき、環境保全協力金の納付を求めており、この財源を基に県外排出事業者への立入調査、県外産業廃棄物が搬入された最終処分場の監視指導や各種行政検査を徹底している。

(c) 産業廃棄物の不適正処理の防止

不法投棄の発見件数は、毎年増減はあるものの、依然として2桁台の発生が続いており、特に交通量の少ない道路沿線や谷が深く車の寄り付きやすい場所などに、がれき類などの建設系廃棄物や廃プラスチック類などの不法投棄が後を絶たない状況にある。

このような不法投棄の防止対策として、産業廃棄物監視員による産業廃棄物処理施設等への巡回監視や指導、防災ヘリコプターやドローンによる上空からの監視、最終処分場やその周辺等における水質検査などを徹底するとともに、監視カメラの設置や不法投棄されやすい場所へのフェンスの設置、市町村が行う不法投棄防止対策等支援事業に対して補助を行うなど不法投棄や不適正処理の防止に努めている。

また、県、県警本部、関係団体等により構成する「不法処理防止連絡協議会」を各保健所単位に設置しているほか、県境地域における廃棄物処理法違反車両の検問などにより監視を強化している。

さらに、産業廃棄物の不適正処理の早期発見・早期解決を図るため、市町村職員による産業廃棄物処理施設等への立入りが可能となるよう市町村職員を県職員に併任するなど、県と市町村との連携を強化して産業廃棄物の適正処理の確保に努めている。

c 産業廃棄物処理施設の整備方針

「第4次大分県廃棄物処理計画」において、新たに「産業廃棄物処理施設の整備方針」を策定した。

(a) 中間処理施設

再利用及び排出抑制に努めてもお必要

となる中間処理について、エネルギー回収等を行うための施設を優先し、その他の施設は地域ごとの排出量に応じた能力を確保できるよう整備することを目標とする。

(b) 最終処分場

共通事項として、令和2年度において、10年分程度の残余容量を確保する。また、最終処分場の新たな設置又は拡張について、県外で発生する産業廃棄物の埋立を主目的とした整備を抑制することにより、施設の長期的・安定的な運用を推進する。

(c) 安定型最終処分場

令和2年度には安定型最終処分場の残余容量が枯渇する見通しであることから、地域及び県内で発生する産業廃棄物の埋立処分量に応じた適当な規模の処分場を確保する。

(d) 管理型最終処分場

令和2年度において約6年分の残余容量しか確保できない見通しであることから、県内の排出量に応じた適当な規模の処分場が必要である。

d 循環産業牽引企業の育成

平成29年度から、産業廃棄物の減量化・再資源化に関する先進的な取組を行っている県外の事業者を講師として招き、県内企業の意識醸成を図る循環産業牽引企業育成セミナーを開催している。平成30年度からは、3Rの促進が見込まれる取組を支援し、廃棄物の減量化と再生利用率の向上を図るために、大分県資源化推進モデル事業を実施して、循環産業牽引企業の育成を行っている。

e PCB廃棄物対策の推進

ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下、「PCB廃棄物」という。)の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)により、県内の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北九州PCB処理事業所で処分を行うこととされており、高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサー等は平成30年3月31日までに、安定器等・汚染物は令

和3年3月31日までに処分を行う必要がある。

県内に存在するPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に進めるため、平成18年3月に大分県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定して、PCB廃棄物の保管事業者に対する立入指導や助言等を行ってきた。また、未処理のPCB廃棄物を掘り起こすための調査を平成26年度から実施してきた。その結果、平成31年3月時点で把握した全ての高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサー等の処分を完了した。

(エ) 環境産業の育成～企業の環境技術・製品の販売促進

a 大分県リサイクル認定製品の利用促進

廃棄物の再生利用について、一定の基準を満たした製品に対する「大分県リサイクル製品認定制度」を設けており、公共事業等への利用を促進している。(平成31年3月現在、285製品を認定)

(2) 大気・水環境対策の推進

ア 大気環境の常時監視と発生源対策の推進

大気環境の常時監視を行うため、平成31年4月現在、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後大野市、由布市、国東市及び日出町の10市町に一般環境大気測定局を設置しており、各測定局で測定した時々刻々のデータについては大気汚染監視テレメータシステムにより集中監視を行っている。この他に、中核市である大分市が14局（一般環境大気測定局12局及び自動車排出ガス測定局2局）、佐伯市が1局、津久見市が2局整備している。

本県における大気環境の状況は次のとおりである。

・二酸化硫黄

二酸化硫黄濃度は、昭和40年代をピークに低下し、昭和60年頃から横ばい傾向にある。平成30年度は、大分市等の市町測定分を含めた県下

の一般環境大気測定局25局すべてにおいて、環境基準を達成している。

・二酸化窒素

二酸化窒素濃度は、近年は減少傾向にある。平成30年度は、県下の一般環境大気測定局24局と自動車排出ガス測定局2局のすべてにおいて環境基準を達成している。

・浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質濃度は、近年は減少傾向にある。平成30年度は、県下の一般環境大気測定局24局と自動車排出ガス測定局2局のすべてにおいて環境基準を達成している。

・光化学オキシダント

光化学オキシダント濃度は、近年は横ばい傾向にある。平成30年度は、県下の一般環境大気測定局22局とも、環境基準を達成していないが、全国的にも環境基準達成率は著しく低い。

・微小粒子状物質（PM_{2.5}）

新たにPM_{2.5}自動測定機を、平成25年3月から平成26年11月にかけて、県域10測定局に設置した。他に、中核市である大分市が7局（一般環境大気測定局6局及び自動車排出ガス測定局1局）整備している。PM_{2.5}濃度は、近年は減少傾向にある。

平成30年度は、県下の一般環境大気測定局16局と自動車排ガス測定局1局のすべてにおいて環境基準を達成している。

次に、大気汚染の発生源対策については、昭和43年に定められた大気汚染防止法に基づき監視指導を行うとともに、県条例や公害防止協定に基づき規制指導を行っている。このうち、公害防止協定は、公害関連法令による措置を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい公害防止対策を行うために締結するので、県では10企業・企業グループと締結している。

イ ダイオキシン等有害化学物質対策の強化

ダイオキシン類対策として、平成10年度から廃棄物焼却炉の周辺地域や一般の環境における大気、河川、海域、土壌等について総合的な監視調査を継続して実施しており、これまで調査したすべての地点

において環境基準を達成している。また、廃棄物焼却炉等の設置事業所に対しても、監視指導を継続して実施している。

次に、アスベスト対策については、平成28年に経務省からアスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－結果に基づく勧告が公表されたことに伴い、県では平成29年度に立入調査マニュアルを作成し、立入指導体制を強化している。

また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）に基づき、県下の化学物質の排出・移動量の把握を継続して実施している。

ウ 騒音・振動・悪臭防止対策の推進

騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法では、施設の設置等の届出の受理及び規制指導の事務等は市町村の事務とされている。一方、規制地域及び規制基準については、平成23年8月の法改正により、市については市長が定め、町村については知事が町村長の意見を聞いて定めることとされた。

なお、県の規制地域の指定及び規制基準の設定の事務については、大分県の事務処理の特例に関する条例により、平成20年度から町村へ権限委譲している。

平成31年4月現在、騒音規制地域を指定しているのは14市3町、振動規制地域を指定しているのは14市2町、悪臭規制地域を指定しているのは12市である。

エ 河川等公共用水域の監視と発生源対策の推進

(ア) 公共用水域の監視

河川や海域等の公共用水域については、人の健康の保護と生活環境の保全を図るため環境基準が設定されている。環境基準の達成状況や水質汚濁の状況を把握し、効果的な水質保全対策に資するため、昭和46年度から毎年、水質測定計画に基づき、県、国土交通省、大分市及び水資源機構と協力し、水質調査を実施している。

平成30年度は、53河川46水域110地点、6湖沼6水域12地点及び8海域19水域50地点で調査

を行った。また、平成22年度から水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定も行っている。水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）、または、COD（化学的酸素要求量）についてみると、平成30年度の環境基準達成率（環境基準を達成した水域数の割合）は、河川90.5%、湖沼100%、海域89.5%、合計90.5%と全国の達成率（合計）を上回っている。

引き続き水質を監視し、健康被害等の未然防止に努める。

(イ) 発生源対策の推進

広域的な閉鎖性水域である瀬戸内海の水質浄化について、昭和53年6月に制定された瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、「化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減計画」を定め、総量規制を実施している。

これまで昭和59年度を目標年次とした第一次の目標値85トン／日から第七次の目標値32トン／日まで、削減目標量を達成している。

また、第五次から、富栄養化による生活環境に対する被害の発生を防止するため、化学的酸素要求量に加えて、窒素及びりん含有量についても総量規制の対象となった。

本県では第六次総量削減計画において窒素含有量及びりん含有量において削減目標を達成できなかった。

現在、平成31年度を目標とした第八次総量削減計画により、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量について削減目標量の達成を図っている。

オ 地下水、土壌の汚染防止

(ア) 地下水の監視

地下水の水質については、平成元年度から毎年、水質測定計画に基づいて水質調査を実施している。

平成30年度は、15市町を対象に、計79本の井戸で調査を行った。

概況調査ではテトラクロロエチレンが1本の井戸で環境基準を超過した。汚染井戸周辺地区

調査では環境基準を超過した井戸はなかった。継続監視調査では砒素が1本、総水銀が1本、トリクロロエチレンが1本、テトラクロロエチレンが4本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が8本、ふっ素が1本、クロロエチレンが3本の井戸で環境基準を超過した。

引き続き水質を監視し、健康被害等の未然防止に努める。

(イ) 土壌の汚染防止

近年、有害物質による土壌汚染の健康影響への懸念や防止対策の確立に対する社会的要請が強まっている状況を踏まえ、国民の安全と安心の確保を図るため「土壌汚染対策法」が平成14年5月29日に公布され、平成15年2月15日から施行された。

土壌汚染対策法は、土壌の汚染の状況の把握、土壌の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することにより、国民の健康の保護を図ることを目的とし、特定有害物質として、鉛、砒素、トリクロロエチレンなど26物質が定められている。

また、平成18年11月から、本県では、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例を施行し、許可制の導入、土砂検査の義務づけ等により、土砂等のたい積行為による土壌汚染の防止及び崩落の防止を図っている。

カ 豊かな水環境の創出

公共用水域の水質は、近年概ね良好に推移しているものの、一部の河川では「昔のように魚が泳いでいない」「ホタルがいなくなった」等の声があり、現状の水質データと県民の意識には乖離が見られる。

また、本県の豊かな水環境を保全・創出していくためには、河川ごとに流域全体の住民、事業者、行政等が連携して多様な取組を行う必要があることから、筑後川、大分川、大野川、犬丸川をモデル河川に指定して、流域住民の水環境保全活動に積極的に支援・協働している。モデル河川毎の取組は次のとおりである。

(ア) 筑後川

平成26年度に、日田市、九重町及び玖珠町のNPO、商工会及び水環境保全団体等の12団体により発足した「未来へつなごう!!豊かな水環境上流ネット」は、地域住民に川と人の生活とのつながりについての理解を深めてもらうため、流域での保全活動や子どもを対象にした環境バスツアーなどの環境教育に取り組んでいる。

(イ) 大分川

平成26年度に、由布市湯布院町内の環境保全・人材育成団体、温泉観光協会及び商工会等の14団体により発足した「豊かな水環境創出ゆふいん会議」は、外来藻の除去活動のほか、地域住民が自分達にとっての理想の川について考えるワークショップや、大分川について学ぶ「大分川水環境フォーラム」等を開催している。

平成27年度に、竹田市直入町内の漁協、旅館組合及び学校等の16団体により発足した「豊かな水環境創出芹川会議」は、学校における環境教育の取組を積極的に進めており、中学生による川の調査や地域住民への学習発表会のほか、全校生徒による芹川の清掃活動を実施している。

(ウ) 大野川

平成10年度に、大分市、竹田市及び豊後大野市の水環境保全団体等により発足した「大野川流域ネットワーク」は、地域住民も参加する「大野川クリーンアップキャンペーン」での一斉清掃や各地域での河川清掃・美化活動のほか、源流地域の植樹活動等を実施している。

(エ) 犬丸川

平成26年度に、犬丸川の支川の五十石川流域で、中津、宇佐両市の自治会や小学校、地域づくり協議会等の6団体により発足した「豊かな水環境創出五十石川等流域会議」は、上中下流の各流域で、子ども調査隊による水生生物調査や住民の環境学習会やシニア世代による語り部活動、自然観察会や環境保全活動を実施している。

また、豊かな水環境の創出のためには、河川

等公共用水域の水質の改善は必須である。良好な水質を保全し、清流を維持するためには、生活排水処理施設の整備を着実にすすめ、生活排水処理率の向上を図ることが重要であるが、河川の上流域や下水道等集合処理施設の整備計画がない地域では、戸別に合併処理浄化槽を設置していかなければならない。

こうした中、流域住民等の活動に対する積極的な支援・協働の一つとして、平成26年度から、モデル河川の流域を有する市町の住宅において、既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を合併処理浄化槽に設置替えをする場合に、当該市町と協力して補助金の額を上乗せしている。さらに、平成29年度からは補助対象地域を県全域に拡充し、合併処理浄化槽への転換を促し、生活排水処理率の向上を図っている。

(3) 生活排水処理施設の整備推進

河川や海などの公共用水域における水質の汚濁は、一般家庭の台所や風呂などから排出される生活雑排水が大きな要因となっていることから、水環境

を保全していくうえで公共下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備と家庭における生活排水対策を推進していくことが大きな課題となっている。

将来の人口減少や高齢化の本格化、地域の社会情勢の変化等を踏まえて平成28年3月に「大分県生活排水処理施設整備構想2015」を策定し、令和7年度末までに生活排水処理率を90%まで高めることを目標として、生活排水処理施設の整備と生活排水対策の普及啓発の計画的かつ効率的な推進を図っている。

- ・生活排水きれい推進月間(9月10日～10月10日)
- ・生活排水処理率 76.9% (平成30年度末)
- ・下水道・集落排水等集合処理人口 624,428人 (平成30年度末)

生活雑排水が浄化されることなく垂れ流しとなる単独処理浄化槽やくみ取り便槽は、現在も多く使用されている。公共用水域の水質改善を図るために、下水道等が整備されない地域においては、合併処理浄化槽への転換設置を促進している。

- ・合併処理浄化槽処理人口(集落排水等を除く) 262,937人 (平成30年度末)

4 地球温暖化対策の推進

(1) 温室効果ガスの排出抑制対策等の推進

ア 大分県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

地球温暖化は地球環境全体に深刻な影響を及ぼすものであり、温室効果ガスの削減に取り組み地球温暖化を防止することは人類共通の課題である。

県では、平成17年2月の京都議定書の発効や同年4月に国が定めた「京都議定書目標達成計画」を踏まえ、平成18年3月に策定した「大分県地球温暖化対策地域推進計画」を引き継ぎ、平成23年7月に「大

分県地球温暖化対策地域推進計画(第2期)(以下、「第2期計画」という。))を策定した。平成28年3月には、県庁自らの事務事業において排出する温室効果ガスの削減目標等を定めた「大分県地球温暖化対策実行計画(第3期)」と第2期計画を統合し、「第4期大分県地球温暖化対策実行計画」として改定し、「第2期計画」については、「第4期大分県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」として整理した。

県内の温室効果ガス排出量の約99%を占める二酸化炭素について、平成25年度を基準年度として令和2年度までに、家庭部門で16%、業務部門で16%、運輸部門で11%の削減を目指している。なお、産

業・工業プロセス部門の削減目標については、各業界団体が策定している低炭素社会実行計画等によることとしている。

策定した削減目標の達成状況は、毎年公表される国等の統計データをもとに県内の温室効果ガス排出量を算定し県のホームページで公表している。

イ 二酸化炭素の排出抑制対策の推進

(ア) 地球温暖化対策推進事業

大分県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で掲げた、家庭、業務、運輸の各部門について、二酸化炭素排出削減目標を達成するため、必要な施策を実施している。

家庭部門では、「省エネチェックシート」の配布やおおいた地球温暖化防止推進大会の開催等により、広く一般県民に対して啓発活動を展開するとともに、平成23年度から、家庭でのエネルギー使用量や二酸化炭素排出量を「見える化」する「家庭向け省エネ診断(うちエコ診断)」を、平成27年度から「WEB版家庭のうちエコ診断」を実施し、平成30年度末で2,664件受診している。また、平成25年度からは、九州官民が一体となって、家庭や地域における二酸化炭素排出削減を促進することを目的とした九州版炭素マイレージ制度を開始し、平成30年度末で11,383世帯(大分県)が節電活動に参加している。

業務部門では、平成17年度から「オフィスから始めるCO₂ダイエット」として、エコスタイルキャンペーン(冷房28℃設定、暖房20℃設定)、ノーマイカーデーの実施、アイドリングストップの徹底などについて、県内事業所に参加を呼びかけている。また、平成22年度からは、工場や事務所を直接訪問して、エネルギーの使用状況や設備の運用方法を確認し、事業所に適した改善策を提案する「事業所向け省エネ診断」を実施し、平成30年度末で824事業所が受診している。また、事業者の環境配慮への取組を推進するため、エコアクション21(環境マネジメントシステム)の取得に関する説明会を開催し、経営者の意識改革やエコアクション21

認証取得に向けた支援を実施している。

運輸部門対策としては、平成23年度から、県内一斉で地球温暖化防止に取り組む「ストップ地球温暖化大分県ノーマイカーウィーク」を実施し、事業所でのモニター事業を行うとともに、平成25年度からは、自家用車等からの二酸化炭素排出削減及び公共交通機関の利用促進を目的とした「エコ通勤割引」を行っている。また、エコドライブの普及を目的として、平成29年度から安全運転管理者講習の実施や、新規免許取得者向けの啓発等を行うエコ&セーフティドライブ推進事業を実施している。

(イ) 地球温暖化防止活動推進センターの指定

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成15年9月から大分県地球温暖化防止活動推進センターを指定している。平成21年4月からはNPO法人大分県地球温暖化対策協会を同センターに指定しており、地球温暖化防止活動推進員の研修や地域、学校、企業への派遣、事業者に対する無料省エネアドバイスの実施等、県と連携して地球温暖化防止活動を推進している。

(ウ) 地球温暖化防止活動推進員の委嘱

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域における温暖化対策を図るため、平成13年度から地域の温暖化対策に取り組む地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、平成30年度末で73名となっている。

(エ) 大分県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

地球温暖化の防止に向けて県が率先して温室効果ガスの排出抑制を図るため、平成12年度に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「大分県地球温暖化対策実行計画」を策定し、県庁内の温暖化対策に取り組んできた。平成28年度からは第4期計画を策定し、令和2年度において平成26年度実績比5%削減を目標としており、引き続き、目標達成に向けて取り組んでいる。

ウ 大分県環境マネジメントシステムの推進

平成11年1月にISO14001の認証を取得し、環

境負荷低減に取り組んできており、平成23年4月には、対象を全所属に拡大した県独自の大分県環境マネジメントシステムを構築し、現在は第3次大分県環境基本計画の着実な推進等の対外的業務と、地球

温暖化対策実行計画等の対内的業務を行い、主体的・継続的・組織的な環境負荷の低減に引き続き取り組んでいる。

5 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

(1) 県民総参加による環境保全活動の推進

ア おおいたうつくし作戦の展開

平成27年10月から、これまでの「ごみゼロおおいた作戦」の成果を生かし、さらにステップアップさせ、「まちづくり(地域の活性化)」、「ひとづくり(人材の育成)」、「なかまづくり(活動の基盤づくり)」の3つのアクションにより、環境保全活動を通じて地域活性化を図る「おおいたうつくし作戦」を展開している。

おおいたうつくし作戦を進めていくために学識経験者や環境関係団体、事業所、環境NPO等の委員からなるおおいたうつくし作戦県民会議を組織し、県民の自由な発想や活動から県の環境施策への提言をいただいている。また、県庁内の各部局にまたがる環境行政全般を一体的・総合的に推進するためにおおいたうつくし作戦実施本部を設置し、県民会議と緊密に連携しながら各般の環境施策を推進している。

イ おおいたうつくし推進隊

地域の住民を巻き込んだ環境保全活動の実施や県民を巻き込んだ地域活性化につながる取組を企画・実施し、おおいたうつくし作戦のけん引役となるグループをおおいたうつくし推進隊に任命し、その取組を支援している。平成28年度から平成30年度の3年間で158団体を任命した。

ウ おおいたうつくし隊

地域や職場、学校等で、清掃活動や花いっぱい運

動、ごみの減量化などの身近な環境保全活動に取り組む団体をおおいたうつくし隊として登録し、県庁ホームページでの活動紹介や、おおいたうつくしキャンペーンへの積極的な参加を呼びかけている。平成28年度から平成30年度の3年間で150団体11,449人が活動している。

エ おおいたうつくし作戦まちづくり推進事業

「まちづくり(地域の活性化)」を推進するため、地域の環境課題を解決するための取組などの企画をおおいたうつくし推進隊に提案してもらい、県委託事業として実施している。

オ おおいたうつくし作戦なかまづくり推進事業

おおいたうつくし推進隊の活動基盤の強化を図るため、自団体の活動基盤を強化・整備するための取組及び県民に対して自団体への加入を促す取組を支援している。

カ おおいたうつくしキャンペーン

おおいたうつくし作戦を県民総参加の継続した取組として展開するために、県民が身近に取り組める参加型の環境保全活動を実施するおおいたうつくしキャンペーンを展開している。

(ア) おおいたうつくしキャンドルナイト

夏至の日・七夕の日の20時から22時までの2時間、家庭や事業所の不要な照明や屋外看板の灯を消すなどして省エネと地球温暖化対策に取り組む「おおいたうつくしキャンドルナイト」を実施しており、平成30年度には企業・団体等

を中心に3,166施設の参加登録があった。

平成16年度から実施しており、平成21年度からは、夏至の日に加え、新たに七夕の日に取り組むを行うこととした。また、平成21年度から平成30年度まで、地球温暖化防止月間である12月から2ヶ月間、冬のおおいたうつくしキャンドルナイトを実施した。

(イ) 県民一斉おおいたうつくし大行動

美しく快適な大分県づくり条例に基づく「環境美化の日」の取組として、環境美化の日を中心とする8月には県下各地で、また秋の行楽シーズンの10月には観光地やイベント開催地で「県民一斉おおいたうつくし大行動」と銘打った美化活動を実施している。平成30年度は約38万人の県民が参加した。

(ウ) 四季折々キャンペーン

四季折々の風情を取り入れた省エネ・省資源型ライフスタイルに県民総参加で取り組む「四季折々キャンペーン」を平成18年度から展開している。春には緑のカーテンづくりの「エコ花ライフ」、夏には打ち水を行う「エコ涼ライフ」、秋には環境に配慮した調理法エコクッキングに取り組む「エコ食ライフ」、冬には重ね着を励行する「エコ暖ライフ」の実践を呼びかけている。

平成21年度から目に見える温暖化対策として、県庁舎本館及び別館に緑のカーテンを設置している。なお、新館議会玄関前においても平成28年度まで実施した。

(エ) うつくし花いっぱい運動

平成30年度の国民文化祭等を契機に、環境の視点からのおもてなし活動として、おおいたうつくし推進隊を中心に、学校や地域、企業などによるうつくし花いっぱい運動を展開している。

キ おおいたうつくし感謝祭

イベントを通して、県民に環境保全の大切さを楽しみながら学んでもらい、また、実際に環境保全活動に取り組む団体と触れ合ってもらうことにより、県民が「おおいたうつくし作戦」を知るきっかけと

するものとして、平成28年度から実施している。

ク マイバッグ運動の展開

(ア) レジ袋無料配布の中止

平成21年6月から始まった「レジ袋無料配布中止」の取組は、「大分県レジ袋削減推進協議会」を設置し推進体制を整備するなど継続した取組により、県民に広く定着し、平成30年度末において、取組事業者数は34事業者1組合330店舗となり、持参率は約85%前後で推移している。また、平成29年度から10月を「マイバッグ利用促進強化月間」と定め、消費者団体・事業者・県や市町村で連携して協定参加店舗前等で街頭啓発やマイバッグ配布等を実施している。

(イ) レジ袋収益金の活用

消費者団体や事業者、行政による「レジ袋削減に向けた取組に関する協定書」では、レジ袋の収益金（レジ袋の販売額から納入原価等を差し引いた額）は、環境保全活動等に活用することとなっており、各事業者は独自に植樹活動等を行うほか、県や市町村・環境保全団体に収益金を寄附している。

県は、この寄附金を活用し、幼児に対する環境教育事業を実施している。平成27年度から平成30年度までに県内117カ所の幼稚園・保育所等で環境劇の巡回公演を実施、また、県内9カ所の幼稚園で他園の指導者も参加し、幼児向け環境ワークショップ研修を実施した。

(2) 豊かな環境を守り育てる人づくり

ア 環境教育アドバイザーの派遣

平成16年度から環境教育アドバイザー制度を設け、地域や学校等における環境をテーマとする講演会や自然観察会に講師を派遣している。

平成30年度からは、環境教育アドバイザー（「以下、アドバイザー」という。）の活動を現地で補助するサポーター制度を導入し、安全に、よりきめ細かに体験学習が行えるようにした。

平成30年度末現在、アドバイザー62名、サポーター37名を登録しており、平成27年度から平成30年度までに、アドバイザーを607回派遣し、30,411名が受講した。

イ こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、将来を担う子どもたちの主体的な環境学習や環境保全活動を支援するために、環境省が平成7年度から実施しており、本県においても、各クラブでは、自然観察やリサイクル活動等の環境活動に、自発的・継続的に取り組んでいる。

ウ おおいた環境学習サイト「きらりんネット」

インターネットを活用し、環境学習の教材や環境関連情報を広く提供するため、おおいた環境学習サイト「きらりんネット」を開設し、大分県環境基本計画に基づく本県の環境に関する体系的な内容を、分かりやすく子ども向けに紹介している。

エ おおいたこども探検団推進事業

各種の団体が、森林環境税を活用して、子どもを対象に自然体験活動など実体験を伴う活動を実施している。平成28年度から平成30年度までに39団体に委託し、約6,600名が活動に参加した。

オ 環境学習DVD「知ろう！大分の環境」「生物多様性とおおいたの自然」「守ろう！ぼくたちわたしたちの大分」

県内の小・中学生から大人までが、日常生活が環境に与える影響や、エコライフの実践による環境改善効果等を分かり易く学ぶことにより、環境に関心を持ち、考え、行動することにつながるよう、学校の環境活動や地域での研修会等に利用するための環境学習用DVDを作成し、希望者に貸出ししている。

安全・安心を実感できる暮らしの確立

1

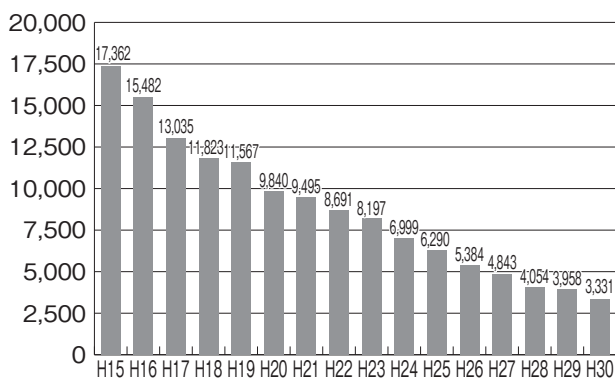
犯罪に強い地域社会の確立

(1) 生活安全警察活動

ア 犯罪情勢

平成15年に過去最多を記録した刑法犯認知件数は、各種の犯罪抑止対策を推進した結果、平成16年以降減少を続け、平成30年の刑法犯認知件数は、統計を取り始めた昭和27年以降最少の3,331件で、15年連続の減少となった。

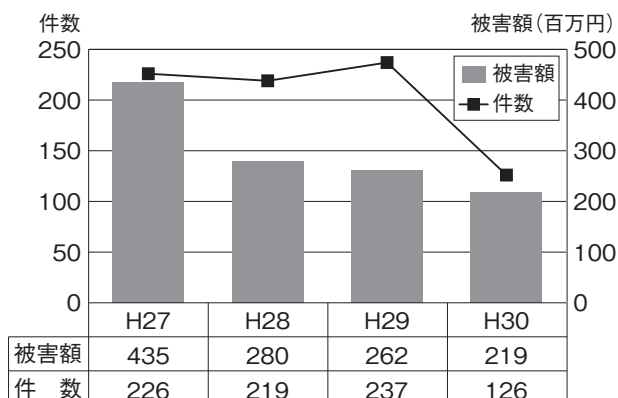
刑法犯認知件数の推移



振り込め詐欺を始めとした特殊詐欺被害は、件数及び被害額ともに減少傾向にあり、平成30年は、件数126件、被害額約2億1,851万円で、前年より件数で－111件、被害額で－4,309万円と大幅な減少となった。

なお、県警察では、平成24年以降、被害届に加え、相談で認知した被害も統計に含めている。

特殊詐欺の発生状況



イ 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

(ア) 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

各警察署では、管内の犯罪情勢を的確に分析し、重点的に抑止すべき犯罪を指定した上、関係機関や防犯ボランティア団体等と連携し抑止対策を推進した。特に、刑法犯認知件数に占める割合が高い自転車盗対策として、中高生の自転車の施錠率向上等を目的とした「鍵掛け甲子園」等の施策や、万引き対策として商業施設における防犯指導、立ち寄り警戒等を行った結果、平成30年中の県下の自転車盗、万引きの認知件数は計1,153件で、前年より365件（24%）減少した。

特殊詐欺被害防止に向け、被害に遭いやすい高齢者を対象とした特別巡回連絡を実施したほか、チラシの配布や大分県警察電子メール情報配信システム「まもめーる」等の各種媒体を活用した広報啓発活動を推進した。また、10月の「全国地域安全運動」に合わせ、街頭での広報啓発活動や金融機関等と連携した金融機関窓口での注意喚起の声掛け訓練の実施等、地域社会や金融機関等が一体となって被害抑止と水際対策の強化を図った結果、平成30年は、61件を金融機関等での声掛けにより未然に防止した。

「まもめーる」配信件数の推移

年別	H27	H28	H29	H30
区分				
「まもめーる」配信数	650	761	614	536
会員数(各年末)	28,801	29,702	29,806	38,828

※H30はまもめーるアプリの会員数（9,009）を含む。

(イ) 子供、女性、高齢者の保護対策の推進

他県において児童が被害者となる凶悪事件が

発生したことにより、性犯罪等に発展する危険性がある子供・女性に対する声掛け事案への社会的関心が強まり、その認知件数は、平成30年は406件と大幅に増加した。この種事案への対応については、警察本部と警察署が連携して事案分析及び行為者の早期特定を行い、検挙、警告等の先制・予防的活動を推進している。

声掛け事案発生件数の推移

区分\年別	H27	H28	H29	H30
声掛け事案認知件数	263	256	288	406
声掛け事案行為者特定数	71	96	87	96

高齢者の犯罪被害は、特殊詐欺や悪質商法での被害が多く、高齢者を犯罪被害から守るため、巡回連絡や各種会合等を通じた防犯指導、チラシを活用した分かりやすい手口情報等の提供、寸劇等による被害防止広報啓発活動を推進している。

また、子供・女性に対する声掛け事案や特殊詐欺の発生状況のほか、犯行手口や防犯対策上の留意点等の防犯情報を大分県警察電子メール情報配信システム「まもめーる」により県民に提供している。

(ウ) ストーカー・DV被害者の保護対策の推進

ストーカー事案及びDV事案の対応件数は、平成29年に減少したものの、平成30年には増加している。この種事案を警察署が認知した当初から警察本部が関与し、積極的な事件検挙措置等により加害行為の防止を図るとともに、被害者に対する各種保護対策を徹底し、被害者等の安全確保を第一とした対応に努めている。

ストーカー・DV事案の対応件数の推移

区分\年別	H27	H28	H29	H30
ストーカー事案	481	441	343	404
D V 事 案	939	958	764	828

(エ) 防犯カメラの設置促進など安全・安心なまちづくりの推進

犯罪の未然防止を図り、公共空間の安全を確

保するためには、犯罪抑止効果の高い街頭防犯カメラの設置が極めて有効であり、警察では平成24年4月、県内の自転車盗難被害の多いJR駅駐輪場6カ所に防犯カメラ16台を設置し運用を開始した。その結果、自転車盗認知件数が減少しており、設置効果が認められている。

また、平成26年度から3カ年、自治会等に対し防犯カメラ設置費用を補助する「街頭防犯カメラ設置促進事業」を、平成29年度からは、同じく自治会等に対し、「子供見守り街頭防犯カメラ設置支援事業」を実施し、街頭防犯カメラ設置の働き掛けを行っており、昨年度までの5年間で合計185台を設置している。

そのほか、自主防犯パトロール隊等と協働して、駐輪場での自転車防犯診断を実施するなど、公共空間の防犯環境の整備を推進している。



大分市ロングヒル中央自治会における防犯カメラ設置

(オ) 幅広い世代の参加促進等による自主防犯活動の充実・強化に向けた取組の推進

自主防犯パトロール隊数の推移

区分\年別	H27	H28	H29	H30
団 体 数	355	362	364	363
隊 員 数	26,834	26,659	24,446	24,343

団体数・隊員数とも各年末

県内の自主防犯パトロール隊は、平成30年末363団体、2万4,343人であり、各地域で子供の登下校の見守り活動や防犯パトロール活動等の自主的な防犯活動を実施している。警察では、自主防犯活動の活性化に向け、優良な活動に対しての活動奨励金の交付や活動内容を紹介する活動事例集の作成、配布等を行う「防犯ボランティア活動支援事業」等を実施したほか、自主防犯パトロール隊ごとに担当警察官を指定し活動の支援をしている。

また、平成23年に県内の大学生等で結成された学生防犯ボランティア団体「おおいたパトロックス」に対し、将来を担う若い世代の参加促進とリーダー育成を図るため、活動用物品や研修会の開催経費等を支援する「学生防犯ボランティア支援事業」を行い、学生主導により、県外研修やイベント会場での防犯広報活動、小学生対象の地域安全マップ作成講習会等を実施した。

また、職域における防犯ボランティア活動の促進を図るため、平成23年から県内の企業との間で「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」を締結し、平成30年までに25企業・7団体との間で協定を締結しており、協定締結企業等が、こども連絡所（車）活動や防犯パトロール活動等に積極的に取り組むよう、必要な防犯情報を提供するなど活動を支援している。



宇佐市「双葉の里」善光寺駅前
安全・安心パトロール隊の活動

ウ 少年非行の防止と健全育成

(ア) 少年非行の現状

県下の少年非行は、平成16年に戦後第4のピークを迎え1,701人を検挙補導したが、その後は減少傾向に転じ、平成30年には、統計を取り始めた昭和24年以降最少の151人となり、数値的には少年非行の減少化が定着している。

一方で、検挙補導される高校生の割合が中学生の割合を上回る傾向が見られるほか、再非行率が増加している。

スマートフォン等コミュニケーションツールの発達や普及に伴い、インターネットを利用した児童買春や児童ポルノ等の少年の福祉を害する犯罪被害が後を絶たないほか、児童虐待事案も年々増加傾向にあるなど、少年問題は「加害」と「被害」の両面において多様化、複雑化しており、依然として予断を許さない状況にある。

(イ) 非行防止活動

悪質な非行や少年の福祉を害する犯罪に対しては厳正に対処するとともに、学校と警察が情報共有して少年非行やいじめ事案を早期発見し対策を講じるため、平成19年度から「スクールサポーター制度」を導入し、警察官OBによる学校への定期訪問を実施している。

また、少年の規範意識を醸成するため、警察署ごとに「非行防止重点地区」を指定し、指定校の生徒会を中心にあいさつ運動や地域の清掃ボランティア活動を行う「大分っ子マナーアップ活動」を展開しているほか、警察・学校・家庭・地域が一体となり、「ヤングサポートパトロール隊」を編成し、パトロール等の街頭補導活動を積極的に行うなど、非行少年を生まない社会づくりを推進している。

(ウ) 有害環境の浄化対策と少年の保護対策

少年をインターネット利用の犯罪被害から守るため、平成25年10月からサイバー補導を実施しているほか、携帯電話販売業者に対するフィルタリングサービス普及促進の働き掛け、学校での非行防止教室やサイバーセキュリティカレッジ等によるネットトラブルの未然防止につ

いて広報啓発活動を推進している。

児童虐待事案に対しては、被害児童の安全確保を最優先に考え、関係機関との緊密な連携のもと、事件化を含めた迅速かつ的確な対応を徹底している。

また、「大分っ子フレンドリーサポートセンター」を中心に、少年及び保護者からの非行・いじめ等の少年相談に対応しているほか、非行少年の再非行防止のため、就学・就労支援、各種体験活動による居場所づくり等の少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動を行っている。

エ 生活経済事犯対策及びサイバー犯罪対策の推進

(ア) 生活経済事犯対策の推進

高齢者等の社会的弱者に被害をもたらす悪質商法事犯、通常の社会生活を営むことを困難にさせるヤミ金融事犯等の悪質な生活経済事犯が発生している。

警察では、県民生活を脅かす生活経済事犯に対し、被害拡大防止の観点を持ち、あらゆる法令を駆使して取締りを強化し、債券投資名下に現金を詐取した詐欺事件、訪問販売における屋根瓦修理業者による特定商取引法違反事件、無登録で貸金業を営み金銭を貸し付けた貸金業法違反事件、解体工事に伴って排出された産業廃棄物を自己の敷地内に投棄した不法投棄事件、無免許で医業（アートメイク）を営んだ医師法違反事件等を検挙した。

生活経済事犯は、警察が被害を認知するまでに日数を要し、その間に被害が拡大することが少なくないことから、関係機関・団体との連携を強化し、事犯の早期把握に努めるとともに、被害の未然防止、拡大防止を図っている。

(イ) サイバー犯罪対策の推進

インターネットに接続された家電、自動車、医療機器、産業機械等のIoT機器が普及し、サイバー空間と実空間の一体化が進んでおり、サイバー空間は県民の日常生活の一部となっている中、インターネットを悪用した事犯や不正アクセス事犯等のサイバー犯罪が多発してい

る。

警察では、コンピュータウイルスを作成・保管した不正指令電磁的記録作成保管事件や、携帯電話のアカウントを乗っ取り、ショッピングサイトでキャリア決済を悪用して商品を購入した不正アクセス・電子計算機使用詐欺事件等を検挙している。

また、県民がインターネットを利用した犯罪に巻き込まれないために、関係機関や民間事業者、県内の学生によるサイバー防犯ボランティア等と連携し、サイバー空間の脅威事案等の情報を広く県民に共有するとともに、児童や保護者を対象にインターネットや携帯電話の適正利用を啓発する「サイバーセキュリティカレッジ」を開催するなど、社会全体におけるサイバーセキュリティ意識の向上を図っている。

(2) 地域警察活動

平成30年中の刑法犯認知件数は、3,331件で、平成15年をピークに15年連続して減少しているものの、特殊詐欺、子供・女性に対する声かけ事案、高齢者が当事者となる交通死亡事故が多発していることから、地域警察では、「きめ細かい・見せるパトロール」を重点に置いた街頭活動を推進し、県民生活の「安全・安心」の確立を図っている。

ア 「街頭活動強化」による犯罪の予防・検挙

県民は、パトカーや制服警察官による街頭でのパトロール活動を要望する一方で、「交番での警察官の常駐」という要望も強いことから、県下の主要交番に「交番相談員」を配置して不在交番の解消に努めている。また、事件事故の発生状況を踏まえて事件・事故多発時間帯におけるパトカーや制服警察官による警ら・警戒活動を強化するなど、犯罪の予防・検挙、事故の防止のための活動を行っている。

イ 交番・駐在所の機能

交番・駐在所は、地域住民の拠り所となる「拠点」すなわち「地域安全センター」としての機能を有し、

事件・事故に即応するとともに、地域住民への情報発信活動や自主防犯パトロール隊との協働によるパトロール活動等を行っている。

ウ 航空隊の活動

県警航空隊は、昭和63年4月1日に発隊し、ヘリコプター1機（ぶんど）を保有している。

ヘリコプターの機動力を活用し、上空からのパトロール、犯人の追跡、遭難救助活動など、警察活動の全般にわたる幅広い活動を行っている。

エ 鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、列車など鉄道施設内で発生する事件・事故に即応するため、列車警乗、駅構内及び鉄道沿線の警戒・警ら活動を行っている。

「110番通報」受案件数					
区分	年別	平成27年	28年	29年	30年
受 理 件 数		55,640	53,411	52,131	52,612
1日平均受理事件数		152	145	142	144
内 訳	刑 法 犯	3,421	2,764	2,469	2,167
	交通事故等	23,824	23,477	23,167	23,405
	そ の 他	28,395	27,170	26,495	27,040

航空隊の活動状況					
区分	年別	平成27年	28年	29年	30年
パトロール活動		65	72	62	98
特 別 活 動		121(34)	107(33)	126(30)	122(44)
警察業務支援活動		161	181	163	233

注）特別活動は、緊急配備活動、救助活動等である。
（ ）内数は、山岳遭難者、風水害被害者等の救助活動件数。
警察業務支援活動は、捜査、応援派遣等である。

(3) 刑事警察活動

ア 鑑識科学センターの開設

犯罪事実の認定においては、客観証拠が重視される傾向にあり、分析体制の確保及び装備資機材の整備が極めて重要となっており、警察では、鑑定業務

の効率化及び鑑識・科学捜査の更なる高度化に対応するため、平成30年11月、大分市高江のインテリジェントタウン内に鑑識課及び科学捜査研究所が一体となった「鑑識科学センター」を開設した。

イ 増加する在留及び訪日外国人への対応

増加傾向にある在留外国人等に対する迅速かつ適切な対応を目的として、平成30年3月、刑事部刑事企画課内に「通訳センター」を設置した。

同センターでは、24時間体制での通訳人の選任及び手配等を行い、在留外国人等の人権の確保に努めている。

ウ 凶悪犯罪の検挙

県下においては、殺人、強盗、放火等の凶悪犯罪の発生件数は微増傾向にあり、その犯行態様は、巧妙化・広域化・多様化している。この種犯罪は、県民の生命、身体に直接危険を及ぼすとともに、日常生活に多大な不安を与えることから、警察では「完全検挙」を至上課題として、総力を挙げた取組を行っている。

凶悪犯罪の認知・検挙状況					
区分	年別	平成27年	28年	29年	30年
認 知 件 数		20	17	23	26
検 挙 件 数		22	16	22	25
検 挙 率		110.0	94.1	95.7	96.2

エ 窃盗犯の検挙

刑法犯の約7割を占める窃盗犯は、県民の最も身近で発生する犯罪である。認知件数は平成14年の13,973件をピークに、平成30年は2,332件と大幅に減少しているものの、引き続き侵入盗や乗り物盗等の検挙及び抑止に努めている。

重要窃盗犯の認知・検挙状況					
区分	年別	平成27年	28年	29年	30年
認 知 件 数		425	330	411	305
検 挙 件 数		335	415	404	284
検 挙 率		78.8	125.8	98.3	93.1

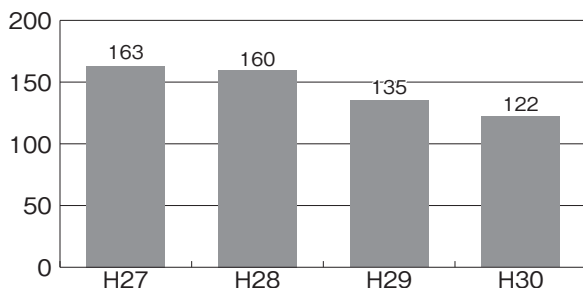
オ 特殊詐欺の検挙

平成30年中における特殊詐欺の被害状況については、認知（被害届受理）件数は47件、被害総額は約1億7,257万円と、前年と比較して認知件数では53件（53%）減少したものの、被害総額では約420万円（2.4%）増加となった。

特殊詐欺関連事件の摘発は、平成30年中、特殊詐欺実行犯による事件41件と、犯行に使用された銀行口座の不正契約事件など81件の合計122件を摘発している。

犯行グループの多くは、だまし役、現金回収役などに分業の上、首都圏に拠点を置き犯行を取行していることから、全国警察が連携して強力に捜査を推進している。

特殊詐欺検挙件数の推移



カ 暴力団等組織犯罪対策の推進

（ア）暴力団情勢

県内の暴力団構成員等は、平成30年12月末現在、18組織約170名であり、そのうち全構成員等の約92%が六代目山口組と神戸山口組の傘下組織構成員等で占められている。主な組織は、大分市に本拠を構え、県下全域を支配下に収めるとともに、宮崎県下にも組織を有している四代目石井一家である。

その他、他県に本拠を有する

- ・三代目稲葉一家（熊本県）
- ・三代目弘道会（愛知県）
- ・三代目司興業（愛知県）
- ・四代目倉本組（和歌山県）
- ・五代目山健組（兵庫県）

の傘下組織が、県内に進出している。

暴力団構成員等数（概数）の推移

区分	年別	平成27年	28年	29年	30年
構成員等		250	200	200	170

（イ）暴力団対策

暴力団は、恐喝等の伝統的手法による資金獲得活動に加え、その時々々の社会情勢に応じつつ、暴力団の威力を利用して自らも利益を得ようとする暴力団関係企業や共生者等を通じ、様々な経済取引に介入するなど、資金の獲得を図る動きが顕著になっている。

また、全国的に見ると、最大勢力の六代目山口組が、平成27年8月末から短期間で3団体に分裂するなど、暴力団情勢は複雑化しており、分裂した各山口組の動向は、依然として予断を許さない状況にある。

警察では、違法行為の取締り、暴力団対策法及び暴力団排除条例等を効果的に活用し、暴力団の弱体化、壊滅に向けた取組を積極的に行っている。

また、（公財）暴力追放大分県民会議を中核とした暴力団排除活動を強力に推進しており、大分市では、平成31年1月に「みかじめ料お断り同盟」を結成し、大分市都町における暴力団排除対策に取り組んでいる。



「みかじめ料お断り同盟」結成に伴う暴排パレード

（ウ）犯罪のグローバル化・インフラ対策

今日の国際組織犯罪は、世界的規模で犯罪を

実行する組織や、犯罪者の多国籍化、犯罪行為の世界的展開といった「犯罪のグローバル化」が急速に進んでおり、重大な脅威となっている。

また、犯罪インフラは、国内外の組織犯罪、特殊詐欺、サイバー犯罪等のあらゆる犯罪の分野で構築されてきており、犯罪に関わる通信や運搬、犯罪収益の集金や送金等の手段として利用されている。

警察では、「大分県警察犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会」を設置し、警察組織内の各部門間の連携を密にして国際組織犯罪に関する情報の収集・分析・共有ができる体制を構築している。

また、平成31年4月より新たな在留資格である「特定技能」による外国人材の受入れが開始され、在留外国人が今後一層増加することが見込まれることから、在留外国人に係る犯罪被害の防止や外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透防止にも取り組んでいる。

キ 銃器・薬物事犯の取締り

全国的に、銃器発砲事件の発生件数は、低水準で推移しており、銃器を使用した事件の認知件数も減少傾向にあるものの、平穏な市民生活に対する重大な脅威となる銃器発砲事件は依然として発生している。

県下における銃器の押収は、平成27年から平成30年までの間に9丁あり、このうち1丁は、暴力団関係者から押収した真正拳銃である。

薬物事犯検挙人員については、全国では依然として1万人を越える高水準であり、違法薬物の安定した供給と需要がうかがえる。

また近年、大麻による検挙者が増加しており、平成30年の検挙者は過去最多の3,578人である。

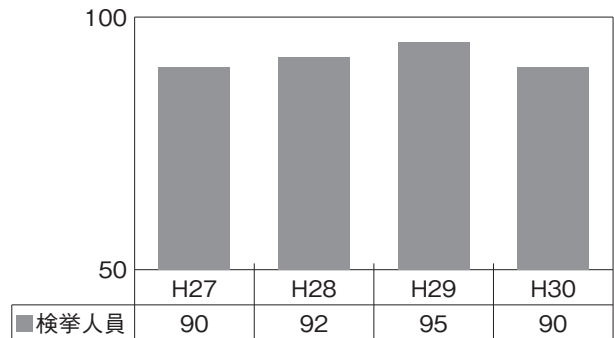
県下における薬物事犯検挙人員は、毎年90人を越え、平成30年の総検挙人員の約79%が、覚醒剤による検挙者となっている。

大麻による検挙は、全国の傾向と同じく増加傾向にあり、暴力団とは無関係の若年層の検挙が大半を占めることから、一般市民への薬物の拡散が懸念さ

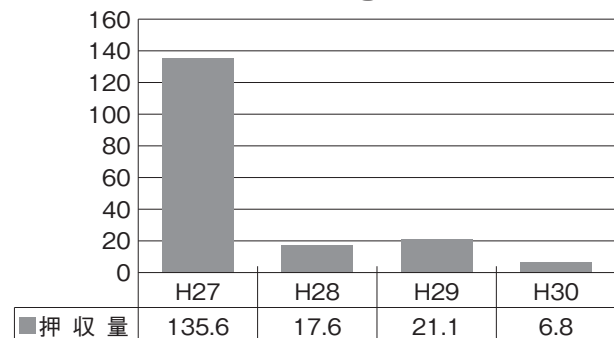
れる。

警察では、銃器・薬物事犯の根絶を図るため、関係機関との連携を強化するなどして、強力な取締りを推進するとともに、県民への広報啓発活動等を行っている。

薬物事犯の検挙人員の推移



覚醒剤の押収量（g）の推移



(4) 犯罪被害者等の支援施策の推進

犯罪の被害者やその家族などは、犯罪等により負傷する、大切な家族を失うなどの直接的な被害にとどまらず、その後も精神的・経済的負担を伴う二次的な被害に苦しめられていることから、犯罪被害者等の視点に立った支援施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現が必要である。

県では、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的・計画的に推進するため、28年2月に「大分県犯罪被害者等支援推進指針」を策定した。

一方、被害者から二次的被害による問題を抱えているとの声が多く挙がり、被害者遺族等から県議会あてに条例の早期制定を求める請願がなされ、28年第3回定例会において採択された。

これらを受け、被害者が置かれた状況への理解を

深め、その気持ちに寄り添った支援を県民一体となって推進することを目的とした「大分県犯罪被害者等支援条例」を29年12月に制定・公布し、30年4月に施行した。

ア 総合的な対応窓口の充実・強化、支援関係機関等の連携など支援体制の整備

県条例に基づき、各市町村犯罪被害者等支援窓口担当者を中心に、弁護士会、医師会、民間支援機関等の担当者で構成する「大分県犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議」を設置し、市町村が統一的な対応ができるよう支援施策の情報共有に努めている。

また、警察では、国・県の機関、医師会、弁護士会、民間団体等を会員とする「大分県犯罪被害者等支援連絡協議会」を、また、県下警察署単位で、市町村の機関、医療機関等を会員とする協議会を設置し、重大事件発生時の連携など関係機関との支援体制を整備している。

イ 犯罪被害者等のニーズに即した情報提供や助言、市町村との連携による犯罪被害者等見舞金の支給などきめ細かい支援

犯罪被害者等の経済的な負担を軽減し、日常生活・社会生活の早期回復を図るため、市町村において犯罪被害者等への見舞金を支給した場合に、支給額の2分の1（上限額：遺族見舞金15万円、重傷病見舞金5万円）を市町村に対して補助する「大分県犯罪被害者等見舞金支給事業費補助制度」を創設した。

また、被害者等は被害直後から警察の事情聴取や各種支援に係る手続等様々な説明を受けることになるが、身体的・精神的ダメージが大きい中で更なる負担がかかること、関係機関等で何度も同じ事を聞かれることで二次的被害を引き起こす可能性があることなど、様々な問題が生じている。

こうした問題を緩和するために、事件の状況、事情聴取等の流れ、生活での困りごと等を、被害者等が記録し整理する「犯罪被害者等支援ノート『絆』」を作成し、市町村や警察、支援関係機関を通して被害者等に配布している。

また、警察では、事件直後から、事情聴取、病院の付添いや捜査経過等の被害者連絡のほか、「被害者の手引き」等の冊子を活用し犯罪被害者等が必要とする情報を早期に提供するとともに、犯罪被害者の診断書料等の公費負担の対象に、エンバーミング費用、ハウスクリーニング費用、代替制服の購入費用、カウンセリング費用を追加した。

ウ 公益社団法人大分被害者支援センターが行う活動への必要な支援の充実

警察から、犯罪被害者等早期援助団体*である大分被害者支援センターに、速やかに被害者情報を提供し、犯罪被害者等に対し被害直後から同センター職員等による相談、専門家によるカウンセリング・法律相談をはじめ病院・検察庁・法廷への付添い等の支援が開始されるよう努めている。

* 犯罪被害者等早期援助団体とは

犯罪発生直後から被害者等の援助を適正かつ確実に行うことができると認められるとして、大分県公安委員会が指定した民間団体です。

指定された団体には、犯罪被害者の同意のもとに、警察から被害者情報が提供され、速やかに支援を開始することができます。

エ 二次的被害の防止、支援の必要性についての県民等の理解増進

条例の周知を図り、県民が犯罪被害者等への支援のあり方を認識するとともに、被害者が周囲の無理解な発言等に苦しめられる「二次的被害」についてより理解を深めてもらうため、条例概要パンフレットや、二次的被害防止啓発リーフレットを作成し、関係機関等に配布している。

また、警察では、社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運の醸成を図るため、犯罪被害者又はその遺族による講演会を開催するとともに、中学生や高校生を対象に、子どもを亡くした親の思いや生命の大切さ等を犯罪被害者遺族が、直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮・協力意識の涵養に努めている。



高校における「命の大切さを学ぶ教室」

オ 再犯による新たな被害者を増やさないための取組

「大分県再犯防止推進計画」を平成30年度末に策定し、「犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である。」という基本理念の下、犯罪被害者等の視点を強く意識し、国の関係機関や民間団体等と連携して再犯防止に取り組んでいる。

2 人に優しい安全で安心な交通社会の実現

(1) 交通安全対策の推進

「交通安全対策」の推進に当たっては、関係機関・団体と連携し、道路交通環境の整備や、交通安全思想の普及啓発活動を始め、生涯にわたる体系的な交通安全教育等を実施し、年間の交通事故死者数「39人以下抑止」に向け、各種対策を講じてきた。

平成28年に「第10次大分県交通安全計画」を策定し、「交通事故のない日本一安全で安心して暮らせる大分県を目指して」を基本理念として、平成32年度までに「交通事故死者数39人以下、交通事故死傷者数5,900人以下を目指す」ことを目標として、県民総ぐるみの交通安全運動を推進している。

(2) 道路交通の概況

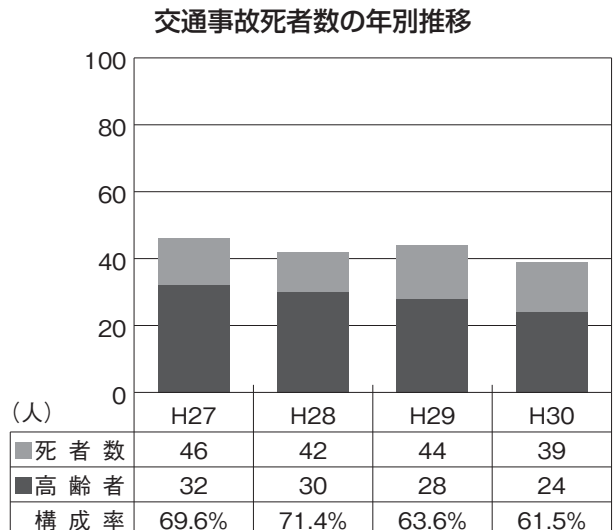
県下の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、運転免許保有者数、車両保有台数については、今後減少することが見込まれるが、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加、中でも高齢者の運転免許保有者数の増加は、道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられる。

(3) 交通事故の概況

平成30年における県下の交通事故死者数は39人で、昭和27年以降最少となった。

こうした交通死亡事故の減少要因としては、交通安全施設の整備、交通安全思想の普及、道路交通秩序の維持、車両の安全性向上、救助・救急体制の充実等の諸対策が相乗的に効果を発揮したものと考えられる。

その一方で、高齢者が当事者となる死亡事故は、



依然として高い水準で推移しているほか、運転者及び歩行者が基本的な交通ルールを遵守しないことによる死亡事故が多発していることから、更なる交通安全対策が必要である。

(4) 交通事故抑止対策

ア 交通安全教育の推進

交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、県、市町村、警察、学校、関係団体や地域社会、企業及び家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動を促進している。

交通安全教育を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れている。

また、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、高齢社会が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者に配慮する意識を高めるための啓発活動を強化している。

イ 交通指導取締活動

(ア) 交通事故の分析に基づく交通指導取締り

交通事故発生状況を詳細に分析し、交通事故実態に基づく交通指導取締りを推進している。

(イ) 悪質性、危険性、迷惑性の高い交通法令違反取締り

計画的、効果的な交通検問の実施、戦略的な取締りの推進、違反情報の収集と組織的な活用により、飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過及び横断歩行者妨害等の交差点関連違反等、交通事故に直結する悪質性、危険性の高い交通法令違反の取締りを強化している。

また、県民から取締り要望の多い駐車違反等迷惑性の高い交通法令違反取締りを推進している。

(ウ) 交通指導取締り情報の発信

速度管理指針、速度取締り指針等の交通指導

取締りに関する情報の発信を積極的に行うとともに、住民要望に対する適切な対応に努めるなど、県民の理解に基づく交通指導取締りを推進している。

ウ 運転適性相談の充実

平成28年度から保健師等の医療系専門職員を運転免許センター内に配置して、免許更新時等における病状の把握や面談等の医療的な支援を行うことにより、一定の病気（てんかん、認知症、脳疾患等）の早期発見と医療機関への受診勧奨等、きめ細やかな運転適性相談を実施して交通事故防止を図っている。

エ 安全で快適な道路交通環境の整備

道路交通環境をより安全で快適にするため、生活道路等における歩行者優先の面的対策である「ゾーン30」事業をはじめ、通学路における児童・生徒の安全対策である「合同点検」事業・歩車分離式信号機・LED式信号機の整備等を重点的に進めている。

また、光ビーコン等で入手する交通の流れや、道路工事、交通事故、積雪といった交通情報について、ラジオやカーナビゲーションシステムなどを通じてタイムリーに提供できるように取り組んでいる。

主要事業

ゾーン30	29地区
合同点検による安全対策箇所	710カ所
歩車分離式信号機	117カ所
信号灯器のLED化率	55.1%
光ビーコン	529基
交通情報板	19基

(平成30年度末整備数)

オ 交通安全施設の整備

道路交通の安全確保や円滑化を図るため、交通安全施設(横断歩道、歩道、自転車歩行者道、防護柵、道路照明灯、道路標識、信号機等)の整備を推進している。

特に、児童等の安全な通学環境を確保するため、

通学路における歩道整備等を積極的に推進しており、以下の主要事業を実施した。

・一般国道387号（玖珠町森、歩道）

H27全線開通

・万田四日市線（中津市大貞、自転車歩行者道）

H28全線開通

・一般国道388号（佐伯市鶴谷、自転車歩行者道）

H29全線開通

県単独事業では、歩行者や自転車利用者などの交通弱者に対する交通事故を防止するため、防護柵の設置や路肩のカラー化等を実施、追突事故抑制のため、交差点マークやカラー舗装、ドットライン等を実施した。

また、国内外から多くの観光客等が来県することを踏まえ、全ての人が安全で快適に道路を利用できるように、英語併記標識等の整備を図っている。

3

消費者の安心の確保と動物愛護の推進

平成27年度までの5年間を計画期間とする「第二次大分県消費者基本計画（おおいた消費者ホットプラン）」を引き継ぎ、「安全・安心で、消費者が主役となる豊かな社会の実現」を総合目標として、平成28年3月に策定した三次計画に基づき、消費者庁の地方消費者行政強化交付金の活用等により、地方消費者行政のさらなる推進に取り組んでいる。

(1) 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

ア 消費者の選択の機会の確保

消費者の自主的かつ合理的な選択を確保するため、商品やサービスを選択する上での情報源となる規格、計量、表示、広告が適正に行われるよう、立入調査を通じて事業者の監視・指導を行っている。

また、事業者に対する法令の正しい理解と遵守の徹底を求めるとともに、九州各県に山口県を加えた「消費生活安心安全ネットワーク」により、消費者被害の状況、問題解決の手法等の情報交換を図り、連携して悪質な事業者の処分を行う等、消費者被害の防止拡大を図ってきた。

高齢者等を対象とした悪質な訪問販売や通信販売、電話勧誘販売などによる消費者被害が後を絶たない中、悪質事業者に対する指導・監督を徹底し、厳正に対処している。

イ 啓発活動及び消費者教育の推進

消費者トラブルの被害者は、高齢者や若者が大部分と考えられていたが、社会情勢の変化等により、あらゆる年代でトラブルが発生していることから、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた消費者教育・啓発が重要である。

各地域の団体や企業、学校等の要請に応じて、消費生活啓発講座に出向くとともに、メールマガジンやフェイスブック、新聞、テレビ等さまざまな媒体による情報提供等を通じて、消費生活に必要な知識の普及や消費者の意識の向上に努めている。

また、小学生とその保護者については、夏休み期間にワークショップ等を通じて消費への関心を深めてもらう「アイネス夏休み講座」を開催し、楽しみながら消費について学ぶ場を提供している。

高校生については、大きく環境が変わる年代であることから、大分県金融広報委員会と協働で「巣立ち教育出前講座」を実施している。

さらに、高齢者の消費者被害が依然として多いことから、高齢者だけでなく民生委員や福祉関係者等の高齢者を見守る人達を対象とした出前講座等の実施にも取り組んできた。

若年層に対しては、消費者トラブルに対する注意喚起のために成人式等においてリーフレットを配布するほか、大学の新入生ガイダンスや企業の新人研修の場を借りて啓発を行った。

(2) 市町村や消費者団体等との連携・協働

ア 市町村相談体制の充実・強化に向けた支援

消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉では、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制の実現に向け、消費生活相談員の人材確保及び資質向上のための資格取得支援講座や資質向上研修に努めてきた。

また、県内の消費生活相談窓口の中核としての役割を担うことから、市町村相談窓口の支援を行ってきた。

平成30年度に市町村が受け付けた相談件数は4,696件で、相談全体の市町村分担率は平成27年度以降60%を超している。

イ 消費者団体等との連携・協働

県内の主な消費者団体の集まりである大分県消費者団体連絡協議会と連携した街頭キャンペーンや地域消費者フォーラムといった広報啓発活動を通じて、消費者団体間の交流を促進しているほか、平成24年に九州初の適格消費者団体として認定された「特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク」には、県民向け法律講座等の業務委託を行うなど、連携・協働に努めている。

また、弁護士会や司法書士会等関係機関との連携により、消費者行政の着実な推進に努めている。

(3) 動物愛護思想の普及と動物由来感染症対策の推進

ペットを家族の一員とする家庭が増加しており、大分県動物愛護管理推進計画（第2次）（平成26年4月施行）に基づき、動物愛護精神を育むとともに、適正飼育の啓発や動物から人に感染する動物由来感

染症対策など動物愛護に関する総合的な施策の推進が求められている。

ア 計画の基本理念

人と動物が愛情豊かに安心して暮らせるために、動物愛護や飼育マナー向上の啓発と災害に備えた動物救護等の取り組みを推進する。

イ 計画の基本目標（数値目標*）

(ア) 動物を愛護し、動物との暮らしを楽しみ、動物の終生飼養に責任を持つ。

(*犬・猫の引取り数を10年間で1,500頭に減らす。)

(イ) 動物の特性や飼い方、しつけの方法を理解し、他人に被害や迷惑をかけない飼養をする。

(ウ) 各地域で動物愛護管理の取組をする人材を増やし、動物を愛する人々が共感し、協働する。

ウ 動物愛護拠点施設を中核とした計画の取り組み

動物愛護管理行政を一層推進するため、動物愛護の拠点施設として平成31年2月に大分市と共同でおおいた動物愛護センターを設置した。

〔大きな4つの趣旨〕

(ア) 責任ある飼育の指導と啓発

(イ) 動物福祉の教育と共生意識の醸成

(ウ) 収容犬・猫の返還や譲渡

(エ) 災害等緊急時、被災動物の避難救護活動の活動拠点

動物愛護センターを中核とし、動物愛護推進員やボランティアと連携し、動物の適正飼養普及啓発のための幅広い世代に向けた動物愛護教育、情報ツールを活用した収容動物の譲渡・返還の促進、地域猫活動の推進、災害時の被災動物の救護対策などの取組を推進する。

4 食の安全・安心の確保と食育の推進

(1) 食の安全・安心の確保

ア 食の安全確保対策

(ア) HACCPの普及・推進

我が国の食をとりまく環境の変化や国際化に対応するため、平成30年に食品衛生法が15年ぶりに大幅改正され、全ての食品等事業者に対して国際標準であるHACCPに沿った衛生管理を制度化した。

県では講習会や旅館ホテルのモデル事業、民間指導者の養成を実施し、HACCPの周知と普及を図り、本県の食の安全をより高めていく取組を実施した。

(イ) 大規模イベント食中毒防止対策

平成30年度の国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭や令和元年度のラグビーワールドカップ2019等大規模イベントの開催に伴い増加する観光客の食品事故防止対策として、旅館ホテルの危機管理研修会を開催した。また、関係施設に対してATPふき取り検査キットや蛍光色素など新たな教材を用いた講習会や現地指導を実施した。

(ウ) 輸出食品の衛生確保

平成27年度に対EU輸出水産食品取扱施設、平成30年度には対米輸出食肉取扱施設が国の認定を受ける等県産食品の輸出が増加傾向にある。対米・EU等の輸出に当たっては事業者はHACCPに基づく厳しい衛生管理を求められるが、県も事業者に対して適切な衛生指導をしていく必要があることから、県では監視指導や検査を強化し、円滑な輸出を下支えする体制を整備した。

(エ) 食物アレルギー対策

ラグビーワールドカップ2019等大規模イベントに伴い増加する観光客の食物アレルギー事故防止対策として、宿泊事業者、飲食店等への注意喚起を図るため、食物アレルギー対応冊子や

食材等を視覚記号化したピクトグラムシールの配布を行った。また、団体旅行者向けの食物アレルギー対応メニューの創作及び宿泊事業者とアレルギー当事者との意見交換会の開催により当事者の望む対応等を共有した。

イ 食の安心確保対策

(ア) リスクコミュニケーション

消費者を対象とし、消費者が不安や危機意識を抱く内容について、事業者との意見交換やワークショップ型講習会、イベント等を通して、相互理解を深めている。

食品事業者の食の安全のための取組紹介及び意見交換の開催や福島第一原発事故による風評被害防止イベント、福島県現地視察報告会の実施、クイズ形式で食品表示を学ぶワークショップを開催した。

(イ) 食品による危害発生防止のための消費者への情報提供

県庁ホームページ・フェイスブック・安全安心メールを利用して、食中毒注意報などの食中毒防止の情報や他都道府県等からの自主回収情報の提供を行っている。

ウ 食の信頼性確保対策

(ア) 食品適正表示の推進

量販店や小売店、中～大規模事業者を対象に食品の適性表示に関する正しい知識を普及するため、講習会を実施するとともに、講習会受講者に対し「食品適正表示推進者講習会受講済証」と「食品適正表示推進者設置店証」を交付している。この食品適正表示推進者は食品販売店等において、消費者の求めに応じ食品の表示に関する的確な情報提供を行っている。

(イ) 食品製造者等表示対策

食品流通の川上に該当する食品製造事業者等を対象に、県内20カ所で食品表示講座を実施した。

教材としては、県が作成した直販所において取り扱う食品の表示に特化した表示マニュアルを活用し、実際の表示を作成してみる実践的内容や個別相談を実施して表示の適正化を推進した。

(2) 大分の食育の推進

ア 食育の推進

県民全体で食育を推進し、生涯を通じて健全な食生活を送れるよう、大分県食育推進条例を平成28年4月1日に施行し、併せて、「第3期大分県食育推進計画」を平成28年3月に策定した。

(ア) 食育の普及啓発

子どもを対象に食育の「6つの力」を身につけるための副読本や紙芝居、郷土料理を伝承していくためのPR動画「郷土料理ラッ婆」等を作成し、食育の啓発を行った。

また、6月の食育月間の全国的な中核イベントである食育推進全国大会を平成30年に大分県で開催した。

(イ) 高校生等への自活応援講座

高校生を対象に食の選択力アップ講座、弁当づくりや県産漁を活用した調理実習を行った。

また、食生活が乱れやすい時期である大学生を対象に学生食育ボランティアを養成し、学生主体の食育セミナーを開催し、学生による学生への食育の推進を図った。

人権を尊重し共に支える社会づくりの推進

1

人権を尊重する社会づくりの推進

(1) 人権尊重行政の推進

ア 人権施策の総合的な推進

大分県人権尊重社会づくり推進条例（平成21年4月施行）に基づき、条例の目的である人権が尊重される社会づくりを進めるために大分県人権尊重施策基本方針を策定している。

人権を取り巻く国内外の状況の変化や5年に1回実施する「人権に関する県民意識調査（平成25年7月実施）」の結果をうけ、平成27年4月に人権尊重施策基本方針を改定した。

基本方針の具体化の方策として、平成27年度から5年間の人権尊重施策基本方針実施計画を定めた。

平成30年6月に人権に関する県民意識調査を実施した。（県内有権者5,000人に郵送し、有効回答は40.4%）

(ア) 人権尊重に取り組むNPOとの協働

NPOに対して啓発事業の情報を提供し、人権入門講座、人権啓発フェスティバル等への参加を得ている。

NPO法人等から人権啓発活動の企画を募り、優秀な企画提案を行ったNPO法人等を支援している。

(イ) 人権に配慮した企業などに対する優遇策の実施

大分県工事競争入札参加資格申請の格付けにおいて、障がい者雇用の状況を評価項目としている。

用品調達特別会計における物品購入において、障がい者雇用促進企業を指名競争入札や見積もり合わせに追加して指名する等の取り扱いを定め、実施している。

(ウ) 県職員と市町村職員の研修

大分県人権尊重施策基本方針実施計画に基づ

き、特定職業従事者（人権保障に影響力がある職にある者）に対する教育・啓発を実施している。

(2) 人権教育・啓発の推進と環境整備

ア 人権教育の推進

「大分県人権教育基本方針」（平成17年1月）、並びに同方針の具体化を企図した「大分県人権教育推進計画（改訂版）」（平成27年2月）に基づき、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」ができる児童生徒及び県民の育成に向けて、学校教育と社会教育において人権教育を推進している。

(ア) 人権教育・啓発を推進する指導者（大分県人権問題講師団等）の人材養成

人権を尊重する意欲や態度、技能を持った地域住民の育成に向け、人権教育・啓発を推進する指導者（大分県人権問題講師団等）の養成や資質向上のための研修を実施し、講師団の派遣等により、市町村の取組を支援している。

イ 人権啓発の推進

家庭・地域・企業・団体・特定職業従事者など、広く県民に対して人権啓発を行っている。

(ア) マスメディアやインターネットを活用した県民啓発の実施

テレビの県政番組やラジオ放送、新聞広告を活用して県民に対する啓発を行ったほか、県ウェブサイトでイベント告知や人権情報の提供を行っている。

(イ) 企業・団体における人権研修の促進

企業・団体の人権研修を促進するため、大分県人権問題研修講師を養成し、企業・団体に派遣している。

(ウ) 教材・プログラムの開発・整備

分野別人権研修教材及びパンフレット、パネルを作成し、研修・展示等に活用している。

また、啓発資料の映像化など、新たな手法の活用により、多くの人が人権課題について考えられるようにしている。

(3) 人権教育における指導の充実

ア 学校教育における児童生徒が主体的に取り組む人権教育の推進

学校教育においては、平成20年3月に策定された「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を活用した、人権に関する知的理解と人権感覚を育てる人権教育を推進している。平成27年度から人権教育連携推進事業として、これまでの研究に加え、小学校・中学校・高等学校の系統性を考慮した学習内容となるよう、研究指定校を中心に実践に取り組んでいる。また、「人権の『授業づくり』のすすめ方」パンフレットを作成し、全ての学校において「主体的・対話的で深い学び」の授業を目指して取組を進めている。

イ 社会教育指導者の資質向上と多様な人権課題に応じた学習機会の充実

社会教育においては、市町村社会教育関係者に対して、市町村人権教育推進講座基礎コース、実践コース、指導者養成・指導者スキルアップコースを実施し、社会教育の指導者の資質向上を図るとともに、新たな指導者の養成を行っている。また、養成した講師を大分県人権問題講師団として登録し、県内の学校や公民館等の人権研修や講座の講師として派遣を行っている。また、大分県社会人権・同和教育推進協議会の活動を通して、県・市町村・研究団体の連携を強め、県内の社会教育における人権教育

の取組の深化、充実を図っている。

(4) 新たな人権問題への対応

セクシュアル・マイノリティの人権問題、インターネットを利用した人権侵害、企業の社会的責任としての人権への取組、特定外国人に対するヘイトスピーチなど、新たに生じた人権課題に関する啓発等を実施している。

ア 新たに生じた人権課題についての啓発

人権入門講座、市町村人権啓発リーダー研修（担当職員研修）など人権啓発を担う人材を対象とした研修で、新たな人権課題を積極的に取り上げ、県民啓発に繋げている。

県政情報誌や県ウェブサイトを利用して、新たな人権課題をわかりやすく啓発している。

大分県人権教育・啓発推進協議会や大分県人権啓発企業連絡会と連携して、企業・団体に対する新たな人権課題に関する啓発を行っている。

イ セクシュアル・マイノリティの性別選択に配慮した県の申請書等の見直し

セクシュアル・マイノリティで性別選択に抵抗感がある方に配慮するため、県が提出を求める申請書等の様式を点検し、不要な性別記載欄を削除した。

(5) 同和対策の推進

ア 同和対策の総合的な推進

同和対策特別事業が平成14年3月に終了し、特別対策終了後の本県同和行政の方針を示した大分県同和対策審議会の下承事項を大分県人権尊重施策基本方針や人権条例の中に位置づけ、残された課題解決に向けて一般対策を有効かつ適切に活用し諸施策を推進した。また、平成28年に施行された部落差別の解消の推進に関する法律の理念に基づき、相談体制の充実や教育及び啓発に努めている。

(ア) 同和問題の解決に向けた施策の継続実施

a 部落差別の解消を核とした人権教育の推進

「部落差別の解消の推進に関する法律」(H28)を踏まえ、部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針(H29)及び社会教育基本方針(H30)を策定し、部落差別の解消を核とした人権教育を推進することにより、全ての人権問題について、問題解決の主体者となる児童生徒及び県民の育成を図っている。

b 同和問題啓発の推進

本県では、これまで、昭和40年の同和対策審議会答申を記念して8月を「差別をなくす運動月間」としてきたが、同月間を人権条例第8条に明記するとともに、部落差別につながる身元調査の追放運動など、同和問題の解決に向けた事業を集中的に実施している。

また、大分県人権教育・啓発推進協議会においても、これまでの同和問題啓発で取組まれてきた成果を基盤として、解決すべき人権課題の一分野に同和問題を位置づけ、その啓発を推進している。

(イ) 市町村の隣保館活動への支援

周辺地域を含めた地域社会の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点である隣保館に対して、運営費の補助や職員の資質向上・人材育成のため研修等の支援を行っている。

(6) **男女共同参画実現のための男女の平等と人権の尊重**

ア **女性に対する暴力を予防し、根絶するための広報・啓発活動の推進**

女性に対する暴力は、男女共同参画を阻害する重大な人権侵害であり、特に、配偶者からの暴力(D

V)は、家庭内で行われることから被害が潜在化、深刻化しやすいという特性がある。

女性に対する暴力については、平成29年3月に策定した「第4次大分県DV対策基本計画」に基づき、基本目標の第一に「暴力根絶のための啓発と教育の充実」を掲げ、「暴力を許さない社会意識の醸成」等、20の重点項目を設け取り組んでいる。

市町村や関係機関、民間団体、NPOと連携し、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に啓発チラシや暴力に対する相談窓口を記載したカードを配布する街頭啓発を実施している。さらに、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんだ「パープルリボンプロジェクト」を実施し、広く県民に対し女性に対する暴力根絶の啓発を行っている。

イ **配偶者などからの暴力に対する相談・保護・自立支援体制の充実**

婦人相談所と消費生活・男女共同参画プラザの2カ所を配偶者暴力相談支援センターとして、被害者等からの相談に応じている。被害者の安全確保を最優先に、警察と連携して被害者の一時保護等を行うほか、民間支援団体が運営するシェルターの財政支援も行っている。

DVの防止及び被害者の保護や自立支援については、単一機関のみで支援を完結することは困難であるため、警察をはじめとする様々な関係機関と連絡会議等を開催し、体制の連携強化に努めている。

ウ **「おおいた性暴力救援センター・すみれ」による性暴力・性犯罪被害者支援の推進**

平成28年4月に、性犯罪や性暴力による被害者を被害直後から中長期的な支援を行う「おおいた性暴力救援センター・すみれ」を開設した。被害者が安心して相談できるよう、被害者に寄り添いながら、必要な医療や心のケアなどにワンストップでつなぐ総合的支援を行っている。

(1) 地域福祉基本計画の推進

少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来や引きこもり者、一人暮らし高齢者等社会的孤立状態に陥りやすい人がさらに増加すると推計されていることを踏まえ、「県民一人ひとりや家族、近所でできること（自助・互助）」・「県民同士による支え合い（共助）」・「県及び市町村による公的サービス（公助）」それぞれの最適な組合せによる地域のつながりの再構築を行うことで、社会的孤立の状態を解消する「孤立ゼロ社会の実現」を目指した本県の取り組みを定める計画を平成27年3月に策定し、取り組みを進めている。

ア 計画の基本理念

誰もがどこでも個人として尊重され、人と人とのつながりを感じることが出来る地域社会の実現

イ 施策の基本的方向

- (ア) 地域福祉を推進する体制づくり（協働・支援）
県民や市町村、市町村社会福祉協議会、NPO法人、社会福祉法人、民間事業者等様々な機関・団体等が、地域において福祉活動をより効果的に行うために必要な役割や連携方策を定める。
- (イ) 地域福祉を支える人づくり
地域福祉を推進する中心的な役割は、県民同士の支え合う活動（共助）が担う。
その共助の取組には、県民一人ひとりの力とともに、リーダーが重要であり、その核となる人材の確保・育成・発掘や地域福祉を支える人づくりに資する活動の場の充実について定める。
- (ウ) 多様な地域資源による基盤づくり
地域福祉の推進は、県民同士の支え合う活動

（共助）が中心的な役割を担い、共助の基盤になる自助や互助の取組につながる県民全体の意識づくりや、併せて公的サービスの充実を推進することが重要であり、それらの基盤づくりに係る県の取組を定める。

(2) ユニバーサルデザインの推進

障がいの有無、年齢、性別、人種や国籍等、様々な特性や違いにかかわらず、一人ひとりの多様な生き方を認め、助け合い、支え合いによる豊かな地域社会の実現を目指して、ユニバーサルデザインの推進を図っている。

ユニバーサルデザインの県民理解の促進に向けた取組として、小中学校の児童・生徒を対象に障がい者当事者や県職員による「ユニバーサルデザイン出前事業」を実施するとともに、障がいや高齢等のために歩行が困難な方に、駐車場利用証を交付することにより駐車場の適正な利用を促進する「あったか・はーと駐車場利用証制度」を実施している。

また、誰にもやさしい福祉のまちづくりを進めるため、「大分県福祉のまちづくり条例」の基準を満たした施設の設置者に対して適合証を発行している。

(3) 低所得者などの生活安定対策の推進

ア 生活困窮者自立支援制度の推進

平成27年4月1日に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、福祉事務所設置自治体ごとに、総合的な相談支援窓口を設置し、自立相談支援事業や、ひきこもり等直ちに一般就労が困難な方に対し

て、就労に向けた日常・社会的自立のための訓練を行う就労準備支援事業、家計に関する専門的な改善支援を行う家計改善支援事業等を実施し、現に経済的に困窮している方のみならず、今後困窮するおそれのある方に対し、可能な限り早期に、個別的・包括的な支援を実施し、自立促進に努めている。

また、県内の支援水準の向上に向けて、各市町村及び各市町村社会福祉協議会、青少年自立支援センター、地域若者サポートステーション等関係団体で構成する「生活困窮者自立支援制度推進検討会議」を開催し、制度の周知啓発に関する意見交換や任意事業の実施等についての意見交換を行っている。

イ 生活保護の充実

本県における生活保護の動向は、昭和60年度の保護率1.86%をピークに毎年下降を続け、平成8年度には0.93%と過去最低となった。その後、バブル崩壊後の景気低迷や高齢化の影響により平成9年度以降微増が続き、平成20年のリーマンショックの影響等により、平成27年度は1.76%となった。平成28年

度以降は、景気回復もあり保護率及び被保護世帯数、被保護人員及び保護費は減少となった。

生活保護の動向は、景気の動向などの経済的要因、高齢化の進行などの社会的要因、医療制度や年金などの社会保障制度の動向など複雑な要因により影響を受けている。

生活保護は、生活に困窮する人に健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットとして、保健、医療、雇用などの関係諸施策との連携を図りながら適切な指導援助を行い、被保護者の生活保障と自立の促進に努めている。

ウ 生活福祉資金

低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に、大分県社会福祉協議会を実施主体として、生活費等の無利子（又は低利）貸付けを行う「生活福祉資金貸付事業」を実施している。

2 ネットワーク・コミュニティの構築

(1) ネットワーク・コミュニティづくりの推進

本格的な人口減少社会を迎え、集落機能の低下などの住民生活の影響が懸念される。住み慣れた地域に住み続けたいという住民の願いを尊重し、複数集落で機能を補い合うネットワーク・コミュニティづくりを推進しており、それを担う地域コミュニティ組織が平成31年3月末現在で91設立されている。

(2) 小規模集落の対策の推進

過疎化・高齢化が進む小規模集落の衰退や消滅は地域住民の生活への影響はもとより、国土の保全、水源涵養、美しい農村景観の維持等の観点から、看

過できない問題である。このため、本県では、全県に先駆けて平成20年度から県・市町村が連携を強化し、小規模集落対策を総合的に推進した結果、1498集落がネットワーク・コミュニティづくりに取り組み、集落機能や生活機能の維持、地域に賑わいを取り戻すなどの効果あった。

(3) 様々な地域課題への対応

過疎化・高齢化の進展などにより、食料品等の日常の買い物が不便な状況を解消するため、移動販売車の購入などの支援や、買い物拠点の整備など買い物機能を維持すると共に、高齢者の見守りや集いの場の提供、特産品の開発の支援等、住民が安心して

暮らせる基盤づくりにも貢献した。

(4) 特定地域の振興

ア 山村地域の振興

本県では山村振興法に基づき14市町の61区域が振興山村に指定されており、各種振興事業の計画的実施に取り組んでいる。

また、平成17年度の法改正により、地域の主体的な振興を促進する山村振興計画の策定主体が市町村に変更された。県が策定した山村振興基本方針に基づき、平成26年度までに3市で計画策定が行われた。

イ 離島の振興

本県では姫島などの7つの有人離島が離島振興法に基づく離島振興対策実施地域に指定されている。

平成25年度法改正を受けて策定した大分県離島振興計画では、「住民が安心して生きがいを持って住み続けられる島」づくりを推進することを目標としており、これに基づき総合的に振興を図っている。姫島が平成25年に日本ジオパークに認定されるとともに、平成29年には姫島 I T アイランドセンターが開設され、I T 事業者2社が参入した。

ウ 半島振興

本県では、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域に国東地域が指定されている。

平成17年の法改正を受けて策定した国東地域半島振興計画により、「地域間競争に打ち勝つ個性豊かな地域づくり」を基本目標に振興施策を総合的に推進している。

特に、半島4市町で、東京、大阪、福岡などでの移住フェアに参加するなど、積極的に移住を推進している。

多様な県民活動の推進

1

NPOの育成と協働の推進

(1) 大分県内のNPO法人の状況

県内のNPO法人数は、平成10年12月に特定非営利活動促進法が施行されて以降増加していたが、平成26年度をピークに、設立法人の減少及び解散法人の増加等により減少傾向にある。平成30年度末のNPO法人数は479法人で、人口当たりでは全国16位、九州では第4位となっている。

また、NPO法人への寄付を促し、活動を支援するために設けられた認定・特例認定・指定NPO法

人数は、平成30年度末で、認定NPO法人4法人、特例認定NPO法人2法人、指定NPO法人1法人となっている。

(2) NPO・ボランティアの育成・活動支援

「おおいたボランティア・NPOセンター(以下、「同センター」とする。)」を設置し、相談対応や運営アドバイザーの派遣などNPO活動の総合的支援を行うとともに、ホームページ「おおいたNPO情報バンク“おんぼ”」の運用により、各種情報提供を行っている。

同センターは、県民等から資金を募り、NPO等の公益活動を支援するための「公益財団法人おおいた共創基金」が運営事業を受託し、独自の助成事業と一体的な運営・実施により、NPOの総合支援体制の充実を目指している。

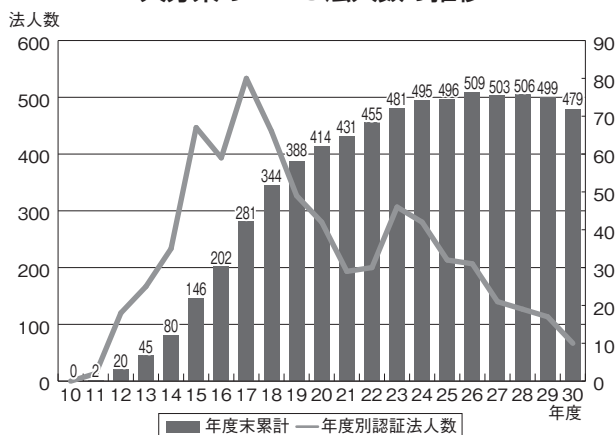
(3) NPO等との協働の推進

平成24年3月に策定した「心の通いあう地域づくりのための協働指針」に基づき、NPOなどの多様な主体がそれぞれの強みや特性を活かした協働を促進し、さまざまな社会の課題や地域の課題を解決できるように取り組んでいる。具体的には、県及び市町村職員を対象とした「NPO現場体験研修」や「地域を担うNPO協働モデル創出事業」を実施し協働の推進を図っている。

(4) 民間企業等との協働

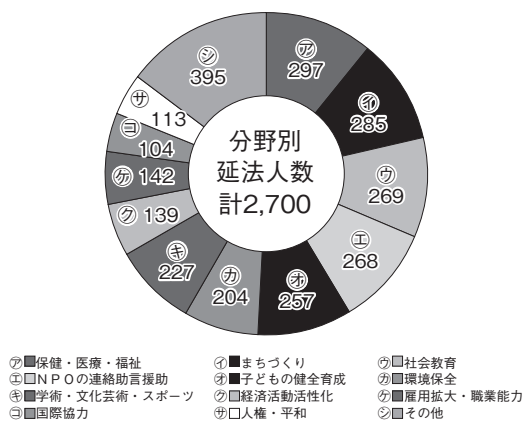
大分県では県民サービスの向上や地域活性化を図

大分県のNPO法人数の推移



〈備考〉 1 県民生活・男女共同参画課調べ
2 各年度末現在

NPO法人の活動分野



〈備考〉 1 県民生活・男女共同参画課調べ
2 平成31年3月31日現在、479法人の活動分野（重複あり）

るため、様々な企業と協定を締結することで連携、協働を深めてきた。

平成31年3月時点で、包括協定、個別協定を合わせて200を超える協定を締結し、県産品の販路拡大や広報、観光等の情報発信、防災と災害時の支援、暮らしの安心・安全、高齢者支援、子ども・青少年の健全育成等幅広い分野で支援を行っている。

安全・安心な県土づくりと危機管理体制の充実

1 災害に強い人づくり、地域づくりの推進

(1) 防災教育の充実

ア 防災意識の醸成

(ア) 防災週間における取組

県では、大分地方気象台及び大分市との共催により、平成21年度から「防災気象講演会」を毎年度開催している。これは、防災気象情報と住民が災害時に取るべき行動の理解促進を目的としたものであり、大分市内の自主防災組織のリーダー等を中心に、毎年度多くの住民が出席している。

また、災害時物資供給協定を締結している企業6社の協力により、平成18年度から「防災グッズフェア」を開催している。6社の県内各店舗において、防災グッズの特設コーナーを設置し、家具の転倒防止用品や非常持ち出し品等の販売を行うとともに、防災グッズの一覧等を掲載したリーフレットの作成・配付を行うことにより、一人一人が自ら取り組む「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」に必要となる事前の備えを促進している。

(イ) 地震体験車の活用

平成26年度から地震体験車「ユレルンダー」の運用を開始し、南海トラフ巨大地震等に備え、地震発生時の安全確保及び津波からの早期避難の徹底を図るとともに、住宅の耐震化や家

地震体験車の活用実績

年度	実施回数	体験者数
27	174回	13,453人
28	124回	9,343人
29	144回	11,243人
30	123回	9,505人

(各年度末現在)

具の固定等の地震防災対策を一層推進するため、地域における防災活動の活性化や小学校等における防災教育の充実を図っている。

(2) 地域の防災力の強化

ア 防災士の育成と自主防災組織の強化

(ア) 防災士の育成

市町村合併による自治体の広域化や少子高齢化の進展等により、地域防災力の低下が懸念されていることから、県と市町村では合同で平成21年度から防災士の養成・育成を開始し、平成31年1月には県内の防災士の数は10,000人を超えた。また、防災士の知識と技術を向上させるため、平成25年度から防災士スキルアップ研修を実施している。

県内の防災士登録者数

年度	登録者数
27	7,592人
28	8,493人
29	9,383人
30	10,432人

(各年度末現在)

(イ) 自主防災組織の強化

災害に強い地域づくりにおいて、共助の要となる自主防災組織の結成を促進しており、平成30年度末の組織率（全世帯に対し自主防災組織を構成する世帯数の割合）は、97.3%となっている。また、住民30名以上の組織において1名以上の防災士を確保する取組を市町村と連携し実施し、組織強化を図っている。

住民30名以上で組織する自主防災組織における 防災士の確保割合

年度	防災士確保割合
27	69.1%
28	70.4%
29	71.5%
30	74.8%

(各年度末現在)

(ウ) 災害ボランティア活動の支援

平成28年4月に発生した熊本地震では、別府市、由布市で震度6弱を観測し、被災地ニーズとボランティアをつなぐ災害ボランティアセンター（以下、「センター」とする。）を、由布市社会福祉協議会が運営した。加えて、熊本県南阿蘇村からの要請を受け、72日間に渡り、延べ508人のセンター運営支援職員を大分県内から派遣した。

平成29年7月の九州北部豪雨の際は日田市に、同年9月の台風18号による災害時には佐伯市、臼杵市、津久見市にセンターが設置された。

平成24年に県内に初めてセンターを設置した教訓を生かし、センター運営の核となるリーダー育成研修会や県外で設置されたセンターの運営支援を行う現地研修等を継続したことにより、速やかなセンター設置と円滑な運営に繋がった。

また、地域でセンターの運営を支える体制づくりのため市町村におけるボランティアネットワーク組織の設立を推進し、さらなる設置・運営の向上を図ることとしている。

大きな災害が発生したことで防災意識が高まり、災害ボランティア等の登録数は毎年増加している。

災害ボランティア等の登録状況

年度	登録者数
27	1,355人
28	1,482人
29	1,569人
30	1,651人

(各年度末現在)

イ 避難行動要支援者への支援

高齢者や障がい者等の避難行動要支援者への避難支援や安否確認等を実施するための避難行動要支援者名簿の作成については、県内の全市町村で完了している。

また、名簿情報に基づき、具体的な避難方法等を記載した個別計画については、市町村と連携して策定を進めている。

個別計画の実効性を高めるため、自主防災組織等と連携して、避難行動要支援者が参加する避難訓練の支援等を実施している。

(3) 災害種別に対応したきめ細かな災害対策の充実、強化

ア 住民の早期避難への取組

(ア) 実践的な避難訓練の定着促進

県では、災害時に迅速かつ確実な避難行動を実践するには、日頃からの訓練が重要となるため、市町村や関係機関と連携して、地域における避難訓練の実施を促進しており、平成30年度からは、過去3年程度、訓練の実施が困難であった自治会等に対して、訓練の企画段階から実施までを直接支援する「訓練押しかけ支援隊」を派遣し、避難訓練等の定着を目指している。

(イ) 避難勧告等の発令に係る支援

平成26年8月の広島県の土砂災害を受け、市町村による避難勧告等が適時に出されるよう発令基準の点検を行い、平成27年2月には「市町村の避難勧告等の発令に係る支援要綱」を作成し、市町村による発令の判断を支援する情報提供体制を整えるなど、住民避難のための情報発信体制の強化を図っており、平成29年九州北部豪雨等の災害発生時において活用した。

(4) 消防力の充実強化

ア 消防体制の整備

消防組織について、県内には14消防本部、18消防署、37出張所が設置されており、消防吏員数は1,624人となっている（平成30年4月1日現在）。

また、消防団については、県内に18消防団、424分団が設置されており、消防団員数14,893人となっている（平成30年4月1日現在）。

人口減少社会の到来、高齢化の進展等を踏まえ、消防力の維持・強化に資する自主的な市町村消防の広域化を推進するため、平成20年3月に策定した「大分県消防広域化推進計画」に替わる「新大分県消防広域化推進計画」を平成31年3月に策定した。

イ 消防団活動の活性化推進

消防団は、常備消防と並んで地域における消防防災の中核として重要な役割を果たしているが、団員数の減少、団員の被雇用化等による昼間の消防力の

低下等の問題が生じている。県では、機能別消防団員制度の導入や女性消防団員の加入促進について支援しており、機能別消防団員については5市で438人（平成30年4月1日現在）、女性消防団員については、17市町で269名（平成30年4月1日現在）が採用されている。

また、隔年で「大分県消防操法大会」、毎年「大分県消防大会」を開催する等、消防団の活性化に取り組んでいる。

ウ 消防の広域応援体制の整備

大規模な自然災害、事故等においては、個々の消防組織での対応には限界があり、消防力を結集した広域的な対応が必要となることから、市町村の枠を超えた消防の広域応援体制の強化を図るため、「大分県常備消防相互応援協定」を県内14消防本部で締結している。

また、消防団についても、「大分県消防団相互応援協定」を県内18市町村で締結している。

2 大規模災害等への即応力の強化

(1) 救助・救援体制の確保

ア 関係機関と連携した実践的な防災訓練の実施

消防、警察、自衛隊をはじめとする関係機関と連携して、平成23年度から県内を6地区に分けて県総合防災訓練を実施している。平成27年度は西部地区（日田市・九重町・玖珠町）、平成28年度には豊肥地区（竹田市・豊後大野市）で実施予定であったが台風第12号の接近のため中止、平成29年度は津久見市（平成24年度悪天候により未実施のため）で実施、平成30年度は豊肥地区で実施した。

イ 被災者救援体制、防災関係機関の支援体制の充実

南海トラフ地震発生時の孤立集落対策として、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、市町村等によるワーキンググループを設置、孤立集落等の支援方策について検討を行い、「地震・津波に伴う孤立集落等支援指針」を平成27年2月策定（「平成28年10月に改定」）した。指針に基づき佐伯市、津久見市、臼杵市、大分市を中心に救助・救援方策について検討を行った。

ウ 受援体制の確立

南海トラフ地震のような大規模広域災害に備え、受援体制を整備するため、県広域防災拠点基本構想

に基づき、平成27年6月に県広域防災拠点基本計画を策定し、大分スポーツ公園を広域防災拠点とし必要な機能を配置した。さらに、平成28年3月に広域防災拠点における運営方法を中心に県広域受援計画としてまとめ、平成28年熊本地震において初めて支援物資の受入れを行った。

エ 防災ヘリコプターの確実な運行の確保

平成9年に防災ヘリコプター「とよかぜ」を導入し、防災航空隊を発足させた。平成29年に新型機に更新し、大分県央飛行場を運航拠点に県内25分以内で到達できる体制を確立するとともに、大規模災害時には、自衛隊等多数の関係機関ヘリの効率的運用のため、運用調整を実施する計画を策定した。さらに運休期間中にも対応できるよう、九州の近隣県と相互応援協定を結び365日体制で防災活動を行った。

オ 災害派遣医療チーム（DMAT）出動体制の充実や災害拠点病院の機能強化など災害医療体制の充実

災害現場に迅速に駆けつけ、救命医療を実施する災害派遣医療チーム（DMAT）は、平成20年2月に14病院を指定して大分DMATとして発足し、平成30年3月末現在の指定病院は22病院となった。災害拠点病院は、大規模災害時に発生する多発外傷等重篤患者にいつでも対応可能な病院であり、平成30年3月末現在で14病院を指定した。

カ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備など自然災害時の公衆衛生活動支援体制の充実

東日本大震災の支援経験をもとに、災害発生時に保健所の公衆衛生対策に係る指揮調整機能等を支援するため、医師や保健師など多職種からなる「災害時公衆衛生対策チーム（現：健康危機管理支援チーム）」の設置が必要と考え、平成24年度に設置した。以降、チームを平成29年九州北部豪雨災害や平成30年西日本豪雨災害（広島県）など県内外の被災地保健所に派遣した。

キ 大規模災害時に備えた災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣体制の整備

大分県内・外で生命に関わる重大な事件・事故及び災害の発生直後に、現地の精神保健医療や心理的サポートを行うため、平成25年から災害派遣精神医療チーム（DPAT）派遣体制の整備を開始した。医療機関等と連携を図りながら、計画的に隊員を養成し、平成29年には九州北部豪雨災害の発生に伴い、初めて大分県DPAT隊が出動した。

ク 地域を守る建設産業の担い手確保の推進

迅速な災害対応等により地域を守る建設産業の担い手を確保するため、労務単価の引き上げや週休2日工事、ICT活用工事の導入等により、労働環境の改善や生産性の向上を図った。また、平成28年に産学官連携で「おおいた建設人材共有ネットワーク」を設立し、建設産業の魅力発信や教育訓練の充実・強化等に取り組んだ。

ケ 旅行者の安全確保対策等における観光事業者などへの支援

平成28年の熊本地震発災時には、国内観光客に対して官民一体でいち早く正確な情報発信を行うとともに、外国人観光客に対しても被災外国人の状況把握や在外公館との連絡調整などを行った。また、大分県災害対策本部外国人救援班において外国人観光客に対する緊急対応体制の整備を進めた。

(2) 住民への迅速な情報伝達

ア 防災情報発信体制の強化

(ア) 県民安全・安心メールの配信

災害に係る情報をいち早く入手し、安全のための行動に繋げるなど、災害への早期対応を目的として、平成20年9月から「県民安全・安心メール」の配信を行っている。県民や防災関係機関等に対して、気象情報や避難情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達することにより、県

民の安全・安心の確保を図っている。

なお、スマートフォンの普及を鑑みて、平成30年度に防災アプリを構築し、平成31年度から運用している。

県民安全・安心メール	
年度	登録者数
27	23,086人
28	25,285人
29	26,281人
30	27,043人

(各年度末現在)

イ 大規模減災対策協議会の設置と取組強化

災害時における河川に関する各種防災情報については、県下84河川の水位周知河川等において河川水位や河川監視カメラによる防災情報の発信を実施してきた。

しかしながら、平成27年の関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防決壊で、多数の孤立者が発生したことを契機に、国において「施設では防ぎきれない洪水は必ず発生するもの」と水害に対する意識を変革し、これを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を図る取組みが新たに始められた。

これをうけ、本県においても河川管理者（国、県）、防災担当部局（県、市町）からなる「大規模減災対策協議会」を県下7圏域に設置し、減災のための目標を共有し、関係機関が連携しながら必要なハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する取り組みを進めている。

具体的には、県などの河川管理者が“想定し得る最大規模の洪水”による浸水想定区域図作成や、これまで水位情報が得られなかった中小河川に危機管理型水位計を新たに46基設置するなど、防災情報の充実・強化を進めてきた。

住民に対し迅速に情報伝達を図るためには、これらの情報を住民が直接確認できるシステムを整えるだけでなく、避難勧告、避難指示を発令する市町と連携した情報発信も不可欠である。

そのため、“想定しうる最大規模の浸水想定区域

図”を基本とした新たな洪水ハザードマップの作成・周知や河川水位などの防災情報を利用して作成する“水害対応タイムライン”を活用した避難勧告の発令など、「大規模減災対策協議会」で毎年フォローアップしながらソフト対策の強化を進めている。

ウ 土砂災害警戒情報

「土砂災害警戒情報」は、土砂災害から命を守るため、大雨により土砂災害の発生する危険度が高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、大分県と気象台が共同で発表している。

あわせて、「土砂災害警戒情報」を補足する情報として、県下を5km四方に分割し、危険度を4段階に色分けした（黄色、赤色、紫、濃い紫）土砂災害危険度情報を県のホームページで県民へ提供している。

なお、熊本地震など大きな地震が発生した場合は、発表基準を暫定的に引き下げ運用を行ってきた。

また、避難の目安となる雨量情報もインターネットによる閲覧が可能である。

- ・土砂災害警戒情報：平成19年3月運用開始
- ・雨量観測局89局：平成16年7月運用開始

(3) 原子力防災体制の整備

本県は、最も近い愛媛県の伊方発電所から最短で約45km離れており、国の原子力災害対策指針で定める原子力災害対策重点地域外（原子力施設から概ね30km外）にあるが、万一に備え、この区域に準じた対策を進めている。平成26年3月には、具体的な手順等を定めた「大分県原子力災害対策実施要領」を策定し、この要領に基づき、平成26年度からは、愛媛県と共同で原子力防災訓練を実施し、情報伝達訓練や愛媛県からの避難者受入訓練等を行い、関係機関との連携や対応力の向上に努めている。また、研修会等により原子力災害対策の住民への浸透を図っている。

(4) 石油コンビナート防災体制の整備

大分県石油コンビナート等防災計画は石油コンビナート等災害防止法に基づき、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定された。その後、南海トラフ巨大地震・津波への実践的な備えや大規模災害時の迅速な応急対策のため、平成26年2月に見直しを行い、災害を「コンビナート単独災害」と「地震・津波による複合災害」に分け、防災体制を整備し、関係機関との連携を高め対応力向上のため「大分地区石油コンビナート等特別防災区域

総合防災訓練」を毎年実施している。

大分地区石油コンビナート等特別防災区域
総合防災訓練の実施状況

年度	実施月日	実施場所
27	11月7日	J X日鉱日石エネルギー(株) 大分製油所
28	1月27日	昭和電工(株) 大分石油化学コンビナート
29	(10月23日)	台風のため中止 (住友化学(株)大分工場を予定)
30	10月31日	新日鐵住金(株)(現「日本製鉄(株)」) 大分製鐵所

3

県民の命と暮らしを守る社会資本整備と老朽化対策の推進

(1) 治水対策の推進

ア 河川改修事業について

県民の生命、財産を水害から守り、安全で快適な生活基盤を整備するという基本方針に基づき、過去に浸水被害が発生した各河川において計画的に河川改修事業を実施している。

特に、数十年に一度と言われる豪雨災害が毎年のように発生している状況の中、本県においても平成24年7月の九州北部豪雨、平成29年7月の九州北部豪雨や9月の台風18号により大規模な浸水被害が発生した日田市、中津市や津久見市では、緊急的に再度災害を防止する河川改修を集中的に実施している。

あわせて、防災・安全交付金で計画的に広域河川改修事業を進めている。

加えて、平成30年度から国の「防災・減災・国土強靱化緊急3カ年事業」を積極的に活用し、早期に治水安全度の向上が図れる河床掘削や河川内支障木伐採などの対策に着手した。

【補助事業】

- ・河川激甚災害対策特別緊急事業

(有田川(H29完了)、津久見川・彦の内川)

- ・床上浸水対策特別緊急事業(山国川(H29完了))
- ・河川災害復旧等関連緊急事業(大肥川)

【防災・安全交付金事業】

- ・広域河川改修事業(山国川ほか13河川)
- ・総合流域防災事業(臼杵川ほか8河川)

イ 治水ダム等建設事業について

頻発する台風や豪雨災害から県民の命と暮らしを守るため、治水対策の要となるダムの整備を進めている。

特に、昭和57年、平成2年と甚大な被害が発生した竹田市では、市街地の浸水被害の解消を図るため、「竹田水害緊急治水ダム建設事業」が平成3年に事業化され、大野川水系の稲葉川と玉来川にそれぞれ治水ダムを建設する事業を進めてきた。

稲葉ダムは、平成15年度よりダム本体工事に着手し、平成22年度に竣工した。玉来ダムは、平成28年度から本体工事に着手し、令和4年度の完成を目指して整備を進めている。

そのほか、国の直轄事業として、大分川水系七瀬川に大分川ダムの建設が進められ、平成30年度に本体工事が完成したことから、下流の大分市街地の治水安全度の向上が図られた。

(2) 災害復旧事業の推進

河川、道路等の国土交通省所管公共土木施設の災害は、県民生活に重大な支障をきたすとともに、地域経済へ深刻なダメージを与える恐れがある。災害復旧の実施にあたっては、早期復旧を第一に進めつつ、再度災害の防止と安全度の向上を図るため、災

害復旧助成事業・災害関連事業の改良復旧を積極的に推進している。

また、市町村災害復旧事業についても早期復旧や適切な復旧方法等の指導、監督を行っている。

- ・河川災害復旧助成事業（鶴河内川）
- ・河川災害関連事業（小野川、有田川）

国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業／過去4カ年の比較表（補助分）

（単位：千円）

災 年	全 国		九 州 全 域		大 分 県	
	箇 所	被害報告額	箇 所	被害報告額	箇 所	被害報告額
H27	6,707	162,105,570	1,647	20,842,956	77	622,383
H28	14,648	403,587,451	7,710	200,747,852	445	7,489,300
H29	13,165	388,312,696	3,695	172,667,595	1,518	25,663,995
H30	26,020	632,867,913	3,420	58,767,211	453	5,479,824
平 均	15,135	396,718,408	4,118	113,256,404	623	9,813,876

平成31年3月31日現在 河川課調べ

(3) 海岸保全施設の整備

県内の海岸は、豊前豊後沿岸、豊後水道西沿岸の2沿岸から構成されており、海岸線の延長は769kmで、全国総海岸延長の2.2%である。

また、海岸の保全を必要とする区域の延長は346kmで、海岸線延長の45%を占めている。

【国土交通省水管理・国土保全局所管海岸事業】

- ・海岸環境整備事業（安岐海岸）

【国土交通省港湾局所管海岸事業】

- ・直轄海岸保全施設整備事業 大分港海岸（H29～R17）
- ・海岸環境整備事業 別府港海岸関の江地区（H4～R5） 他
- ・侵食対策事業 国東港海岸向田地区（H26～R2）
- ・津波・高潮危機管理対策緊急事業 中津港海岸角木・米山地区（H24～H30） 他

り、安全な社会基盤の形成を図るため、砂防関係事業を計画的に推進している。特に緊急度の高い箇所や要配慮者利用施設、避難所を保全する危険箇所を優先的に整備し、安心して生活できる県土づくりを目指す。

ア 砂防事業

荒廃した流域から流出する土石流に対し、人家や公共施設を保全するため、砂防えん堤工、床固工、溪流保全工などのハード対策を実施することで地域の安全を確保する。

- ・恒清川2（国東市）、第一田ノ浦川（大分市）、常盤川（佐伯市）

イ 地すべり対策事業

県内は地すべりの素因となる複雑な地質構造をしており、地すべりの分類についても第三紀層地すべり、破碎帯地すべり、温泉地すべりと多岐にわたっている。

近年の異常気象によって地すべり現象が活発化し、災害をもたらした地すべり地域のうち、緊急に対策を必要とする区域及び治水上危険性の大きい区域において抑制、抑止工等の対策工事を実施する。

(4) 砂防関係施設の整備

県民の生命、財産を土石流等の土砂災害から守

- ・山内地区（豊後大野市）、乙原地区（別府市）、湯平地区（由布市）

ウ 急傾斜地崩壊対策事業

毎年多発する急傾斜地の崩壊による災害を防止し、安全で安心できる生活基盤の確保を図るため、計画的に事業を推進する。

斜面の崩壊により人家等に被害が生じる恐れのある区域内において、擁壁・法面工等の防止施設を整備する。

- ・1号保戸島地区（津久見市）、深田地区（臼杵市）、宮園地区（佐伯市）

エ 災害関連事業

当該年発生の風水害、震災、火山活動等による土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊などの危険な状況に緊急に対処するため、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設を整備する。

- ・H28緊急砂防事業：境川（別府市）
- ・H29緊急地すべり事業：綿田地区（豊後大野市）、小野地区（日田市）
- ・H29緊急急傾斜地崩壊対策事業：西泊地区（津久見市）

オ 火山噴火緊急減災対策の推進

九重山、鶴見岳・伽藍岳の火山噴火に伴う土砂災害による被害を軽減するため、火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定し、観測機器などを整備する。

- ・九重山：平成24年3月策定
- ・鶴見岳・伽藍岳：平成28年12月策定

(5) 土砂災害防止法の推進

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法という）は、土砂災害から県民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれのある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限

し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるなど、土砂災害の防止のための対策を推進することを目的として、平成13年4月1日に施行された。

ア 土砂災害警戒区域等の指定促進

県では、土砂災害の発生のおそれがある19,640カ所を対象に、地形や地質、土地の利用状況等に関する基礎調査を実施しており、平成30年度までに約8割の箇所ですべて完了し、令和元年度までに調査を終わらせることとしている。また、土砂災害警戒区域については、令和2年度までに指定を行なうこととしている。

なお、基礎調査の結果については、県のホームページで速やかに公表を行なっている。

- ・平成30年度までの指定状況
- 土砂災害警戒区域：15,120区域
- 土砂災害特別警戒区域：13,947区域

イ 土砂災害ハザードマップの作成支援

市町村が作成する土砂災害ハザードマップについては、平成28年度に県独自の「ハザードマップ作成支援システム」を開発し、市町村にシステムを提供するなどの取り組みを行なってきたところである。

更に、指定された区域を住民の方々へ速やかに周知するため、平成30年度に土砂災害ハザードマップの作成に対して、新たな助成制度を創設し、警戒区域指定の完了に遅れることなく、ハザードマップを作成するよう、市町村を支援している。

(6) 障害防止対策事業の推進

自衛隊の演習により演習場内の土地の荒廃が著しく進行し、場内からの流出土砂、洪水流量が増加しており、下流の住民、耕地等に被害を与えているため、障害防止事業を実施している。

- ・大分川河川改修事業
- ・駅館川河川改修事業
- ・田代川砂防事業

(7) 社会インフラの老朽化対策

県民生活や経済活動を支える社会インフラは、高度経済成長期に集中的に整備された施設が多いため、今後一斉に老朽化が進行することが見込まれている。そのため、県民の安全・安心の確保や修繕・更新に係るトータルコストの縮減・平準化を図る必要がある。

補修対策等を戦略的に進めるため、平成29年度ま

でに橋梁・トンネル等の主要16施設の長寿命化計画を策定し、計画に基づく定期点検を行い、施設の損傷程度を把握し、適切なタイミングで修繕・更新を実施するアセットマネジメントに取り組んでいる。

また、人口減少が進む中で、生産性向上が必要不可欠であることから、ICT等の先端技術の活用にも積極的に取り組んでいき、県民の命を守る社会インフラが、しっかり機能していくように、引き続き効率的な維持管理を図っていく。

4 感染症・家畜伝染病対策の確立

(1) 感染症対策の確立

平成11年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）が施行された。平成19年3月をもって結核予防法が廃止され、感染症法で結核の総合対策が講じられるようになり、平成20年5月には、新型インフルエンザが新たに類型化され、まん延防止対策が講じられるようになった。

ア 感染症対策

県では、大分県感染症予防計画及び感染症健康危機管理実施要綱に基づき、保健所においては所内の体制整備を行うとともに、シミュレーションの実施を通して関係機関との連携を推進することで、衛生環境研究センターにおいては速やかな検査を行い原因を追及することで、早期発見、迅速な対応を行い感染症のまん延の防止に努めている。

さらに、社会福祉施設、学校等との連携を図り、感染症予防の知識を普及するとともに、感染症発生动向調査事業を行い医療機関や市町村、県民へ情報提供を行い感染症の予防対策の強化にも努めている。

また、エボラ出血熱や中東呼吸器症候群（MERS）等の患者発生に備えて、第一種感染症指定医療機関として大分県立病院三養院に2床及び

第二種感染症指定医療機関として県内の8医療機関に38床を指定している。麻しん風しん対策としては、平成27年3月、日本が麻しんの排除状態にあることが認定されたが、海外からの輸入例と感染事例が発生している。風しんについては、平成30年7月以降、患者数が全国的に増加し、抗体検査及びワクチン接種による風しん排除に向けた取組の強化が実施されている。

イ 新型インフルエンザ等対策

平成25年4月に、新型インフルエンザ等の発生時における措置等を定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、これにより、感染症法と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとなった。

同法第7条に基づき、平成25年10月に大分県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。また、同法第8条に基づき、平成26年度に県内18市町村が市町村新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に関しては、県民の25%が新型インフルエンザに罹患するとの想定のもと、タミフル、リレンザ、イナビル、ラピアクタについて、治療その他の医療対応に必要な量の備蓄を行っている。

また、帰国者・接触者外来や感染症指定医療機関

へ個人防護服等の整備を進め、新型インフルエンザ等患者の診療体制確保を図っている。

ウ エイズ対策

国内の平成30年のH I V感染者とエイズ患者の新規発生は合わせて1,317件で、近年は約1,400件で推移しており、減少傾向である。しかし、平成30年の県内のH I V感染者は6件、エイズ患者は8件であり、過去最高の報告数となっている。

県では、平成17年からH I V抗体検査の迅速検査を導入し、現在は6カ所の保健所で実施している。また、エイズ相談は6カ所の保健所及び3カ所の保健部等の10カ所で実施しており、県民の感染に対する不安や悩み等に対応するとともに早期発見に努めているが、エイズ相談件数、H I V抗体検査件数は、平成26年度以降、減少傾向となっている。

また、6月のH I V検査普及週間や12月1日の世界エイズデーを中心に夜間検査やキャンペーンを行うとともに、大学生や高校生等に対して、感染予防の普及啓発を行っている。

さらに、患者・感染者への適切な医療の提供を図るため、エイズ治療拠点病院、H I V診療協力病院等と連携を図っている。

エ 結核対策

平成9年、平成10年と結核患者が増加したことを受けて、厚生労働省は平成11年に「結核緊急事態宣言」を発した。平成12年以降は減少傾向にあるが、毎年約1万7千人が発症する国内最大級の感染症である。

県内の新規患者数は全国と同様の経過をたどって減少しており、平成20年の286人に対し、平成30年は169人まで減少したが、高齢化の進展により新規患者の約8割を65歳以上が占めている。

このような状況を踏まえ、結核対策特別促進事業において服薬確認支援事業や医療従事者及び社会福祉施設等職員への研修会等を重点的に実施し、早期発見や治療完遂のための対策強化に努めている。

さらに、結核患者地域連携パスを利用した医療機関やその他関係機関と連携した患者支援の取組や、結核患者収容モデル病床の整備、結核診療を担う医師の育成など患者の発生状況に応じた医療体制の確保に努めている。

オ 肝炎対策

薬害肝炎の問題をきっかけに、平成20年4月から緊急肝炎総合対策事業として、B型及びC型慢性肝炎について、肝炎患者の治療費助成と肝炎ウイルス無料検査を実施している。

また、平成21年12月には、肝炎対策基本法が成立（施行は平成22年1月1日）し、国及び地方公共団体の肝炎に対する「予防」、「早期発見」、「治療」等の責務が規定された。

さらに、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業として平成27年度から肝炎ウイルス陽性者のフォローアップ、初回精密検査費用の助成及び定期検査費用の助成（所得による制限あり）を実施し、また、平成30年12月から肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業として、B型またはC型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の方へ入院医療費の助

B型及びC型肝炎の概要

	B型肝炎	C型肝炎
主な感染経路	血液感染（輸血〈1972年以前〉・注射器の使い回し・性行為・母子感染・入れ墨やピアス）	血液感染（輸血〈1992年以前〉・フィブリンゲン製剤等の使用〈1994年以前〉・注射器の使い回し・入れ墨やピアス）
経 過	成人が感染した場合は急性肝炎を発症することが多いが、母子感染や幼児期に感染するとほとんどが無症候性キャリアとなる。無症候性キャリアの多くは10～30代で一過性の急性肝炎を発症し、そのうち10～20%は慢性肝炎となり、肝硬変・肝がんを発症することがある。	感染者の多くは無症候性キャリアとなるが、キャリアの60～80%は自然にウイルスが排除されずに慢性肝炎となる。慢性肝炎の約30～40%が長い年月を経て肝硬変へ進行し、肝硬変患者の年間7%が肝臓がんを発症している。

※無症候性キャリア…肝炎ウイルスに感染しているが、症状がない状態

成を行っている（所得による制限あり）。

(2) 感染症・家畜伝染病対策の確立

平成22年の宮崎県における口蹄疫や、継続する高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、家畜防疫体制の強化が図られており、23年には「発生の予防」、「早期発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いた、家畜伝染病予防法の改正が行われた。

特定家畜伝染病は、国内では30年9月に岐阜県で26年振りに豚コレラの発生が確認され、拡大が続いている。また、海外では同年8月に中国で発生したアフリカ豚コレラが、急速に周辺国へ拡大している。

本県においても、万一の場合に備え、初動防疫が迅速かつ適切に実施できるよう、防疫資材を準備するとともに、毎年、防疫演習を実施している。

ア 口蹄疫対策

平成22年、宮崎県で10年振りに国内発生し、29万頭の牛・豚が殺処分された。23年2月5日に国際獣

疫事務局が定めるワクチン非接種清浄国への復帰が認められて以降、国内発生はないものの、中国や韓国、台湾など東アジア地域では発生が継続しており、我が国への侵入リスクは高まっている。

そのため、空港や港での水際対策を強化するとともに、畜産農家に対しては、飼養衛生管理の徹底や早期摘発のための監視強化に万全を期すよう指導している。

イ 高病原性鳥インフルエンザ対策

平成28～29シーズンは、九州の佐賀県、熊本県、宮崎県を含む1道8県で発生したが、本県へのまん延は認められなかった。

平成29～30シーズンは香川県のみ、平成30～31シーズンは全国的に発生はなかった。

ウ 豚コレラ対策

平成31年3月末までに、岐阜県及び愛知県で17事例の発生が確認され、野生イノシシにも感染が認められるなど、感染は拡大を続けている。本県では、万一に備えるため、各養豚農場に対し、飼養衛生管理基準の遵守強化や県外導入豚の豚コレラ検査等を実施し、県内への侵入防止を図っている。

1 移住・定住（U I Jターン）の促進

人口減少社会を迎え、地域活力を維持・発展するとともに地域コミュニティを維持するために都市圏住民に対する移住・定住（U I Jターン）の促進が重要な課題となっている。

本県では、平成27年度から県外における取組を強化し、東京に移住コンシェルジュを、東京、大阪、福岡に移住サポーターを配置して移住希望者の相談にきめ細かく対応するほか、移住相談会「おおいた暮らし塾」を毎月開催し、大分の魅力や暮らしやすさなどの情報発信を行い、平成26年度の292人から平成30年度は約3.8倍の1,128人の移住者を受け入れた。

県政のあゆみ

第Ⅱ章

いきいきと働き地域が輝く活力あふれる大分県

活力

変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現

1 農林水産業による創出額

農林水産業は、人口減少やグローバル化の進展、消費者のライフスタイルの変化など、これまで経験したことのない社会構造の変化に直面し、大きな転換期を迎えている。

この機をチャンスと捉え、情勢変化に果敢にチャレンジし、農山漁村の活力を創出していくことが重要であることから、平成27年12月に「おおいた農林水産業活力創出プラン2015」を策定した。

この計画では、農林水産物の生産力を示す「産出額」に、農商工連携など「加工等による付加価値額」と、農山漁村の多面的機能の維持・発揮に向けた活動などに対して支援する「日本型直接支払制度交付金等」を加えたものを、新たに「農林水産業による創出額」とし、その目標達成に向けて農林水産業の構造改革を加速させている。

農林水産業による創出額

(単位：億円)

			H25 (基準年)	H27	H28	H29
創出額			2,134	2,232	2,267	2,214
産出額	産出額		1,848	1,908	1,937	1,870
	農業		1,276	1,287	1,339	1,273
		うち園芸	574	592	605	548
		うち畜産	414	454	473	457
	林業		181	194	199	208
	水産業		386	415	387	371
	新規需要米等		5	12	12	18
	付加価値額		194	222	224	235
	食品加工		106	129	135	137
	木材加工		70	72	69	77
交付金等	直売所		18	21	20	21
	交付金等		92	102	106	109
	直接支払交付金		30	32	33	33
	米政策交付金		62	70	73	76

・「新規需要米等」：新規需要米と輸出丸太の合計

・「直接支払交付金」：多面的機能支払と中山間地域等直接支払の合計

・「米政策交付金」：経営所得安定対策における水田活用の直接支払交付金と畑作物の直接支払交付金の合計

2 農業の構造改革

(1) 大分県の農業

本県は、耕地が標高0mから1,000m近くまで分

布しており、その面積の約70%が中山間地域に位置する、起伏の多い地勢にある。こうした地理的条件を活かし、米を中心に野菜、果樹、花きなどの園芸

作物や肉用牛をはじめとした畜産など、多様な農業が営まれている。

(2) 農地集積と水田農業の転換

ア 水田の畑地化による園芸品目の導入促進

農業を魅力ある、もうかる産業として発展させるためには、消費量が年々減少する米に依存した本県農業について、収益性の高い園芸品目を中心とした構造へと転換していくことが重要である。そのため、平成29年度から水田の畑地化による、園芸品目の産地づくりに取り組んでおり、豊後大野市の集落営農法人は5haを畑地化し、スイートコーンやかんしょ等を導入している。また、大分市の参入企業によるベビーリーフ、日田市の水田農家によるニンニクなど、各地で園芸品目の導入が展開されている。

(ア) 農地の集積・集約化

経営規模の拡大や農作業の効率化などを図るため、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を進めている。平成30年度までに担い手へ集積された面積は22,873ha、集積率は41.3%となった。

新たな担い手が必要とする農地を事前に確保し、スムーズな営農開始に繋げるため、30年度から新規就農者の就農予定地を機構が先行借受する、中間保有制度を導入した。加えて、機構の駐在員を増員するなど、推進体制の強化を図っている。

また、水田の畑地化による、高収益な園芸品目への転換を促進するため、農地の提供者に対する水田畑地化集積協力金などの助成制度を設けている。

30年度からは、機構が借り入れている農地について、地元の費用負担等を求めずに基盤整備を実施できる、農地中間管理機構関連農地整備事業を推進している。

また、農業用ダム等の基幹水利施設を有する

県下9地区の畑地帯において、市町村等と連携して、28年度に大規模な農地調査を実施し、担い手や新規就農者等へ優良農地の情報を提供している。

(イ) 高収益な園芸品目等の導入

白ねぎやいちご等の園芸戦略品目、需要拡大などが見込まれるキャベツやさといも等の戦略品目ネクスト、食品企業向けの園芸品目を中心に、導入を推進している。

例えば、白ねぎについては、農家の規模拡大に向けた基盤整備を実施しているほか、参入企業や新規就農者向けの栽培施設の整備などに取り組んでいる。また、新たに園芸品目を導入する集落営農法人の技術習得を支援するため、栽培技術を有する生産者等を濃密指導員として派遣している。

イ 生産性の高い水田農業の実現

競争力のある、売れる米づくりのため、経営規模の拡大、乾田直播等の低コスト生産技術の全県展開などにより、米産地を育成している。

高付加価値化も重要であり、平成30年産食味ランキングでは、最高評価の特Aを西部（九重町、玖珠町、日田市）の「ひとめぼれ」が3年連続、豊肥（豊後大野市、竹田市）の「ヒノヒカリ」が2年連続で獲得した。

他方、「ヒノヒカリ」への一極集中を回避し、作業分散や気象災害等からの被害軽減を図るため、22年から「つや姫」を導入し、生産拡大を推進している。

麦類は、水田農業グループが大分県酒造組合と共同開発した、県オリジナル焼酎用大麦品種「トヨノホシ」をはじめ、焼酎用大麦「ニシノホシ」、醤油・パン用小麦「ミナミノカオリ」などを振興しており、メーカー等との契約栽培を推進するなど、県内企業と連携した生産・流通対策を進めている。

大豆については、納豆用小粒大豆「すずおとめ」、煮豆等に適した「クロダマル」などの生産拡大を行っている。

(3) マーケットインの商品づくり

「マーケットインの商品づくり」を基本に、「The・おおいた」ブランドを育成するため、生産者や農業団体等と連携を図りながら、県域生産・県域流通体制の拡充に取り組んでいる。

平成19年度から、京浜や福岡、京阪神の各地域で農産マーケターが活動を展開しており、水産（21年度）、畜産（25年度）、椎茸・林産（26年度）においては、部門別のマーケターを配置し、専門家の助言も受けながら、大都市圏を中心とした県産農林水産物の販路開拓と販促活動に取り組んでいる。

また、広報誌「しゅんくる」の発行などにより、産地の旬の情報を流通関係者や消費者に発信するほか、輸送コストの低減を図るため、RORO船を活用した輸送試験に取り組んだ。

白ねぎやこねぎ、にら、夏秋ピーマン、ハウスみかんにおいては、県域流通体制を確立することで、拠点市場への大量・安定出荷が可能となり、京阪神や福岡市場では高い占有率を確保している。

ア 戦略品目による園芸振興

(ア) 野菜

戦略品目（トマト、いちご、白ねぎ、こねぎ、ピーマン、にら、高糖度かんしょ）を中心に、県域での生産拡大と流通販売体制の整備により、競争力の高い産地づくりを推進している。

また、マーケットニーズがあり、将来的に県域での生産出荷体制の確立が見込まれる品目（おおば、みつば、キャベツ、さといも）を戦略品目ネクストと位置づけ、市町村との連携の

下、産地拡大を進めている。

生産面では、大規模経営体や企業的農家の確保・育成を図るため、大規模リース団地などの栽培施設や分業化に向けた共同調製場の整備、機械化一貫体系の導入などを支援している。

臼杵市と豊後大野市においては、ピーマンの拠点選果場の再編整備により、一元販売体制等を強化したほか、高糖度かんしょ「甘太くん」の共同貯蔵施設の整備を支援し、安定出荷体制を構築した。

平成29年度には、8年をかけて開発された県オリジナルいちごが「ベリーっ」としてデビューした。初競りで3万5千円／パックの高値を記録するなど、「スイーツみたいなストロベリー」として、色・味で高い評価を得ている。

既存のいちご品種「さがほのか」からの転換を急ぐとともに、ブランド確立に向け、県内外でのマーケット展開、海外の富裕層をターゲットにした販促活動などに取り組んでいる。



主な野菜の栽培面積の推移

(単位：ha)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
白 ね ぎ	560	577	586	587	600	618	607	611
こ ね ぎ	229	252	261	261	271	275	280	283
い ち ご	89	87	76	73	68	67	65	65
ト マ ト	190	188	190	190	188	183	184	186
ピ ー マ ン	96	97	106	109	110	111	113	115
に ら	55	56	58	60	59	61	61	60

農林水産統計

主な果樹の栽培面積の推移

(単位：ha)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
カボス	525	520	515	512	512	514	520	523
ハウスみかん	66	60	56	52	45	36	32	31
なし	402	401	397	393	386	376	374	370
ぶどう	331	326	326	324	316	310	300	295
キウイフルーツ	54	53	53	50	44	46	46	48

農林水産統計

主な花きの栽培面積の推移

(単位：ha)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
キク	97	102	102	100	104	104	105	106
スイートピー	7	7	7	7	7	7	7	8
ホオズキ	19	17	18	19	18	16	16	16

農林水産統計

(イ) 果樹

戦略品目（なし、ぶどう、ハウスみかん、カボス）及び戦略品目ネクスト（キウイフルーツ）を中心に、市場競争力の強化に向け、産地拡大や品質向上を支援している。

“なし”は、優良品種への更新を進めるとともに、台湾や香港、タイ、ベトナムへの輸出拡大を図っている。また、日田市では平成29年九州北部豪雨からの創造的復興を目指して、平場でのリース団地整備などに取り組んでいる。

“ぶどう”は、市場ニーズの高いシャインマスカットなどへの転換を進めるとともに、ワイン用ぶどうの面積拡大を推進している。また、北部地域を中心に、ぶどう園の再編整備を進めている。

“ハウスみかん”は、夏季の異常高温等に対応するための施設改修を支援している。また、新たな担い手の確保・育成に向け、基盤整備事業を活用したリース団地の整備を佐伯市で進めている。

“カボス”は、拠点選果場を中心とした県域流通に取り組むとともに、既存農家の規模拡大や企業参入による大規模カボス団地の早期成園化などを支援している。29年には「大分かぼす」としてG I（地理的表示保護制度）に登録された。レモンなどの香酸かんきつについても、企業参入による大規模な樹園地の再編整備を進め

ている。

“キウイフルーツ”は、拠点選果場を中心とした一元集荷による県域出荷体制の構築に取り組むほか、基盤整備事業を活用したリース団地の整備により、新規就農の促進を図っている。

(ウ) 花き

戦略品目（キク、スイートピー）及び戦略品目ネクスト（ホオズキ）を中心に、市場競争力の強化に向けて、面積拡大や生産性の向上を支援している。

“キク”は、大規模リース団地をはじめとした栽培施設の整備のほか、経営規模の拡大や新たな担い手の確保・育成を進めている。

“スイートピー”は、単収向上に向けた系統選抜や省力化技術の開発を進めている。平成27年度からは、欧米を中心に輸出にも取り組むなど出荷先の拡大を図っている。

“ホオズキ”は、全国一のブランド産地として、生産技術の底上げによる品質向上や需要拡大を図っている。

(エ) その他

a 茶

杵築市、臼杵市、佐伯市、豊後大野市を中心に県内全域で生産されており、近年では、消費者ニーズの変化や海外の抹茶ブームに対応するため、ウーロン茶や有機^{てん}礬茶の生産も行われている。また、平成18年に締結した大

茶の作付け面積の推移

(単位：ha)

項 目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
茶	424	431	440	434	449	451	446	452

農林水産統計（H29は園芸振興課調べ）

手飲料メーカーと茶産地の育成協定に基づき、杵築市や臼杵市、宇佐市でドリンク原料用の茶産地づくりが進められている。

b 葉たばこ

豊後大野市や臼杵市を中心に生産されている。平成23年の廃作奨励により栽培面積は大きく減少したものの、日本たばこ産業株式会社等の支援によって、環境負荷低減型の乾燥機や省力機械の導入が進んでおり、大規模経営体の育成が図られている。

c 七島い

本県の国東地方だけで生産される「七島い」は、い草の5～6倍の強度、2倍以上の耐焦性を有しており、畳などの材料として350年の歴史がある。

平成28年12月に「くにさき七島藺表」としてG I（地理的表示保護制度）に登録され、産地への関心が高まっている。

イ 畜産振興

平成29年の第11回全国和牛能力共進会（宮城県）において、第4区（系統雌牛群）の内閣総理大臣賞を筆頭に、全ての出品区で優秀な成績を獲得し、前回（24年）に続き、総合3位の好成績を取めた。

(ア) 肉用牛

繁殖経営では、経営体の規模拡大や新規就農者の施設整備、省力化機械等の導入を支援するとともに、産肉能力の高い繁殖雌牛の増頭等を進め、平成30年には子取り用雌牛の飼養頭数が

増加に転じた。

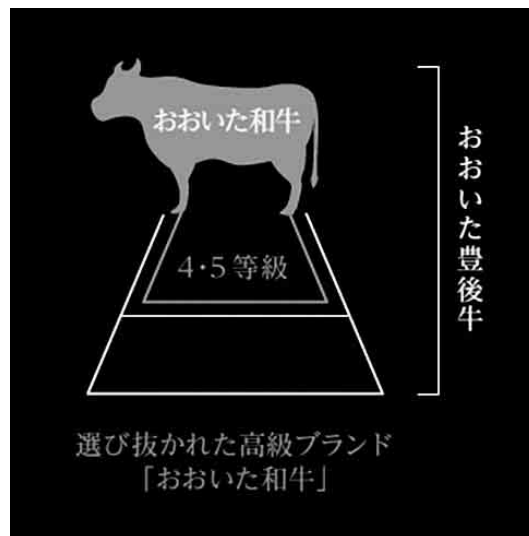
肥育経営では、国の畜産クラスター事業等を活用した大規模な施設整備や、畜産公社の預託制度により、生産基盤の強化を図っている。

流通面では、大分県畜産公社の新たな食肉処理施設が、H A C C P 方式による衛生管理やセリシステムの導入、見学コースの設置など、最新鋭の機能を有する、県民に開かれた施設として、28年度に稼働を開始した。

また、30年9月、おおいた豊後牛を牽引する新たなリーディングブランドとして「おおいた和牛」を創出した。おおいた豊後牛のうち、①美味しさにこだわった農場での生産 ②米やビール粕等の給与 ③肉質等級4等級以上の3つの基準を全て満たすものを、おおいた和牛として認定している。都市部等のサポーターショップを情報発信拠点に、畜産メーカーによる関東・関西方面等への売り込みを強化している。

育種改良については、肉用牛の新たな評価法「ゲノム育種価」を導入し、歴代の県有種雄牛を上回る、極めて能力の高い「葵^{あおい}白清^{しらきよ}」などの県有種雄牛が造成された。

30年度には、今後5年間の重点的な取組事項や目標数値などを示した「大分県肉用牛振興計画」を策定し、①生産基盤の強化 ②品質・収益性の向上 ③高付加価値化を3本柱に、畜産関係者と一体となり、おおいた和牛日本一に向けた取組を進めている。



家畜の1戸あたり頭、羽数の推移

(単位：頭、千羽／戸)

項 目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
肉 用 牛	34.0	33.8	33.1	35.4	35.8	35.7	37.8	40.4
乳 用 牛	78.8	81.9	85.5	90.4	93.8	90.2	88.5	100.0
豚	1968.0	2151.4	2226.1	2421.7	—	2726.0	2694.0	2927.7
採 卵 鶏	34.4	32.9	38.0	40.5	—	43.7	51.4	55.9
ブロイラー	—	—	43.3	37.8	—	43.2	43.2	48.1

農林水産統計

(注) H23～24はブロイラーの調査なし

H27はセンサス実施年のため、養豚、採卵鶏、ブロイラーは未公表

採卵鶏は1戸あたりの成鶏めす飼養羽数

(イ) 酪農

1戸あたり飼養頭数は平成27年の93.8頭から30年の100.0頭へと規模拡大が進み、全国3位となっている。また、1頭当たりの平均乳量は27年の8,738kgから30年には9,120kgへと増加した。

グローバル化の進展に対応できる経営体の育成が急務であることから、30年度には、高能力雌性判別体外受精卵の供給、搾乳牛の増頭時の育成費助成など支援を強化した。

一方、全国的に飲用牛乳の消費が減少しているため、搾乳体験等のイベント開催、九州乳業の社会見学コースの利用促進など、消費拡大に向けて、牛乳や酪農への理解醸成に取り組んでいる。

(ウ) 豚

飼養戸数は減少傾向にあるが、1戸あたりの

飼養頭数は年々増加しており、平成25年の2,226頭から30年には2,928頭へと、全国平均を上回る飼養規模となっている。また、豚枝肉の価格は500円/kgを上回る水準で推移してお



り、畜産経営は安定をみせている。

28年には、県産豚肉統一銘柄「米の恵み」を創出した。出荷前60日間以上の飼料として、米を10%以上給与することなどを認定要件に、同年12月から販売を開始した。また、県内外でのフェア開催、小学生を対象とした「『米の恵み』とんとん書道コンクール」等のキャンペーンを開催した。

(エ) 養鶏

ブロイラーの生産量は増加傾向で推移しており、衛生管理対策の強化や生産性の向上を支援している。

「おおいた冠地どり」の飼養羽数は徐々に増加しており、平成30年度には4.5万羽を達成した。衛生管理等の研修会により品質を確保するとともに、フェア等による販促活動を展開した。また、大分駅構内での広告掲載、関東・関西・福岡での販促活動により、出荷羽数は26年度の10万羽から30年度には13万羽へと拡大した。

採卵鶏では、県内初となるアニマルウェルフェアに対応した鶏舎整備を支援した。鶏卵の国内自給率は96%と高く、需要も概ね安定的に推移しているが、わずかな生産量の変動が大幅な価格変動につながりやすい傾向にあるため、鶏卵生産者経営安定対策を通じ、経営安定を支援している。

(オ) 自給飼料

平成20年以降、飼料用イネや飼料用米の作付けが拡大しており、これらを含む飼料作物の作付面積は、30年度には10,700haとなった。

また、安価な濃厚飼料として、粳米サイレージ（SGS：ソフトグレインサイレージ）の生産拡大と利用促進を支援している。

耕作放棄地の解消や飼養管理の省力化を目的とした「おおいた型放牧」は年々拡大しており、30年には279カ所となった。また、北部地域を中心に、周年親子放牧も進んでいる。

(カ) 農場HACCP及びJGAP家畜・畜産物の取得推進

畜産農場における衛生管理の向上を目的とし

た農場HACCPが平成21年に制度化され、30年までに6農場が認証を取得した。

JGAP家畜・畜産物は、農場HACCPの認証基準に、環境保全や労働安全の観点を加えた取組として29年に制度化された。30年から、2カ所の農場等が認証取得の準備段階となる、GAP取得チャレンジシステムに取り組んでいる。

ウ 安全・安心な商品づくり

安全・安心な農産物づくりを進めるため、JGAPやGLOBALG. A. P.等の認証取得を支援している。平成27年度には県独自の安全性基準に基づく「安心いちばんおおいた産農産物認証制度」を、30年度にはJGAPの審査項目を絞った「大分県版GAP認証制度」を創設するなど、より多くの生産者がGAPに取り組めるよう支援している。30年度末には、青果物分野におけるJGAP認証農場数が176農場となり、全国第2位となった。

環境保全型農業の推進のため、総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の普及を進めるほか、農薬の適正使用に向け、30年度からは農薬指導士認定制度を3年ごとの更新制に移行した。

近年、有機農産物に対する消費者の関心が高まっており、国内外で拡大するマーケットに対応していくことが重要である。そのため、29年3月に「第2次大分県有機農業推進計画」を策定し、生産者のグループ化によるロットの確保や品質の平準化、県内量販店等の大口需要に対応できる販売ネットワークの構築など、有機農産物の生産・販路の拡大を支援している。

また、有機農業に関するファーマーズスクールの設置や養成講座の実施、農地のゾーニング等により、有機農業者の確保・育成を進めている。

GAP等の取組状況

(単位：戸)

項 目	H27	H28	H29	H30
GAP認証農家数 (県版GAPを含む)	169	165	178	229
安心いちばんおおいた 産農産物認証農家数	139	214	359	390

地域農業振興課

有機農業の振興にあたっては、地域住民や消費者の理解が必要なことから、オーガニックフェスタ等を通じ、相互理解の醸成を図っている。

また、27年度に法制化された環境保全型農業直接支払交付金制度により、有機農業や化学肥料・化学合成農薬の低減に併せて実施する、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組を支援している。

有機農業の取組状況

(単位：ha)

項 目	H27	H28	H29	H30
有機JAS認証取得面積	306	269	300	296

地域農業振興課

エ 農林水産物の輸出展開

人口減少社会の到来により国内市場が縮小傾向にある中、世界的な日本食ブームの拡がりやアジア諸国等の経済発展・人口増加など、さらなる海外市場の拡大が見込まれている。

そのため、自由貿易の進展などを好機として農林水産物の海外輸出を促進するため、「ブランドおおいした輸出促進協議会（農産・水産・林産・畜産部会）」を中心に、「相手国・輸出品目・取引量」の拡大を3つの柱に、海外市場の情報収集・分析、販売促進や流通改善に取り組んでいる。

平成30年度の輸出額は2,456百万円と過去最高額を記録し、県産農林水産物の海外展開が進んでいる。

農産物では、「日田梨」を中秋節・春節用の贈答品として台湾・香港等へ、高糖度かんしょ「甘太くん」を香港・シンガポール等へ輸出している。畜産物では、県産牛の台湾・マカオ等向けの輸出が進んでいる。林産物では、丸太・製材品の中国・台湾等への輸出が拡大しており、乾しいたけもEU・香港等に展開している。水産物では、養殖ブリを北米中心に輸出しており、30年12月には全国初となる、完全養殖クロマグロの生鮮での輸出が、EUに向けて開始された。

大分県産主要農林水産物の輸出額の推移

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30
梨	39,411	40,336	47,698	47,740
甘 太 くん	13,927	18,957	15,418	26,414
牛 肉	23,565	28,559	52,001	53,610
丸 太	612,209	636,534	1,079,792	1,370,812
製 材 品	68,369	156,207	147,123	253,384
乾 しい た け	12,359	19,074	51,066	16,139
養 殖 ブ リ	615,310	670,281	627,646	601,708
そ の 他	61,365	85,505	115,145	86,073
合計(農林水産物)	1,446,515	1,655,452	2,135,889	2,455,880

おおいしたブランド推進課

オ 農商工連携と6次産業化の推進

ライフスタイルの変化により食の外部化が進む中、中食や外食に使用されるカット野菜や冷凍食品などの消費が拡大している。これに伴い、加工業務に利用される農林水産物のマーケットが広がっており、平成28年度から食品企業と産地による農商工連携を本格化し、青汁向けの大麦若葉の産地拡大、食品工場の新設等を契機とした野菜類の産地化など

を進めている。

農林漁業者等による6次産業化については、23年度に大分県6次産業化サポートセンターを設置し、意欲ある農林漁業者に専門家（プランナー）を派遣し、事業化に向けた支援を行っている。

(4) 力強い農業の経営体づくり

ア 次代を担う経営体の確保・育成

(ア) 新規就農者等の確保・育成

平成26年度から5年間の新規就農者数1,113人を目標に、県内外での就農・移住相談会等を実施し、30年度末までに1,152人を確保した。特に、東京や大阪、福岡において相談会等を毎月開催した結果、30年度の新規就農者は過去最多の248名となった。

就農希望者が知識・技術を習得する研修制度として、30年度末までに就農学校が8市町10施設、ファーマーズスクールが13市町30品目で設立され、研修生150人が就農した。県外からの

就農者数も、新規就農者全体の2割を超えるまでになった。

県立農業大学校の卒業生の就農率は、30年度までの直近5年の平均で75%と、農業人材の育成拠点としての役割を果たしている。また、遠隔システムを活用した授業の実施など、農大と農業系高校等との連携を強化している。

研修期間中や就農初期段階における経済的負担を軽減するため、国の制度である農業次世代人材投資資金（旧 青年就農給付金）に加え、農家子弟の就農を後押しする親元就農給付金、県外からの中高年者の就農を支援する移住就農給付金など、県独自の制度により多様にサポートしている。

新規就農者の推移

(単位：人)

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30
新規学卒就農者	56	64	44	56	55	43
帰農者	50	65	71	68	83	77
新規参入者	91	92	104	103	99	128
計	197	221	219	227	237	248

新規就業・経営体支援課

(イ) 農業への企業参入の促進

農業の企業参入は、力強い経営体の確保に加え、農地の利活用や雇用の創出など、地方創生にも繋がることから、候補地選定から営農計画

の達成まで、総合的かつきめ細かに支援をしている。

平成19年度から重点的に取り組みを開始し、30年度までの12年間で275社が参入した。これ

企業の農業参入の実績と効果

項目 年度	参入実績			参入効果（目標達成時）				
	県外 (件)	県内 (件)	合計 (件)	産出額 (百万円)	活用農地面積 (ha)		農業従事者 (人)	
					うち耕作放棄地		常時	パート
H19～22	23	83	106	9,857	457	127	347	732
H23	11	17	28	2,283	213	4	103	142
H24	8	16	24	1,969	78	21	104	198
H25	5	13	18	1,232	156	16	63	95
H26	9	8	17	1,387	103	6	49	108
H27	11	9	20	2,149	155	6	71	128
H28	6	15	21	1,362	191	13	66	144
H29	7	14	21	2,536	192	15	72	160
H30	10	10	20	1,962	362	34	133	147
合計	90	185	275	24,737	1,907	242	1,008	1,854

新規就業・経営体支援課

により、農業産出額は約247億円の増加、常時・パートを併せて2,800名以上の雇用創出、耕作放棄地242haを含む1,907haの農地活用が見込まれている。

今後は、金融機関や農業団体等との連携を進め、食品・流通系企業を中心に多様な誘致を進めるとともに、地元農家と参入企業との協働を強化し、地域農業の振興を図る。

(ウ) 農業法人の育成

地域の中核となる経営体を育成するため、法人化に向けた研修会の開催や、法人設立費用の助成等を行っている。農業法人は着実に増加しており、平成27年度の703法人から30年度には918法人となっている。

29年度からは、農業経営を体系的に学ぶ「おおいた農業経営塾」を開講し、経営体の経営管理能力の向上を図っている。また、30年度には、「おおいた農業経営相談所」を開設し、支援チームや専門家派遣等による伴走型のフォローアップを実施するなど、経営マインドを持った、力強い経営体を育成している。

農業法人数の推移

(単位：法人)

項 目	H27	H28	H29	H30
農 業 法 人 数	703	781	845	918
うち集落営農法人	207	213	218	222

新規就業・経営体支援課

(エ) 集落営農組織の育成

地域農業の担い手として、集落営農組織の設立を進めており、平成30年度末で573組織（うち、法人222組織）が設立されている。

28年度からは、これまで設立された集落営農組織を核に、「数（組織数）から質（経営力）へ、点（集落）から面（地域）へ」をキーワードに施策を展開している。

集落営農法人に対しては、中期的な取組を定めた「経営発展チャレンジ計画」の策定を推進し、規模拡大や経営多角化を支援している。

また、28年度からは、集落営農法人が中心となって、地域の多様な担い手（認定農業者や参

入企業など）とのネットワークを構築し、担い手不在集落の対応や就農支援など、総合的に地域農業をサポートする「地域農業経営サポート機構」の設立を推進しており、30年度末で10機構が設立されている。

集落営農組織の推移

(単位：組織、法人)

項 目	H27	H28	H29	H30
集 落 営 農 組 織	609	588	578	573
う ち 法 人	207	213	218	222

農地活用・集落営農課

(オ) 農業への多様な人材の参画

労働力不足が顕在化する中、県内から広く雇用労働力を募集し、農家とのマッチングを実施する「農業労働力確保戦略センター」が平成28年度に設立され、大分市と日田市を拠点に活動を展開している。

農林水産業の分野でも女性の活躍が重要であることから、27年7月に県内の農林水産業（加工を含む）に携わる女性で構成される「おおいたA F F女性ネットワーク」（Agriculture Forestry Fisheries）が設立され、研修会や事例調査など、資質向上等に向けた女性同士の交流等が活発化している。

また、女性農業者の経営マネジメント能力の育成を図るため、27年度に女性農業経営士の養成講座を開講し、30年度までに36名を女性農業経営士として認定した。

外国人技能実習生の受入が年々増加する中、季節性品目の経営体においても実習が行えるよう、30年5月に農協が技能実習を直接担い、個別経営体の作業を請け負うことができる体制を整えた。

また、農福連携による障がい者の活躍促進に向け、農家と就労継続支援B型事業所とを繋ぐ、共同受注センター（社会福祉法人太陽の家）によるマッチングを円滑に展開するため、29年度から、障がい者が作業しやすい品目や作業工程の検証などを実施している。

イ スマート農業の展開と高度技術開発の支援

農林水産業に関しても先端技術が数多く開発される中、平成29年10月に、今後の推進指針である「大分県におけるスマート農林水産業の推進方向」を策定した。これに基づき、施設園芸における環境モニタリング装置や圃場管理システムの導入、ドローンによる農薬散布、アイカメラを活用した熟練技術の見える化などの取組が始まっている。

試験研究の分野では、いちごの新品種「大分6号（ベリーツ）」や、種子なしカボスの新品種「大分果研6号」が育成された。また、ゲノム育種^{あおいしらきよ}価の活用により、歴代の県有種雄牛を凌駕する、産肉能力の高い種雄牛「葵白清」等の造成に成功し、凍結精液の供給を開始した。

また、先進的な農業者等に対し、高い専門性をもって指導にあたる「広域普及指導員」を設置し、農業普及指導活動を高度化している。

ウ 農業経営の下支え

(ア) 農協改革と農業協同組合の取組

平成28年4月1日、全国農業協同組合中央会の一般社団法人化、公認会計士監査への移行、県中央会の農協連合会への改組を盛り込んだ農業協同組合法が改正・施行された。

改正法では、農協の役割として「農業所得の増大に最大限の配慮を行うこと」が規定され、農協改革が促された。

それを受け、県内の各農協は、28年度に自己改革工程表を策定し、農業者の所得増大、農業生産の拡大など、地域の活性化に繋がる改革項目を定め、自己改革に取り組んでいる。これにより、大分県農業協同組合では、30年産米の全量買取販売が実現したほか、肥料の銘柄集約と生産資材の事前予約制の徹底によって、肥料・農薬の仕入れ価格が低減した。

20年6月の県内16農協の合併によって大分県農業協同組合が誕生したが、マイナス金利政策の影響で、農協経営の柱の一つである信用事業の収益性が低下している。このため、J Aグループ大分で県域組織戦略（県一農協）の構築

に向けた検討が行われている。

(イ) 経営安定対策

認定農業者をはじめ、多様な担い手に農業制度資金を融通するほか、新規就農者等への資金支援を実施し、強い経営体を育成している。

また、自然災害や特定家畜伝染病の発生、経済的環境の変化等に対応したセーフティーネット資金を拡充したほか、無担保・無保証人など機関保証制度の充実や融資相談窓口の機能向上を図ることで、金融面から農業経営を支援している。

また、平成29年6月に、農業災害保障法から農業保険法に名称が改称され、自然災害による減収だけでなく、価格低下を含む収入全体の減少を補てんする農業経営収入保険が新設された。無保険者をなくし、「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を構築するため、大分県農業共済組合を中心に、農業経営収入保険や既存の農業共済への加入推進を行っている。

(5) 元気で豊かな農山漁村の継承

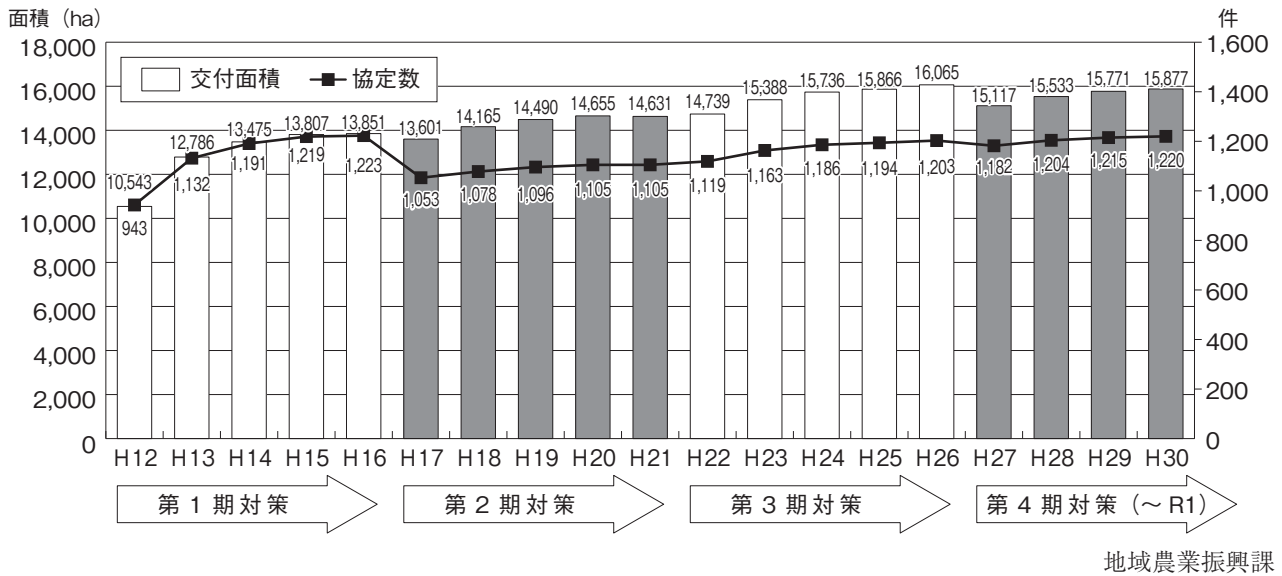
ア 地域資源の維持保全

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続を支援する制度として、平成12年度から実施しており、27年度から第4期対策（H27～R1）が開始されている。

第4期対策の4年目となる30年度は、県内17市町で1,220の協定が締結され、15,877haの農用地を対象とした22,489戸の農家の生産活動等に対し、約23億96百万円が交付された。

各集落は、集落協定に基づき耕作放棄地の発生防止や農道・水路の補修、鳥獣害防止柵の設置、共同利用機械の購入、共同利用施設の建設などに取り組んでいる。19年度からは、多面的機能支払交付金により農地や農道・水路などの維持・保全に向けた地域ぐるみの取組を支援しており、30年度には732組織（対象農地24,000ha）が活動を展開している。

中山間地域直接支払制度の取組状況（交付面積・協定数の推移）



イ 農業生産基盤・農村環境の整備

平成30年度末の“ほ場”整備済み面積は28,355ha、農業振興地域内における農用地面積の78.2%の進捗となっている。特に、水田における野菜などの高収益作物の導入に向け、排水対策等による畑地化を積極的に進めている。

畑地帯の整備について、大蘇ダムの受益地である大野川上流地域では、国営事業及び県営事業により、受益地内の畑地かんがい施設の整備を進めている。

また、宇佐市の駅館川地域では、27年度から、農業用水の安定供給に向けた基盤整備と農地の再編整備により、参入企業や新たな担い手に対する、農地の利用集積に取り組んでいる。

30年3月に全線開通した広域農道「大南野津地区」は、農産物の流通の合理化・効率化だけでなく、農村地域の生活改善等の機能を果たしている。

ため池に関しては、防災重点ため池を中心に、ハザードマップの作成や改修等を進めており、30年度末の改修率は24.7%となっている。今後、国が同年11月に公表した、防災重点ため池の新たな選定基準を踏まえ、再選定とハード・ソフト対策の強化を図ることとしている。

老朽化による機能低下が著しい西国東地区の干拓堤防等については、30年度に国直轄での海岸保全施

設整備事業の実施が決定され、現在、国営事業による施設の補強・改修や県営事業による補修が進んでおり、総事業費250億円、19年間の工期が見込まれている。

平成29年5月の豊後大野市朝地町綿田地区における地すべり災害で発生した農地の地割れ等については、農地の復旧と合わせ農地の再整備が可能な中山間地域総合整備事業により対応している。

ウ 直売所等による地産地消の推進

直売所は、地産地消や農林水産物の付加価値向上だけでなく、農山漁村の生産活動を支え、都市住民との交流に寄与するなど、地域に活力を生み出す重要な拠点である。

そのため、新商品の開発、品揃えの充実に向けた簡易ハウスの設置、店舗レイアウトの変更などを支援しており、平成30年度には直売所の魅力を競う「直売所グランプリ」の開催やスタンプラリーの実施など、情報発信を強化した。

また、外国人観光客等に大分の魅力的な食を提供するため、県内の農林水産物を利用する「とよの食彩愛用店」の中から、県を代表する食材（豊後牛、県産魚、県産乾しいたけ等）を使用した「こだわり料理」を提供する店舗を、30年度に「ビストロおおい認定店」として認定した。

エ 世界農業遺産の保全と活用

国東半島宇佐地域(豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町)の「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」が世界農業遺産^(※)に認定(平成25年5月)されて以降、大分県や地元市町村、関係団体が一体となり、地域の人々の営みの次世代への継承と世界農業遺産ブランドを活用した地域の元気づくりに取り組んでいる。



※世界農業遺産とは

食料の安定確保を目指す国際組織である、国際連合食糧農業機関(FAO)が2002年に開始したプロジェクトで、次世代に受け継がれるべき伝統的な農業・農法とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム(林業及び水産業を含む)を認定し、その保全と持続的な活用を図るもの。

27年10月には、イタリア・ミラノで開催された国際博覧会に国内の世界農業遺産認定地域を有する5県(新潟県、石川県、静岡県、熊本県、大分県(注:出展時))で共同出展し、世界農業遺産の紹介と各地域のPRを行った。本県は、知事によるプレゼンテーションや本地域を代表する食材である原木乾しいたけを使用した料理の実演などを行い、来場者等の好評を得た。

30年度には、世界農業遺産認定5周年記念シンポジウムを開催し、世界農業遺産を活用した事例を紹介する基調講演やパネルディスカッションなどを行った。



2015年ミラノ国際博覧会(日本館)



知事による国東半島宇佐地域
世界農業遺産などのプレゼンテーション
平成27年10月20日
(日本館内のイベント広場)



世界農業遺産認定5周年記念シンポジウム
平成31年2月23日(豊後高田市)

認定地域の住民や農林水産業従事者、地域の活動団体などが参加するなか、認定地域の人々の世界農業遺産に対する理解や地域への誇りの醸成が着実に進んでいることが確認された。

オ 大分県農林水産祭の開催

大分県農林水産祭は消費者と生産者のふれあいを通じ、県産農林水産物の良さと農山漁村の魅力を情報発信するとともに、農林水産業のさらなる振興に向けて毎年秋に開催している。平成15年度までは農業、林業、水産業の各分野ごとに開催してきたが（大分県農業祭、木と暮らしのフェア、大分県水産振興祭）、一次産業間の連携によって相乗効果を発

揮させるため、16年度からは三つのイベントを統合して「大分県農林水産祭」とした。

会場では、県産農林水産物・加工品や郷土料理の販売、県内有名パン屋によるパンカフェ、マグロの解体ショーや高校生・大学生によるパフォーマンスなど、毎年、数多くの企画や体験イベントが行われている。30年度は天候にも恵まれ、全体で来場者数11万6千人、売上金額103,399千円と、過去4年間で最多となった。

大分県農林水産祭の来場者数等

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30
農 林 部 門 (別 府 公 園)	67,000	60,000	57,000	70,000
水 産 部 門 (亀 川 漁 港)	42,000	36,000	38,000	46,000
合 計	109,000	96,000	95,000	116,000
スローガン	Oおいしさ I いっぱい T 地域の A 味 “大分”	しんけん美味い けん！大分県！	まるごと“おおい た”いただき ま〜す	うまいがっぱ い！「旬のお おい」勢ぞろい

地域農業振興課

3 林業の振興

(1) 大分県の森林・林業

本県の森林面積は約45万3千haで、県土の71%を占めている。この豊かな森林資源は、木材の生産をはじめ、しいたけ等の特用林産物の生産など、林業・木材産業の発展と山村の振興に寄与している。また、森林は水源かん養や県土保全、地球温暖化防止などの公益的機能を発揮しており、安全で快適な県民生活の確保に大きな役割を果たしている。

全国シェアは、森林面積で1.8%（全国19位）、民有林の人工林蓄積で3.2%（12位）、特にスギ人工林の蓄積は4.0%（6位）を占めている。また、素材生産量は5.0%（5位）、乾しいたけの生産量は39.4%（1位）、林業産出額は4.3%（6位）となっ

ており、全国有数の林業県といえる。

特に、利用期を迎えたスギ・ヒノキの人工林面積は約6割に達しており、充実期を迎えていることから、これまでの間伐等の保育作業中心の林業から、主伐・再造林を中心とした林業へと移行している。

国全体の木材自給率は36%を超え、国産材時代が到来している中、林業の成長産業化に向け、主伐・再造林の徹底による「木材生産力の強化」と木造建築の推進等による「需要拡大」を両輪として施策を展開し、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の確立に取り組んでいる。

また、森林経営管理法（H31.4施行）が円滑に運用され、森林の適切な管理が進むよう、市町村や関係団体と連携した取組を進めていく。

(2) 担い手の確保・育成

ア 林業経営体

(ア) 林家の育成

本県の林業経営体数は3,221であり、のうち50ha以上の森林を所有している経営体が254（7.9％）に対し、10ha未満は1,868（58.0％）となっており、所有規模の小さい経営体が全体の約6割を占めている。

こうした状況において、持続的な森林経営を行うには、低コスト作業システムの確立が不可欠である。そのため、施業の集約化を図り、効率的な路網整備や高性能林業機械の導入を推進している。

(イ) しいたけ生産者の確保・育成

平成30年の乾しいたけ生産者は3,887戸、生しいたけ生産者は186戸となっている。

特に、乾しいたけ生産者の高齢化や後継者不足が進んでいることから、新規参入者向けの「原木しいたけ栽培研修」や中核生産者を育成する「大分しいたけ源兵衛塾」を開催している。

また、「しいたけ版ファーマーズスクール」を30年度に設置し、研修生には給付金を支給するほか、就業後2年間の無収入期間を支援するため、ほだ木造成事業を実施している。

しいたけ生産者の推移

(単位：戸)

	H27	H28	H29	H30
乾しいたけ	4,045	4,015	3,964	3,887
生しいたけ	246	218	208	186

イ 林業事業体

(ア) 新規就業者の確保・育成

国産材の需要に応えるとともに、森林の適切な整備を進めるには、新規就業者の確保・育成が重要である。このため、就業前の研修制度として、平成28年度に「おおいた林業アカデミー」を開講した。アカデミーでは、林業全般の基礎

知識や現場技能など、林業の専門技術を学ぶ1年間のカリキュラムを設けており、毎年10人程度の研修生が県内の林業事業体に就業し、即戦力として活躍している。

主伐への本格移行に伴い、増加する再造林を徹底し、循環型林業を確立するには、造林・育林作業員の確保・育成が重要である。そのため、30年度に造林・育林作業に特化したOJT型の研修支援制度を創設するとともに、空調服等の導入による作業環境の改善を支援している。

また、県内外の就業相談会への積極的な参加により、転職者やUIJターン者などに対して、本県林業の就業環境・条件や各種助成制度などを広く紹介している。

こうした取組により、30年度には、過去最多となる105人の新規就業者を確保した。

林業新規就業者数の推移

(単位：人)

H27	H28	H29	H30
81	83	94	105

(イ) 認定林業事業体の育成

雇用管理の改善や事業の合理化を目指す認定林業事業体は、平成30年度末で89事業体、5年前の1.3倍となっている。また、年間の素材生産量は81万m³、1人1日当たりの主伐の生産性は全国平均の6.7m³を大きく上回る9.9m³を確保している。引き続き、高性能林業機械の導入や就労環境の改善等を支援し、特に、主伐と再造林を一体的に担うことのできる認定林業事業体を育成していく。

認定林業事業体数の推移

(単位：事業体)

H27	H28	H29	H30
77	84	87	89

(ウ) 森林組合

県内の森林組合は、平成6年までの広域合併により、30年度末には13組合となっている。組合員数は44,470人であり、組合員の所有面積は

民有林面積（402千 ha）の74%（297千 ha）を占めている。

森林組合は、地域における森林管理の中核的な担い手として、森林の機能が持続的に発揮されるよう、適切な森林整備等に取り組んでいる。また、小規模な森林所有者の施業地の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入促進など、施業の効率化や低コスト化を進め、組合員の負託に応えている。

(3) 林業生産

ア 木材の生産動向

素材（丸太）の生産量は、平成27年の1,136千 m^3 から年々増加し、30年には昭和40年以降で最多の1,448千 m^3 となった。

これは、製材所の施設整備等による規模拡大に加え、合板の国産材需要や輸出の増加、木質バイオマス発電所などの需要増によるものである。

また、簡易な選別によるコスト削減と効率的な流通を実現するため、30年度から中間土場の整備に取り組んでいる。

スギの丸太価格（直径14～22cm、長さ4m）は、27年に13,100円/ m^3 であったものが年々上昇し、30年には15,300円/ m^3 となった。

ヒノキの丸太価格（同上）は、27年の17,300円/ m^3 から29年には18,800円/ m^3 まで上昇したものの、30年にヒノキの主要製品である土台の価格が外材製品との競合などにより低迷したことから、丸太価格も16,000円/ m^3 まで値下がりした。

30年度末に施設整備が完成した、玖珠工業団地の新栄合板工業（株）大分工場は、年間の丸太消費量108千 m^3 を予定しており、県内の新たな木材供給先として期待されている。

素材生産量の推移

（単位：万 m^3 ）

H27	H28	H29	H30
114	123	133	145

イ しいたけの生産動向

(ア) 乾しいたけ

平成30年の乾しいたけ生産量は、前年と比べてやや減少したものの、1,038tと全国生産量の39.4%を占めている。全国乾椎茸品評会でも連続して団体優勝を果たすなど、質・量ともに日本一を誇っている。

一方、平均単価は27年に5,191円/kgまで上昇したが、その後、低下が続いており、生産者の意欲減退が懸念されている。

そのため、作業の効率化を促進するバックホウ、ユニック車の導入や散水施設、ハウス、人工ほだ場等の生産施設の整備を支援するほか、生産現場の平地化^{ひらちか}を推進している。

乾しいたけの消費量は減少が著しいことから、消費拡大に向けたメーカー活動を展開するとともに、県外の料理研究家を「大分しいたけ食の伝道師」として養成したほか、大消費地における宣伝強化に取り組んでいる。また、海外輸出にも力を入れており、30年度はEUや香港を中心に2.2tが輸出された。

乾しいたけの生産量及び価格の推移

（単位：t、円/kg）

	H27	H28	H29	H30
乾しいたけの生産量	1,115	1,144	1,044	1,038
乾しいたけの価格	5,191	4,987	4,744	4,097

(イ) 生しいたけ

平成30年の生しいたけの生産量は1,752t（原木353t、菌床1,399t）、全国13位となっている。他の生産地と比較して、原木生しいたけの割合が20%と高いことが特徴である。生産者数は原木139人、菌床47人で、原木栽培は小規模な生産者が多く、菌床栽培は少数の大規模生産者が大半を担っている。

原木生しいたけは、主に九州内の市場へ周年出荷されているが、11月～3月の需要期には京都市場にも出荷し、高い評価を得ている。29年度からは出荷協議会を設立して、品質の高位平準化に向けた栽培研修会や生産者の確保に取り

組んでおり、30年度は京都向けに9tを出荷した。

菌床生しいたけの生産量は年々拡大しているが、他の生産地との差別化が難しい状況にある。

生しいたけの生産量及び価格の推移

(単位：t、円/kg)

	H27	H28	H29	H30
生しいたけの生産量	1,477	1,537	1,488	1,752
生しいたけの価格	898	932	983	1,006

(4) 製材・加工と流通対策

ア 製材品の出荷動向

平成30年の製材品出荷量は434千m³であり、前年比97.3%となっている。

製材品の主要用途である住宅の着工戸数が減少傾向にある中、住宅分野での国産材シェアの拡大や、非住宅部門での新たな需要創出等が課題となっている。

このため、マーケットが求める大ロットで高い品質の製材品を安定的に供給できるよう、多くの製材所等が、製材ラインの新設や乾燥機の導入などに取り組んでいる。

また、公共・商業施設などの非住宅部門の木造化を担う建築士を対象に、木構造設計講習会等を実施し、30年度末までに、地域材を活用した木造建築物を推進する「木造マイスター」28人を育成した。

30年度には、木造建築の発注や設計を行う際の基本的な情報をまとめた「地域材を活用した非住宅建築の設計の手引」を作成し、木造マイスター等が木造化に取り組みやすい環境を整備した。

イ 乾燥材の生産動向

建築基準法等の改正に伴い、品質・性能の確かな木材に対するニーズが高まる中、外材との競争に勝ち抜くため、乾燥材の生産施設の整備などを支援しており、平成30年の人工乾燥材の出荷量は188千m³、対前年比117.5%となった。

また、高品質な「大分方式乾燥材」を生産する製材工場の認証取得を推進しており、30年には認証工場で生産される乾燥材が151千m³（前年比102.7%）に達した。

認証工場のうち3社は、高周波蒸気複合乾燥機を導入しており、屋根（横架材）用の大きな断面のスギ無垢乾燥材を生産している。30年度に建設した県立武道スポーツセンターでは、この乾燥材を屋根の構造材として使用し、スギ無垢乾燥材を使った施設としては、国内最大規模となっている。

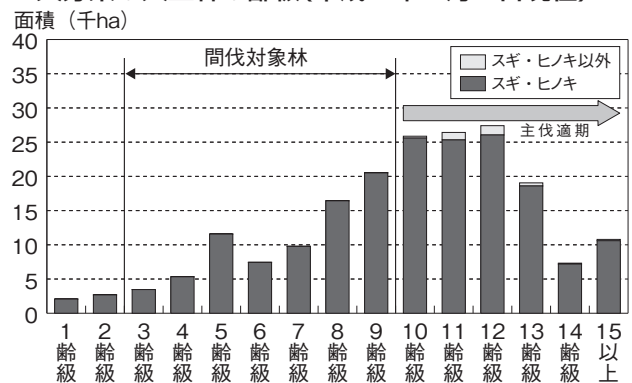
また、31年度に移転新築された知事公舎も、応接室や会議室、廊下、和室などで県内の高品質な乾燥材が多く使用されている。

(5) 主伐後の再造林、間伐等の森林整備

県内の人工林は、間伐を必要とする3～9齢級（11年生～45年生）が40%、10齢級（46年生）以上の主伐時期を迎えたものが57%を占めるなど、これまでにない充実期にある。

主伐後の再造林を徹底するためには、造林・下刈りの省力化による低コスト林業を実現することが不

大分県の人工林の齢級(平成30年3月31日現在)



森林整備面積の推移

(単位：ha)

	H27	H28	H29	H30
造林	736	905	1,015	899
うち低コスト	484	663	914	838
下刈	4,165	3,620	3,709	3,794
間伐	5,225	4,105	2,889	3,067

可欠である。そのため、1 ha 当たりの植栽本数を減らす疎植造林や、下刈り回数を減らすことが可能なツリーシェルターの設置のほか、主伐・再造林の一貫作業の普及・定着や、植栽時期の融通が利くコンテナ苗の増産などに取り組んでいる。

また、木材の出荷業者と原木市場、製材工場が取扱量等に応じて資金を拠出する「森林再生基金」を活用した再造林経費の助成や、タマホーム（株）からの寄附金（H29～R3）を活用した花粉の少ない苗木植栽への助成など、官民一体となって再造林を推進している。

間伐は、林内に光を入れ、下層植生の繁茂を促進し、表土流出を防止することで災害を防ぐほか、地球温暖化対策の面からも重要であり、年間3,800ha（H27～H30年度）を実施した。

(6) 森林環境税による森林づくりの推進

森林環境を保全し、森林を守り育てる県民意識を醸成するため、平成18年4月に森林環境税を導入した。

森林環境税は5年を1期としており、第2期（H23～H27）は「県民生活を守り、地球環境保全につながる森林づくり」をテーマに施策を展開した。第3期を迎えるにあたり、有識者等からなる「森林づくり委員会」の提言や県民意見等を踏まえ、税のあり方を再検討した結果、「荒廃森林の整備」、「森林資源の需要拡大と健全な人工林資源の再生」、「森林環境教育・木育の促進」といった課題が今なお存在しており、これに対応するため、令和2年度までの5年間、課税期間を延長することとした。

※森林環境税を活用した施策体系（第3期：H28～R2）

テーマ：「自然豊かな大分の魅力を育む持続可能な森林づくり」

〔県民生活と自然環境を守る森林づくり〕

- ・ 荒廃森林の整備
- ・ 里山林の保全と利活用
- ・ シカ被害対策の推進

・ 森・川・海をつなぐ環境の整備
〔森林資源の循環利用による地域活性化〕

- ・ 森林資源の需要拡大
- ・ 健全な人工林資源の再生
- ・ 林業の担い手確保・育成

〔森にふれ親しみ、森林づくりを支える取組〕

- ・ 森林環境教育・木育の促進
- ・ 森林ボランティア活動の促進
- ・ 森林づくりへの理解と参加を広げる活動

施策体系に沿って、30年度までに110haの災害に強い森林づくりや、約2,400haの低コスト再造林を支援した。また、森林ボランティア活動への参加者数は、延べ15万人（H18～H30）を超えた。

(7) 災害に強い森林づくり

平成24年度の九州北部豪雨災害を受け、25年度から流木被害の恐れがある河川沿いの人工林を伐採し、自然植生の回復による広葉樹林化に取り組んできた。その結果、29年度の九州北部豪雨においては、24年災と同規模の豪雨に見舞われたにもかかわらず、山国川流域では、河川や海への立木流出がなく、減災効果が確認されたことから、30年度より、こうした「災害に強い森林づくり」を全県展開している。

また、林地崩壊などの恐れのある尾根や急傾斜地の大径化した人工林については、帯状伐採を実施し、年数をかけながら自然植生の導入を図ることで、広葉樹林化などを進めている。

治山事業においても、流木災害が発生する危険性のある溪流については、流木捕捉式治山ダムの設置などを推進している。

平成30年4月11日に発生した中津市耶馬溪町金吉の山地災害は、降雨や地震等の明確な予兆のない極めて特殊なものであり、学識経験者による山地崩壊原因究明等検討委員会の最終報告（同年11月）において、地下水による岩の劣化などが原因とされた。同年9月から本復旧工事に着手しており、一日も早い復旧に向けて取り組んでいる。

(8) 鳥獣被害対策とジビエ振興

イノシシやシカ等の野生鳥獣による農林水産物被害は、平成29年度に2億円を下回り、30年度は1億9,200万円となっている。

しかし、イノシシによる水稻被害をはじめ、野生鳥獣による被害発生は依然として深刻であり、生産活動の支障となっている。

このため、「①狩猟者確保対策」として、狩猟免許の申請手数料等の免除など金銭的負担の軽減、狩猟を始めるきっかけづくりのためのハンタースクールの開催、28年度に設立した大分レディースハンタークラブの活動支援などに取り組んでいる。

「②予防（集落環境）対策」として、被害の大きい集落を予防強化集落に指定し、防護柵を集中的・計画的に設置している。「③捕獲対策」も重要であり、捕獲報償金制度の拡充や県内一斉捕獲の実施、ICTを活用した捕獲装置の実証などに取り組んでいる。

また、29年度に設立した「大分ジビエ振興協議会」を中心に、関係機関等と連携して「④獣肉利活用対策」を実施しており、処理施設の衛生管理等を強化するための処理技術向上に向けた研修会の開催、消費拡大に向けたジビエ料理の試食会や県産獣肉のPRなどを継続的に展開している。

こうした4つの対策を、総合的かつ効果的に実施し、被害額の低減を図っている。

有害鳥獣による農林水産物被害額の推移

(単位：百万円)

区 分	H27	H28	H29	H30
イ ノ シ シ	153	122	111	105
シ カ	62	44	50	49
サ ル	21	30	9	10
そ の 他	31	29	25	28
合 計	267	225	195	192

(9) 林業生産基盤の整備

ア 林道

林道は、適切な森林整備や効率的な林業経営を行うために必要な林内路網の幹線施設である。

また、山村地域の重要な道路網の一つとして、地域産業の振興と生活環境の改善に大きな役割を果たしている。

イ 林業専用道

林業専用道は、林道と森林作業道をつなぐ道で、大型トラックによる木材運搬を想定した必要最小限の規格構造を有している。施業の集約化に向けた基幹施設であり、林業専用道の開設によって木材の生産性が向上し、低コストでの木材生産が可能になる。また、間伐等の森林整備にあたっても大きな役割を果たしている。

ウ 作業道

作業道は、造林・除間伐の実施、木材の搬出など、生産性の向上や森林施業の低コスト化、省力化を推進するうえで欠かすことのできない道であり、整備を推進している。

林道及び作業道等の開設延長（累計）の推移

(単位：km)

道路種別	H27	H28	H29	H30
林 道	2,248	2,251	2,251	2,254
林 業 専 用 道	84	112	139	163
作 業 道	4,576	4,811	5,090	5,428

(10) スマート林業の展開と試験研究・普及指導

3Dレーザスキャナによる森林資源の蓄積調査や、航空レーザ測量データを用いた路網設計、森林GISの活用による森林管理など、スマート林業を展開するとともに、ICTやドローン等を活用した施業の省力化や、本県の気象条件に適合した“しいたけ”の新品種の開発など、林業産出額等の増加に繋がる試験研究を進めている。また、これまでの慣

習にとらわれない、効率的な新しい施業方法等が迅速に普及するよう、普及指導員の現場指導等を徹底

している。

4 水産業の振興

(1) 大分県の水産業

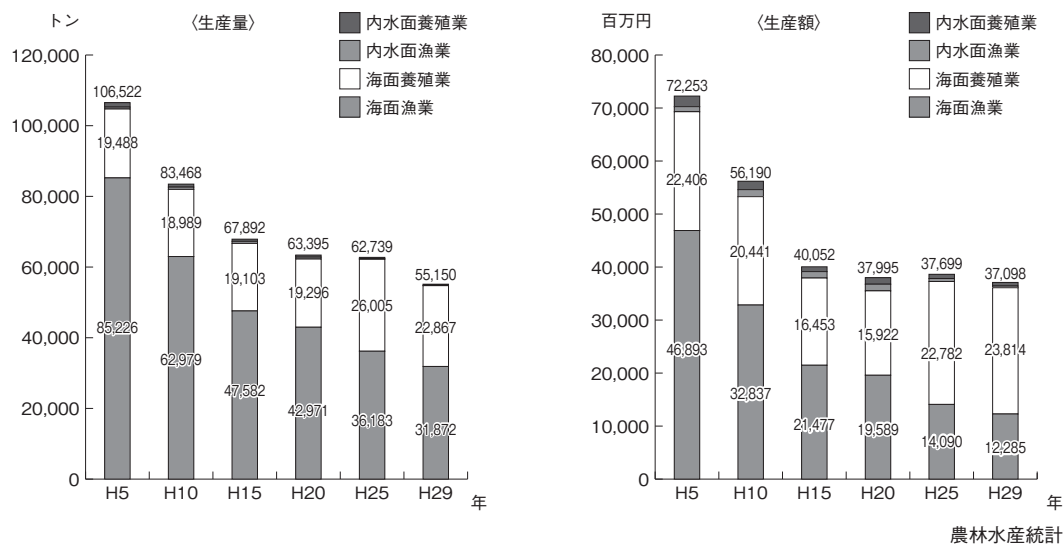
本県は、日本三大干潟のひとつである豊前海からリアス式海岸の豊後水道まで、変化に富んだ地形を生かして、地域ごとに特徴のある漁業・養殖業が営まれている。

平成29年の生産量は、海面漁業が31,872tで25年より4,311t（11.9%）の減少、海面養殖業が22,867

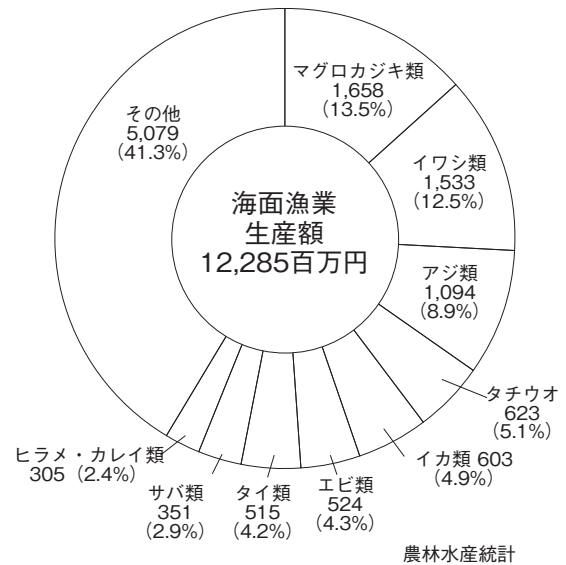
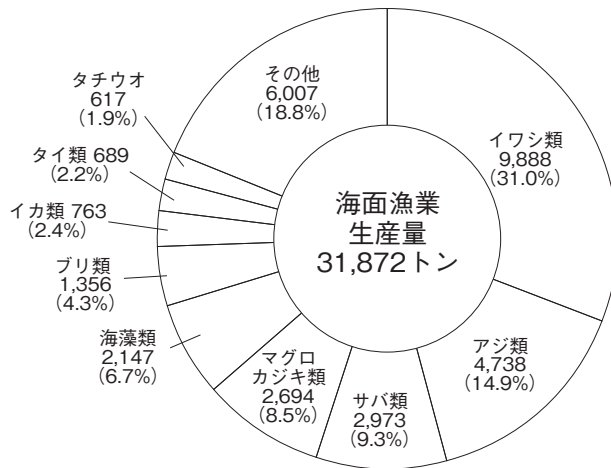
tで3,138t（12.1%）の減少、内水面漁業・養殖業が140t（25.4%）の減少、合計で7,589t（12.1%）の減少となっている。

生産額は、海面漁業が122億85百万円で25年より18億5百万円（12.8%）の減少、海面養殖業が238億14百万円で10億32百万円（4.5%）の増加、内水面漁業・養殖業が3億6千万円（26.5%）の減少、合計で6億1百万円（1.6%）の減少となっている。

海面漁業・養殖業の生産量・生産額の推移

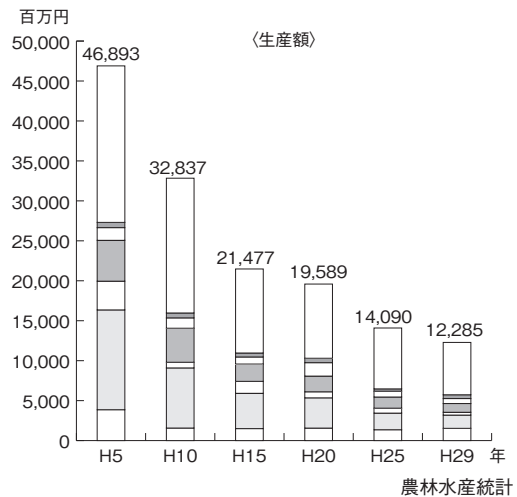
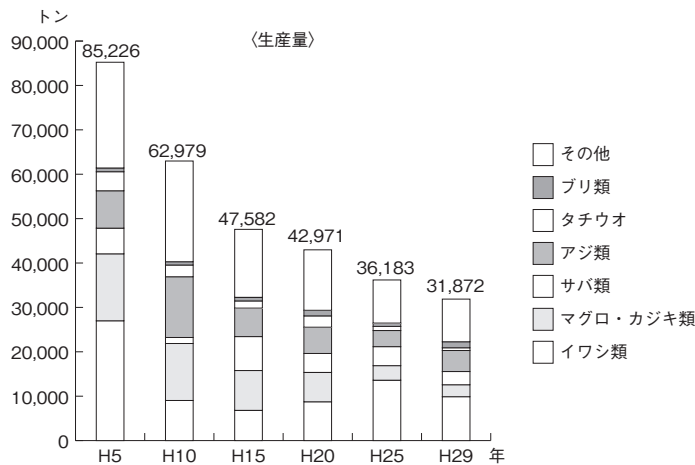


平成29年魚種別海面漁業の生産量・生産額



農林水産統計

海面漁業の魚種別生産量・生産額の推移



農林水産統計

(2) 資源管理強化型の漁業の推進

平成29年の海面漁業を魚種別にみると、生産量は、イワシ類が最も多く、次いでアジ類、サバ類、マグロ・カジキ類と続いており、これらの魚種で生産量全体の63.7%を占めている。生産額では、マグロ・カジキ類が最も多く、次いでイワシ類、アジ類と続いている。

魚種別生産量の推移をみると、イワシ類、サバ類が大幅に減少している。

この他、タチウオやエビ類などの多くの魚介類も減少しており、早急な資源回復が求められている。

そのため、稚魚の育成に必要な藻場の造成や小型魚の保護、種苗放流などに一体的に取り組む資源管理強化型漁業を推進している。

公的規制措置に加え、特に資源管理計画の策定による自主的な資源管理を実践する漁業者に対しては、種苗放流支援を実施し、一部の魚種では生産量の回復につながっている。

資源管理計画の作成状況及び漁業種類ごとの資源管理措置数

(H31.3月末現在)

支店・ 取次店	計画数	参加経 営体数	漁業種類						魚 種				その他	合計
			つり	定置網	さし網	小底	船びき	まき網	タチウオ	ガザミ	アワビ類	ウニ類		
中津	○	51			○	○				○			□	3
宇佐	○	100			○	○				○			□	3
豊後高田		0												0
真玉		0												0
香々地	○	28			○	○				○	○		□	4
国見	○	60	○	○	○				○		○	○	□	6
姫島	○	105			○				○		○		□	3
くにさき	○	85	○	○	○		○		○		○		□	6
武蔵	○	32	○		○		○		○		○		□	5
安岐	○	34	○		○	○			○		○		□	5
杵築	○	119		○	○	○			○		○		□	5
日出	○	90	○	○	○	○			○				□	5
別府	○	123	○	○	○	○					○		□	5
大分	○	13									○	○	□	2
神崎	○	16	○		○						○		□	3
佐賀関	○	486	○		○				○		○	○	□	5
臼杵	○	102			○	○		○	○		○	○	□	6
津久見	○	282	○		○			○	○		○	○	□	6
保戸島	○	167	○		○						○		□	3
上浦	○	32		○	○						○		□	3
佐伯	○	28			○	○	○				○		□	4
鶴見	○	111	○	○		○	○	○			○		□	6
米水津	○	57	○			○	○	○			○		□	5
上入津	○	44	○			○					○		□	3
下入津	○	74	○	○							○		□	3
蒲江	○	98	○	○	○	○					○		□	5
名護屋	○	28	○	○							○	○	□	4
合 計	25	2,365	16	10	19	13	5	4	10	3	22	6		108

水産振興課調べ

(3) 養殖業の振興

平成29年の海面養殖業を魚種別にみると、生産量はブリ類が85.2%、次いでクロマグロ、シマアジ、ヒラメ、マダイ、カキ類と続いており、この他にもクルマエビや真珠などの養殖が行われている。生産額でもブリ類が71.8%を占め、次いでクロマグロ、ヒラメ、シマアジと続いている。

このように、本県の実海面養殖業の大部分はブリ類を中心とした魚類養殖であり、生産量の97.5%、生産額の96.8%を占めている。

生産量の推移をみると、20年までは養殖業全体で

1万9千t程度であったが、21年以降、2万tを超え、特にブリ類が大きく増加している。ヒラメについては13年までは増加傾向にあったが、その後は減少傾向が続いている。

生産額をみると、単価の低迷などにより20年までは減少傾向にあったが、21年は生産量の増大に伴い生産額も増加した。特に高単価なクロマグロの増産が、生産額の増加要因となっている。

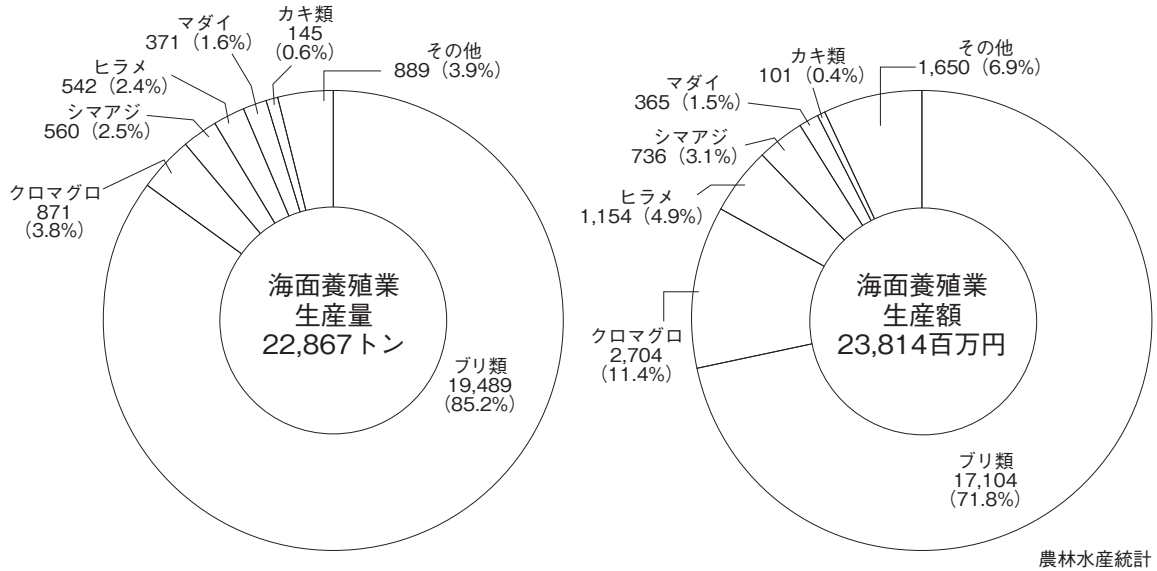
こうした中、本県特産のかばすを餌に添加して育てることにより、血合肉の褐変防止や香りなどに特徴を持つ、かばすブリ、かばすヒラメ、かばすヒラマサを養殖魚のリーディングブランドとして開発・

普及するとともに、ヒラメのクドア対策や魚類防疫体制の確立など、養殖業の振興を図っている。

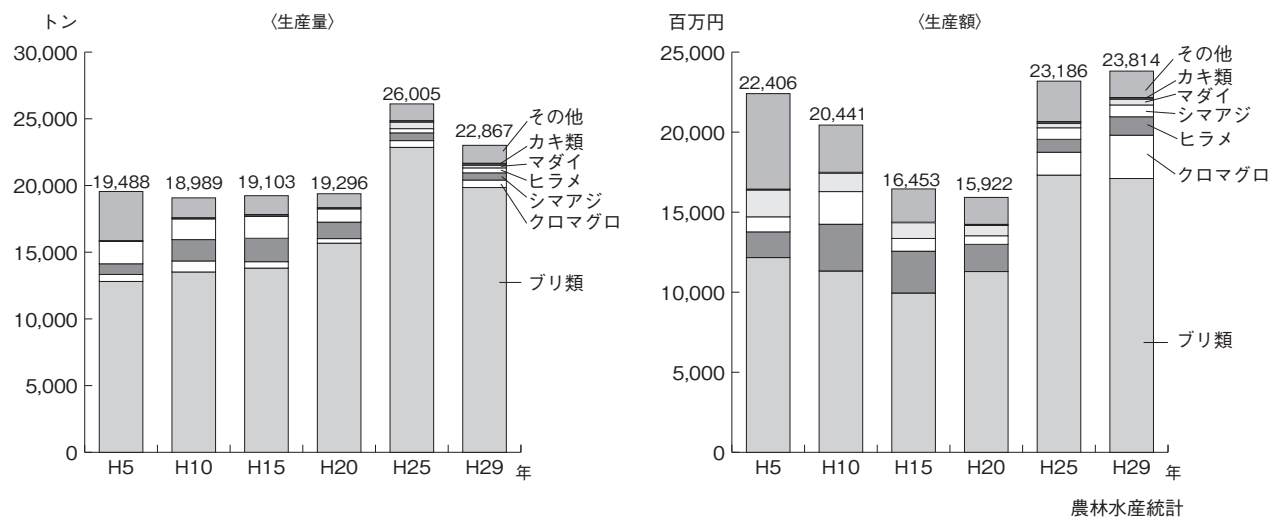
また、食の安全に対する消費者の関心が高まっていることから、養殖魚を正しく理解してもらうため

に、小学生を対象とした養殖漁場の見学、養殖業者との意見交換会などによるPR活動等に取り組んでいる。

平成29年海面養殖業の生産量・生産額



海面養殖業生産量及び生産額の推移



(4) 水産業を支える技術開発

農林水産研究指導センターでは、資源管理、養殖生産の新たな技術開発、漁場環境の保全などに関する研究を行っている。

資源管理に関しては、アジ、サバ、タチウオなど重要な魚介類の資源動向を把握するとともに、サワ

ラ、オニオコゼなどの放流効果の調査、豊前海や杵築のアサリ資源回復の研究やヒジキの増殖対策に取り組んでいる。また、本県海域の漁模様や水温などの海況に関する情報を関係者等に発信するとともに、人工魚礁の効果調査などを行っている。

養殖に関して、ブリ類ではかぼすを用いた肉質改善のほか、輸出を目的としたブリの完全養殖技術や

ヒラマサの人工種苗生産技術の開発を行っている。ヒラメでは、成長促進効果が期待される緑色LEDの利用技術開発を進めている。また、安全・安心な養殖を推進するため、薬剤使用量の削減や魚病被害の減少につながるワクチンの開発に取り組んでいる。

漁場環境の保全に関しては、赤潮・貝毒被害の防止に取り組むほか、漁場のモニタリング調査などを行っている。また、高度化する水産研究の調査ニーズに対応するため、老朽化した漁業調査船「豊洋」の代船建造に取り組んだ。

(5) 水産物流通の状況

平成29年の海面漁業・養殖業の総生産量は54,739t

であり、2018年漁業センサスによると県内市場の取扱量は37,433tであった。このうち27,059tが県内で水揚げされたもので、うち3,835tが活魚として流通している。

マーケットに対応した販売力を強化するため、8魚種（養殖ブリ類、養殖ヒラメ、養殖クロマグロ、養殖カキ類、関あじ、関さば、タチウオ、ハモ）を戦略魚種に選定し、都市圏等への販路拡大を進めるとともに、海外輸出を展開している。養殖ブリ類や養殖クロマグロについては、フィレやブロックなど1次加工へのニーズが高まっていることから、加工施設の新設や機能強化を支援している。

県産水産物の消費拡大を図るため、28年度に毎月第4金曜日を「おおいた県産魚の日」として定め、関係団体等と連携し、季節ごとの旬の水産物のPRや量販店等での販促活動を展開している。

平成30年 市場年間取扱高

合 計		水 揚 量		搬 入 量	
			う ち 活 魚		う ち 輸 入 品
数量(t)	37,433	27,059	3,835	10,374	1,764
金額(万円)	1,765,360		394,552		199,472

2018年漁業センサス

(6) 水産加工業の振興

平成25年の水産加工を主とする加工場数は131カ所、製品別では、煮干し品が27カ所、塩干品26カ所、ねり製品24カ所と、全体の59%を占めている。また、生産量では冷凍水産物、塩干品、冷凍食品が上位を占めている。

消費者へ安全・安心な加工品を提供するため、衛生管理や食品表示等に関する研修を行うとともに、

農林水産祭等への参加、消費者ニーズに対応した地域色豊かな商品の開発など、県産水産加工品の消費拡大を推進している。

また、漁協や漁業者グループ自らが加工・販売を行う「漁業の6次産業化」を支援するとともに、県学校給食会や学校栄養士と共同で学校給食用の新商品の開発を進めるなど、魚食普及や食育活動を支援している。

水産加工業の経営体数と生産量

品 種	煮干し品	塩干品	ねり製品	冷凍水産物	冷凍食品	その他	合計
経営体数 ^{※1}	27	26	24	7	8	39	131
生産量 (t) ^{※2}	1,232	5,721	352	25,344	2,902	非公表	非公表

※1：2013年漁業センサス

※2：2018年漁業センサス

(7) 内水面漁業の振興

内水面漁業では、各河川漁協が地域の特性にあった魚種の増殖を進めるとともに、県内各地で河川水や温泉水を利用したアユ、ウナギ、スッポン、ドジョウなどの養殖が行われている。

疾病対策等に関する生産現場のニーズが高度化・多様化していることから、内水面の研究・指導機能を宇佐市安心院1カ所（内水面チーム）から佐伯市上浦と豊後高田市に移管し、県内2拠点体制で研究・指導の強化を図るため、平成30年度に施設整備等を行った。

また、河川・湖沼においては、カワウがアユ等の稚魚を大量に捕食し、内水面漁業に被害を与えていることから、ねぐらやコロニーにおいて、カワウ駆除の専門業者による個体数調整を実施している。

(8) 担い手の確保・育成

平成30年の漁業従事者数は3,455人と、10年間で34%減少しており、また、男性就業者に占める60歳以上の割合が60%に達している。

そのため、担い手の確保・育成に向け、就業フェア等への参加、高校生のインターンシップや漁業短期実技研修（社会人）の実施、漁業技術等を学ぶ漁業学校などに取り組んでいる。

漁業学校における研修生に対しては、就業前に青年漁業就業準備給付金、就業後には青年漁業給付金を交付し、就業定着を支援している。

この結果、30年度の新規就業者は過去最多の71人となった。また、地域のリーダーとなる漁業者を育成するための漁業士育成講座を開催し、30年度までに青年・指導漁業士を合わせて236人を認定している。

新規就業者数・認定漁業者数の推移

（単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30
新規就業者数	60	62	68	71	71
認定漁業者数	217	228	231	234	236

水産振興課調べ

1 大分県中小企業活性化条例の改正

急速な人口減少や高齢化、さらには第4次産業革命といった技術革新など、中小企業・小規模事業者が経営環境の変化に直面していることを背景に、平成29年12月に「大分県中小企業活性化条例」を一部改正した。改正条例では、地域社会・経済に欠かせない存在である小規模事業者が、今後も事業を維

持・発展させることができるよう、「事業の持続的発展」を基本理念に追加した。

これにより、小規模事業者の生産性向上、事業承継、人材確保・育成等の支援強化や小規模事業者に寄り添った「伴走型」の支援を行う商工団体の体制強化を図ることとした。

2 チャレンジする中小企業の活力強化

(1) 創業から発展に至るまでの継続支援

ア 経営革新の推進

中小企業の経営を取り巻く環境は、国内市場の縮小、価格競争の激化、消費者嗜好の多様化への対応等、益々厳しいものとなっている。このような経営環境において、中小企業が競争力を高め、成長を続けていくためには、市場の変化をいち早くつかみ、それに適合した新商品の開発や新サービスを提供するなどの経営革新の取組と計画策定による着実な実施体制の構築が重要である。

そのため、平成11年7月から施行された中小企業経営革新支援法（平成28年7月から「中小企業等経営強化法」）に基づき、経済的環境の変化に即応して経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新を積極的に支援している。

（公財）大分県産業創造機構や商工団体、金融機関などの関係機関と協力しながら、経営革新に関する意識啓発や支援制度の広報、経営革新計画の作成支援などに加え、支援者向け研修を実施したことにより、経営革新計画の承認件数は、年々増加しており、平成30年度は、過去最多となる113件となった。

また、計画承認企業に対しては、経営革新のために必要な販路開拓・商品改良等への助成や県制度資金の「経営革新融資」等による金融支援を行うとともに、計画期間中のフォローアップも実施するなど、課題解決や計画推進のための助言を行っている。

イ 地域牽引企業

人口減少が不可避な中において、地方創生を加速させ、仕事をつくり、人を呼び込むためには、持続的な成長を通じて若者に魅力ある仕事の間づくりや産業活力を生み出し、県経済をリードする「地域牽引企業」の創出が重要となる。

このため、平成26年度から、競争力のある商品・サービスや優れた経営基盤を活かした経営戦略により、飛躍的な成長に挑戦する地場中小企業を支援対象として認定し、地域牽引企業へ成長するために必要な高度人材獲得や商品改良、機械設備導入等に対して助成するとともに、外部専門家と県庁関係課室職員で構成するサポートチームでの経営分析や個別課題解決支援、情報提供を行うなど総合的な支援を行うこととした。

この結果、平成30年度までに12社を認定し、「地

域牽引企業」創出に向けた支援を行うことで、雇用や付加価値額の増加に貢献している。

ウ 創業支援の充実

創業は、多様な生き方の実現や地域経済の活性化のエンジンとなることから、県では「おおいたスタートアップセンター」を平成27年度に設置し、経験豊富なスタッフを配置、相談対応や伴走支援を実施するとともに、市町村や商工団体、金融機関等とも連携した創業支援の充実に取り組んでいる。平成27年度から平成29年度までの3年間で「スタートアップ1500」を目標に掲げて取り組んだ結果、1,635件の創業が実現、平成30年度には599件の創業が実現した。

また、創業者数の持続的確保や女性が自分らしく輝き活躍できる創業を促進することを目的に、女性に特化した創業支援に取り組むとともに、人口当たりの留学生数全国上位という本県の特色を生かし、外国人留学生の県内起業を促進することを目的に、県内の外国人留学生に特化した創業支援にも取り組んでいる。外国人留学生の創業については、経営・管理ビザの取得要件である資本金500万円が障壁となっていたことから、大分県が先頭に立ち国に要望し、平成30年1月から一定の要件を満たすことで最大200万円の緩和が実現した。平成30年2月には「湯けむりスタートアップサミット2019」を開催、県内の若手起業家によるプレゼンや県内外の著名な経営者等によるパネルディスカッションなどにより、大分のスタートアップの機運を高めるとともに、広く情報発信に繋がる取り組みとなった。

エ ベンチャー企業の育成

高い成長意欲と、新規性、成長性に優れたベンチャー企業は、雇用の創出などを通じて県経済を活性化させるエンジンとなる。県では、優秀なベンチャー企業を発掘、事業化を支援するため、平成15年度から「大分県ビジネスプラングランプリ」を実施するとともに、県内外での販路拡大や資金調達機会の提供などに取り組んでいる。これまでに県内外から783件の応募があり、70社を表彰し、そのうち約67%の企業が売上高や雇用者数を増加させてい

る。

また、平成18年度からは、創業支援効果が見込める民間施設を県が「創業支援施設」として指定し、支援人材養成経費や入居者への事業経費の補助などを通じて成長を支援している。平成27年度から、九州・山口ベンチャーマーケットへの出展による販路開拓支援に取り組むとともに、平成29年度からは、成長志向の起業家の成長や加速を目的に専門家による総合的な支援を行うアクセラレーションプログラムを実施している。

創業支援による裾野拡大に加え、成長志向の起業家を支援することで、ベンチャー企業の育成に取り組んでいる。

(2) クリエイティブ産業の振興

価値観の多様化が進む現代において、様々な分野で、従来の枠組みにとらわれない新たな視点や豊かな発想、感性といったクリエイティブな能力が求められており、クリエイティブ人材と県内企業が協働して、付加価値の高い商品やサービスを創出し、他社との差別化を図っていくことが重要である。県では、平成28年度から企業とクリエイティブ人材との協働が生まれるための土壌となる「クリエイティブ・プラットフォーム」の構築に取り組んでおり、企業からの相談対応やクリエイティブ人材とのマッチング支援などを行っている。

また、平成29年度から、県内クリエイターや学生等を対象に、高い能力を有するクリエイティブ人材を育成するため、県内クリエイター等を対象にしたスキルアップセミナー等を実施している。

クリエイティブ人材を活用した高付加価値な商品・サービスを生み出すことで、企業の競争力強化を図るとともに、従来の枠組みにとらわれない新しいビジネスの創発につなげることで、県経済の活性化を図っている。

(3) ものづくり産業の活性化支援

ア 成長産業分野への参入推進

ものづくり企業が発展し続けるためには、しっかりと品質管理を行い、自社の有する技術を強化することはもちろん、より高い技術が必要とされる成長産業分野への参入に取り組むことも重要である。

そこで、平成28年度から、今後、市場拡大が見込まれる航空宇宙産業への県内企業の参入を支援するため、「大分県航空機産業参入研究会」（略称、空飛ぶ研究会）を大分県産業創造機構に設立し、県内企業の技術力の磨き上げによる新規参入をめざし、技術や受注を支援するアドバイザーを配置、航空機品質のJIS Q9100取得支援補助やセミナーの開催等を行った。

この取組の中で、この研究会に加盟する県内企業4社と九州工業大学が、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の「H-IIAロケット40号機」に搭載された地球低軌道環境観測衛星「てんこう」を共同開発した。平成30年10月29日に打ち上げにも成功し、貴重な観測データが取得できている。

このように宇宙産業分野への参入を推進することによって、県内企業が打ち上げ時の厳しい負荷に耐える軽量構造や過酷な宇宙環境でも動作する制御システムの開発など、技術力の高さを証明した。また今後、この共同開発によって得た成果を他の分野に活用することで新たなビジネスチャンスも広がることに加え、優れた技術者を留め、若い技術者を引きつける県内企業の魅力を発信できたことも大きな成果と言える。

イ 知的財産対策

「大分県知的財産活性化指針」のもと、九州経済

産業局や日本弁理士会等と連携した知的財産セミナーを開催し、中小企業者や生産者等への普及啓発の強化を図ってきた。また、平成29年度からは、知財ビジネスマッチング事業や特許チャレンジコンテストを行い、中小企業者への特許活用を促してきた。

一方で、IoTやAIの進化による技術革新に加え、国内市場の縮小に伴う経済のグローバル化の進展等、知的財産の活用をめぐる社会環境は大きく変化している。

このため、平成31年2月に12年ぶりに新しい知財戦略である「大分県知的財産総合戦略」の策定を行った。今後、新しい知財戦略に沿って、知的財産の創造・保護・活用を通じて、付加価値の高いものづくりを進めていくための取組を推進していく。

(4) 海外市場の開拓

少子高齢化に伴う人口減少により国内市場の縮小が予想されるなか、急速な経済発展と消費市場の拡大が続く中国をはじめとする東アジアでの販路開拓や、日本食品の引き合いの強い香港、台湾、シンガポール、ベトナム等を対象として、商社等と連携した大分県フェアの開催、国際見本市への出展等に重点的に取り組んでいる。

また、その他の国・地域においても、海外ビジネスに取り組みたい国・地域が多様化している輸出事業者のニーズに応えるため、事業者ごとの海外展開の戦略に応じた、見本市・展示会・商談会への出展支援を平成30年度から開始した。

3 商業の活性化とサービス産業の革新

(1) 地域商業・商店街の活性化

ア 商店街の振興

地域商業を取り巻く環境が厳しさを増す中、ハード整備中心の施策から商店街自らが行う消費者を惹きつける各種取組を支援するソフト事業の施策へと軸足を移して、商店街の活性化を支援している。

このような中、平成27年度にスタートした「がんばる商店街総合支援事業」では、商店街と個店の魅力アップなどのソフト事業を市町村と一体となって支援をしており、やる気のある事業者やグループ自らが創意工夫して知恵を絞った結果、特色ある商店街づくりが各地で進んでいる。

また、30年度からは、地域住民の生活を支える商店街の取組に加え、インバウンド需要など域外からの消費獲得を目指す商店街の取組を重点的に支援するため、「域外消費型商店街等支援事業」に取り組み、大分市中央町商店街では、「情報発信力のある商店街」をコンセプトにプランを策定し、商店街に設置したTVモニターを活用した情報発信を行うなど、積極的に域外からの誘客や消費を呼び込む商店街も増えている。

イ 中心市街地の活性化

中心市街地活性化法に基づき、県内では豊後高田市、大分市、別府市、佐伯市、竹田市の計5市の中心市街地活性化基本計画が国の認定を受け、それぞれ活性化の取組が進められてきた。

景気低迷等の影響による大型商業施設の閉店や大型事業の未着手などにより目標達成まで至らない計画などがある中で、平成27年6月には竹田市が第1期計画、28年3月には佐伯市が第2期計画、30年3月には大分市が第3期計画の認定をそれぞれ受け、引き続き活性化に取り組んでいる。なお、別府市は25年3月で、豊後高田市は29年3月で同計画が終了した。

ウ 商業・サービス業の人材育成

商業・サービス業を振興するためには、広い視野と識見を持ち、チャレンジ精神と行動力に富んだ新しい時代を担うスケールの大きな商人の育成が必要である。そのため、昭和62年から若手事業者や後継者を対象とした「豊の国商人塾」を開設し、平成30年度までに31期830人もの将来有望な人材を輩出している。

本塾では、専門的な知識だけではなく、商人として幅広い人間形成の確立を目指し、異分野・多方面にわたる我が国一流の講師陣を招聘し、ディスカッション等によるゼミナールを開催している。

卒塾生は県内各地で地域の商業・サービス業をリードする人材として活躍しており、卒塾後も講師との継続的な交流を通じて研鑽に励んでいる。

また、卒塾生のネットワークである「豊の国商人塾 塾生の会」が発展し、20年11月にNPO法人「豊の国商人塾」として設立認証を受け、現在、にぎわい創出イベントへの参画やチャレンジショップの指導など、地域商業の活性化や人材育成等の活動を展開している。

(2) 観光関連の消費拡大

本県を訪れる観光客数は増加傾向にあるものの、その消費額は、他県に比較して低水準にとどまっている。ラグビーワールドカップ2019や東京オリンピック・パラリンピック等の大規模イベントにより、観光客のさらなる増加が期待される中、観光消費額を引き上げ、県経済への波及効果を高めることは重要な政策課題の一つである。

県では、平成30年度より、地域の観光資源を活用した体験型サービスの創出やキャッシュレス対応の推進など、観光消費の拡大に向けた取組に着手したところである。

ア 体験型観光サービスの創出

宿泊業者や観光関連サービス事業者による新たな体験型観光サービスの開発に対する助成を行っている。

平成30年度は、久住高原において、戦国武将に扮して乗馬体験ができるサービスや、稲積水中鍾乳洞において、水中ダイビングを行う全国初のサービスなどが誕生している。

イ キャッシュレス化の推進

平成30年12月には、低率・一律の手数料や端末機器の無償提供等、大分県限定の特別優遇プランを提供する決済事業者8社を「キャッシュレス化推進パートナー」に認定するとともに、県内商工団体や地元金融機関等とキャッシュレス化推進のための連携協定を締結し、県内各地でセミナーを開催する等の普及啓発や加盟店開拓支援に取り組んでいる。

(3) 県産品のブランド化と販路拡大

ア 都市圏への販路開拓

県産品のブランド化と販路拡大を図るため、国内の大消費地である首都圏、関西及び福岡での販路開拓を行っている。

首都圏では、東京銀座に設置したフラッグショップ「坐来大分」が平成30年で開業13年目を迎えた。「食に情報をのせて」をモットーに、レストラン型アンテナショップとして、取り扱う食材や加工品、生産者も含めて大分の情報発信に効果を発揮している。

大分の食材・加工品を使用したワークショップ（体験型講座）の開催や県産品の出張販売による大分県のイメージアップ、「おおいとこだわり食材商談会」などによる県産品の販路拡大も実施している。

福岡や関西では大手スーパーとタイアップした「大分フェア」を開催し、大分県の認知度向上や催事販売等による県産品の消費拡大を図っている。

また、28年からは、特定のテーマ（売り方、ニー

ズ等）により全国からバイヤーを招き、メーカーとバイヤーそれぞれのターゲットが合致する「ターゲット別商談会」を実施し、成約に向けた効率を高めた。

イ ECサイトの活用

平成30年に、大分県公式通販サイト「おんせん県おおいとオンラインショップ」を、大手ECモールの「楽天市場」内に開設した。30年度末には、約1,500の商品が登録されるなど順調に成果を上げてきている。

(4) サービス産業の生産性向上

サービス産業は、大分県の全事業所数の約8割、従業者数の約7割を占める重要な産業である。少子高齢化や産業構造の変化等を背景に、新たなサービス市場の拡大が見込まれる一方、製造業に比べて生産性や従業員の賃金水準、定着率が低いなど、全国共通の課題も抱えている。

そのため、県では、卸・小売から運輸、医療・福祉まで幅広いサービス業の中から、域外需要の獲得、産業としての裾野の広さなどを考慮し、平成28年度より宿泊業を中心とした観光産業の生産性向上に向けた取組に着手している。

ア 宿泊業を対象とした生産性向上セミナーの実施

宿泊業の生産性向上を図るためには、経営者や経営幹部への意識啓発が第一であるとの認識の下、旅館ホテル経営の専門家の協力を得て、生産性向上セミナーを実施している。

セミナーでは、経営戦略に重要な顧客満足、従業員満足、マーケティング&サービス、オペレーション・システムの考え方や、フロント、料飲、清掃、調理など部門別の改善事例など、実践的な内容を学んでもらっており、平成30年度までに延べ100社、200名を超える関係者が受講している。

イ 生産性向上の取組の実践への支援

上記セミナーに加え、現場における実践を促すため、業務効率化の取組への助成も行ってきた。

平成30年度までに、顧客情報の入力業務を共通化するシステムや、炊飯業務を自動化するロボット、客室料金の設定を自動化するシステムなど16件の事業に助成を行った。

4 小規模事業者の持続的な発展

(1) 小規模事業者の支援強化

小規模事業者は日本経済を支える極めて重要な存在であるが、自然災害の頻発化や人口減少や高齢化等に伴う地域活力の減退による需要の低迷、売上の減少に直面しており、事業を継続していくことも困難な状況となっている。

このような状況を受け、国は平成26年に「小規模企業振興基本法」を制定するとともに、「小規模支援法」を改正し「経営発達支援事業」など新たな小規模企業振興施策を展開してきた。

本県においても、企業数約3万5千社のうち、約86%が従業員数20人以下（卸・小売業、サービス業5人以下）の小規模事業者である。地域の活性化に大切な存在である小規模事業者の持続的な発展に向けた支援施策を、商工会・商工会議所、市町村、金融機関等と連携し、きめ細かに取り組んでいく必要があるため、平成29年12月に「大分県中小企業活性化条例」を改正し、経営指導員の増員など支援強化を図っているところである。

(2) 事業承継・事業再生の支援

ア 事業承継の支援

県内の経営者の約半数が60歳を超えており、今後10年間で平均引退年齢である70歳を迎えることになるが、その約半数が未だ後継者不在の状況にある。平成30年の県内の休廃業・解散件数は469件と、対前年比35.5%増になるなど、県内中小企業・小規模

事業者の事業承継は、喫緊の課題となっている。

このような中、県では、平成29年度に商工団体や県内金融機関、士業等を構成員とする「事業承継ネットワーク連絡会議」を創設するとともに、事業承継の早期取組の重要性に気づいてもらうため、60才以上の経営者を対象に、年間5,000件を目標に事業承継診断を行っており、平成30年度末までに10,882件の診断を実施した。

また、この診断結果をもとに事業引継ぎ支援センターを中心に関係機関が連携し、経営改善や第三者承継の支援を行った結果、平成30年度は前年度の3倍以上となる47件の承継を実現した。

今後とも、事業承継診断や診断先の経営改善等に取り組むとともに、第三者承継促進のためのマッチング支援などを行うこととしている。

イ 経営改善・事業再生支援

県内の倒産は、緩和的な金融環境等により落ち着いた状況にあるが、金融機関との間で融資条件の変更を繰り返すなど経営改善の取組が必要な企業もある。そのため、企業自らが課題を認識して経営改善に向け主体的に取り組むよう促す必要がある。

県では、県内金融機関、商工団体等で構成する「大分県中小企業サポート推進会議」において、構成員相互の情報共有、連携を図るとともに、経営者が主体的に経営改善に取り組むよう働きかけている。さらに、県と県内金融機関等が組成する中小企業再生ファンドに出資し、中小企業の事業再生を促している。

ウ B C P（事業継続計画）策定支援

B C Pは、東日本大震災を契機に企業の防災、事業継続への関心が高まるとともに、平成28年の熊本地震発生に伴い、これまで以上にその必要性が認識されている。しかし、中小企業では、策定のスキルやノウハウが十分でないことや、作成のための人員や時間を確保できないことから、思うように策定が進んでいない。

このような中、平成28年3月18日、県内中小企業

にB C Pの普及、啓発を行うとともに、その策定を支援するため、東京海上日動火災保険株式会社と大分県及び商工3団体（大分県商工会議所連合会、大分県商工会連合会、大分県中小企業団体中央会）が連携協定を締結した。

また、県では、平成29年度からB C Pに関する意識向上と策定機運を高めるため、普及啓発セミナーを開催しており、さらに、B C Pの策定を希望する中小企業に対し、専門家を派遣するなどきめ細かに支援している。

5 多様で厚みのある産業の推進

(1) 競争力のある戦略的産業集積の推進

ア 自動車関連産業の振興

九州における自動車生産台数は、自動車メーカー各社の増設などにより、平成30年度は144万6千台と過去最高となり、高水準を維持している。

県では、こうした九州自動車産業の成長による経済効果を県内に波及させ、県内自動車関連産業の一層の集積を図るため、18年に設立した「大分県自動車関連企業会」を推進母体として、県内企業による技術力の向上や人材の育成、受注機会の拡大の取組を支援している。また、20年にダイハツ九州（株）から技術者の派遣を受け「自動車関連産業支援プロジェクトチーム」を設置し、県内企業と一次部品メーカーとのマッチングを行い、新規参入や取引拡大を実現している。

加えて、28年度からは、九州域外から多く調達されているエンジンやトランスミッションなどの機能部品やユニット部品への県内企業の参入機会を増やすため、県内企業が機能部品への参入にチャレンジする取組を支援した。

また、九州が一体となって自動車産業の振興を図るための「九州自動車・二輪車産業振興会議」での共同事業の他に、東九州の連携を深めるために、宮

崎県及び北九州市と連携した事業も行った。

イ 半導体産業の振興

大手半導体製造メーカーの相次ぐ立地・増設に対応し、進出企業と地場の共生・発展による県内半導体産業の一層の振興を図るため、平成17年に大分県L S Iクラスター形成推進会議を設立し、研究開発、人材育成、販路開拓、情報提供などの支援を行っている。27年度からは再編された3つの専門部会の下、国際競争力の強化、提案型企业への成長、半導体関連技術を活かした新分野・成長分野への挑戦、企業の経営層や技術人材の育成等に取り組んでいる。

近年I o T等の需要により、世界的な半導体市場が成長を続けている中で、コスト競争力を武器に韓国・台湾・中国を中心としたアジア諸国の半導体産業が躍進している。これら海外市場に対しては、展示会への出展や商談会の実施を通じたビジネス交流を継続して行っている。特に成長著しい中国市場においては、現地半導体関連団体及び地方政府を30年度に訪問し、販路開拓に向けた友好関係を維持している。

一方で県内の半導体製造企業においては、28年度に（株）東芝大分工場と岩手東芝エレクトロニクス（株）が統合して（株）ジャパンセミコンダクター

が発足し、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング（株）大分ＴＥＣが新設される等、海外との競争激化、国内市場の縮小などに対応し、事業再編、事業所の統廃合が進められている。

こうした情勢変化に対応し、県では国の戦略産業雇用創造プロジェクトの採択を受け、28年度から30年度にかけて「戦略産業成長分野参入支援事業」を実施し、県内企業による新分野・成長分野への挑戦に必要な人材の確保と、雇用の維持・拡大に対する支援を行った。加えて、大規模災害時におけるＢＣＰ（事業継続計画）策定の取組として、県内半導体関連企業の災害時における相互協力体制を明確にする合意書を30年度に発行した。

ウ 大分コンビナートの競争力強化

平成16年12月、大分臨海工業地帯に立地している企業間及び本県との連携を図るため「大分コンビナート立地企業連絡協議会」が発足した。18年には、「大分臨海コンビナート活性化」構造改革特区として認定を受けるなど、パイプライン輸送の実現によりエネルギーコスト低減に関する企業間連携が進んだ。

また、23年度には、企業間連携に向けた海底パイプライン防護設備の概略設計を行った。

24年7月には、連絡協議会を改組し、大分コンビナート立地企業の事業所トップと知事、大分市長をメンバーとする「大分コンビナート企業協議会」を設置。25年2月には、競争力強化ビジョンを策定した。

これに基づき、ユーティリティ・物流・規制緩和・人材育成の4分科会で企業間連携に向けた取組を行っており、大分市景観条例に基づく届出基準の緩和などを実現したほか、30年7月にはＪＸＴＧエネルギー（株）と昭和電工（株）による連携事業が国の「石油コンビナートの立地基盤整備支援事業」に採択された。

引き続き、協議会において、海底パイプライン防護設備設置の実現に向けたエネルギー・副産物等の融通の検討や港湾機能の拡充など、コンビナートの競争力強化に向けた取組を行っている。

エ 食品産業の振興

食品産業は、県内製造業に占める割合が、事業所数及び従業者数ともに第1位と高く、特定地域に偏らず、県内一円に存在し、雇用の拠点としての機能を有する地域の中核産業である。

平成26年に食品産業を成長産業にするために設立した、おおいた食品産業企業会では、県内食品加工企業を対象に、県内食品加工企業同士や農林水産業者との連携を促進するマッチングを中心とした事業を実施してきた。

企業の商品開発を支援する急速凍結機等の機材を揃えた食品オープンラボでの試作開発や評価分析、県内加工食品の衛生管理向上を目的とした、ＨＡＣＣＰ導入促進のためのセミナーやワークショップの実施、販路開拓を目的とした、大規模展示会出展等により、県内食品加工企業に継続した支援をしている。

平成29年には、補助金を助成し、販売店舗を有する企業と県内食品加工企業が連携し、県内産食材を活用した9商品が開発され、販売している。

また、平成27年からイスラム教徒のニーズに応える商品を増やすため、アドバイザーを県内食品加工企業に派遣し、別府マシドのハラール認証を取得するために必要な助言を行うことで、7商品の認証を支援してきた。

(2) 次世代を担う産業の育成

ア 医療関連機器産業の振興

平成22年に大分県と宮崎県の産学官が連携し、医療機器産業の一層の集積とその産業集積を活かした地域活性化を目指す「東九州地域医療産業拠点構想（東九州メディカルバレー構想）」を策定し、平成23年12月には、国の地域活性化総合特区の指定を受けたことから、企業活動の活性化を図る規制緩和や中小企業による高度医療機器開発に対する特区調整費の活用等が認められた。

平成27年4月には大分大学医学部附属臨床医工学

センターを開設し、中小企業の医療機器分野への参入や研究・開発のため臨床現場研修やニーズ探索交流会を実施している。同センターは人工透析等の日本式医療システムを海外の医療関係者に紹介する施設としても使用されており、JICAやJETROと連携しASEAN諸国を中心に普及啓発を行っている。またAMED事業によるマッチングサイト「センスネット」の運営や3Dプリンターを活用した「ものづくり工房」を開設し、中小企業の試作品開発に役立てている。

平成28年4月には医療ロボット・機器産業協議会（H31.3月末147社・27支援機関）を立ち上げ、医療関連産業への新規参入や医療機器製造業許可の取得を目指す企業に対し各段階ごとのきめ細かな支援を実施している。その結果、医療機器の製造業17社22製造所、販売業10社（H31.3月末）の許可登録に至っている。平成29年4月には地域活性化総合特区に再認定され、介護・福祉分野にも領域を広げたことから臨床現場が抱える開発ニーズが多様化され、中小企業の参入機会や製品開発も増加している。

イ エネルギー関連産業の振興

平成24年からの再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入により、同エネルギー市場の急速な拡大が見込まれる中、平成28年には小売電力自由化など電力システム改革が進行し、平成29年水素基本戦略の策定や平成30年の第5次エネルギー基本計画が策定されるなどエネルギー産業を取り巻く環境は大きく変化した。

県では平成28年3月に新エネルギービジョンの第2次改定を行い、エコエネルギーや省エネルギーの導入推進に引き続き取り組むだけでなく、ICT技術・制御技術などを駆使し、エコエネルギーを活用した産業振興や地域振興に資する取組を推進していくことを基本としている。また新たにエコエネルギーの導入及び消費（省エネ）の取組を図る指標として「エコエネルギー活用率」を導入し向上に取り組んでいる。その結果、平成30年3月現在大分県は再生可能エネルギーの自給率40.2%となり全国1位となっている。

再生可能エネルギー等の導入促進を支える関連産

業の育成にも取り組んでおり、209社（H31年3月末）で構成された大分県エネルギー産業企業会において県内企業の実用化に向けた技術開発、人材育成、販路開拓に取り組んでいる。特に有望分野への取組として、水素社会の到来に向けた水素関連産業の事業化支援や地域と産業を有機的に結びつけたエネルギーの効率的な活用を図る「スマートコミュニティ」の形成を推進している。

平成28年3月には、県内初の水素ステーションが整備され、平成31年2月には、地球温暖化防止活動の日本一を決める低炭素杯2019で姫島のスマートコミュニティの形成に取り組む団体が最高の環境大臣賞グランプリを受賞した。

また、再生可能エネルギー日本一を牽引する地熱発電は全国地熱発電電力量の42.2%を県内発電所でまかなわれている。

県内地場企業が開発した蒸気と熱水を無駄なく活用して発電する「湯けむり発電システム」や、泉源レンタル方式によるバイナリー発電により地熱発電の導入を促進するとともに、九重町の地熱を利用した次世代農業ハウスでのパプリカやトマトの周年栽培や、別府の「地獄蒸し」のように地熱を農業や観光にも積極的かつ徹底的に活用している。

平成30年5月に別府市で開催された世界温泉地サミットでは、エネルギーをテーマとした分科会で様々な意見交換が行われ、温泉を様々な分野でエネルギー利用を進めていくことがサミット宣言に盛り込まれた。

バイオマス発電では、電気を供給するだけでなく、林業の生産活動において発生する林地残材や未利用間伐材を燃料として利用し、林業振興に寄与するほか、平成28年11月には、佐伯市にパーム椰子殻を燃料とした出力50,000kWの大型発電所が運転開始し、電力の安定供給に寄与している。

小水力発電では、農業用水路の賦存量が九州で最も高いというポテンシャルを生かして発電施設の導入に取り組んでおり、平成27年度からは売電収入を活用して地域のお祭りを支援するなど地域活性化にもつながっている。

ウ 次世代電磁力応用機器開発の推進

地球温暖化や電力供給の多様化に対する意識が高まる中、電気自動車や産業用ロボット、家電製品等に使用されているモータや発電機の高効率化は、消費電力の大幅な削減や発電効率の向上につながるため、この領域での研究開発に大きな期待が寄せられている。

平成20年から5年間、県内外の産学官が連携して科学技術振興機構の大分県地域結集型研究開発プログラム「次世代電磁力応用機器開発技術の構築」を実施し、大幅に小型・高効率化した産業用モータやアモルファスモータを開発したほか、電磁鋼板の高精度な磁気特性測定装置や世界最小2次元磁気センサ等、電気機器開発に貢献する技術開発に成功した。このように電磁応用技術のシーズが県内に蓄積される中、県では産業科学技術センターに電磁力応用技術センターを設け、大分大学と連携・協力して研究開発や企業支援を行うことを通じて、公設試で国内唯一の電磁力研究開発拠点として広く認知されるようになった。

30年度には地方創生拠点整備交付金を活用し、世界最大級の磁気シールドルームを兼ね備えた先端技術イノベーションラボ（Ds-Labo）を整備し、世界最高水準の磁気特性測定拠点として、新磁性材料やモータ開発を行う県外大手企業からの測定依頼や受託研究を獲得するなど、そのプレゼンスは高まっている。

また、「電磁応用技術研究会」では、地場企業へ電磁応用技術の普及・移転を通じて、製品開発等の支援を行っている。モータや発電機の稼働中の磁気

特性や損失を測定できる世界初の装置である「ベクトル磁気特性可視化装置」や、モータ評価技術を応用したドローンの機体性能を評価する「ドローンアナライザ」などの電磁応用機器を地場企業と産業科学技術センターで共同開発するとともに、地場企業が大手重電メーカーとの製品開発で商談が成立するなど、地場産業への研究成果の技術移転やその波及が着実に進んでいる。

エ 環境産業の育成

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境負荷の少ない「循環型社会」の実現を目指す3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））の取組が、事業者、国民、地方自治体等各方面において続けられている。

こうした流れを受け、平成17年度から新たに産業廃棄物税を導入する一方、税収入を活用し、18年度から循環型環境産業創出事業を実施している。同事業では、循環型環境産業の育成と環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、産業廃棄物等の再生利用の事業化を支援することとしている。

これまで廃棄物として処理をしていた食品残渣と焼酎粕をバイオガス燃料の原料として再生利用可能とする可溶化設備の導入や、従来生産時に発生していた原料の落下ロスを削減する自動投入機の導入など、30年度までに56件の事業を支援してきた。

県内における再生利用の取組は着実に広がりを見せており、今後も、産業廃棄物等の発生抑制に繋がる支援の継続により、循環型環境産業の裾野を広げていくことが期待される。

6 企業立地の戦略的推進

(1) 企業誘致の推進

企業誘致は、雇用の創出、地場企業の技術力向上やビジネスチャンスの増大、税収増など、地域経済

の活性化に大きく寄与している。

本県では、最先端のものづくり産業やこれを支える部品・部材産業の企業誘致を重点的に推進しているほか、場所にとらわれない企業活動が可能な情報

関連産業や、コールセンター等の女性が働きやすいオフィス系企業、農林水産業と連携した食品加工産業など、幅広い業種の誘致を進めてきた。

また、インフラが十分に整備されていない離島等の条件不利地域に企業を誘致するため、市町村と連携しサテライトオフィスの整備を進め、平成29年には姫島村に43年ぶりとなるIT企業2社が進出した。

誘致にあたっては、東京、大阪、福岡の県外事務所を窓口、県と市町村が一体となって企業誘致活動を展開し、進出を希望する企業の要請に迅速に対応するとともに、県、市町村、関係機関によるワンス

トップ体制を構築し、県内の立地企業についても企業訪問等を行いフォローアップを図った。

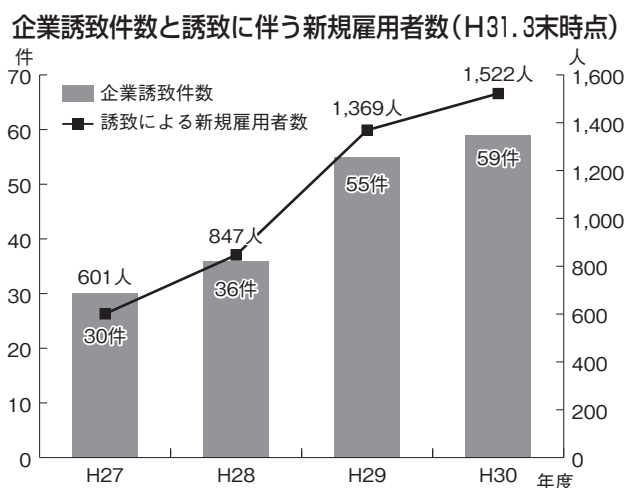
こうした取組の結果、平成27年度から30年度の4年間で、自動車関連産業、電気電子機器関連産業、情報関連産業、食品関連産業、コールセンター業など180件の企業立地があり、約4,300人の新規雇用が創出された。

(2) 立地環境の整備

優良な企業を誘致するためには、工場用地の確保や交通体系の整備等インフラの整備、人材の確保など、企業ニーズに的確に対応した立地環境の整備が必要である。

長年の懸案であった大分臨海工業地帯6号地C-2地区や玖珠工業団地に企業が進出するとともに、大分流通業務団地も30年度末で分譲率が7割を超えるなど、近年の好調な分譲により造成済みの工場用地は減少傾向にある。

臼杵市の野津東部工場用地の進入路整備に着手するなど、新たな工場適地の検討を進める市町村とともに、県土地開発公社とも連携し、今後の団地整備に向けた取組を進めている。



7

大分県版第4次産業革命“OITA4.0”の加速

(1) IoT等の革新的技術の活用促進

IoTやAI、ロボット、センサー等の革新的技術の普及により、第4次産業革命が進行する中、情報通信技術やデータが産業社会に与える影響はますます大きくなっている。

このような中、県では、産業集積や次世代産業の育成等、これまでの本県の取り組みを活かし、産業活力の創造に向け、大分県版第4次産業革命“OITA4.0”への挑戦として、大分県ならではの新たなビジネスの創出を目指す取り組みを開始し

た。

平成29年3月、経済産業省による地方版IoT推進ラボの認定を受け「大分県IoT推進ラボ」を平成29年4月に新たに設置。県内における革新的技術のビジネス活用を促進するため、地域課題(ニーズ)と課題を解決する技術力(シーズ)とをマッチングさせたプロジェクトを認定し、先進事例の創出を進めるとともに、それを支えるIT人材を企業に供給する基盤づくりを行うことにより、産業の新たな活力の創造を目指している。

加えて、平成30年3月には、遠隔操作ロボット

「アバター」の早期普及や社会実装を目指し、ANAホールディングス株式会社が展開する「ANAアバタービジョン」に参画し、実証フィールドの提供等で同ビジョンへの協力を行うと表明するとともに、同年8月には内閣府の「近未来技術等社会実装推進事業」に選定されるなど、アバターによる地域課題解決、新産業創出の取組を開始した。

平成29～30年度は、製造業、農林水産業など様々な分野から累計36件のプロジェクトと11件の製品・サービスを認定。そのうち、有望なプロジェクトの実現を後押しするため、11プロジェクトに対して補助を行った。

また、平成31年2月には、このような革新的技術やデータを民間、行政を問わずあらゆる分野で積極的に活用し、様々な地域課題の解決や新たな産業活力の創出、行政事務の効率化と行政サービスの充実を中長期的な視野で進めていくため、「おおいた革新的技術・データ活用推進計画」を官民データ活用推進基本法に基づき策定した。

(2) ドローン産業の振興

平成29年6月、産学官が連携して本県産業の新たな成長分野としてドローン産業の集積と発展を目指す推進母体として、「大分県ドローン協議会」を設立した。

協議会ではドローンの機体や周辺機器、ドローンを利用するソフト・サービスの開発の支援や各種の人材育成などを行い、ドローン産業の育成に取り組んでいる。

また、平成30年4月には、航空法の制限を受けずに試験飛行が可能なテストフィールド、製品の開発等の拠点となるリサーチ棟、磁気シールドルーム・電波暗室などドローン等の研究開発に必要な設備を兼ね備えた先端技術イノベーションラボ(Ds-Labo)が開設した。

加えて、ドローン活用の有用性などを周知するOITAドローンフェスタの開催や「買い物弱者対策」など地域課題の解決策として、ドローン物流の社会実装に取り組んでいる。

(3) IT人材の確保・育成

インターネットなど情報通信基盤の発展に伴い、企業活動におけるITの役割は、バックオフィス業務から販路開拓や顧客管理・分析へと広がりを見せており、IT産業の市場規模は年々拡大している。また、第4次産業革命の進展に伴い、IoTやAI等の先端技術の中核的担い手であるIT産業の役割は、今後ますます大きくなっていくものと考えられる。このようにIT産業の経済活動における存在感が高まる一方、業界の人手不足は全国的に深刻化している。

この傾向は県内においても同様であり、県内IT企業へのヒアリング調査からも、多くの企業が人材の確保に苦戦する状況が明白となっている。

現状、県内IT企業は、即戦力となる社会人経験者への求人ニーズが強い傾向にあるが、人材の確保がますます困難となる中、今後は新卒学生へもそのターゲットを広げていく必要がある。また、全国的にIT人材の争奪戦とも言える状況が生まれつつある状況下において、十分な人材を確保していくためには、一般的なルートの求人だけでなく、自ら即戦力となるIT人材を育成したり、IT人材のネットワークを活用したりするなどの工夫も必要になってくると考えられる。

加えて、多くのモノがインターネットにつながるIoTの進展により、世界同時多発サイバー攻撃や、多様化するコンピュータウイルスへの対応など、情報セキュリティの重要性が増しており、IT企業はもちろん、ITのユーザーとなる中小企業においても、情報セキュリティ人材の確保が大きな課題となっている。

平成27年度からは、小中学生向けのプログラミング教室や高校生のアイデアソン・ハッカソンを開催するなど、早い段階からプログラミングに触れさせることで次世代IT人材の育成を図るとともに、平成29年3月には、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)と「情報セキュリティ先進県」を目指した連携協定を締結し、IoTの進展等に対応する情

報セキュリティ人材の育成を図っている。

平成29年度からは、県内のＩＴ関連企業が連携してＩＴ人材を育成する「おおいたクリエイティブアカデミー」への支援を開始し、実際に卒業生が即戦力としてＩＴ企業へ就職するなどの成果に繋がっている。

平成30年度からは、県内の中小企業において日常的にセキュリティ対策を実践する人材を育成するため、情報セキュリティに関するセミナーや資格対策講座を実施した。

(4) 情報通信基盤の整備促進

ア 超高速ブロードバンドサービスの普及促進

超高速ブロードバンドサービスは、高度情報通信ネットワーク社会の基盤であり、県民が等しくＩＴの恩恵を享受するために必要不可欠なものである。

このため、県はこれまで市町村と連携しながら、通信事業者に対する要望活動とあわせて「豊の国ハイパーネットワーク」など自治体が所有する光ファイバー網の貸付けや市町村との共同で助成を行い、超高速ブロードバンドサービスエリアの拡大に取り組んだ。

この結果、30年3月末現在の超高速ブロードバンド世帯普及率は、99.4%（総務省調べ）となっている。

イ 携帯電話サービスエリアの拡大

携帯電話は、県民の日常生活における必要不可欠な情報端末となっているばかりでなく、山間部や海岸部などでは災害・遭難等緊急時における重要な通信手段となるなど、その社会的重要性は増大している。

このため、国庫補助事業を活用した市町村の移動通信用鉄塔施設整備への支援のほか、県及び市町村保有の光ファイバーの携帯電話事業者への貸付け（ランニングコストの縮減策）や携帯電話事業者への基地局整備の働きかけなど積極的に不感地域の解消に取り組んでいる。

鉄塔整備に対する補助事業では、27年度から30年度の間には、1市4地区で施設整備が行われた。

なお、本県の携帯電話世帯カバー率は、31年3月末現在で99.97%（大分県推計）となっている。

ウ 地域ケーブルテレビ網の整備促進

ケーブルテレビ網の整備は、地上デジタル放送への対応、多チャンネルサービス、高速インターネット環境の提供など、地域間の情報格差の是正をもたらすものである。また、各種行政情報・サービスの提供のための地域に密着した基盤として活用することができるとともに、地域活性化、住民間の交流、地場産業の振興などに資することから、その整備を促進している。

30年3月末における県内のケーブルテレビ世帯普及率は67.6%（総務省調べ）で、九州1位となっている。

エ 豊の国ハイパーネットワークの活用

県と市町村とを光ファイバーで接続する豊の国ハイパーネットワークは、地域の公共施設を結ぶ情報通信基盤として、行政情報の効率的利用や電子申請、防災、教育、福祉、医療などの行政サービスの提供に欠かせないものとなっている。

地域間の情報格差の是正を目的として平成16年度に開始した電気通信事業者等による光ファイバーの民間利用は、27年度から30年度の間に貸付延長が約225km増加し、貸付総延長は、約4,184kmとなった。

今後、Society5.0の実現に向け、LPWAや5Gなどとともに、先端技術を支える通信基盤として、利活用を進めていく。

(5) 県民生活の情報化推進

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化が求められる中、各種行政事務システムの見直しやシステム間の連携などにより、事務の効率化を図っている。

電子自治体の基盤となる大分県電子申請システム

については、利用者の利便性向上のため、スマートフォンや複数のブラウザからのアクセスに対応するなど、ITを活用した行政サービスの向上に取り組んだ。

平成28年度にマイナンバーカードの普及に対応するため、県民の特定個人情報の保護を目的として高度な情報セキュリティ対策を実施するための基盤を県と市町村とで共同構築した。

また、平成29年度には、多様化・高度化する県民ニーズに対応するため、タブレット端末等を活用し

て職員の現場対応力を強化し県民等の満足度を高めるための検証を開始した。農業や観光、災害など様々な分野において、効果が見込まれる所属に対して試験的に導入することで、本格導入に向けての課題整理に取り組んだ。その結果、農業や災害などの分野では、現場との情報共有が早く・正確にできる、また県民や企業に対してその場で庁内のデータ等を活用できるなど行政サービスの質の向上が図られた。

8

働き方改革の推進と産業人材の確保

(1) 働き方改革の推進

誰もが意欲と能力に応じて働くことができる社会の実現に向け、県では、平成28年12月に労使代表者、有識者等で構成する「大分県働き方改革推進会議」を設置し、改革の実現に向けた議論を行っている。29年8月に行った「おおいた働き方改革共同宣言」では、年間総実労働時間や年次有給休暇取得率など4項目について具体的な目標数値を示した。

働き方改革を推進するには、まず、経営者がその必要性を認識する必要がある。そこで、県では、トップセミナーに加え、県内6地域で経営者勉強会を開催している。

また、企業で中心となって取り組む実践リーダーの養成や、専門家の派遣により、企業の働き方改革の実践を支援し、県内企業の先進事例を創出していく。

優れた成果が認められる企業には「おおいた働き方改革」推進優良企業として表彰する。

さらに、国が設置した「働き方改革支援センター」や「よろず支援拠点」、商工団体等、労使関係機関と連携することで、中小・小規模企業に対して、働き方改革に取り組む必要性や経営上の利点に加え、環境づくりのための国の助成金や労働生産性に資する県の補助金、参考となる先進事例紹介など、丁寧

に説明し、個々の実情に配慮したきめ細やかな支援に努めていく。

(2) 若年者の県内就職の促進

都市部における採用活動の活発化に伴い、新規学卒者の就職希望が中堅・中小から大手企業に向かう傾向が継続するなど、県内企業の99パーセント以上を占める中小企業にとって、人材の確保はより厳しさを増している。

県内就職・定着の促進のため、インターンシップ受入れ企業の検索からマッチングまでをワンストップで実現するインターンシップマッチング専用サイトを運営するとともに、「県内企業と理系大学等教員との情報交換会」の開催により、県内企業の情報発信及び教員との交流の場を創出し、理系人材の確保を図っている。

また、Webマガジン「オオイタカテテ!」や「おおいた学生登録制度」等により、企業の魅力や採用に関する情報を提供するなど、就職支援の取組を行っている。

さらに、若年者のためのワンストップサービスセンター事業(通称：ジョブカフェ事業)においては、職業相談や企業情報の提供など、一人ひとりの状況

に応じたきめ細かな支援を実施するとともに、新規学卒者の早期離職防止の取組として、教育機関への出張セミナー、就職内定者向けや新入社員向けのセミナーの開催等に努めている。

(3) 多様な人材の活躍促進

ア 女性の就業・活躍支援

人口減少が進展する中、本県産業の維持・発展のためには、女性の活躍を推進することが重要であり、結婚、出産、介護等により離職した女性や子育て中の女性が、ライフステージに応じた就業を可能とする、多様で柔軟な働き方の導入などの取組が求められている。

県では、外で働くことが困難な女性からのニーズが高い在宅ワーク推進事業を平成29年度から開始した。在宅ワークの普及・啓発をするため、在宅ワーカー養成講座や啓発セミナーの開催、在宅ワーカーと県内企業のマッチング交流会を開催し、企業の人材不足解消を図っている。

平成30年度からは、「おおいた働きたい女性応援サイト」を創設し、就職情報やイベント情報、女性が働きやすい企業の紹介などの情報発信を強化し、県内就職への促進を図った。

また、再就職への不安を解消するため、再就職支援セミナーを開催するとともに女性向け合同企業説明会では、多様な働き方を希望する女性と女性が働きやすい職場づくりに取り組む企業とのマッチングを行った。

加えて、女性の就業ニーズに応じた託児サービス付き職業訓練の実施など、職業訓練の受講環境の整備にも取り組んでいる。

イ シニア雇用の推進

少子高齢化が進展し、労働力不足が課題となっている中で、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指すことが重要となった。

そのため、経済団体や労働団体と連携して平成28

年6月に大分県シニア雇用推進協議会を設立、国の生涯現役促進地域連携事業を受託して、シニア世代の就業に関する意識調査、シニア雇用推進リーフレットの作成、シニア世代を対象とした合同企業説明会・企業経営者を対象としたシンポジウムの開催、シニア人材活用への理解を深めるテレビスポットCMの制作、放送などを行っている。

また、おおむね40歳以上の求職者の相談窓口である大分県中高年齢者就業支援センターにおいて、国が行う職業相談・職業紹介と県が配置した就業支援相談員による求職者の個々の状況に応じたきめ細かなキャリア・コンサルティングを一体的に行い、早期の再就職を支援するほか、平成28年7月にシニア雇用推進オフィスを設置、シニア雇用推進員を配置して、企業訪問によるシニア雇用の普及・啓発、事例収集・紹介などを行っている。

ウ 外国人材の活躍促進

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足が深刻化する中、平成30年12月、改正入管難民法の成立により新たな在留資格「特定技能」が創設されることを受け、今後、県内において外国人労働者の増加が見込まれることから、大分県の外国人材の受入れ・共生に向けた取組を県と市町村が連携して推進することを目的に同月、「大分県外国人材受入れ・共生のための対応策協議会」を設置した。

本協議会では、県及び市町村の今後の取組方針を取りまとめた「大分県外国人材受入れ・共生のための対応策」を平成31年3月に策定し、今後も外国人材の受入れと共生に向けた環境整備を促進することになっている。

エ 障がいのある人の就業支援

障がい者雇用に対する理解の進展により、障がい者の雇用者数は着実に増加していくものの、他の障がい者に比べ精神障がい者の求職者が年々増加している中、平成30年4月から精神障がい者が障害者雇用義務の対象に加わることから、「精神障がい者・発達障がい者職場内サポーター養成研修」を平成29年度から開催し、企業の人事担当者に対して採用や雇用管理のポイントを具体的事例を挙げて解説し、

企業における精神障がい者・発達障がい者雇用の理解促進を図っている。

障がい者の能力開発では、企業、社会福祉法人、NPO法人等に委託して就職に必要な知識・技能を習得するための実践的な職業訓練（障がい者の態様に応じた多様な委託訓練）を行っているが、増加傾向にある精神障がい者の訓練受講者の就業支援を強化するため平成28年度から障害者就業・生活支援センター1カ所に、精神保健福祉士を1名配置し、専門的な知識で個々の態様を見極め、訓練受講生の支援、企業への助言、就職後の定着支援等を行っている。

また、障がい者の雇用に意欲のある企業を対象に障がい者雇用のきっかけづくりとするための短期間の雇入れ体験（職場実習）を平成30年度から定員を150人に増やすとともに、ハローワーク大分に手話相談員の配置、ハローワークとの共催による障害者就職面接会の開催、豊の国雇用促進フェスタでの知事表彰など大分労働局や関係機関と連携した取り組みを進めている。

(4) 労使関係の安定

労使関係の安定は、企業の業績と労働者の生活の安定・向上だけでなく、地域経済の発展にも重要な役割を果たしている。近年、経済、産業構造の変化や少子高齢化により多様な働き方の場が企業にも労働者にも求められるようになり、雇用形態が多様化している。こうした中、各種労働法制の見直しが進んでおり、労使双方が互いに労働に関する正しい知

識・ルールを知り、遵守することが労使紛争を未然に防止し、労使関係の安定に寄与することとなる。

このため、毎年改正された労働法制について普及・啓発を目的に、広報誌や県のホームページ等での情報発信や労働セミナーや労働講座を開催するとともに企業や労働組合、専門学校や大学・高校等対象に現地に出向いての出前労働講座を開催している。

また労使紛争の未然防止対策として個別労働紛争のあっせんを行う労働委員会と連携し、労働者や使用者からの労働相談体制の充実と効果的な情報発信に取り組んでいる。

30年6月には少子高齢化による生産人口減少対策や働き方のニーズの多様化に対応するため「働き方改革関連法」が改正され、その内容について労働相談や労働講座において行ってきた。

(5) 大分県雇用対策協定

本県産業の持続的な維持・発展と県民誰もが意欲と能力に応じて生き生きと活躍できる社会の実現に向け、県と大分労働局が密接に連携して、県内企業の魅力ある職場づくりと多様な人材の活躍を推進する施策を効果的かつ一体的に進めていくことを目的に、平成30年3月28日に雇用対策法に基づく「大分県雇用対策協定」を締結し、具体的な取組については、県と大分労働局が共同で設置する運営協議会において、毎年度「事業計画」を定め、実施することになっている。

(1) ものづくり人材育成

若年者のものづくり離れや熟練技能者の高齢化が進む中、本県経済の持続的発展のためには、ものづくり産業を支える人材の育成・確保、技術・技能の継承が重要な課題である。

県では、若年層のものづくりへの興味、関心を高めるため、高校生を対象とした熟練技能士等による技能検定等の資格取得への指導や、子どもを対象とした「ものづくり体験教室」等を、キャリア教育の一環として実施している。さらに、若者が技能検定を受検しやすい環境を整備するため、平成29年度から、35歳未満の者を対象に、技能検定（2・3級）実技試験手数料の減額を行っている。

また、職業に必要な技能や知識の習得を目的とし、工科短期大学校及び職業能力開発校（4校）を設置し、若年技能労働者の育成を図るための学卒者訓練や、離転職者の再就職を容易にするための離職者訓練を実施し、ものづくりを支える企業等に人材を送り出している。加えて、地域の企業ニーズに応じ、在職者を対象とした訓練（セミナー）や講座を開催して企業の技術・技能の向上や人材育成を支援するほか、工科短期大学校では、地場企業の品質管理向上のため、大分県QCサークル活動への支援も行っている。

(2) 職業訓練・離転職者への支援

安定した雇用の実現や技能労働者の育成のため、高等技術専門校（4校）では学卒者、離転職者等を対象に地域産業に応じた多様な技術や技能を修得する訓練や、企業の在職者向けの訓練を実施している。

工科短期大学校では、学卒者を対象に高度な知識と技能を兼ね備えた実践技術者を育成する訓練を実施しており、100%の就職率を達成している。また、若年者ものづくり競技大会では平成28年度及び平成

30年度に第1位である厚生労働大臣賞を、学生金型グランプリでは平成27年度及び平成29年度に最優秀賞である金賞を受賞するなどの成果も上げている。さらに、企業の技術者を対象とした技能向上セミナーや金型技術者養成講座を実施し、中小企業の技術・技能の向上を支援している。

高等技術専門校、工科短期大学校では、地域の産業動向や企業ニーズに応じ、訓練科目や定員等の見直しを行っている。平成27年度末には民間介護人材養成機関の充実をふまえて介護サービス科を廃止し、平成29年度には、訓練への応募状況や産業界のニーズに基づき、竹工芸科、工科短期大学校において定員を見直し、佐伯高等技術専門校機械加工科において秋入校制度を導入した。

また、職業能力開発施設内での訓練に加え、民間の教育訓練機関に委託して、離転職者を対象とした多様な分野の訓練（委託訓練）を実施している。平成30年度からは、長期の訓練コースを拡充し、調理師や栄養士、美容師等、国家資格の取得を目指す養成科を設定した。

(3) 科学への興味・関心の向上

次代を担う子ども達の理科離れ、ものづくり体験不足が指摘されている中、県内では企業や大学、高校、少年少女発明クラブなど様々な団体が子ども向けの科学やものづくり体験活動を行っている。

本県では、子ども達の科学やものづくりへの興味・関心を高めるため、少年少女発明クラブや、少年少女科学体験スペースO-Labo（オーラボ）の活動を推進している。

ア 少年少女発明クラブ活動の充実

県内には、少年少女発明クラブがあり、県内各地で、地域の科学体験指導者の下、工作や実験活動を月に1～2回行っている。

平成27年6月には、新たに中津市に少年少女発明

クラブを設立し、県内9クラブとなった。

県では、クラブ活動の活性化のため、県内各地域のクラブ間の情報共有や連携強化を図るためクラブ間の交流事業や、クラブの指導者のスキルアップを目的とした研修会などの支援を行ってきた。

また、県内の青少年少女発明クラブや一般の子ども達を対象に、毎年、産業科学技術センターで「サイエンスファクトリー」という科学技術の体験イベントを開催し、子ども達に科学に親しむ機会を提供している。

平成29年度には、発明クラブの指導員が、愛知県を訪問し、ロボカップ世界大会や発明クラブの先進地を視察した。

平成30年度には、国民文化祭関連事業として、9つの発明クラブの指導員とその保護者を対象に、OPAMで開催されたJAXAとJAMSTECに関連する展示や、別府港で公開された海洋潜水艦の

見学をバスで回るツアーを行った。

イ 青少年科学体験スペースO-Laboにおける科学体験の推進

子どもの科学や技術への興味・関心を高めるため、「青少年科学体験スペースO-Labo」を開設し、気軽に実験や観察等を体験できる機会を提供している。

「O-Labo」では休日や夏休みに、実験や観察、工作など科学やものづくり等を体験できる科学体験講座、県内の各市町村で行う出前講座、中学生を対象にした企業・大学訪問講座等を実施している。

また、宇宙や海洋に関する研究機関であるJAXAやJAMSTECと連携した宇宙科学や海洋、深海開発等に関する展示の実施や科学関連図書、簡易実験キット等を常時設置しており、いつでも科学に触れることができる施設となっている。

10 中小企業支援体制の整備

(1) 支援機関の機能強化

ア (公財) 大分県産業創造機構

第二期中期経営計画（平成29～31年度）において「信頼と挑戦」を計画理念に「地域イノベーションの創出、中小企業の経営力の安定・強化、多様な人材の育成・確保」の事業戦略を掲げ、中小企業等経営強化法に定める中核的支援機関、中小企業支援法による中小企業支援センターとして中小企業・小規模事業者等の支援を行っている。

経営相談やアドバイザー派遣、経営革新計画の策定支援等に加え、戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン）の事業管理機関として技術開発の支援や大分県6次産業化サポートセンターによる総合化事業計画の策定支援に取り組んでいる。

平成27年6月にインキュベーションオフィス等を備えた「おおいたスタートアップセンター」を大分第2

ソフィアプラザビル5階に開所し、創業相談や女性起業家等の支援を拡充した。また、平成30年10月から「おおいた地域資源活性化基金」の後継基金である「おおいた中小企業活力創出基金」を新たに設け、中小企業の商品開発及び販路開拓の支援を実施している。

1. 相談件数

年度	27	28	29	30	計
件数	5,689	7,377	7,854	7,928	28,848

2. アドバイザー派遣件数

年度	27	28	29	30	計
件数	292	236	189	217	934

3. 支援により創業に至った件数

年度	27	28	29	30	計
件数	54	104	125	113	396

4. 支援により経営革新計画承認取得に至った件数

年度	27	28	29	30	計
件数	25	33	35	31	124

イ 産業科学技術センター

産業科学技術センターは、県内企業を技術的に支援する県内唯一の工業系公設試験研究機関として、前身となる大分県醸造試験場が明治43（1910）年に設置されて以来、109年間にわたり県内企業の技術支援の役割を果たしてきた。

「ものづくり現場の技術支援機関」を基本使命として、県内企業が抱える「技術の高度化」や「新技術・新製品の開発」といった課題に応じ、企業現場に即応した技術支援を行っている。

平成26年度から30年度までの業務遂行の指針・目標である「第3期中期業務計画」では、業務の3本柱として「企業のものづくり活動に対する総合支援」「技術シーズによる県内産業の振興」「多様な連携による支援」を掲げ、主要業務に数値目標を設定し、人材・資源の有効活用とともに、時代に即した支援活動を行ってきた。

技術支援では、主な指標である「技術相談件数年間2,200件以上」において、年間平均2,874件の相談対応を実施し、目標を大幅に上回ることができた。また、研究開発では、平成28年度から30年度までの3年間において、大型プロジェクト研究等による外部資金の獲得額が10,000千円を超えており、特に30年度は、19,249千円と過去最高額となっている。これらの取組により本計画5年間で、技術支援や共同研究等の成果により、企業における44件の事業化に成功している。

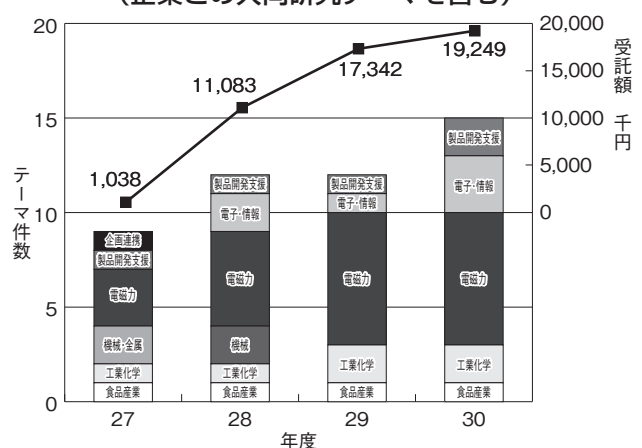
更に、29年度には、商工労働部が進める「大分県版第4次産業革命“OITA4.0”」への挑戦の一つとして、ドローン産業の振興を積極的に取組むこととし、その推進母体となる「大分県ドローン協議会」を設立し、産学官が連携してドローン産業におけるビジネスチャンスの創出や各種サービスの開発、人材育成等の取組を進めている。

また、30年度には、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、「ドローン産業の成長促進」と「電磁応用産業の育成」をより一層推進するため、電子電気

機器等のEMC試験を行う電波暗室と、モータ等の高精度磁気測定を行う世界最大級の磁気シールドルーム、この他にドローンの飛行試験を行うテストフィールドや、これらを活用して企業が協働できるリサーチルームからなる先端技術イノベーションラボ（Ds-Labo）を整備した。このラボの整備・活用によって、西日本唯一のドローン開発拠点として、ドローンの開発から利活用、社会実装、事業展開まで県内企業のドローン産業への参入を支援するとともに、次世代電磁力応用機器開発における公設試で国内唯一の磁気特性測定拠点として広く認知されるようになった。

31年3月には、これまでの成果や課題、現況等を踏まえ、令和元年度から5年度までの5年間を見据えた「第4期中期業務計画」を策定した。大分の活力創造に向けた「次世代産業の育成」と「県内産業の基盤強化」を理念とし、基本的な枠組みである「技術支援」と「研究開発」の取組をさらに充実させるとともに、「先端技術イノベーションラボ」と「重点7分野の強化」の特徴的な取組により、県内中小企業の「研究開発型企业」や「ニッチトップ企業」へのステップアップを支援する等、業務の推進を図っている。

競争的外部資金を活用した研究開発の推移（H27～30）
（企業との共同研究テーマを含む）



ウ 工科短期大学校・職業能力開発校

職業に必要な技能や知識の習得を目的とし、工科短期大学校及び職業能力開発校（4校）を設置し、若年技能労働者の育成を図るための学卒者訓練や、

離転職者の再就職を容易にするための離職者訓練を実施し、ものづくりを支える企業等に人材を送り出している。

また、工科短期大学校及び職業能力開発校は、人材の育成・供給という機能と併せ、企業の在職者を対象とする訓練の実施等により、企業の人材育成を支援する機能も果たしている。地域の企業との連携を密にし、企業ニーズに応じた在職者の技術・技能の向上のための訓練や人材育成の取組支援を行うことは、ものづくり企業の底力を強化し、本県の産業の維持発展にもつながるものである。

こうした観点から、工科短期大学校及び職業能力開発校は、在職者訓練（セミナー）、企業からの要望に基づくオーダーメイド型の訓練等、個々の企業では実施が困難な訓練を実施している。

このほか、工科短期大学校においては、全国的にも類を見ない関係企業の産学官連携による、プレス金型保全技術者育成基礎講座に加え、平成26年度からは射出成形金型保全技術者育成基礎講座を実施している。また、地場企業の品質管理技能向上に貢献するため大分県QCサークル活動への支援を実施している。

エ （公財）ハイパーネットワーク社会研究所

（公財）ハイパーネットワーク社会研究所は、高度情報化社会（ハイパーネットワーク社会）の早期かつ円滑な実現を推進するため、各種の調査研究や実証実験等を行う組織として設立された総務省及び経済産業省共管の財団法人であり、平成25年度に公益財団法人へ移行した。

ハイパーネットワーク社会に関する研究発表や議論の場である「ハイパーネットワーク別府湾会議（平成27、29年度）」や「ハイパーネットワークワークショップ（28、30年度）」の開催を通じて、全国・世界に向けて情報発信するとともに、農業、防災、福祉、教育など地域社会の課題やニーズに基づく幅広い分野の調査研究にも取り組んでいる。

また、ITに関する最新の情報を提供する「ハイパーフォーラム」の開催や「情報コミュニティセンター」の運営などを通じて、県の施策と連携した地域の情報化を推進している。

(2) 商工関係団体との連携強化

ア 商工会・商工会議所

商工会・商工会議所は、地域の商工業者を会員とする地域総合経済団体として、経営支援、地域活性化及び政策提言（意見・要望活動）等、様々な活動を行い、中小企業・小規模事業者の活力強化と地域経済の活性化に取り組んでいる。

県としても商工会等が行う経営改善普及事業のモニタリングや経営指導員等の合同研修会の開催など商工会等との連携強化を図っている。

商工会・商工会議所の経営改善普及事業実績の推移 （単位：件・回）

	H27	H28	H29	H30
経営革新等認定件数	34	59	61	74
巡回指導件数	32,115	30,745	30,500	29,886
集団講習会開催回数	198	195	159	190

また、「小規模基本法」の制定及び「小規模支援法」の改正により、中核的支援機関として位置づけられた商工会・商工会議所は経営発達支援事業による伴走型支援の実施が求められている。本県においては、現在（第6次認定）、県内の17商工会・10商工会議所全てが経営発達支援計画の認定（国が認定・公表）を受けており、この伴走型の支援体制を強化するため、平成30年度に経営指導員を6名増員した。これにより、小規模事業者の経営革新計画認定や各種補助金申請等が増加しているところである。

加えて、市町村合併等で手薄となり担い手の少なくなった地域振興事業への取組や頻発する自然災害に備えた事業継続への支援等、商工団体に期待される役割は多様化、高度化しており、商工会・商工会議所の取組は、ますます重要なものとなっている。

イ 中小企業団体中央会

経営基盤が十分とは言えない中小企業・小規模事業者にとって、組合組織を活用・拡大することで、共同受注や販路開拓、また、共同労務管理による経

営の効率化等のスケールメリットがあり、経営基盤の強化に団体の組織化が有効である。

中小企業団体中央会は、事業協同組合等の設立や運営指導などを行っているが、人口減少等により厳しい経営環境に置かれた事業者の廃業等に伴う組合員の減少による組合組織の事務機能低下を防ぐため、更なる継続的な指導が必要となっている。

男女が共に支える社会づくりの推進

1

女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築

大分県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に実施するため、平成28年度から32年度までの5年間を期間とする「第4次おおいた男女共同参画プラン」を平成28年3月に策定した。

このプランでは、これまでの施策の成果と課題を踏まえ、「活力ある大分県」の実現に向けて、「固定的な性別役割分担意識のない、男女平等の大分県」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が暮らせる大分県」、「男女が個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県」を目指す姿として掲げ、「男女共同参画に向けた意識改革」「男女が安心して生活の確保」「女性の活躍の推進」を基本目標として様々な取組を行うとともに、25の数値目標を設定して、計画を推進することとしている。

また、プランの実効性を図るため、数値目標等の実施状況をまとめた年次報告書を作成するとともに、男女共同参画の推進に関する施策に対して大分県男女共同参画審議会に意見を求めている。

(1) 働く場における女性の活躍推進

職業生活における女性の活躍を推進するため、経済5団体と連携した「女性が輝くおおいた推進会議」を平成27年8月26日に設置した。

「女性が輝くおおいた推進会議」では、県内全ての企業・団体等を対象に、「女性活躍推進宣言」を働きかけている。目標は女性が働きやすい職場づくり・環境整備・制度の導入・採用などについて、それぞれの状況に応じた取組を後押しするためアドバイザー派遣や、平成29年度に「おおいた女性活躍推進事業者表彰」を創設し優良事業所を表彰するとともに優れた取組の紹介等を行っている。

併せて、女性のキャリア形成のため事業所へ専門

家の派遣や、管理職や管理職を目指す女性向けのセミナーを開催するなど人材育成や登用の促進を行っている。

また、女性の多様で柔軟な働き方を実現するため、在宅ワーカーを養成するとともに、企業ニーズとのマッチングを行うとともに、創業への支援も実施している。

(2) 地域において活動する女性の支援

これまでも女性が活躍している環境保全や子育て支援などの分野に加え、地域防災や地域づくりの分野等での活躍を推進するため、セミナーの開催や身近なロールモデルの紹介、活動の受け皿となるNPOの育成等により支援を行っている。

(3) 男女共同参画の視点に立った意識改革と環境整備

男女が互いに人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる機会を活用した啓発広報が求められている。

このため、男女共同参画推進の拠点施設となる「大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」では、男女共同参画週間（6月23日から29日）での街頭啓発活動や講演会、ワークショップ等を開催している。また、県内各地や企業等に講師を派遣して男女共同参画啓発講座も開催している。

このほか、様々な問題や悩みに応える男性・女性相談窓口の設置や働きたい女性の求職活動等を支援する託児サービスの実施など各種の事業を実施している。

また、活躍推進の支援として、女性の活躍モデル

紹介、「おおいた女性チャレンジサイト」等による、
各種情報の提供を行っている。

人を呼び込み地域が輝くツーリズムの推進

1

観光と地域づくりを一体とするツーリズムの推進

(1) 大分県ツーリズム戦略策定

平成24年8月に策定した「大分県ツーリズム戦略」（第1期戦略）において打ち出した『日本一のおんせん県おおいたの味力も満載』を引き継ぎ、県民と一体となってツーリズムを推進していくため、「日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略2015」（第2期戦略）を策定した。

戦略では、Ⅰ地域の観光素材磨き、Ⅱ誘客、Ⅲブランド力の向上、Ⅳ県域を越えた連携による観光の推進、Ⅴ戦略ある現場主義の推進の5つを柱とする方向性を示し、県内観光関係者のみならず県民共通の目標として、具体的取組を進めた。

(2) 日本一のおんせん県おおいたの味力も満載

県内には、湯けむり景観や湯の花小屋、共同湯、湯治文化、地獄蒸し料理、砂湯・蒸し湯・冷泉などの多様な温泉、大自然と一体となった露天風呂など、地域の暮らしの中に誇りうる温泉文化が根付いている。

また、豊かな天然自然に育まれた関あじ・関さば、ふぐ、おおいた和牛などの高級食材はじめ、かぼすや乾しいたけなど四季折々の素晴らしい食材が豊富にある。

本県最大の強みである源泉数、湧出量ともに日本一の温泉を前面に押し出した『日本一のおんせん県おおいたの味力も満載』のキャッチフレーズのもと、ツーリズム戦略の施策を推進した。大分ならではの温泉文化や豊かな食にさらなる磨きをかけながら、県民自らが素晴らしさを再認識するよう促すとともに、旅行雑誌や旅行商品など様々な媒体を活用して県内外に積極的に情報発信した。

(3) 「デスティネーションキャンペーン」開催

「おんせん県おおいた」の認知度を高め、国内から誘客を図るため、国内最大級の観光キャンペーンである「JRデスティネーションキャンペーン」を平成27年7月1日から9月30日までの3ヶ月間、市町村や観光事業者と連携して開催した。

期間中、県内各地で様々な特別企画やイベントを実施したほか、新たに官民一体となって磨き上げた地域の観光素材、加えて12万人を超えるおもてなしサポーターの協力や銀行やコンビニエンスストア等での観光案内など、心のこもった本県ならではの県民総参加の「おもてなし」により全国から多くの観光客を迎えることができた。

(4) 世界初「世界温泉地サミット」開催

『「世界の温泉地が拓く地域発展の可能性」～温泉地がつなぐ地域資源の多様な活用方法～』をテーマに世界初となる世界温泉地サミットが平成30年5月25日から27日の3日間、別府市で開催された。

29年2月の開催発表から1年以上の準備期間を経て実現したサミットには、参加者1,039人（うち海外からの参加者86人）、運営スタッフ185人（うちボランティア33人）、メディア登録者数46名（うち海外メディア6か国18人）が集まり、盛大な会議となった。

そのなかで海外から16カ国17地域の温泉地のリーダーや研究者により、テーマに沿って「観光」「医療・健康・美容」「エネルギー」の3つの分野において、それぞれの地域で育んできた温泉文化や温泉資源の活用事例を共有し、温泉の新たな可能性について活発に議論が交わされた。

会議において発表された示唆に富んだ提案や提言

を受け、この議論を総括し、世界の温泉地のリーダーがサミットで得た知見やネットワーク等を活かし、温泉地の発展に貢献することや、観光や医療・健康・美容、エネルギーの各分野における温泉の活用を進めることに加え、継続的な情報共有や議論の場としてサミットを継続していくことを盛り込んだ「世界温泉地サミット宣言」が採択された。

今回のサミットを受け、温泉について、様々なデータを持ち寄りデータベース化を行い医療や健康面での活用の検討や地域特性を活かした差別化による温泉地の魅力の向上についての取組を進めている。

(5) MICE誘致の取組

各コンベンション施設と行政との協働による積極的な誘致活動を行うとともに、公益財団法人ツーリズムおおいた内に設置されるMICEセンターと連携を図りながらイベント主催者に対するサポート体制を構築することにより、国際学会や各種全国大会等の大規模MICEの開催に繋げた。

(6) インバウンドを取り巻く環境の変化

東日本大震災が発生した平成23年の訪日外国人旅行者数は、前年より3割近く落ち込み622万人であったが、その後は順調に増加し続け、30年には3,119万人と24年の836万人から3.7倍近くまで拡大し、30年の訪日外国人旅行消費額も4兆5,189億円と24年の1兆861億円の4倍を超える伸びとなっている。

国も28年3月に観光立国推進基本計画を変更し、令和2年の訪日外国人旅行者数を4,000万人、訪日外国人旅行消費額を8兆円とそれぞれ目標値を定め、実現のための施策を「明日の日本を支える観光ビジョン」として取りまとめた。

本県では、28年4月にツーリズム戦略を改正し、韓国、台湾、中国、香港のこれまでの重点戦略地域にタイを加え、九州の知名度を踏まえ、別府や由布

院の持つブランド力を最大限活かし、旅行社の招請や商談会等のプロモーションを実施し誘客対策を図った。また、戦略に、ラグビーワールドカップ（以下RWC）2019大分開催や東京オリンピック・パラリンピックに向けた欧米・大洋州の誘客対策も組み込み、本県試合開催国へのPRや欧米・大洋州の方に向けた着地型商品開発、民泊予約サイトと連携したグリーンツーリズムの推進などを行った。また、受入態勢整備として、ツーリズムおおいたの英語版WEBサイトの改良や宿泊・飲食・交通事業者等を対象としたおもてなし研修にも取り組んだ。観光庁の統計では26年は40万であった県内の外国人宿泊客は、30年は144万2千人と3.6倍まで増加している。

さらに、RWC2019開催を契機として欧米・大洋州の誘客対策の一つとして高級中・小型のクルーズ船の誘致にも力を入れている。別府市をはじめクルーズ船誘致に積極的な県内各市と連携するとともに、瀬戸内や九州各自治体と共同し、船社へのセールス等を行った。27年までは年間10件程度の寄港であったが、28年から30年までは20件程度の寄港があり、外国船籍の入港も多くなっている。

(7) 九州観光推進機構を中心とした広域連携

17年に九州観光戦略の実行組織として設立された九州観光推進機構は、26年4月に一般社団法人となり、第2期九州観光戦略を推進、インバウンドを取り巻く環境の変化に対応しながら、広域連携の機能を高めてきた。

28年4月の熊本地震により、九州の観光産業は大きな打撃を受けたが、同年5月に国内外の風評被害払拭と宿泊等観光産業の復興に向けて、九州観光推進機構と九州各県が一致団結して関係省庁等への「九州観光復興に関する緊急要望」活動を実施し、同年7月に「九州観光支援のための割引付旅行プラン助成制度」（通称「九州ふっこう割」）を創設し、その利用促進のため一体的、統一的な観光プロモーションを行った。また、海外向けには韓国・台湾・中国・香港の4市場を中心に、市場に応じてメディ

アを選択し、正確な情報を効果的に発信するなど、風評被害の早期払拭に努めた。

30年3月には観光庁から「日本版DMO」に認定され、九州観光のハブとして、自治体、経済団体に加え、各地域DMO、民間企業とも積極的に連携しながら、「観光を九州の基幹産業へ」を推進している。

(8) 多様なツーリズムの推進

ライフスタイルの変化やインターネットの普及等に伴い、旅行需要が多様化する中で、本県自慢の温泉とともに景観を生かしたサイクルツーリズムや健康増進につながるトレッキングやオルレコースなどによる誘客、農家民泊など体験型の観光ツールの開発や情報発信に取り組んだ。また、地域活性化総合補助金を活用した域内観光における課題解決に向けた事業やモデルとなる事業への支援、六郷満山開山1300年を契機とした特別企画やイベント実施、さらには増加が著しい外国人観光客のための多言語対応や無料公衆無線LAN環境など受入態勢の整備を行った。

(9) ツーリズム人材の育成

「おおいたツーリズム大学」は、地域資源を活かしたツーリズムの振興やネットワークづくりを通じた地域リーダーを養成することを目的に平成19年度から開講し、平成30年度までに延べ298人が修了した。

受講生は、講座や視察研修でのディスカッションなどを通じて、今後の取組の方向性や課題に対する解決策を検討することができ、修了生は地域の素材を活用したイベントの開催や商品の開発、販売など多方面で活躍している。

(10) 魅力あふれるまちづくりの推進

地域住民の生活の質の向上と、観光を始めとした地域経済・社会の活性化を図るため、歴史や文化、温泉など地域の持つ魅力ある資源を活かした個性あふれるまちづくりを進めるため、県内の24地区（12市1町）において、都市再生整備計画事業や街なみ環境整備事業等を活用し、地域の特色を活かした魅力ある「まち」の形成を図っている。

具体的には、由布院ツーリストインフォメーションセンターの建設や湯谷駅などの駅周辺整備を行った。

1 海外に開かれたネットワークづくり

(1) 海外の活力を取り込む

ア 海外戦略による一体的取組

経済・社会のグローバル化が一層進展している状況下において、海外施策を戦略的に実施していくことが必要なことから、各分野における国際化関連施策の取り組むべき方向を示す「大分県海外戦略」を平成23年5月に策定し、平成27年10月には平成30年までを期間とした戦略の改定を行った。

新たな戦略では、東アジア、東南アジアはもとより、欧米などアジア以外の地域の様々な変化にも柔軟に対応し、海外施策を適切かつ効果的に展開することで海外の活力を十分にに取り込み、本県地域経済のさらなる活性化を目指すこととした。

重点国・地域への取り組みとしては、平成27年から平成30年まで、台湾でプロモーションを行い、レセプションや個別セールスにより県内企業の海外展開の足がかりをつくり、県産品の販売、観光誘客の道筋をつけた。特に、平成28年のプロモーションでは広瀬知事を団長とする訪問団が台中市を訪問し、林佳龍台中市長と「大分県と台中市との友好交流に関する覚書」を締結、産業、農業、文化、スポーツ、教育など幅広い交流を実施していくことで合意した。

海外への事業展開に意欲的な県内企業等の連携を図るため、平成26年に従前の「中国ビジネス研究会」を、「大分県アジアビジネス研究会」へと発展。成長著しいアジアへのビジネス展開を促進するためのセミナー等を通し、県内企業の情報交換や交流を促進した。

イ 海外との交流

平成27年7月、米国ハワイ州で開催された米日カ

ウンシル日・ハワイ経済サミットへ副知事ほか4名が参加し、副知事がパネルディスカッションに参加しハワイ州知事デビッド・イゲ氏等と会談した。

また、平成29年9月に南加大分県人会が100周年を、平成30年9月にブラジル大分県人会が65周年を迎え、副知事ほか県職員が記念式典に出席した。

平成30年5月には、温泉資源の活用や地域発展の可能性について情報交換や議論を行うことを目的とした世界初の温泉に関する国際会議「世界温泉地サミット」を開催。海外16か国17地域から86名の参加があった。

(2) 海外の人材を取り込む

大分県海外戦略では、「海外の活力を取り込む」とともに「海外の人材を取り込む」ことを重要戦略と位置づけており、特に、大学・高専に在籍する外国人留学生数が人口比で日本トップクラスである優位性を活かした様々な施策を推進した。

平成24年度から、県奨学金を支給している留学生を対象に講座や現地研修を実施し、大分県への理解を深め、在学中の地域貢献活動に活かしてもらうとともに、卒業後も「めじろん海外特派員」として、県情報の海外での発信や母国からの情報提供などを積極的に行い、本県との懸け橋となる人材を育成。加えて、平成30年度からは大分県の海外での情報発信や企業活動への後押しをいただくため、世界中に散らばっている留学生OBのネットワーク化事業を実施し、タイ、シンガポール、ベトナムの3か国でネットワークを構築した。

また、県の旬な情報を提供するニュースレター「What's up Oita!」を毎月定期配信しているほか、海外プロモーションへの参加などを通じて、留学生OBや海外大分県人会とのネットワークづくりを

行った。

平成28年度には、留学生が卒業後も県内に定着するための就職・起業支援を目的とした、全国初の留学生対象のインキュベーション施設「おおいた留学

生ビジネスセンター」を設置。卒業後、県内で起業し、ビジネスを開始した留学生OBも出てきている。

1 大分県ブランド力の向上

平成25年のおんせん県CM第1弾から平成29年までは、主にCM動画等を活用して「おんせん県おおいた」の統一イメージの浸透とブランド力の向上に努めた。特に平成27年の「シンフロ」では、本県の魅力的な温泉と本物のシンクロスイマーのコラボレーションによる映像美と、県内各地の様々な音で滝廉太郎の「花」をアレンジした「ご当地サウンド」が話題となり、YouTube 動画アクセス230万回以上、10の広告賞を受賞する大ヒットとなり「おんせん県おおいた」の認知度向上に大いに寄与した。

本県の魅力を更に高めるため、平成30年度からは、本県が持つ自然の豊かさや豊富な食材、人の優しさやおもてなしなどの魅力を情報発信力のあるゲストの取材などにより可視化し、SNS等を活用して情報発信する「大分で会いましょう。」プロジェクトを進めている。

また、平成27年にラグビーワールドカップ2019大分開催が決定してからは、海外メディアを対象としたツアーの開催やPR動画の制作・配信など海外に向けた情報発信も強化している。

活力みなぎる地域づくりの推進

1

地域の元気の創造

(1) 地域の元気をつくる取組

元気で活力あふれる大分県づくりを推進するため、地域活力づくり総合補助金で地域雇用の創出や地域経済に波及効果をもたらす様々な団体の持続可能な取組を支援している。

平成25年度に、新たな地域活動を本格的に実施する前の調査研究や試行等を支援するチャレンジ枠と地域の特性を活かした事業活動の立ち上げから定着まで一貫して支援する活動支援枠に再編するととも

に、補助率や補助限度額を引き上げ、複数年の支援体制を強化することで、現場の振興局において、さらにきめ細かく柔軟に、地域活力の維持、発展が図られるようになった。また平成30年度から2年間は、ラグビーワールドカップ2019大分開催により、多くの外国人観光客の来県が見込まれるため、海外で認められる世界遺産や国宝など国際ブランド力のある地域が行う地域創生に資する地域の活力づくりに向けた取組も行った。

県政のあゆみ

第Ⅲ章

人を育み基盤を整え発展する大分県

発展

生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

1

県民の期待に応える教育行政の推進

(1) 新教育委員会制度への移行

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年度から新教育委員会制度に移行した。従来の教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置され、知事と教育委員会で構成する「総合教育会議」において、教育大綱や教育を行うための諸条件整備等、幅広い施策について協議が行われてきた。知事部局と教育委員会が連携を図りながら、教育行政の方向性を共有し執行にあたっている。

(2) 開かれた教育委員会の推進及び教育委員会の活性化

教育行政の責任者である教育委員会は、これまで不断の見直しを行い、前例にとらわれず、様々な課題を議論し、県民に対して分かりやすい形で教育委員会の取組や方針を示すと共に、広報誌やインターネット等を活用して積極的に情報を公開してきた。

毎年、開催してきた移動教育委員会の成果を踏まえ、より活発な意見交換や教育委員会の活性化を目指して、「『教育県大分』創造に向けた地域別意見交換会」を開催している。参加者数を絞り、学校訪問を加えるなど、より一層現場や市町村教育委員会と県教育委員会が緊密に連携し、現場の意見を教育行政に反映させる取組を進めている。

(3) 教育委員会表彰

県教育委員会では、本県教育及び教育行政における永年の顕著な功績や優れた実践、地域住民等による学校を支える取組などに対して、その活動を讃えるとともに、優れた教育活動が広く県内に広がり大分県教育の充実・発展につながることを目的に表彰を行っている。

ア 大分県教育功労者表彰

「大分県教育功労者表彰規則」により、多年教育に従事し、その成績顕著なもの、社会教育やスポーツ、文化の振興や文化財の保護など、教育の発展のため著しい功労のある団体または個人を教育功労者として、毎年1回表彰している。

イ 大分県教育実践者表彰

「大分県教育実践者表彰実施要項」により、教育実践の成果が顕著である教職員及び教職員組織の努力を讃え表彰することで、今後の教育実践の充実・発展を期待するとともに、教育実践の好事例が広く波及することを目的としている。学習指導、生徒指導、進路指導の他、様々な学校教育分野において、特に顕著な成果を上げ、他の教員の模範となるような実践を行ったものを選考している。

ウ 大分県教育奨励賞

「大分県教育奨励賞表彰実施要綱」により、学校現場の第一線で成果を挙げている教職員や児童生徒、地域の方々等の活動を積極的に奨励し、教職員等のさらなる意欲の喚起を図り、県全体の教育発展に資することを目的に選考している。

(1) 確かな学力の育成

「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」の双方を身に付けるため、目指す授業像を明確にし、課題の発見と解決に向けた主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善に組織的に取り組んでいる。

ア 「付けたい力を意識した密度の濃い授業」の追求

「新大分スタンダード」に基づく授業改善を徹底し、「学びに向かう力」と「思考力・判断力・表現力」を育成するワンランク上の授業を目指した。

(新大分スタンダード)

- ・ 1 時間完結型
- ・ 板書の構造化
- ・ 習熟の程度に応じた指導
- ・ 生徒指導の3機能を意識した問題解決的な展開

イ 組織的な授業改善の推進

- ・ 「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」を活用し、学校の重点目標に基づくテーマ設定の下、PDCAサイクルを取り入れた校内研究の充実を図っている。
- ・ 中学校においては、「学びに向かう学校づくり」を推進するために11校の中核校を指定（H26～H28）。

その後、「中学校学力向上対策3つの提言」（H28.2）を積極的に進めるため推進重点校8校を指定し、指定校の取組を県内に広めている。

(中学校学力向上対策3つの提言)

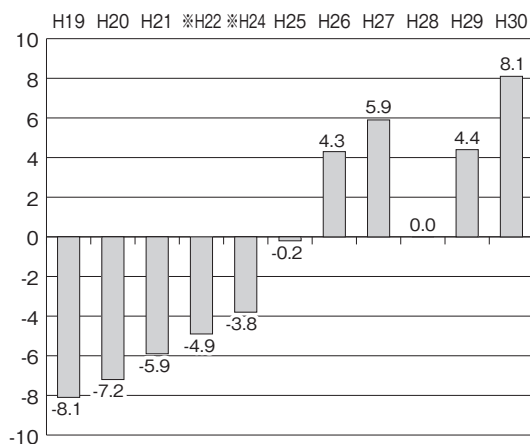
- ・ 学校の組織的な授業改善による「新大分スタンダード」の徹底
- ・ 学校規模に応じた教科指導力向上の仕組みの構築
- ・ 「生徒とともに創る授業」の推進

小中学生の学力の状況

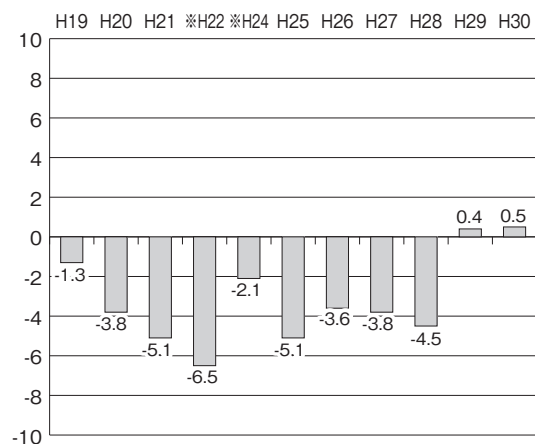
全国学力・学習状況調査における大分県の平均正答率と全国平均正答率の差（経年比較）

※H22・H24年度は抽出調査。H23年度は実施していない。

小学校第6学年合計



中学校第3学年合計



(2) 豊かな心の育成

ア 道徳教育の充実

自分自身と向き合い、他者とともによりよく生きる資質・能力を備えた子どもを育成するため、「考え、議論する」道徳科の授業を推進するなど道徳教育の充実を図っている。

- ・ 思考・判断・表現の場面を充実させた「考え、議論する」道徳科への転換
- ・ 郷土の先人、自然、伝統文化といった題材や地域人材等の積極的な活用

イ 芸術・伝統文化等に関する教育の充実

豊かな創造性、感性等を育むとともに、歴史・文化に対する理解を促進するため、郷土や国の芸術・伝統文化等に関する教育の充実を図っている。

- ・ 地域人材の活用や県立美術館との連携等による、郷土や国の芸術・伝統文化等に関する教育の充実



県立美術館で美術品を鑑賞する児童

ウ 読書活動の推進

読解力・表現力を高め、想像力・創造力を豊かなものにするため、読書活動や図書館の利活用を推進している。

- ・ 司書や図書館ボランティア等の学校図書館への配置促進
- ・ 県立図書館による「スクールサービスデー」等を通じた学校の読書活動支援の充実

エ 体験活動の推進

豊かな感性、社会性や対人関係能力を育むため、幼児期から自然や社会の本物に触れる体験活動を推進している。

- ・ 「協育」ネットワークや地域人材等を活用した多様な体験活動の充実
- ・ 青少年施設における教育課程や不登校等の課題に対応した自然体験・生活体験プログラムの開発・普及

(3) 健康・体力づくりの推進

ア 学校体育・スポーツ活動の充実

学校体育の目標は、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成、健康の保持増進のための実践力の育成、そして体力の向上である。そのため、運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう指導するとともに、生涯を通じて自ら進んで運動やスポーツに親しむ資質や能力を育成できるよう、学校体育・スポーツ活動の充実を目指し、各種事業等を推進している。

(ア) 各種事業

a 体力アップおおいた推進事業

(a) 体育専科教員活用推進校

小学校24校を体育専科教員活用推進校として指定し、体育専科教員の配置による体育環境の整備や体育授業の充実等を行い、子どもの体力の向上や望ましい生活習慣の確立を図るとともに、その成果を県内に広めている。

(b) 中学校体力向上推進校

中学校16校を体力向上推進校として指定し、体育推進教員を中心に学校・家庭・地域が連携した取組等を行い、子どもの体力の向上や望ましい生活習慣の確立を図るとともに、その成果を県内に広めている。

b 部活動地域人材活用事業

公立中学校及び県立高校に対して、部活動の質的向上を図るため、専門的な指導力・技術力を有する地域人材を部活動に活用し、生徒のスポーツニーズに応えるとともに、運動部活動の活性化を促進している。

また、外部指導者の資質・指導力向上に向けた研修を行い、安全・安心な部活動指導を推進している。

(イ) 各種講習会

a 体育・保健体育指導者講習会

講義及び研究協議を通して体育・保健体育授業の諸課題について、その解決策を探るとともに、実技研修等により実践的な指導力を高め、学校における体育・保健体育指導の充実を図っている。

b 武道指導者養成講習会

生徒が安全・安心で、武道の運動特性に楽しく触れることができる効果的な指導の在り方等について、指導者として必要な知識や技能の習得により、武道指導の充実を図っている。

c ダンス指導者養成講習会

ダンスにおける意欲を高める学習指導の在り方や体力を高める学習指導の在り方等、指導者として必要な知識や技能を習得させることにより、ダンス指導の充実を図っている。

d 運動部活動指導者講習会

生徒との望ましい人間関係の構築に資する指導者講習会を開催することにより、適切な内容、方法による運動部活動の一層の充実と指導者の資質向上を図っている。

(ウ) 調査・統計

a 大分県体力・運動能力調査

児童生徒の体力・運動能力等の現状を明らかにするとともに、各学校における指導の工夫・改善や体力向上のための基礎資料として活用している。

(エ) 指定校・その他

a 学校体育研究推進校

高等学校における保健体育授業を一層充

実・推進するため、各学校の実態に即した指導計画及び学習指導の方法等について研究実践している。

b 学校体育研究団体との連携

小学校・中学校・高等学校における教員の資質向上と学校体育の振興を図るため、学校体育研究団体と連携し、毎年研究発表会等を開催するなど研究実践を行っている。

c 各学校体育団体との連携

中学校・高等学校における運動部活動のより一層の充実を図るとともに、安全で安心な運動部活動が行われるよう各学校体育団体との連携を図っている。

イ 学校給食を通じた食育やむし歯予防対策の推進

(ア) 食育の推進と学校給食の充実

児童生徒の食生活の乱れを改善するとともに、生きる力の基礎を育成するため、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせる食育を推進するとともに、学校給食の充実に努めている。

a 食育の推進

(a) 栄養教諭等を中心とした食育の実践

平成19年度から全市町村に配置されている栄養教諭が、各市町村の学校栄養職員とともに、その専門性を活かし、学級担任等と連携して学校教育活動全体を通じた食育の取組を実施するとともに、家庭へ積極的に食育に関する情報を発信している。

(b) 栄養教諭を活用した食育推進事業

事業の推進地域として指定された県内3カ所の市町村において、栄養教諭が中心となって地域の関係者と連携した総合的な食育の実践を行い、その成果等を広く県内の関係者に発表している。

(c) 食育実践委員会の開催

県内の栄養教諭が年に4回一堂に会し、食に関する指導の在り方や学校給食の充実について調査・研究等を行っている。

(d) 食育関係指導者研修会の開催

栄養教諭と学校栄養職員を対象に食育指導者研修会を行うとともに、各学校の管理職や食育担当者を対象に食育実践研修会を行うなど、食に関する指導の充実に努めている。

b 学校給食の充実

(a) 安全・安心な学校給食の実施

健康教育の一環として実施される学校給食における食の安全を確保するため、栄養教諭や学校栄養職員、調理員を対象に衛生管理研修会を実施し、文部科学省が示した「学校給食衛生管理基準」の徹底を図っている。

(b) 地産地消の促進

学校給食の食材に積極的に地場産物を取り入れることにより、食材や生産者への感謝の気持ちや郷土を大切にする心を育むなど、食育の生きた教材となる学校給食の充実に図っている。

ウ 保健教育・保健管理の充実

(ア) 学校保健の向上

多様化・深刻化する現代の健康課題に対し、児童生徒との健康を確保するため、各学校が学校保健計画を策定し、家庭・地域等と連携した支援体制や健康診断を通じた保健指導などの保健管理、及び自らの健康を自ら守るための知識や実践力などの保健教育の充実に図っている。

a 保健管理

(a) 児童生徒健康診断管理事業

学校保健安全法に拠る定期健康診断を行い、診断結果の調査、集計、分析を児童生徒の保健指導や健康相談に活用している。

(b) 県立学校医療費補助事業

県立学校要保護・準要保護の児童生徒へ医療費の補助を実施している。

(c) 学校環境衛生検査

学校環境衛生基準を徹底するための諸検査を実施している。

(d) 学校欠席者情報収集システム

感染症の早期発見と早期対策、情報共有のためのシステムを県下の学校に導入している。

b 保健教育

(a) 子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業

多様化、深刻化している健康課題に適切に対処するため、地域の専門家を学校に派遣するなど連携体制を図っている。

(b) エイズ教育講師派遣事業

県立学校に医師や弁護士を派遣し、「エイズと人権」等についての講話を実施している。

(c) 歯科保健対策事業

具体的対策について研究するためのむし歯予防対策研究会の設置や、むし歯予防研究地域指定による研究実践を推進している。

(d) 学校保健に関する研修会

薬物乱用防止教育研修会、性に関する指導についての研修会、保健室相談活動研修会等の研修会を実施し、指導の充実に努めている。

(4) 幼児教育の充実

ア 幼児教育の質の向上

(ア) 幼稚園等における教育力・保育力の向上

「環境を通して行う教育」を基本とする幼稚園教育要領等の理念の下、平成28年3月に「大分県幼児教育振興プログラム（改訂版）～しんけん遊ぶ子～」を策定し、教職員研修の充実等を通じた教育力・保育力向上を図った。

- ・園長等運営管理協議会
- ・保育力向上研修会
- ・幼稚園教育課程大分県協議会

(イ) 幼保小の円滑な接続の推進

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の保

育士及び教諭等が、互いの教育・保育内容について理解を図るため、「保育力向上研修会」において、幼保小連携の重要性を強調し、幼児期において育まれたことが小学校の学習に円滑に接続されるよう、幼保小の連携強化の取組を推進した。

(ウ) 関係機関等と連携した子育て支援の充実

幼児教育に係る担当部局、市町村、関係機関等と連携し、幼児教育の質の向上を目指している。

(5) 高校生の進学力・就職力の向上

ア 進学力の向上

進学指導重点校を中心に難関大学及び最難関大学入試に対応できる学力及び教科指導力の強化を図るため、平成27年度までは「合同セミナー」、「教科指導力向上に向けた授業研究会」、「学力向上推進会議」等から成る「進学力パワーアップ事業」を実施した。

同じ平成27年度からは、高大接続改革に対応するよう、主体的・協働的な学びを重視した指導などを通じて「真の学力」を育成するため、授業改善推進に向けた「授業研究会」、生徒の学習意欲向上のための「合同セミナー」、学校・家庭・地域による情報共有のための「フォーラム」などを実施している。

一方、大分を内外から支える人材の育成を図る取組として、平成27年度までは「はつらつ大分人材育成事業」を実施し、大分大学医学部と連携して講演や体験学習を行う「ふるさとドクター育成セミナー」、将来の科学系人材の育成を図るための「おおいたサイエンススクエア」、次世代リーダーの育成のためのセミナーなどを開催した。

平成28年度からは、地域医療を担う人材及び科学系人材の育成に加え、地方創生を担う人材の育成を図るため、「おおいたを創るキャリア教育推進事業」において、県内企業の活躍や大分で働くことの魅力を発信するためのフォーラムやインターンシップを実施している。

イ 就職力の向上

時代の要請に応え地方創生に貢献するため、産業構造や労働需給の変化にも的確に対応できる高い専門性に裏打ちされた就職力を育成する取組や、社会的・職業的自立の基盤となる能力・態度を育成するため、キャリア教育・職業教育の充実を図る取組を実施している。

職業に関する学科では、地域産業の振興に貢献できる専門性の向上を図るため、平成28年度から平成30年度まで「地域の未来を担う農林水産人材育成事業」、「地域産業を担うものづくり人材育成事業」、「地域みらい創造ビジネスチャレンジ事業」、「地域で育む福祉教育推進事業」を実施した。

また、専門高校等では、インターンシップの実施、外部人材を活用した講話など、地域社会や産業界と連携・協働した取組を通して生徒の勤労観・職業観の醸成を図っている。

(6) 特別支援教育の充実

ア 基本的な考え方

特別支援教育とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

イ 第二次大分県特別支援教育推進計画の推進

平成25年2月に策定した「第二次大分県特別支援教育推進計画」（平成25年度から平成29年度）に基づき、以下の取組を行った。

(ア) すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上

- a 特別支援学校等の教職員の専門性向上のための研修の内容の見直し
 - ・発達障がい等に関する理解をより一層深め、専門性を向上させるための研修を実施

- した。
- b 小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室の担当教員の資質向上
 - ・平成25年度に「特別支援学級及び通級指導教室の指導の手引」を作成し、平成27年度から特別支援学級や通級指導教室を担当する教員を対象とした研修を実施した。
 - c 特別支援教育に関する基礎的理解の促進
 - ・平成25年度から平成27年度まで、公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校のすべての教職員を対象とした特別支援教育基礎研修を実施した。
- (イ) 特別支援学校の教育環境及び教育内容の整備・充実
- a 一貫性のある組織的な指導体制の確立や教育の充実の着実な実行
 - ・教務主任、学部主事、進路指導主任を柱とした学部間の連携強化、及び一貫性のある指導体制を確立した。
 - ・学部主事、学年主任を中心とした組織的な授業改善を行うとともに、医療・福祉・労働等の関係機関から専門的な情報を収集し、学校全体としての専門性の確保を進めた。
 - ・長期的な展望に立った個別の教育支援計画を作成するとともに、キャリア教育を計画的に推進するための、各学校のキャリア教育全体計画の充実を図った。
 - ・平成25年度に学識経験者等で構成する第三者評価委員協議会を設置し、専門的知見からの評価・助言を行うことにより、各学校における教育の改善・充実を図っている。
 - b 知的障がい特別支援学校における一般就労を目指した組織的な取組の充実
 - ・平成25年度に「知的障がい特別支援学校高等部連絡協議会」を設置し、教育課程編成等の取組の情報交換や協議等を通して、職業教育の改善充実を推進している。
 - ・平成25年度から平成28年度まで知的障がい特別支援学校で、地域の関係機関を繋ぐ就労支援ネットワークを設置し、労働・福祉

に関わる関係機関、事務所等とのネットワークを強化し、組織的な進路指導を推進した。

- ・就労支援アドバイザーが、企業等の情報を全県で共有するための就労支援情報交換会を開催した。

(ウ) 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の推進

a 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の推進

(a) 障がいのある子どもに対する適切な就学指導の推進

- ・平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正を受けて改訂した「就学支援の手引」の活用を推進した。

(b) 各学校の特別支援教育体制の整備・充実

- ・特別支援学校のセンター的機能を活かし、特別支援教育コーディネーターによる研修への協力、個別の教育支援計画等の作成・活用や校内体制整備に係る助言・援助を実施した。

b 高等学校における特別支援教育の推進

- ・平成25年度から平成27年度まで、学識経験者等で構成する高等学校特別支援教育協議会を設置し、調査・研究を行うとともに高等学校における特別支援教育推進の方策を検討した。
- ・平成27年に「合理的配慮提供手続マニュアル－高等学校用－」、中学校・高等学校教職員向けリーフレットを作成し、配付した。

ウ 第三次大分県特別支援教育推進計画の策定

平成26年1月には、「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、障がいのある子どもたちを取り巻く環境は大きく変化した。また、平成27年度には、第二次大分県特別支援教育推進計画に関するフォローアップ委員会を開催しており、「大分県立特別支援学校の今後の在り方に関する意見」をまとめた。こうしたことから、

平成30年2月に今後5箇年を期間とした第三次大分県特別支援教育推進計画を策定した。基本方針は、「障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応える物的・質的環境を整え、インクルーシブ教育システムの構築をめざす」としている。主な取組は以下のとおりである。

(ア) 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備

a 特別支援学級・通級による指導の教室の在り方

平成30年度において、地域のニーズに応じた特別支援学級、通級による指導の教室設置数は、特別支援学級が562教室、通級指導教室が57教室となっている。

b 管理職の特別支援教育への意識向上

小中学校等の授業改善等の助言を行なう機会の多い指導主事が、特別支援教育の視点からの学校運営及び授業改善の必要性や重要性への認識を深めることができるよう「筑波大学附属久里浜特別支援学校における自閉症教育研修会」を平成30年度から実施し、年6名（教育事務所から各1名）が受講している。

c 公立高等学校における特別支援教育の推進

平成30年4月から県立高等学校1校において「通級による指導」が開始された。また、6校に6名の特別支援教育支援員が配置され、障がいのある生徒の日常生活上の支援が行われている。

d 特別支援学校の再編整備

それぞれの障がい種ごとの教育の充実、安全で適切な環境の確保、一般就労をめざす生徒の職業教育の充実等の観点から再編整備を行っている。

(イ) 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

a 特別支援学校教諭免許状保有率の向上

平成30年度では、県立特別支援学校に2年以上在籍する教員の特別支援学校免許取得率は90.5%となるなど毎年向上している。

b 特別支援学校における「個別の指導計画」の

充実と活用のさらなる推進

全ての特別支援学校において「個別の指導計画」を基にした授業研究会が実施され、管理職、主幹教諭からの助言を踏まえて改善を行うとともに、摂食指導・理学療法士・作業療法士等専門家を派遣（H30実績112回207名）しての助言により「個別の指導計画」の改善が進んでおり、主幹教諭が「個別の指導計画」に対して指導・助言を行った幼児児童生徒の割合が73%となっている。

c 特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメント

主幹教諭（学部主事）、教務主任、研究主任を中心として、組織的に「個別の指導計画」の改善を教育課程の改善につなげられるようカリキュラム・マネジメント研究協議会等を実施し、具体的な方策の検討を開始している。また、カリキュラム・マネジメントガイドブック（試行版）を作成し、各学校での取組が始まっている。

d 幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターへの研修

6教育事務所で「個別の指導計画」の作成をテーマに「エリア別特別支援教育コーディネーター研修会」を実施し、研修内容を各学校等に持ち帰りすべての教員への周知を図っている。

エ 特別支援学校における教育の充実

(ア) 高等部生徒の一般就労を目指す取組の充実

・平成24年度から知的障がい特別支援学校を対象に、生徒のメンテナンス技能向上を目的とした外部講師による技術指導、及びメンテナンス技能検定を実施している。

・平成23年度に高等部職業コースを導入した知的障がい特別支援学校4校に、就労支援アドバイザーを配置した。平成25年度以降6名、平成29年度以降知的障がい校11校に対し8名の配置をしている。

(イ) 学習支援機器（タブレット型端末）の導入

・平成24年度から、全特別支援学校にタブレッ

ト型端末を計画的に配備し、授業で活用して学習効果を検証している。

オ 多様な学びの場の充実

平成29年度から、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒が在籍する遠隔地域の小中学校へ専門性の高い特別支援学校の教員を、サテライトコーディネーターとして5名派遣し、「個別の指導計画」の作成等を支援している。

(7) 時代の変化を見据えた教育の展開

ア 教育の情報化

「情報社会を主体的に生き、未来の大分を創造する子どもたちの育成」を目的に平成28年3月に「大分県教育情報化推進プラン2016」（平成28年度から平成31年度）を策定し、進捗管理を行っている。

推進プランでは3つの基本方針を設定し、これらの方針に沿った施策を計画的かつ総合的に推進している。

- (ア) 基本方針1 子どもたちの情報活用能力の向上
- 学習活動の中にICTを効果的に活用する場面を取り入れ、子どもたちの情報活用能力の向上を目的に、ICTを効果的に活用した授業改善等を通じて、教員のICT活用指導力の向上を図っている。また、子どもたちにICTを活用するための適切な判断力を身に付けさせるた

め、各教科の学習や外部講師等による出前授業を通して情報モラル意識の涵養を図っている。

(イ) 基本方針2 教育の情報基盤の構築

子どもたちによる効果的な活用が期待されるタブレット型端末や電子黒板を中心にICT環境の整備を進めている。また、校務の情報化は情報共有による教職員の事務負担の軽減となり、子どもと向き合う時間の確保につながっている。さらに、情報セキュリティを強靱化した大分教育ネットワークの運用に努めている。

(ウ) 基本方針3 教育情報化に向けた環境整備

県教育委員会と市町村教育委員会が一体となった「大分県教育情報化推進本部」を中心に教育情報化推進組織の定着を図るとともに、全ての学校において、学校CIOや情報化推進リーダーによる教育情報化に係る進捗管理や計画的な研修が行われるよう徹底を図っている。また、更に開かれた教育委員会を目指してホームページ等を活用した積極的な情報発信に努めている。

イ 主権者教育の推進

平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、高等学校及び特別支援学校高等部に在学する生徒が、在学中に満18歳を迎え選挙権を得ることとなったことを受け、「県立学校における政治的教養の教育に関する指針」を策定し、県立学校における主権者教育、特に政治的教養の教育の充実を図っている。

3 グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

(1) グローバル人材の育成

グローバル社会を生きる本県の子どもたちが世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働し未来を切り拓く上で、「挑戦意欲と責任感・使命感」「多

様性を受け入れ協働する力」「大分県や日本への深い理解」「知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力」「英語力（語学力）」の5つの力の「総合力」が必要であるとし、それらを育成するため、平成27年度から「グローバル人材育成推進プラン」に基づ

き、従来の国際理解教育に加えグローバルリーダーの育成や留学支援、web システムを活用した海外生徒との遠隔交流、英語力の向上等の取組を始めた。

ア グローバル人材育成推進プラン第1ステージ

主な取組として、平成28年度から、世界へ挑戦する気概やリーダーとしての素養の育成に向けて、年間4～5回、県内高校1、2年生を対象に「グローバルリーダー育成塾」を開始。世界で活躍する講師の講演や各自研究した内容について生徒同士で意見

交換を行った。1回あたりの参加者数は平均200名を超えた。

イ グローバル人材育成推進プラン第2ステージ

第1ステージの取組状況や生徒の意識の変化等を分析し、成果や課題を把握した上で、第1ステージで目指した「5つの力の総合力」の育成を継続するとともに、生徒の英語発信力強化のため、英語を実際に使い外国の人々と交流する取組を充実させる等、更なる発展を目指して、平成30年度より第2ステージとしての3年間の取組を開始した。

4 安全・安心な教育環境の確保

(1) いじめ対策の充実・強化

本県の平成30年度のいじめ認知件数は11,356件(1,000人当たり92.4人・全国平均40.9人)で、全国平均を上回っており、解消率は84.4%である。いじめの認知件数は増加しているが、平成25年度に「いじめ防止対策推進法」が定められ、各学校が児童生徒の些細な変化も見逃さず、いじめを初期段階のものを含め積極的に認知する「いじめ見逃しゼロ」を徹底した結果である。また、「いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得る」という認識で、校内いじめ対策組織を強化し、いじめの早期発見・早期対応の徹底に取り組んでいる。

ア いじめ対策

(ア) 未然防止対策の充実

全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止対策の充実を図る。

a 「いじめ見逃しゼロ」を目指す組織的な指導体制づくり

校長のリーダーシップの下、いじめの実態の把握・措置が適切に行われるよう、「教育相談コーディネーター」を中心とした校内い

じめ対策組織で情報共有を図り対応する組織的な生徒指導体制の構築を図っている。

b 教職員研修

すべての児童生徒の「居場所」と「絆」を意識した学級づくりに向けた指導力向上のため、学校問題対応スキルアップ研修会や学級づくり研修会など教職員を対象とした各種研修会の充実と「大分県いじめ防止基本方針」(平成29年10月)等の活用推進を行っている。

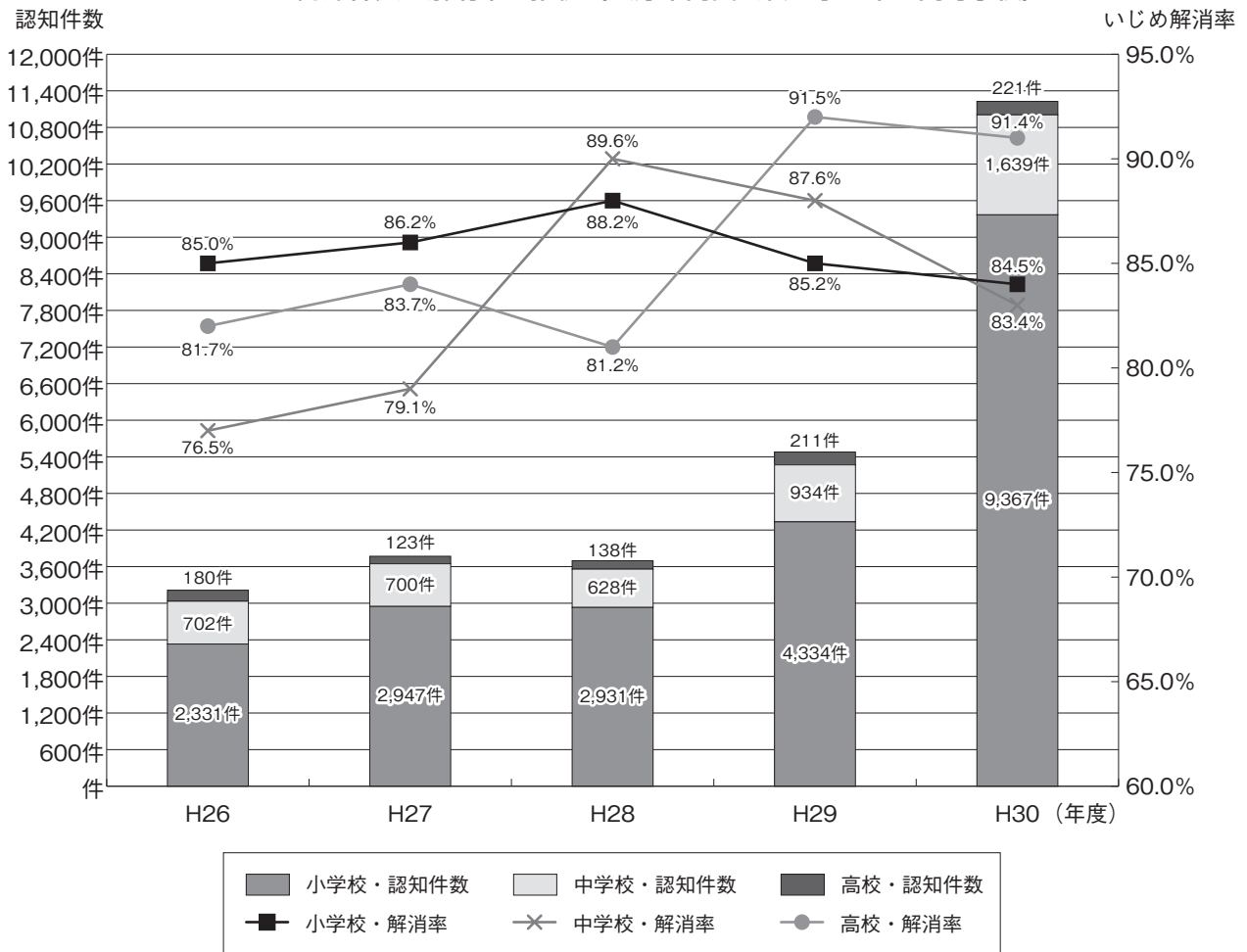
c 社会規範の育成と道徳教育の充実

「いじめは絶対に許されない」という意識の醸成と社会規範の育成に向け、「大分県いじめ問題子どもサミット」等、子どもの自発的活動の充実や子どもの自己有用感や自尊感情、他者を思いやる心などを育む道徳教育の充実に取り組んでいる。

d 組織的な教育相談体制

地域の拠点となる小中学校に「地域児童生徒支援コーディネーター」を配置し、各学校の「教育相談コーディネーター」と連携の下、定期的ないじめ対策委員会の開催やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの活用など、組織的な教育相談体制の充実を図っている。

いじめの認知件数・解消率の推移（大分県内国公立小・中・高等学校）



児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査【文部科学省】

e スクールロイヤーによる予防授業

平成30年度から、大分県弁護士会と大分県教育委員会との協定締結によるスクールロイヤー活用事業が始まり、いじめの未然防止のため、いじめ予防授業や教職員研修を行っている。また、児童生徒・保護者からの無料電話相談会を年3回実施している。

(イ) 早期発見・早期対応の徹底

「いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得る」という認識の下、いじめの早期発見・早期対応の徹底を図る。

a 子どもや保護者がいつでも相談できる体制整備

平成30年度には、臨床心理の高度な知識・経験を有するスクールカウンセラーを86名（全小学校255校、全中学校125校、県立学校

28校）を配置した。また、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー42名（17市町村に35名、県立高等学校5校に7名）を配置し、教育相談体制の充実を図っている。

b いじめに係る状況把握の徹底と相談窓口の充実

各学校の定期的な（学期に1回以上）いじめアンケート調査や面接調査により、早期発見と組織的な対応に取り組んでいる。また、「24時間子供SOSダイヤル」や「ネットいじめ相談」窓口を引き続き設置し対応の強化を図っている。

(ウ) 関係機関等と連携した支援の充実・強化

いじめが複雑化・深刻化する場合を想定し、福祉・医療・警察等関係分野の専門的知見の活

用や関係機関・団体と連携した支援の充実・強化を図る。

a 「生徒指導支援チーム」の有効活用

学校だけでは解決が困難な生徒指導事案に対して、高度な知識と経験を有する臨床心理士による「生徒指導支援チーム」を派遣し、教職員や児童生徒・保護者へ支援を行っている。

b 「いじめ対策連絡協議会」等を通じた福祉、医療、警察等関係機関・団体との連携強化

関係機関等と連携した支援体制の充実・強化のため、県や市町村の教育関係者や福祉、医療、警察等で構成する「いじめ対策連絡協議会」を行っている。

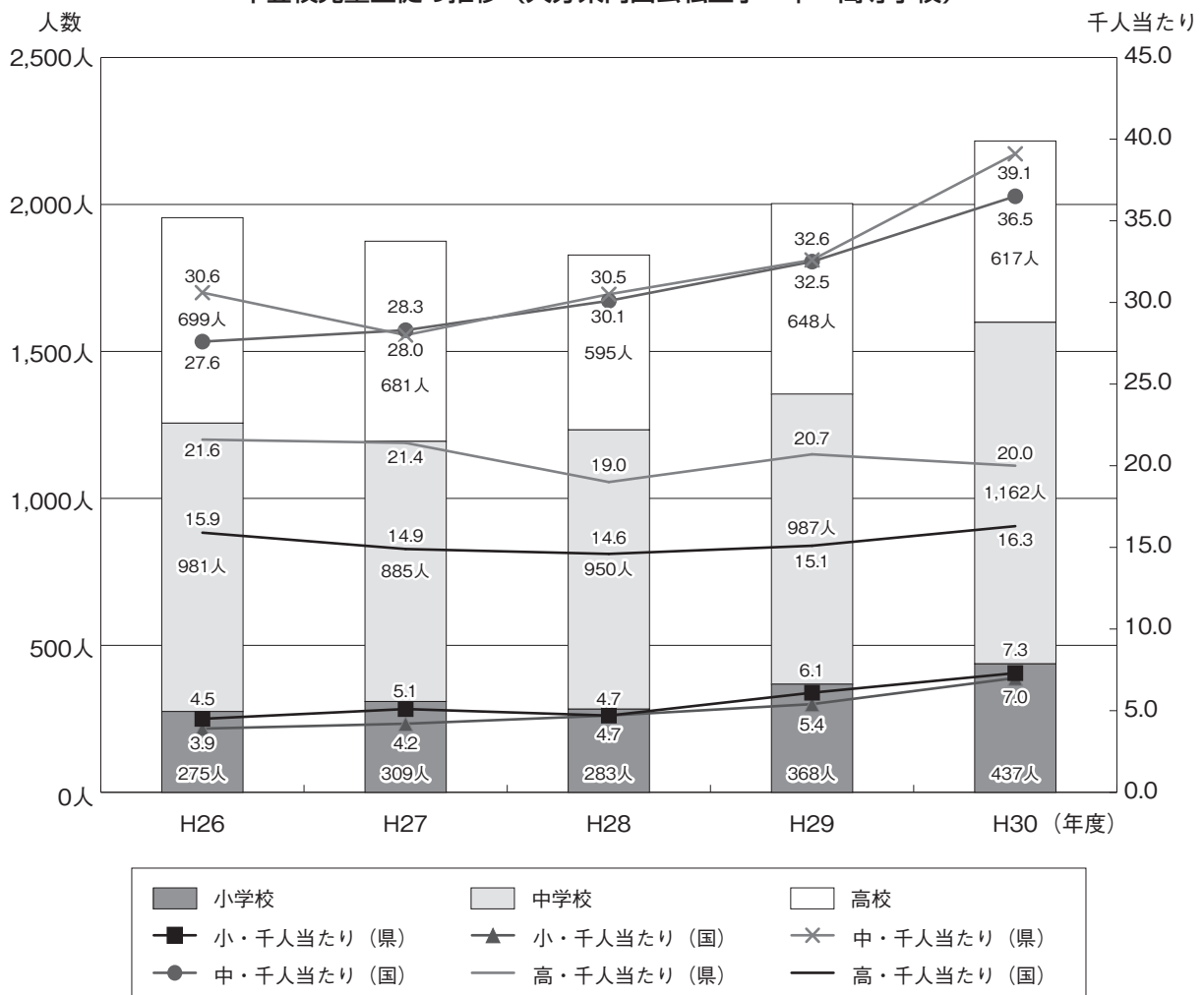
c 学校からの法的相談

児童生徒を取り巻く諸問題に対し、スクールロイヤーが法的な根拠に照らして学校側に指導・助言を行っている。

(2) 不登校対策の充実・強化

本県の平成30年度の不登校児童生徒数は、小学校437人（1,000人当たり7.3人・全国平均7.0人）、中学校1,162人（1,000人当たり39.1人・全国平均36.5人）、高等学校617人（1,000人当たり20.0人・全国平均16.3人）で、小学校は増加傾向、高等学校は高止まり傾向である。児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりや、多様な教育的ニーズ

不登校児童生徒の推移（大分県内国公立小・中・高等学校）



児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査【文部科学省】

のある児童生徒や不登校児童生徒の「居場所」と「絆」づくりができる支援に取り組むとともに、早期対応の徹底や社会的自立に向けた支援の充実を図っている。

ア 不登校対策

(ア) 未然防止対策の充実

全ての子どもたちにとって魅力ある学校づくりを推進し、不登校出現率の低減に向けた未然防止対策の充実を図る。

a 「いじめ対策・不登校児童生徒支援プラン」に基づく組織的な取組の推進

全ての小・中学校、高等学校、特別支援学校で「いじめ対策・不登校児童生徒支援プラン」を作成し、不登校の未然防止・初期対応や学校復帰支援に向けて取り組んでいる。

b 組織的な教育相談体制

地域の拠点となる小・中学校に「地域児童生徒支援コーディネーター」を配置し、教育相談体制の充実と地域内の小・中学校の連携強化を図っている。また、各学校の「教育相談コーディネーター」と連携の下、定期的なケース会議の実施や一人一人の状況に応じた「児童生徒支援シート」の有効活用と、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフと連携した組織的な教育相談体制の充実を図っている。

c 「居場所」と「絆」を意識した学級づくり

児童生徒が良好な人間関係をつくり、不登校をうまない魅力ある学校づくりに向け、「居場所」と「絆」がある学級づくりや、ソーシャルスキルを高めるための「人間関係づくりプログラム」を実施している。

(イ) 早期対応の徹底

「あったかハート1・2・3」の取組により、不登校の兆候の早期発見に努め、早期対応の徹底を図る。

a 「あったかハート1・2・3」の徹底

欠席1日目＝電話連絡（励まし電話、安心電話、受診確認）

欠席2日目＝電話か家庭訪問（安心電話、

症状の具体把握）

欠席3日目＝家庭訪問（組織対応、体調の確認、再登校不安の解消）

b 専門スタッフの効果的配置の推進

スクールカウンセラーを86名（全小学校255校、全中学校125校、県立学校28校）を配置し、児童生徒のメンタル面のケアや教職員への支援を行っている。また、スクールソーシャルワーカー42名（17市町村に35名、県立高等学校5校に7名）を配置し、貧困、虐待、ネグレクト等の様々な抱える児童生徒を児童相談所や福祉事務所等の関係機関に繋ぐ体制づくりができています。

c 県教育センターなどの教育支援センター（適応指導教室）やスクールカウンセラーを活用した保護者支援の充実

(ウ) 学校復帰・社会的自立に向けた支援

関係機関や団体とも連携し、不登校児童生徒の学校復帰・社会的自立に向けた支援の充実を図っている。

a 教育支援センターや民間団体との連携

市町村の教育支援センターやフリースクール、不登校を考える親の会等の民間団体と連携を図るとともに、県教育支援センター（適応指導教室）の訪問型学習支援や教育相談を行っている。

b 定時制・通信制高等学校を活用した不登校児童生徒への支援の充実

定時制・通信制高等学校において、大分大学の学習サポーターによる中学校・高等学校の不登校・不登校傾向の生徒への学習支援を毎週継続的に実施している。

c 合同宿泊体験

市町村教育支援センター等と連携し、青少年教育施設における不登校児童生徒を対象とした自然体験・生活体験活動プログラムの活用促進を行っている。

d 生徒支援に係る専門スタッフ等の資質向上のための研修会

- ・大分県児童生徒支援対策推進会議
- ・教育相談コーディネーター研修会

- ・スクールカウンセラー連絡協議会
- ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会
スキルアップ研修会
- ・市町村生徒指導担当主事等連絡協議会
- ・県立学校生徒指導主任・教育相談主任連
絡会議

(3) 安全・安心な学校づくり

児童生徒等を事件・事故、災害等から守り、安全・安心な学校づくりを推進するため、学校安全計画を策定し、学校の危機管理体制の確立、安全点検及び家庭・地域・関係機関との連携づくりなどの安全管理を推進するとともに、危険に対し自他の安全に配慮して自分自身の安全を守るための安全教育の充実を図っている。

ア 安全管理

(ア) 学校安全に関する調査

学校安全計画の策定状況など安全管理に関する実態を把握し、安全管理・安全教育の充実を図っている。

(イ) 事件、事故事案の集計、分析

不審者情報や生活事故、交通事故を集計、分析し、安全管理の充実を図っている。

(ウ) 防災・避難対策マニュアル等の作成

学校における防災教育のより一層の充実を図るため、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に発刊した『防災・避難対策マニュアル』のうち、防災教育に関する部分について、児童生徒の発達段階に応じて体系的に整理した『学校における防災教育の手引き』を平成29年5月に作成・配布した。

さらに、同年12月には、地震・津波以外の水害・土砂災害等の自然災害に対して、各学校が

地域の実情に応じた実践的な防災対策を行う際に参考となるよう、同マニュアルの防災対策に関する部分について全面的に改訂した『防災・避難対策マニュアル2017』を作成した。

イ 安全教育

(ア) 防災教育コーディネーターの導入

国の「第2次学校安全の推進に関する計画」において示されている「学校安全の中核となる教職員」として、平成30年度、全ての県立学校及び防災教育モデル実践地域2市（佐伯市・豊後大野市）の小・中学校に「防災教育コーディネーター」を導入した。

(イ) 高等学校交通安全・防災教育推進連絡会議

県内9地域において地域会議を設置し、関係機関との連携を図りながら、地域や学校の実情に即した交通安全・防災教育の推進に努めている。

(ウ) 学校安全研修会

防犯、防災、交通安全、心肺蘇生法、学校事故対応に関する研修会を実施し、安全教育の充実と教職員の資質向上を図っている。

(エ) 学校防災出前講座

各学校で行う防災に関する校内研修において、外部専門家を講師として派遣する「学校防災出前講座」を実施し、防災に関する教職員の資質向上に取り組んでいる。

(オ) 防災教育モデル実践事業

平成24年度から文部科学省の委託を受けてモデル校を指定し、教科等における防災教育の効果的指導法や実践的な防災訓練等について防災教育アドバイザーの指導を受け、地域の実情に応じた防災教育を推進している。さらに、モデル校の研究実践をまとめた『防災教育実践事例集』を県下に普及させることで、防災教育の充実・発展を図っている。

5 信頼される学校づくり

(1) 「芯の通った学校組織」の取組の深化

ア 「芯の通った学校組織」の趣旨・必要性

平成20年の教員採用試験等をめぐる不祥事の発生以来、権限と責任が明確で透明性が高い教育行政システムの確立をはじめとした教育改革を進めてきたところである。その上で、県民の信頼を回復するに当たっては、何より子どもたちの学力や体力の向上、豊かな心の育成など、結果として表われることが重要であり、当時、学力・体力ともに低迷する状況を打開するために、取り組み始めたのが「芯の通った学校組織」の構築による学校改革である。

「芯の通った学校組織」では、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標達成に向けて組織的に教育活動に取り組む学校組織、また、このような取組を行う基盤として校長等管理職の下、ミドルリーダーたる主任等が効果的に機能する学校運営体制が構築されている学校組織の実現を目指し取組を推進してきたものである。

イ 「芯の通った学校組織」の推進

(ア) 第4・第5フェーズ（27・28年度）の取組

「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』推進プラン」を平成24年11月に策定し、市町村教育委員会との緊密な連携の下、平成24年度の第1フェーズ、25年度の第2フェーズ、26年度の第3フェーズにより取組を進めたものである。

第3フェーズまでの取組により、目標達成に向けた組織的な取組が進むとともに学校運営への参画に対する教職員の意識の高まりが見られたが、その一方で、重点目標への学校の課題の反映や主任制度をはじめ、目標達成に向かうマネジメント、基盤となる学校運営体制に課題を残すこととなった。

そのため、これらの課題解決と、「思考力・判断力・表現力等の育成」や「不登校」、「学校・

家庭・地域の協働」など、特に組織的な取組を求められるものへの活用を更に進めることを併せて、「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プラン（平成26年11月18日）」を策定し、取組を2年間延長（平成27・28年度）して継続・徹底を図ったものである。

全5フェーズの取組を通じて、学校マネジメントの取組は着実に進展し、概ね、目標としていた体制は整ってきたが、「芯の通った学校組織」の確立については課題を残しており、プランの深化・継続が必要となった。

(イ) 第2ステージ（29・30年度）の取組

平成29年度からは、第5フェーズまでの取組を踏まえ、「『芯の通った学校組織』推進プラン第2ステージ～大分県版「チーム学校」実現プラン～」を策定し、3年間の取組を行うこととした。

第2ステージでは、少子化による人口減少が進む中で、教職員の大量退職・大量採用時代を迎え、学校現場の世代交代が加速する中、学校の組織的課題解決力の向上が喫緊の課題であり、「芯の通った学校組織」の取組を本県教育における学校運営の基本に据えて、取組の継続・発展を期し、「当たり前」の学校文化にしていく必要があるとした。

また、教育水準の向上のため、「芯の通った学校組織」の更なる取組深化を推進し、組織マネジメントとしての「チーム学校」だけではなく、学校マネジメントの両輪として目標達成マネジメントを重視する、大分県版「チーム学校」を実現しようとしたものである。

(2) 地域とともにある学校づくり

ア 「開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ

- (ア) コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進
- (イ) 将来の地域を担う子どもを社会全体で育むため、地域の教育力を結集した地域とともにある学校づくりを推進した。
- (ウ) 「地域とともにある学校づくり」推進ワーキンググループを立ち上げ、コミュニティ・スクールの仕組みと「協育」ネットワークの活動(地域学校協働活動)が両輪として機能する環境整備について、有識者等による議論を行ない、その内容をリーフレットとしてまとめた。
- (エ) 「地域とともにある学校づくり」推進協議会を開催し、コミュニティ・スクールの運営における効果的な取組の実践発表や、学校の困りを解決する相談会等を通して、県内各地域におけるコミュニティ・スクールの円滑な導入や取組の充実を推進している。

(3) 教職員の意識改革と資質能力の向上

「大分県公立学校教員育成指標」(平成29年10月策定)を踏まえ、「大分県公立学校教職員の人材育成方針」(平成30年3月改訂)に基づき、教職員研修や人事異動を通じた育成を行うとともに、教職員評価システム等を活用し、教職員の一層の意識改革と資質能力の向上を図ってきた。

(4) 魅力ある高等学校づくりの推進

社会の大きな変化に伴い、求められる資質・能力が変容する中、子どもたちの生き方、ものの考え方や学びへのニーズも変化してきている。また、中学校卒業生数の急激な減少は多くの小規模校や閉校を生み出す結果となっている。

こうした状況の中、高校の再編整備や通学区域制度の見直しなどをまとめた平成17年3月の「高校改革推進計画」に続き、平成20年8月には、平成22年度以降の再編整備の方向性を示した「高校改革推進計画 後期再編整備計画」を策定し、子どもたちが社会の変化に十分対応できるように教育環境の整備を図った。

また、教育の機会均等という原点に立ち返るとともに、「子どもたちにとって、真に望ましい学校」とは何か、検討を進める中、地域を担う人材の育成や地域の活力に繋がる、学校の魅力化・特色化に地域と連携して取り組むことによって「選ばれる学校づくり」に力を注いだ。

ア 「学びの環境」整備

子どもたちが充実した教育環境の下で高校生活を送ることができるよう学校の適正規模化を進めるとともに、子どもたちの多様な学習ニーズに適切に対応するため、単位制や総合選択制など本県にはこれまでなかった新しいタイプの学校の設置・導入を進めた。

(ア) 後期再編整備(平成27年度以降)

平成27年度

- ・別府青山、別府羽室台、別府商業を統合して別府翔青(単位制)を開校
- ・玖珠農業、森を統合して玖珠美山(総合選択制)を開校 ※後期再編整備計画の終了

(イ) 職業系高校の単独校化

平成29年度

- ・津久見高校海洋科学学校を海洋科学高校に

平成30年度

- ・香川県との共同運航に係る協定締結
(共同の事業として、実習船の新規造船)
- ・三重総合高校久住校を平成31年度から久住高原農業高校に(県下で初の全国募集を実施)
- ・農業系高校の学びの拠点として「くじゅうアグリ創生塾」の建設(平成31年度開所)

イ 高校の魅力化・特色化の推進

(ア) 「地域の高校活性化支援事業」

さらなる少子化の進行や、国・県をあげた地方創生への動きの中で、地域の高校の活性化が必要とされた。地域と協働した取組を通じた、地域の教育力向上及び地域の担い手育成に向けた特色ある学校づくりを支援した。この取組によって、地域との交流がいっそう盛んになり、特色ある教育活動の展開により「開かれた学校」づくりが進んだ。

平成28年度から「地域の高校活性化支援事業」・「地域との連携による学校魅力化・特色化プロジェクト」（平成28年度～平成29年度）・「地方創生・地域の高校拠点化プロジェクト」（平成30年度）

(5) 魅力ある私立学校づくりへの支援

ア 私立学校教育の振興

(ア) 私立学校運営費補助

学校教育における私立学校の果たす重要な役割に鑑み、①教育条件の維持向上、②保護者負担の軽減、③学校経営基盤の健全性の確保を目的とした私立学校振興助成法に基づき、県内の私立高等学校（全日制・通信制）、中学校、小学校及び幼稚園を設置する学校法人に対し、経常的経費の一部を補助し、私立学校の振興を図った。

(イ) 私立高等学校等就学支援事業

平成22年度から、私立高等学校等に在学する生徒に対し国公立高校の授業料相当額を助成し、家庭の教育費負担の軽減を図っている。

対象生徒数は、平成27年度7,743人、平成28年度7,420人、平成29年度7,531人、平成30年度7,618人である。

(ウ) 私立高等学校授業料減免補助

私立高等学校に在学する生徒で、経済的理由

により修学が困難な者の保護者負担を軽減するため、学校法人が授業料の減免事業を行う場合に、その要する経費の一部に対して補助を行う制度を昭和56年度に創設した。

平成22年度からは、前記(イ)による授業料の助成を受けてもなお授業料の負担が残る場合に、本事業の実施により上乗せして支援を行い、全ての意志ある人が高校教育を受けられるよう教育機会の確保を図っている。対象生徒数は、平成27年度1,977人（全生徒の22.5%）、平成28年度2,195人（同24.5%）、平成29年度2,271人（同24.5%）、平成30年度2,403人（同24.5%）となっている。

(エ) 私立高等学校等奨学金給付事業

低所得者世帯の私立高校生の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給する事業として平成26年度から実施し、対象生徒数は、平成27年度1,112人、平成28年度1,602人、平成29年度1,556人、平成30年度1,480人となっている。

(オ) 私立学校施設耐震化促進事業

平成21年度から、学校法人が実施する学校の校舎等の施設の耐震化に要する経費の一部を補助し、教育環境の向上を図っている。平成28年度末までの耐震化完了を促進するため、平成24年度からは耐震補強工事への補助を、平成26年度からは耐震改築工事への補助を拡充した。

平成27年度は平成26年度繰越分を含む2校（3棟）の耐震補強工事及び5校（10棟）の耐震改築工事に、平成28年度は平成27年度繰越の1校（5棟）の耐震改築工事に、平成29年度は平成28年度繰越の1校（1棟）の耐震補強工事及び1校（1棟）の耐震改築工事に補助を行った。その結果、平成29年7月末をもって、本県の私立小・中・高等学校の児童生徒が使う建物の耐震化率は100%となった。

(カ) 私立学校ICT教育環境整備促進事業

平成29年度から、国庫補助事業を実施する学校の補助事業に要する経費の一部を補助し、私立学校のICT教育環境の向上及びICT教育環境の公私間格差の解消を図っている。平成30

年度からは対象国庫補助事業及び国庫足切り基準引き上げに伴う小規模校向けの補助メニューをそれぞれ拡充した。

平成29年度は5校、平成30年度は12校に補助を行った。

(キ) 大分県私学協会補助

一般財団法人大分県私学協会は、私立学校教職員の資質や教育条件の向上に向けて教職員研修会等を開催するとともに、私立学校の活躍状況を県民に広くアピールするため、私学フェスタ（平成22年度から実施）や私立高等学校体育大会（昭和61年度から実施）を開催しており、県がその経費の一部を補助することにより、本

県における私立学校の振興を図った。

(ク) 私立学校ブロック塀等緊急安全対策事業

平成30年9月補正予算で県全体で危険ブロック塀対策を行うことになったことに伴い、学校法人が実施する私立小・中・高等学校の倒壊の危険性のある危険ブロック塀の除去・フェンス設置に要する経費の一部を補助した。これにより本県私立小・中・高等学校の防災機能強化を図り、児童生徒や県民の安全・安心を促進した。

平成30年度は8校（うち4校は翌年度へ繰越）に補助を行った。

6 「知（地）の拠点」としての大学等との連携

(1) 地域課題解決に向けた県内の大学等との連携の推進

県では、大学等有する人材や教育・研究機能、蓄積された高度な知見等を活用し、産業振興や地域活性化などを図るため、「知（地）の拠点」である大学等との連携を推進している。

医療・福祉分野において不足する人材の育成や、先端技術への挑戦、防災対策等で具体的な連携を進めるほか、大学・短期大学・高等専門学校を中心に自治体、経済団体、企業等で構成する「大学等による『おおいた創生』推進協議会」に県も参加し、進学者の確保に向けた大学等の魅力づくりや学生が地域に出向いて教育、産業、福祉、医療など様々な分野の地域課題解決を学ぶ実践型活動などを支援している。

(2) 公立大学法人の学校運営

大分県立看護科学大学及び大分県立芸術文化短期大学は、法人の設立団体である県が定めた中期目標

に基づいて中期計画を策定し、大学を運営している。

看護科学大学では、平成23年度から、学部を看護師教育に絞り、保健師教育と助産師教育を大学院修士課程で開始し、各々の専門性を強化した。平成25年度からは、学生たちが地元の高齢者を訪問する「予防的家庭訪問実習」を実施するなど地域と共に歩む大学としての活動を行っている。

芸術文化短期大学では、平成27年度よりキャンパスのリニューアルを開始し機能強化を図るとともに、平成30年度には全学科横断型の「アートマネジメントプログラム」を開講するなど、魅力あるカリキュラムの編成を推進している。加えて、県民向けのオープンカレッジ・公開授業の実施や国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭での積極的な参画、地域・企業等との連携など、社会貢献活動に取り組んだ。

両大学とも教育研究の質の向上はもとより、地域貢献、運営の効率化などにより、学生や県民にとって魅力ある大学づくりに取り組んでいる。

7 青少年の健全育成

(1) 青少年を育てる地域・家庭づくり

ア 家庭、地域、学校の連携による青少年の健全育成

(ア) 大人社会の再構築

青少年の問題の解決にあたっては、まず大人が青少年に模範を示すことが必要であることから、県民総ぐるみで青少年を育成する「大人が変われば子どもも変わる」県民運動を平成18年度から取り組んでおり、毎月第3金曜日（青少年の日）の県下一斉街頭啓発活動やマスコミ・公共交通機関等を利用した広報活動などにより、家庭、地域、事業所等に幅広く呼びかけながら、運動の普及・浸透を図っている。

(イ) 家庭・地域の教育力の向上

核家族化や都市化の進行に伴い、家庭や地域の子育て力、教育力等の低下が指摘されていることから、家庭の果たす役割を再認識するため、毎月第3日曜日を「家庭の日」として県民運動に取り組んでいる。

また、子どもたちが、地域の異年齢集団の中での遊びや体験活動を通して、健康で豊かな心を持った青少年に成長できるよう、各種研修会等を開催し、青少年団体の活動の活性化を図るとともに、団体活動の中核となる指導者の養成や資質向上に努めている。

る。県の推進体制の強化として県青少年対策本部（平成13年3月設置）や県青少年健全育成審議会等を設置するとともに、市町村や青少年育成県民会議等関係団体と連携を強化し、県民総参加による取組を推進している。

(イ) 自立した青少年の育成

ニートやひきこもり、就労等社会的自立に困難や悩みを抱える青少年及びその家族を支援するため、「おおいた青少年総合相談所」を開設し、幅広い相談内容に対応している。

また、次代を担う青少年が、豊かな人間性や規範意識・社会性など、社会で生きる力を身につけ、こころ豊かでいきいきとした青少年に成長することを支援するため、県内各地から集まった少年が規律・友情・連帯の精神のもと、船内研修や、沖縄での現地見学等の団体生活により学び合う、「大分県少年の船」を昭和55年より運航している。

少年の船年度別参加状況

（単位：名）

参加者 \ 年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校5・6年生	483	418	459	458
うち福祉施設児童	20	14	18	17
うち養護学校・障がい児学級児童	10	11	14	20
中学生	47	40	40	40
高校生	28	40	40	40
役員・リーダー	51	54	59	62
計	609	552	598	600

私学振興・青少年課調べ

(2) 青少年や家庭への支援体制の充実

ア 青少年の健全育成のための体制整備

(ア) 「大分県青少年健全育成基本計画」の推進

全ての青少年が希望を持っていきたいと活躍できる社会を築いていくため、「大分県青少年健全育成基本計画」（平成28年3月改訂）に基づき、さまざまな施策を総合的に推進してい



大分県少年の船 沖縄訪問

イ 社会環境の浄化と非行防止活動の推進

(ア) 「青少年の健全な育成に関する条例」の改正

青少年の多くがスマートフォンやタブレット端末等のカメラ機能と通信機能を備えた機器を使用してインターネット上の会員制交流サイト（以下「SNS」という。）を利用しているが、SNSにおいて知り合った相手から、脅されたり、騙されたりするなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られるいわゆる「自撮り被害」が発生し、送付した画像がインターネットに流出したり、わいせつ犯罪に繋がったりす

るなど更なる犯罪に巻き込まれる事例も生じた。そのため、平成31年2月に条例を改正し、青少年に対し当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を不当に求める行為を禁止することを追加した。

(イ) 「大分県青少年健全育成審議会」の運用

青少年の健全な育成に関する条例に基づき設置した大分県青少年健全育成審議会において、青少年健全育成に関する重要事項を調査審議し、有害興行の指定等を行うなど、青少年の健全な育成に関する条例の公正な執行や県民の要請に応えた迅速な施策を実施してきた。

8

変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

(1) 多様な学習活動への支援

県民の学習への欲求は多様化・高度化しており、ライフステージに応じた学習情報の提供など、誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学び、その学習成果を適切に生かすことができる生涯学習社会の実現が求められている。

生涯学習に関する情報の提供については、県立図書館に設置している大分県生涯学習情報提供システム「まなびの広場おおいた」を通して充実を図っている。

学校・家庭・地域が各々の役割を果たしながら、相互に連携・協力して教育の協働を進める「協育」ネットワーク活動では、県内各地域で子どもたちの学習支援や様々な体験活動等の指導者やボランティアとして日頃の学習活動の成果を生かす場の提供を行っている。

また、社会教育関係団体の育成を通じて、地域づくりに主体的に関わる人材の育成を行っている。

ア 社会教育施設の再編・充実

平成28年度末の県立社会教育総合センターの廃止

に伴い、社会教育関係職員対象の研修会の実施や生涯学習に関する情報提供、学習相談、社会教育・生涯学習に関する研究・調査の機能は県立図書館に移管し、更なる充実を図っている。

また、香々地青少年の家及び九重青少年の家については、青少年の健全育成を図る社会教育施設として独立設置し、集団宿泊体験の支援や、不登校やひきこもりなど青少年の抱える課題に対応した体験活動の実施など、「第2の学校」としての機能強化に努めている。

イ 社会教育関係団体の育成

社会教育関係団体がその設立目的に沿い、充実した活動ができるよう支援を行う必要があり、PTAに対しては、県が事業費の一部補助を行っている。

また、他の関係団体に対しては、県政課題の解決に資するため委託事業を行っている。平成29年度から、女性団体が中心となり、地域の学校や他団体等の多様な主体と協働して地域課題の解決を図る「女性の地域協働活動支援事業」を大分県地域婦人団体連合会に対して業務委託を行っている。

この他、社会教育関係団体が実施した以下の事業

に対して支援を行った。

- (ア) 第57回全国社会教育研究大会・第45回九州ブロック社会教育研究大会大分大会(平成27年度)
- (イ) 第60回記念九州地区高等学校PTA連合会大会おんせん県おおいた大会(平成28年度)
- (ウ) 第39回全国公民館研究集会・第68回九州地区公民館研究大会大分大会(平成29年度)
- (エ) 第62回日本PTA九州ブロック研究大会大分大会(平成29年度)

ウ 県民の多様な学習活動を支える指導者の養成

県民の多様な学習活動を支援するためには、専門的な知識と多領域の課題に対応できる能力を持ち、社会教育の推進に先導的な役割を果たす指導者の養成・確保が求められる。

このため、県立図書館において「社会教育推進力向上支援事業」を実施しており、社会教育主事や公民館長など職種に応じた研修や経験年数に応じた研修を実施し、社会教育関係職員の資質・能力の向上を図っている。

(2) 社会全体の「協育」力の向上

地域の活力を支える人材の育成と地域コミュニティを再構築し、地域の教育力の向上を図るため、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもへの学習活動や体験活動の提供を行う「協育」ネットワークを基盤に、地域社会全体で地域課題の解決に向けて取り組む新たな体制整備を推進してきた。

県では平成19年度から市町村が実施する学校支援活動や放課後や土曜日に行う体験活動や学習活動への支援を行ってきた。

学校支援活動では、「協育」コーディネーター(公民館等に配置)が、支援内容に応じて保護者や地域住民にボランティアを依頼し、授業におけるグスティティーチャーや学習サポーターなどの支援や読み聞かせ活動、校内の樹木の剪定などの環境整備、登下校時の見守りや安全指導等、様々な活動が行われている。

また、地域住民の参画を得て行われる体験活動や学習活動では、平成29年度からは平日の放課後に開催される「小学生チャレンジ教室」と土曜日等に実施される「土曜アクティブ交流教室」や「中学生学び応援教室」が行われている。

さらに、平成22年度から大学・高等学校・企業などと連携して子どもたちに様々な科学体験を提供するO-Labo(少年少女科学体験スペース)の取組も行っている。

このような取組をととして保護者や地域住民が支援に入ることで、子どもたちの学習への関心や意欲が高まったり、地域の子どもの大人が触れ合ったりする機会が増えるなどの効果が見られた。また、支援者にとっても、自身の生きがいづくりや地域住民同士の交流の場が生まれるなどの効果も見られ、社会全体の「協育」力の向上につながっている。

これからは、支援者の更なる拡大を図るとともに、多様な学習機会の提供を通じて人と人の絆を紡ぐまちづくりに繋げていくことをめざしている。

(3) コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

平成26年度からの「学校・家庭・地域連携促進事業」において、それぞれの地域に家庭教育支援部会を設置し、家庭教育支援員が中心となって就学後の父母を対象にした学習機会の提供や、子育てサロン・傾聴活動を通じた寄り添い支援を行うなど、家庭教育支援の体制整備を推進してきた。この取組は平成29年度からの「『協育』ネットワーク連携促進事業」においても継続し、家庭教育支援部会は、事業実施前の平成25年度は5市町村7部会であったが、平成30年度においては12市町村53部会と取組が拡大している。

また、平成26年度に作成・配布した小学校低学年保護者向けの「親の学びプログラム集1」に続き、平成27、28年度には「親の学びプログラム集2」(小学校高学年保護者用)、「親の学びプログラム集3」(中高生保護者用)を作成し、学校やPTA団体等に配布することで、保護者への家庭教育に関する学

習支援を行った。

さらに、家庭教育支援の重要性について、広く県民に周知するため、家庭教育支援部会未設置の市町村において、家庭教育に関する講演会や親子体験イベント等を行う「家庭教育推進キャラバン」を平成29年度から毎年実施している。

芸術文化による創造県おおいの推進・スポーツの振興

1

県民文化の創造

(1) 大分県民芸術文化祭

県民の文化活動の発表及び鑑賞の機会を広く提供することにより、文化の香り高いふるさと大分の実現をめざして、平成11年度から大分県民芸術文化祭を開催している。平成17年度からは民間団体を中心にした大分県民芸術文化祭実行委員会の主催による民間主導の芸術文化祭となっている。

10月～11月の2ヶ月で行う「芸術文化フェスティバル（開幕行事、閉幕行事、大分県美術展、研修会事業、ジャンル別行事、若者行事）」、「地域文化フェスティバル（地域文化行事）」と、9月、12月を含む期間中に行う「参加行事」を合わせると毎年200を超える芸術文化行事が実施されており、県内では最大規模の芸術文化の祭典となっている。

大分県民芸術文化祭実績

	第17回 (平成27年度)	第18回 (平成28年度)	第19回 (平成29年度)	第20回 (平成30年度)
総行事数	213	232	216	208
行事総参加者数	157,403	72,844	19,076	117,954
総入場者数	347,041	233,389	182,281	265,650
テーマ	「五感に響け 新しい風」	「五感に響け 新しい風」	「継承と創造、そ して飛躍の予感」	「おおい大茶 会とともに」

(2) 別府アルゲリッチ音楽祭

別府アルゲリッチ音楽祭は「育む」「アジア」「創造と発信」の3つのコンセプトを掲げ、世界的に著名なピアニストであるマルタ・アルゲリッチを総監督とする国際音楽祭である。

この音楽祭は(ア)21世紀を生きる子どもたちが素晴らしい音楽にふれ、音楽を志す若者たちが学ぶことのできる場となり、また(イ)アジアの若手音楽家がアルゲリッチと出会う場を提供し、(ウ)別府そして大分

県から世界へ向けて個性あふれる音楽文化を創造・発信する温かな「手づくりの音楽祭」を目指している。

音楽祭期間中は別府市のビーコンプラザ、大分市のiichiko 総合文化センターを主会場に、オーケストラコンサート、室内楽コンサート、大分県出身若手演奏家コンサート、ピノキオコンサート～大人と子どものための音・学・会～、ヴァイオリンなどの公開レッスンなどを行うほか、年間を通じて学校訪問による「ピノキオコンサート」を実施している。

平成30年度の第20回記念の音楽祭では、「ローマから大分への道～音楽が結ぶもの」をテーマに開催。記念事業として開催したローマ公演も大成功を収めた。

(3) 大分アジア彫刻展

近代日本彫塑の基礎を築いた本県出身の彫刻家朝倉文夫を顕彰する目的で、平成4年度から大分県と朝地町（現・豊後大野市）の共催で、朝倉文夫記念公演を会場に、ビエンナーレ（隔年）方式で開催している。

アジアの新進彫刻家の登竜門として位置づけられている本彫刻展は、アジア全域を募集対象としており、平成28年の第13回展では14カ国から411点、平成30年の第14回展では14カ国318点の応募があった。

第13回展では、本展鑑賞とワークショップを体験後、豊後大野市ジオパークを巡るツアーを実施した。

また、第14回展では、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催記念事業として、特別企画「朝倉文夫おおい大茶会展」の開催と、巨大寝ころび招き猫による情報発信を行い、大会を盛り上げた。

このように、地域との連携、また、県内アトイ

ベント等と連携することで、大分アジア彫刻展は公募展としてだけでなく、地域活性の場としての役割を担っている。

○大賞受賞者

第13回（平成28年度）下平知明（日本）

第14回（平成30年度）給田麻那美（日本）

(4) iichiko グランシアタ・ジュニアオーケストラ

「iichiko グランシアタ・ジュニアオーケストラ」は、音楽を通して次代を担う子どもたちの健全育成と豊かな感性を養うとともに、県民文化の一層の振興を目指して、平成21年4月に結成された。

団員資格は小学生3年生から22歳までとなり、随時入団の申込を受け付け、オーディションを実施している。

指導者には、特別講師として一流演奏家を招聘し、地元講師陣とともに指導にあたっている。

平成22年4月に iichiko グランシアタにおいて、第1回定期演奏会を開催してからは、毎年、定期演奏会を実施している。

（定期演奏会入場者数）

第1回	1,518名	第2回	1,650名
第3回	1,461名	第4回	1,320名
第5回	1,260名	第6回	1,359名
第7回	1,130名	第8回	973名
第9回	1,029名	第10回	981名

(5) 学校における文化活動の振興

児童生徒の感性を磨き、豊かな感受性や創造性を育むとともに、児童生徒に深い感動と喜びを与えることを目指して、優れた文化芸術に触れ、そのすばらしさや美しさに感動する機会の充実を図ってきた。また、生徒の主体的な文化芸術活動の場である文化部活動を活性化させることによって、学校における文化芸術活動のさらなる充実を図ってきた。

ア 児童生徒の文化芸術に触れ親しむ機会の拡充

学校における芸術文化体験の拡充という視点から、文化庁の事業を活用し、小・中学校等の教育活動において優れた舞台芸術の巡回公演等を鑑賞したり、一流の芸術家によるワークショップや実演指導を受講できるようにしている。例えば、日本芸術院会員で大分県ゆかりの作家である佐藤哲、中山忠彦らが小・中学校等を訪問し、講話、実技披露、実技指導を行うなど、次代の文化の担い手となる児童生徒の感性を養う場を提供してきた。

（受講実績）

H27：57校

H28：43校

H29：36校

H30：44校

イ 県高等学校文化連盟への支援

文化芸術活動に主体的に関わることでできる文化部活動の活性化を目指して、高等学校においては県高等学校文化連盟（以後「高文連」と表記）を支援している。

大分県高等学校総合文化祭は、昭和51年に始まった歴史ある大会であり、高文連に所属する文化部19部門の最高峰を一堂に会し、広く県民に披露する場となっている。また巡回する地区を中心に高校生の文化活動の質的発展や県民の理解等を深めるため、年に1回開催している。

（開催地）

H27：大分市

H28：別府市

H29：大分市

H30：臼杵市

平成10年度から開始した日韓文化交流は、「日本国大分県教育委員会と大韓民国忠清南道教育庁との教育・文化・スポーツ等に関する友好交流宣言」（平成9年6月9日締結）に基づき、本県高校生と大韓民国忠清南道の高校生との文化交流を通じて相互理解を深め、両国の文化の振興に寄与することを目的としている。

(交流実績)

- H27：招聘校－韓国忠南芸術高校
受入校－芸術緑丘高校（音楽科）
H28：派遣校－芸術緑丘高校（音楽科）
派遣先－韓国忠南芸術高校
H29：招聘校－韓国大山高校
受入校－大分南高校（吹奏楽部）
H30：派遣校－大分南高校（吹奏楽部）
派遣先－韓国大山高校

また、全国高等学校総合文化祭に県代表が参加し、全国レベルで切磋琢磨するとともに、その中で活躍する団体や個人も輩出している。

平成27年度から平成30年度の間に、高校生の文化活動関係で県賞詞を受賞した個人・団体は13を数える。

ウ 県中学校文化連盟への支援

県内中学校における文化芸術活動の振興を図るため、県中学校文化連盟を支援している。

県中学校文化連盟は平成19年度の発足以来、アナウンス講座、芸術講座、新聞講習会、理科講座、合唱講習会、吹奏楽講習会など、各種講習会を開催し、部活動の活性化を図っている。

また、年に一度県中学校総合文化祭を各地域で開催している。平成28年度は、全国中学校総合文化祭（大分大会）を、iichiko グランシアタをメイン会場として開催し、県内の中学生はもとより、全国の中学校から参加を得て、活気あふれる大会となった。

今後も県中学校文化連盟の活動により、県全域の中学生が文化芸術活動を通じて交流を広げ、互いに刺激を受け、技術や意欲の向上が図られるとともに、豊かな心の育成に資することが期待される。

(6) 県立美術館の開館

県立美術館は、本県の芸術文化創造の新たな中心拠点として、平成27年4月に開館。「五感で楽しむことができる」「出会いによる新たな発見と刺激の

ある」「自分の家のリビングと思える」「県民とともに成長する」という4つのコンセプトを掲げ、優れた美術作品の鑑賞及び学習機会を提供するとともに、創作活動及び作品発表等の支援を通じて、県民の感性や創造性を高め、文化を核とした地域力を高めることを目的に、多彩な活動を展開している。

ア 展覧会

「出会い」をテーマにした新たな視点に立つユニークな自主企画をはじめとする多彩な企画展を実施するとともに、所蔵品の持つ価値や魅力を伝え、大分の伝統や文化を様々な切り口から紹介するコレクション展を年間を通して開催し、県民に新しい価値観の提示や刺激を常時提供している。

イ 美術資料収集

大分ならではの特色ある質の高いコレクションの形成を目指し、県出身作家及び本県に関係の深い著名作家の秀作を中心に、美術史上重要な役割を果たしていると判断される国内外の作家の作品や現代の美術動向を明示する優れた作品等を収集している。

ウ 教育普及

子どもから一般の方までが、美術と出会う喜びや作品をみることの楽しさを知り、大分の美術を中心とした様々な芸術文化を体感できるように、ワークショップや鑑賞ツアー、講座などの多様な美術体験の機会を提供している。また、学校教育の一環として美術館を利用してもらうなど、県内学校との連携に取り組んでいる。

(7) 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催

「第33回国民文化祭・おおい2018」「第18回全国障害者芸術・文化祭おおい大会」は、大会テーマ「おおい大茶会」のもと、51日間にわたり、県内全市町村で164の事業を展開した。

皇太子同妃両殿下のご臨席を賜り開催した開会式・オープニングでは、一般公募を含む総勢300名

以上の出演者が、芝居やダンス、合唱などのステージを披露した。大会期間中は、より深く大分県の文化を体感してもらうため、市町村の枠を超えて県内5つのゾーンに分け、それぞれの地域の特色に応じたテーマに沿った事業を展開し、関連事業を含め約237万人が参加した。また地域のお祭りや食といった地域体験を文化祭事業と併せて楽しむカルチャーツーリズムツアーを企画し、多くの方に大分の魅力を感じていただいた。

フィナーレ・閉会式では、芸術文化団体の方々の出演により、ふるさとへの感謝の想いや自然に対する畏敬の念を舞踏や音楽で表現し、次期開催県の新潟県に大会旗を引継ぎ、閉会した。

○テーマ「おおいた大茶会」について

老若男女、障がいのある方もない方も、だれもが楽しむことができる大会、芸術文化の新しい出会いや発見があり、多くの人材が育っていく大会をめざした。

○会期

平成30年10月6日（土）～11月25日（日）

○5つのゾーンについて

- ・出会いの場（大分市・別府市・由布市）
- ・祈りの谷（豊後高田市・杵築市・宇佐市・国東市・姫島村・日出町）
- ・豊かな浦（佐伯市・臼杵市・津久見市）
- ・耕す里（竹田市・豊後大野市）
- ・水の森（中津市・日田市・九重町・玖珠町）

○参加者数（延べ数）

・開会式・閉会式	18,728人
・市町村主催事業（115事業 ^{*1} ）	1,381,871人
・芸術文化ゾーン事業（14事業 ^{*2} ）	163,364人
・芸術文化団体主催事業（24事業）	30,443人
・障がい者アート事業（43事業）	74,278人
・関連事業（110事業）	705,522人
合計	2,374,206人

※1 障がい者アート事業（30事業）を含む

※2 障がい者アート事業（2事業）を含む

2

文化財・伝統文化の保存・活用・継承

平成31年3月現在で国宝富貴寺大堂をはじめ、国指定文化財が176件、国選択や登録の文化財が248件、県指定文化財が751件、県選択の文化財が23件ある。さらに市町村指定文化財も約2,200件があり、指定等によって保護措置が図られている文化財は3,000件を超える。また、保護措置が図られていない石塔や歴史的建造物、貴重な祭や古文書など、未指定の文化財も県下に多数所在しており、優れた文化財が数多く今に伝えられている。これらの文化財は、郷土の歴史や文化を証するものであり、そこに住む人々の誇りや絆、文化的アイデンティティの礎でもある。

しかしながら、文化財を取り巻く状況は近年急速に変化しており、少子化や高齢化による担い手不足や、相次ぐ災害による毀損など、まさに危機的な状況にあるといえる。この状況を鑑みて、文化財をま

ちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいく必要から、平成30年6月8日に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する一部を改正する法律が公布された。

法改正を受けて、県も条例を改正するとともに、地域の宝を地域で守っていく取組をすすめるべく、大分県文化財保存活用大綱の策定に着手する。

(1) 文化財・伝統文化の保存

ア 文化財の調査

文化財の適切な保存のためには、指定・未指定を含めて文化財の状態を確実に掌握する文化財調査は欠かすことができない。

建造物の県指定数が全国1位である大分県は、石塔の宝庫であり、県下にどれだけの石塔があって、その価値と保存状態を確認するため、埋蔵文化財センターでは文化庁の補助を受け、平成28年度まで「大分県内古代・中世石造遺物分布調査」を実施した。

また、祖母・傾山系に生息する特別天然記念物カモシカについては、カモシカの生息状況を恒常的に把握するための通常調査を実施しており、平成30年度から2カ年計画で、生息密度を測定する特別調査を実施している。

イ 埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財の保護にあたって、史跡指定等の推進、埋蔵文化財行政に係る体制の整備・充実を進めている。また、市町村における埋蔵文化財保護行政に関する指導・援助及び連絡調整の充実に努めている。

現在、県内で確認されている遺跡（埋蔵文化財）は、約4,300カ所となっている。これらの遺跡ひとつひとつが、地域社会の成り立ちを解明する上で欠くことのできない貴重な歴史的遺産である。県民共有の財産として保護を図るため、これらの遺跡と県内の史跡・名勝・天然記念物などの文化財の位置情報を掲載した『大分県遺跡地図』を平成30年に刊行した。

埋蔵文化財は、現状で保存されることが望ましいが、道路や住宅などの開発事業によって失われるおそれもある。そのため、発掘調査に当たっては、開発事業者との事前調整を十分に行ない、遺跡の保存に努めるとともに、発掘調査の円滑化や迅速化を図っている。

ウ 文化財・伝統文化の保存

文化財・伝統文化の保存に対し、県は国、市町村、所有者との連携を図りながら、年次経過による補助事業を実施している。平成27年度から平成30年度にわたり国指定文化財等延べ267件、県指定文化財延べ64件の保存修理、整備、防災施設等の点検等の事業を実施した。

平成28年の熊本地震、平成29年の九州北部豪雨な

ど大規模災害が相次いで発生し、文化財に大きな被害が出た。熊本地震では、国史跡岡城跡や県史跡永山城跡での石垣崩落や、玖珠町・別府市・由布市などで石造物の倒壊などが発生した。また、九州北部豪雨では、重要文化的景観「小鹿田焼の里」での孤立化や唐臼の流失、国名勝「耶馬溪」での法面崩落や護岸被害などが相次いだ。平成30年度末までに熊本地震の被災文化財37件中36件、九州北部豪雨の被災文化財17件中13件が復旧完了しており、残る文化財も早急な復旧に向けて事業を進めている。

(2) 文化財・伝統文化の活用

文化庁は、文化財を活用した地域の活性化・観光振興を促進するため、平成27年度より、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーである「日本遺産」の認定を始めた。27年に日田市等の「近世日本の教育遺産群」が認定されたことに続くため、県では、平成28年から「日本遺産認定推進事業」に取り組み、日本遺産の認定を目指す市町村を支援してきた。これまで、平成29年に中津市・玖珠町の「やばけい遊覧」、平成30年に豊後高田市・国東市の「鬼が仏になった里『くにさき』」が認定され、文化財の保存活用における市町村の連携が促進され、文化財による地域の活性化が図られつつある。

(3) 文化財・伝統文化の継承

文化財・伝統文化の継承を推進する上で、県民の文化財愛護意識の高揚は重要であり、中でも子どもたちが、地域の文化財への理解を深めることで、郷土愛を醸成する取組は効果的な施策の一つである。

文化財についての学習活動、文化財周辺の清掃奉仕活動、伝統芸能の継承活動を行なっている「文化財愛護少年団」は平成31年3月現在で9市・27団体がある。毎年1回各地域の愛護少年団が一堂に会し、活動発表を行なって親睦を深める「つどい」も、平成30年10月の宇佐市で第40回の記念大会を迎え

た。

また、地域の歴史や文化について学習し、観光客にその魅力を伝える「子どもガイド」が県下7地区で活躍しており、平成30年11月に玖珠町で「日本遺産子どもガイド交流会」を新たに開催し、お互いの地域の歴史・文化の発表を通して、郷土愛の醸成を諮った。今後は、「文化財愛護少年団」と「子どもガイド」との交流を通して、次世代の文化財の担い手の育成を促進していく。

また、県内各地で文化財愛護のために地道な活動が続けてきた人々を対象とした「大分県文化財愛護功労者表彰」を実施しており、平成27年度から30年度に新たに8名と3団体を表彰した。

(4) 県立埋蔵文化財センターの活動

埋蔵文化財センターは、中判田から旧芸術会館跡地に移転し、平成29年4月に「大分県立埋蔵文化財センター」がスタートした。

センターでは、発掘調査及びその整理・記録報告に加え、広報・活用事業として、収蔵資料を「豊の国考古館」及び「BVNGO大友資料館」において一般公開するとともに、小学校や公民館への出前授業や職場体験、一般県民を対象とした講演会や考古学講座などを開催している。

また、平成29年度には、図録「遺物が語る大分の歴史」を刊行し、センター受付において販売を行っている。

ア 発掘調査と記録報告

平成27年度～平成30年度は、県道改良事業、玖珠工業団地造成事業、国道217号道路改良事業、公用車駐車場再配置事業、賀来川東院地区築堤岸外工事等の開発事業に伴い、各地域に所在する遺跡計22件の発掘調査を行った。

また、発掘調査報告書等は、平成27年度10冊、平成28年度9冊、平成29年度6冊、平成30年度8冊を刊行した。

さらに、平成29年度から実施している近世重要遺跡詳細分布調査では、県内に残る近世遺跡の悉皆調

査を継続的に行っている。

イ 広報・活用

(ア) 埋蔵文化財の広報・活用事業

平成28年度までは大分県立先哲史料館展示室などで展示会を行っていたが、平成29年度からは、県内出土遺物を展示している「豊の国考古館」と大友氏関係の遺物を展示した「BVNGO大友資料館」において常設展示及び様々なテーマに沿った企画展の開催を行っている。

平成27年度は中国文化や南蛮文化、西洋文化の息吹を感じさせる資料を展示した「唐物・南蛮物・洋物」を、平成28年度は豊後最大の禅宗寺院の資料を展示した「旧万寿寺跡を掘る」を開催した。

平成29年度は、開館記念企画展として、出土品や美術品・歴史資料から大友宗麟の実態に迫る「大友氏の栄華Ⅰ～宗麟を巡る7つの鍵～」を開催するとともに、戦争の歴史を考古資料から見る「戦争の考古学」を開催した。

平成30年度は、中世府内町から出土した大友宗麟に関する茶の湯の資料を紹介した「大友氏の栄華Ⅱ～豊後府内に花開く雅の世界～」や道具の今昔、大きさ、色の違いなどを比較展示する「子ども博物館～見て触って確かめてみよう～」を開催した。

また、これらの企画展とともに、平成29年度からは、土器等の洗浄・接合・図面作成などの工程が見学できる「整理作業見学室」の開設や勾玉作りや火おこし体験ができる「歴史体験学習館」を整備し、楽しく学べる施設づくりを進めている。

(イ) 学校との連携

学校との連携事業としては、以下の事業を行っている。

出前授業は、センターの専門職員が直接学校に出向き、センター所蔵の実物の資料に触れながら、大昔の人々の生活や文化について学習するもので、平成20年度から実施している。

また、発掘調査現場体験や資料整理等の体験

を行う職場体験、さらに社会科見学や遠足、修学旅行、スケッチ大会なども積極的に受入れを行い、学校との連携に努めている。

(ウ) 県民向け講座、講演会等

地域の歴史や文化に対する理解を深めるため、一般県民向け講座として、発掘調査や整理作業から判明した調査結果を説明する「考古学講座」を年数回開催している。

また、企画展に関連した埋文講演会や小中学生を対象としたジュニア考古学講座、ボランティア養成講座も実施している。

さらに、発掘調査の状況や出土遺物等を一般公開し、発掘現場でわかりやすく説明する「現地説明会」も適宜実施している。

(5) 県立歴史博物館の活動

大分県立歴史博物館は、前方後円墳6基を中核とする川部・高森古墳群（国指定史跡）を擁する史跡公園「宇佐風土記の丘」にあり、県内唯一の歴史と文化に関する総合博物館である。

当館では、平常展に加え、県民のニーズに応え、より一層親しまれる博物館を目指し、魅力ある特別展や企画展等を開催している。また、各種講座や研修会の開催、各種調査研究のほか、県内遺跡出土遺物の保存処理や石造文化財の保存修復の指導、大分の歴史と文化に関わる資料の収集・保管など、県下唯一の総合的な文化財保存センターとしての機能充実に努めている。

ア 展示事業

展示事業は平常展「豊の国・おおいの歴史と文化再発見」のほか、特別展（年1回）・企画展（年4回）・特集展示（年4回）を実施した。特別展は27年度「キリスト教王国を夢見た大友宗麟」、28年度「生誕200年記念賀来飛霞」、29年度「開山1300年記念聖なる山－六郷満山と仁聞－」、30年度「福澤諭吉－独立自尊へといたる道－」を開催した。企画展・特集展示では、各分野の多様な展示を行った。

また、大分の文化アウトリーチ事業として、県内各地で歴史博物館の収蔵品を展示する出張企画展を開催した。

イ 教育普及事業

特別展や企画展に伴う「記念講座・関連講座」、市町村文化財担当者対象の「文化財の見方と取扱い」研修会、小学生対象の「夏休み子ども歴史教室」、総合的な学習や生涯学習に対応した「訪問講座・来館講座」に加え、博物館運営の活性化を図る「博物館ボランティア育成事業（18年度～）」を実施した。

また、一般県民を対象に学芸員等が歴史・考古・美術などの分野について講義をする「歴史文化講座」（年11～14回）や市町村と連携し、館外で実施する「歴史文化講座」（年5回程度）を開催している。

ウ 調査研究事業

28年度から実施している「大分県荘園村落遺跡詳細分布調査」は、中津市沖代平野を対象に調査を継続中である。「宇佐八幡歴史資料調査」・「宇佐・国東仏教美術文化財調査」は、平成24年度より「大分県歴史資料調査」「大分県仏教美術調査」として調査を実施している。

エ 保存修復事業

27～30年度「県内遺跡出土遺物保存処理事業（国庫補助事業30～33年次）」においては、金属製遺物・木製遺物・貝製遺物に対する科学的処置による保存処理を継続して行っている。

オ 資料収集事業

各分野の実物資料を寄贈・寄託等により、継続的に収集している。また、資料の修復も行い、展示事業や教育普及事業に活用している。

(6) 県立先哲史料館の活動

令和元年度に開館25周年を迎える先哲史料館は、「大分県先哲叢書」を刊行するとともに、大分県の歴史・文化等に関する史資料を調査・収集・保存し

て閲覧に供するほか、大分の歴史や古文書に関する調査相談・展示・教育普及事業を行っている。

ア 史料の調査・収集・保存・閲覧化

本館の収集史料は、原則として大分県成立（明治4年）以前の古文書・古記録としているが、先哲関係の史料であれば時代にかかわらず収集している。史料の収集には、購入・寄贈・寄託の区分があり、現在の収蔵史料点数は、約93,000点となっている。

また、本館では、地域に遺されている貴重史料の公開及び保存のため、「記録史料調査事業」を行っている。これは、県内の記録史料の所在地・所蔵者を把握・確認し、撮影及び所蔵者との許諾契約に基づき公開を行う事業である。平成27年度からは、大分（大分市・由布市）地区での調査を重点的に実施している。

さらに、平成26年2月18日付けで大学共同利用機関法人人間文化研究機構と大分県教育委員会（先哲史料館）は「バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ収集文書の保存・公開に関する調査・研究」協力協定を締結し、マリオ・マレガ収集文書の調査・研究に参加し、プロジェクト終了後の史料公開に向けて取り組んでいる。これまでにマレガ・プロジェクト国際シンポジウムを、平成27年度にバチカン、28年度に東京で開催している。また、令和元度には大分市で国際シンポジウム「マレガ収集日本資料の発見と豊後キリシタン研究の新成果」の開催を予定している。

このほか、大分県の歴史及び古文書研究のための参考図書の収集に力を注ぎ、先哲叢書刊行事業で集積した公開可能史料及び図書も併せ、一般県民の閲覧利用に供している。

イ 展示・普及

収蔵した史料は、1階の展示室（約356㎡）で順次展示公開する。展示は、大分の先哲紹介のための平常展、収蔵史料展及び大分の歴史をテーマとした秋季企画展等を開催している。また、平成27年度には戦後70年企画として、「若き日の重光葵－外交官を目指した青年の足跡－」展、平成30年度には国民文化祭記念・明治150年記念「日本の近代と大分の

先哲」展を開催している。

秋季企画展一覧

年度	テ ー マ	内 容
27	おおいたの「医」	近世後期から近代にかけての大分県の医学・医療の発達を紹介。
28	空海への思いと山の聖－記録が語る豊後国と高野山－	江戸時代、豊後国各地を巡った高野聖の足跡と空海への信仰を紹介。地域の人々が守り伝えてきた文化財を紹介。
29	ふるさとの歴史を紡ぐもの	長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで伝えられてきた県内の文化遺産やその保全のための記録等を紹介。
30	日本の近代と大分の先哲	福沢諭吉をはじめ、日本近代の基礎を築いた大分の先哲の足跡を紹介。

教育普及業務としては、講演会、史料講座及び「子ども先哲・歴史講座」を行っている。講演会は、秋季企画展関連テーマで記念講演会を行っている。史料講座は基礎編と応用編を実施しており、基礎編は史料保存の大切さと解説の基礎を講義し、応用編は解説のレベルを高め、史料の整理方法等も適宜講義に取り入れている。「子ども先哲・歴史講座」は、先哲叢書で取り上げた人物を中心に、学校からの要請に応じて、学校を訪問してクラスや学年あるいは学校単位で児童生徒を対象として授業を行っている。

平成17年度からは、「史料サポーター」制度をスタートした。これは、史料講座応用編の受講者から希望者を募り、任意の日時に本館収蔵史料を使って史料整理の実務を体験してもらい、本館の史料整理の促進と市町村における史料整理の担い手育成を目指すものである。

ウ 先哲叢書の編さん

平成元年から開始された本事業は、9人の先哲を取り上げ、平成16年度にⅠ期事業を終了した。Ⅱ期事業では、4人の人物を取り上げ、平成27年度に終了した。堀悌吉については、資料集第2巻刊行後に大量の史料が確認されたため、28年度にそれらをま

とめた資料集第3巻を刊行した。第Ⅲ期事業では、4人の人物を取り上げ、令和8年度まで資料集・評伝・普及版（小・中学生向け評伝）を順次刊行していく。これまでに取り上げた人物は、田能村竹田・大友宗麟・瀧廉太郎・ペトロ岐部カスイ・矢野龍溪・大蔵永常・麻田剛立・福沢諭吉・久留島武彦・

堀悌吉・前野良沢・野上彌生子・廣瀬淡窓・田原淳・帆足萬里である。

平成27年度に廣瀬淡窓普及版、28年度に堀悌吉資料集第3巻、29年度に田原淳資料集、30年度に帆足萬里資料集第1巻を刊行した。

3 県民スポーツの推進

(1) スポーツ施設の整備

大分スポーツ公園は、本県スポーツを振興する上での中核的な役割を果たす総合運動公園として、平成13年度に総合競技場を供用し、以後、サッカーラグビー場、投てき場、サブ競技場、軟式野球場、テニスコート等の施設整備を行い、現在は年間約110万人に利用がなされている。

しかしながら、各施設も完成から10年以上経過し老朽化が進んだため、総合競技場において、平成27～28年度にアリーナ照明設備と平成29年度にアリーナ音響設備の更新を行うなど、利用者が快適に利用できる環境の整備を行った。

また、開設後30年以上経過した大洲総合運動公園においても、平成28年度にテニスコートの照明灯を更新するなどの整備を行っている。

これらの公園では、指定管理者制度と共にネーミングライツの導入により、施設の利活用促進を図りながら日常的な維持管理業務の経費節減や収入確保に努めている。

また、県立武道館の建設を求める26万人を超える署名が提出されたことを受け、新たな屋内スポーツの拠点づくりに向けた検討が始まった。

平成26年12月には「県立屋内スポーツ施設あり方検討委員会」を設置、「武道競技を中心としながら多目的に利用でき、全国規模の大規模大会が開催できる新たな屋内スポーツ施設が必要」との提言を受け、平成27年6月、大分スポーツ公園内に新設することを決定した。

平成29年3月、建設工事に着手し、平成31年4月の完成に向けて整備を行っている。新たな施設は、「大規模大会も開催可能な武道をはじめとする屋内スポーツの拠点」「県民誰もが気軽に利用できる施設」「スポーツ観光の拠点」「大規模災害に備えた広域防災拠点の中核施設」といった活用を目指している。

(2) 県民スポーツの推進

ア 県民すこやかスポーツ祭

ニュースポーツやレクリエーション種目を中心に誰もが、気軽に参加できるスポーツ交歓・交流大会として、平成2年から大分市内で、平成7年からは全県下で開催している。本スポーツ祭の開催を通して、世代間・地域間の交流を深めるとともに、心身ともにたくましく活力にあふれた県民の育成を目指している。

市町村のスポーツ主管課をはじめ、県生涯スポーツ協会加盟団体や総合型地域スポーツクラブ等の参加を得、春の県民スポーツの祭典として開催している。

イ 大分県民体育大会

広く県民の間にスポーツを普及・振興させ、県民の健康増進と体力の向上を図り、明るく豊かな県民生活の形成に視することを目的に昭和23年度から開

催している。

大会は郡市対抗形式で行っており、平成17年度以降は、市町村合併により17郡市16チーム（国東市と東国東郡は合同チームで出場）となっている。22年度からはブロック持ち回りで開催しており、各郡市から約1万人を超える役員・選手団が参加する本県最大の競技スポーツの祭典として開催している。

(3) 世界に羽ばたく選手の育成

ア 競技力向上対策事業

平成20年開催の大分国体で培った強化システムやノウハウを最大限に活用して、大分県競技力向上対策本部や公益財団法人大分県体育協会等の関係機関・団体が連携し、より効果的な競技力向上に向けて取組を推進している。

本県の平成27年以降の国体での天皇杯順位は、平成27年第70回（和歌山）では第25位、平成28年第71回（岩手）では第38位、平成29年第72回（愛媛）では第25位、平成30年第73回（福井）では第21位であった。

平成28年の岩手国体で第38位と、大きく天皇杯順位を落とし、平成20年の大分国体以降で最低順位となった。その後、2年間で10位台への復活を目標とし各競技団体と取り組み、平成29年の愛媛国体で25位、平成30年の福井国体で21位と、10位台には届かなかったものの、大きく天皇杯順位を前進させることができた。

大分国体から10年が経過したが、毎年、国体の目標を天皇杯順位10位台とし各競技団体と継続した強化に取り組んだ結果、天皇杯順位21位という高い競技力を維持している。

今後もチーム大分が一丸となり、10位台の奪還に向けて取組を進める。

(ア) 大分県競技力向上対策本部

これまでの競技力向上対策を継承しつつ、評価と改善を施し、「組織の整備・充実」、「指導体制の充実・強化」、「選手の育成・強化」、「諸

条件の整備」の4つの柱立てで選手強化に取り組んでいる。

a 「チーム大分強化事業」

- (a) 「組織の整備・充実に関すること」
 - ・本部委員会、強化委員会、競技別強化担当者会議の開催
- (b) 「指導体制の充実・強化に関すること」
 - ・支援コーチの派遣
- (c) 「選手の育成・強化に関すること」
 - ・「チーム大分強化事業」

強化練習会・強化合宿・県外遠征等・優秀指導者の招聘、優秀チームの招聘等の実施

ジュニアアスリート発掘、トップアスリート就職支援

- (d) 「諸条件の整備に関すること」
 - ・帯同ドクター・トレーナーの派遣
 - ・本県及び他県の競技力の調査・研究
 - ・広報活動

b 「おおいたシンボルスポート創出事業」

- (a) 「ターゲット競技の強化」
 - ・トップチーム招聘
 - ・ふるさと選手県外強化支援
 - ・指導体制の整備
- (b) 「ラグビーワールドカップ2019開催に向けたラグビーフットボール競技の強化」
 - ・県内強化拠点チームと県外トップチームとの強化試合の実施

c 「東京オリンピック選手強化支援事業」

- (a) 支援内容
 - ・海外での強化活動に係る経費
 - ・用具・補助栄養費に係る経費

d 「ラグビーおおいたっ子育成支援事業」

- (a) 「普及啓発活動」
 - ・タグラグビー大会の開催
- (b) 「ラグビー選手の発掘活動」
 - ・発掘イベントの開催
- (c) 「地域のスクール充実に向けた活動支援」
 - ・タグラグビースクールの立ち上げ支援

(イ) 公益財団法人大分県体育協会

継続的な選手強化を図ることにより、国民体

育体育大会をはじめ、各種全国大会や国際大会で活躍できる選手強化に取り組んでいる。また、競技団体の活性化を図るとともに優秀指導者の一層の資質向上を図っている。

a 「スポーツ大分パワーアップ事業」

(a) 拠点等強化対策

- ・選手強化の拠点となる学校や企業等、個人を指定し、選手に対する日常的な強化・支援
- ・国体等で活躍が期待される競技（種別）に対する支援
- ・「ふるさと選手制度」を効果的に活用した、成年の部への支援

(b) 国体サポート対策

- ・支援コーチや帯同ドクター・トレーナー派遣に対する支援
- ・国体直前合宿の支援

(c) スポーツ医科学の活用支援

- ・優秀選手等のメディカルチェックや強化拠点に対し、医科学サポートを実施

(d) 指導者育成対策

- ・大分県競技力向上スーパーコーチの指定
- ・トップレベルの指導法を共有・継承できる体制づくりの推進
- ・研修会の開催

(e) スポーツ大分基盤整備

- ・特殊競技基盤整備
- ・ジュニア選手発掘支援
- ・競技力向上に係る各種会議の開催

(ウ) 大分県スポーツ振興基金

平成2年から平成6年にかけて造成した「大分県スポーツ振興基金」の果実を運用し、平成7年度から企業スポーツの振興や各競技団体の普及振興など競技力向上に重点を置いて各種事業を実施している。

(4) プロスポーツの振興

ア プロスポーツチームの支援

大分県には、大分トリニータ（サッカー）・大分三好ヴァイセアドラー（バレーボール）・バサジィ大分（フットサル）というプロリーグで活躍するチームがあり、多くの県民に夢や勇気、希望を与え、県に活力をもたらしている。

県では、学校やスポーツ少年団、地域のイベント等に選手やコーチを派遣し、県内各地で児童、生徒や地域住民とふれあう機会を提供している。

また、ホームゲームに観光PRや県民を招待する「県民デー」を実施し、目の前で繰り広げられるプロならではの迫力を体感してもらうことにより、観るスポーツ文化の定着を図っている。

各チームとも、地道な活動を通して、ファンやサポーターから愛され、地域に根ざしたチームとなることを目指している。

イ 別府大分毎日マラソン大会

本大会は60年を超える歴史と伝統を誇る日本有数のマラソン大会であり、これまでオリンピックや世界選手権等で活躍する選手を輩出してきた。

近年のマラソンブームの高まりを受け、平成23年の第60回記念大会から参加制限時間を2時間50分から3時間30分に緩和するとともに、女性の参加を認め市民ランナーに門戸を開放した。

平成31年2月に開催された第68回大会では約4,000名のランナーが出場しており、トップ選手と同じ舞台に立てる、全国の市民ランナー憧れの大会となっている。

また、県外からの参加者が全体の93.5%を占めており、県では、レース前日の選手受付の場を活用し、観光情報の提供など、おんせん県おおいのPRしている。

(5) ラグビーワールドカップ2019™日本大会 大分開催の準備

ラグビーワールドカップ2019日本大会大分開催に向け、平成27年7月4日、試合開催の準備や開催機運の醸成、ラグビーの普及活動等を目的とし、県議会、市町村、経済団体など大会成功の牽引役となる各分野の代表者を委員とする、ラグビーワールドカップ2019大分県推進委員会（会長：知事）を設立した。

平成27年10月には、開催にあたり必要な知識・ノウハウを習得するため、大分県、大分市、別府市、ラグビー協会、経済界など計40名の視察団（団長：知事）が、ラグビーワールドカップ2015開催中のイギリスを訪問した。

大会の試合日程は平成29年11月2日に発表され、大分ではプール戦3試合のほか、東京、横浜と並び、決勝トーナメント（大分では準々決勝2試合）が行われることが決定した。

大会期間中に出場チームが滞在する「公認チーム

キャンプ」については、決勝トーナメントに出場するチームも含め、延べ10チームが大分市や別府市で実施することが、平成31年3月に発表された。

大会ボランティア「TEAM NO-SIDE」については、平成30年4月に募集を開始し、大分会場には2,100人（全国38,000人）が応募。平成31年1月、1,500人（全国13,000人）を採用し、2月から研修を開始した。

大会機運の醸成に向けては、ラグビーを通じて大分県民の心を一つにする様々な取組やイベント等を「One Rugby, One Oita 大作戦」として平成28年から展開したほか、カウントダウンイベント（2年前イベント、500日前イベント、1年前イベント等）やジャパンラグビートップリーグ（観客数：平成28年10,514人、平成29年18,279人）などを開催。平成30年6月9日に大分銀行ドームで開催した「日本代表 vs イタリア代表」では、25,824人が観戦した。

その他、会場整備、救急医療・危機管理、交通輸送、観光・おもてなし等の準備も着実に進めた。

「まち・ひと・しごと」を支える交通ネットワークの充実

1 九州の東の玄関口としての拠点化

(1) 九州の東の玄関口としての拠点化

ア 戦略の策定

瀬戸内海に面する本県は、九州の東に位置し、関東・関西などの大都市圏に近い地理的優位性を有するとともに、九州と本州・四国との間を結ぶフェリーの約8割が発着している。また、平成28年4月の東九州自動車道の開通により、人の流れ・物の流れが活発化し、九州の東の玄関口としてのポテンシャルが大いに高まっている。

こうした状況を踏まえ、県では、多くの人・物が本県を介して九州内外を行き来する状況をつくり出すことで、本県経済の活性化、雇用の創出を促進し、本県の地方創生を加速することを目指し、平成28年5月に県内の交通、物流、経済、行政の関係者で構成する「九州の東の玄関口としての拠点化戦略会議」を設置し、「別府港部会」、「大分港大在地区部会」を含む、計12回の議論を経て、平成29年3月に「九州の東の玄関口としての拠点化戦略」を策定した。

イ 人の流れの拠点化

別府港は、戦後、石垣地区を中心に整備が進められ、現在は大阪、八幡浜便のフェリーターミナルとして、九州の海の玄関口としての役割を担っている。

しかしながら、フェリー上屋をはじめとした港湾施設の老朽化、モーダルシフトの進展を背景とした大阪港航路のフェリーの大型化への対応、バス等への乗継ぎがわかりにくいなどの課題が顕在化している。

こうした状況を踏まえ、「九州の東の玄関口としての拠点化戦略」では、別府港を人の流れの基幹拠点として位置付け、平成29年6月に地元有識者等で

構成する「別府港にぎわい施設等検討会議」を立ち上げ、再編後の別府港で整備する施設・機能等について議論し、平成30年2月に「別府港にぎわい施設等整備構想」を策定した。さらに、平成30年度には交通関係事業者との協議や基本設計を踏まえ、平成31年3月に「別府港再編計画」をとりまとめた。

再編計画の主な取組としては、フェリーの大型化への対応、分散し老朽化したフェリー上屋とロータリーの集約整備、九州の海の玄関口にふさわしいにぎわい空間の創出を柱とし、特に、にぎわい空間の整備にあたっては、一部にPFIの手法を活用することとしている。

ウ 物の流れの拠点化

トラックドライバーの不足等により、国内の貨物輸送は、トラックによる陸上輸送からRORO船等による海上輸送への転換が進んでいる。このような中、平成28年4月の東九州自動車道開通を契機に、東京・大阪など大都市圏への距離に近い九州の東に位置する本県の地理的優位性が注目され、大分港大在地区のRORO船航路は、同年10月に清水港航路が新たに就航し、東京港航路と併せて2航路週6便体制となった。

こうした状況を踏まえ、「九州の東の玄関口としての拠点化戦略」では、大分港大在地区を物の流れの基幹拠点として位置付けている。

その後、平成30年3月には、清水港航路がデイリー化したことなどにより、平成31年4月現在で、RORO船航路は2航路週9便となり、大分港大在地区は関東方面では九州で最多の航路数及び便数となった。

平成29年度には、RORO船のトライアル利用助成制度を新設、平成30年3月には官民連携した県域のポートセールス組織を設立し、以後毎年度、船社や静岡県、九州運輸局と連携して県内及び九州6県

でポートセールスを開催している。全農大分県本部大分青果センターが開所することになるなど、九州各地の貨物が大分港大在地区を経由して関東方面に移送される体制が徐々に整いつつある。これらの取組により、ＲＯＲＯ船の貨物量は着実に増加しているが、同時に、ＲＯＲＯ船岸壁やシャーシ置場の不足という問題が、新たに顕在化している。

今後は、大分港大在地区が国内物流の幹線経路となることを目指し、内航貨物の集荷の推進や、隣接する６号地Ｃ－２地区での２隻同時利用可能なＲＯＲＯ船岸壁の整備及びシャーシ置場の確保、さらには、近傍地への物流産業、製造業等の誘致及び集積を進めることとしている。

エ 九州の東の玄関口としての拠点化に向けた交通インフラの整備

高規格幹線道路等及び港は、人の流れ・物の流れの拠点として発展するために不可欠な交通インフラである。

「九州の東の玄関口としての拠点化戦略」では、特に、中九州横断道路、中津日田道路の整備促進や東九州自動車道の暫定２車線区間の４車線化を推進することとしている。

平成31年１月には、中九州横断道路の朝地ＩＣ～竹田ＩＣ間が開通し、同年２月には、中津日田道路の中津ＩＣ～田口ＩＣ間が開通した。

さらに、令和元年度には、東九州自動車道の宇佐ＩＣ～院内ＩＣ間及び大分宮河内ＩＣ～津久見ＩＣ間の４車線化が新規事業化された。

また、港については、手狭になった臼杵港フェリーターミナルの移転工事に引き続き取り組むとともに、平成29年度に大型貨物車両の乗降に対応できるように、竹田津港の可動橋を改修したほか、佐賀関港及び大分港西大分地区の駐車場の拡張や竹田津港及び佐賀関港の老朽化したフェリー上屋の建替工事が行われている。

引き続き、高規格幹線道路等の整備について、国等への働きかけを行うとともに、港の利便性向上に向けた改修工事等を推進していく。

(2) 港湾の機能強化

ア 別府港（重要港湾）

別府港石垣地区では、拠点化戦略において、「人の流れの基幹拠点」として位置付け、フェリーの大規模化やにぎわい空間の創出に向けた取組を進めている。また、北浜地区では、良好な港湾環境を創出するため、国の直轄事業である海岸高潮対策事業と連携して緑地を整備している。

イ 大分港（重要港湾）

大分港大在地区では、ＲＯＲＯ船の航路・便数が急増しており、拠点化戦略において、「物の流れの基幹拠点」として位置付け、拠点化に向けた取組を進めている。西大分地区では、直轄事業による耐震強化岸壁の整備が平成28年度に完了した。また、坂ノ市地区では、物流ネットワーク機能を高めるとともに、輸送コストと環境負荷の低減を図るため、臨港道路細馬場線（細～馬場、Ｌ＝1.8km）を整備している。

ウ 中津港（重要港湾）

中津港では、九州北東部の流通拠点港として広域物流機能強化とともに周辺企業の業務効率化を支援するため、臨港道路１号線を整備している。

エ 津久見港（重要港湾）

津久見港堅浦地区では、利用船舶の大型化に対応し、効率的な輸送を確保するための岸壁（－7.5m）などの整備が平成28年度に完了した。

オ 佐伯港（重要港湾）

佐伯港では、直轄事業による岸壁（－14m）と岸壁（－10m）の間の整備が平成31年３月に完了した。引き続き、老朽化が進行している岸壁（－10m）の予防保全事業を進めている。

カ 臼杵港（地方港湾）

臼杵港は、九州（臼杵）と四国（八幡浜）を結ぶフェリー輸送の流通拠点であり、フェリー機能及び

防災機能の充実・強化を図るため、新フェリー埠頭（－5.5m 耐震強化岸壁）及び緑地を整備している。

キ 佐賀関港（地方港湾）

佐賀関港では、フェリーの利用者増に伴う駐車場不足に対応し、利用者の利便性向上及び荷役の効率化を図るため、埠頭内の施設配置を見直し、船社によるフェリー上屋の建替えと併せて、駐車場を整備している。

(3) 大分空港の利便性向上や利用促進

ア 大分空港の現況

大分空港は、昭和46年に現在の位置に移転し、以後、順次施設の拡充が行われ、昭和63年には「3,000m 滑走路」の供用開始により、使用する機体が大きい長距離の国際線の就航も可能な空港となった。

大分空港の利用者数は国内線・国際線とも増加傾向にあり、平成30年度は国内航空路線が1,865,389人、国際航空路線が137,237人、計2,002,626人となった。200万人を超えるのは平成14年度以来16年ぶりであり、過去最高を記録した平成9年度の207万人にもう少しのところまで迫っている。

大分空港の利用者数の推移
(単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国内線	1,791,097	1,747,900	1,791,640	1,865,389
国際線	62,275	74,485	134,574	137,237
合 計	1,853,372	1,822,385	1,926,214	2,002,626

イ 国際化の推進

国際航空路線のうち、韓国線については、平成4年4月に大韓航空ソウル線が新規就航し、一時的な運休を経ながら、継続して運航してきた。しかしながら、平成26年4月の韓国での旅客船沈没事故による旅行自粛等の影響により、平成26年7月から運休することとなった。その後、平成27年から平成31年の間は、冬期に限った季節運航が行われている。

一方、LCC（ローコストキャリア）のティーウェイ航空が、平成26年9月24日から週2便のソウル線を運航開始し、同年10月27日からは週4便に増便した。その後、平成28年の熊本地震により運休となったものの、同年6月から運航を再開し、平成29年3月26日から週6便、同年5月9日から週7便の運航となった。また、ソウル線以外では、平成30年12月22日からティーウェイ航空が、韓国プサン線・ムアン線の運航を各週3便で開始した。

台湾線については、マンダリン航空が、平成27年10月7日～11月28日の間、台中線を大分と長崎で計14往復（うち大分は7往復）不定期のチャーター便として運航した。これを契機に、翌平成28年9月18日からは、曜日を定めた定期チャーター便として週2便で大分－台中線を運航開始した。しかしながら、平成29年10月8日を最後に運休となった。

このような中、同時間帯の複数便受入れを可能とするため大分空港の国際線旅客ターミナルビルの拡張工事が、平成30年3月から着手された。

引き続き、中国、台湾その他アジア地域からの国際定期路線の開設に向けて、今後とも積極的な誘致活動を行うこととしている。

ウ 国内航空路線の充実

国内景気が緩やかな回復基調を続けている中、国内航空路線の利用者は増加傾向が続いている。

特に、平成25年3月から運航を開始したジェットスター・ジャパンの成田線が就航し、LCC（ローコストキャリア）の就航は若者を中心とした新規航空需要の掘り起こしに大きな役割を果たしている。

平成30年度末現在、東京（羽田）線14便、東京（成田）線1～2便、大阪（伊丹）線7便、名古屋（中部）線2便が運航しており、国内航空路線の利用者数は約186万人、対前年比104.1%である。

エ 空港アクセスの整備

ラグビーワールドカップ日本大会に向けて、大分空港道路の4車線区間の延伸工事が行われるなど、自動車によるアクセスの定時性向上の取組が進められている。

大分・別府～大分空港線のバスについては、平成

30年3月1日から大分駅発着高速道路経由10便（5往復）と別府駅発着5便（2.5往復）が増便されるとともに、平成30年7月には、全便について無料Wi-Fiの設置が完了した。また、平成28年8月には、大分空港国内線旅客ターミナルビル内にクレジット券売機が導入されるなど、利便性の向上に向けた取組も行われている。

(4) フェリー航路利用促進

大分県と関西・中国・四国を結ぶフェリー航路は、6事業者が8航路を1日46便運航しており、九州内の県外発着便数の約8割を占める重要なインフラである。このうち、佐伯～宿毛（高知県）間を1日3便運航する宿毛フェリーが平成30年10月19日から運休となった。

平成28年4月に発生した熊本地震の影響等で旅客数が減少したものの、フェリー事業者と連携した利用促進の取組により、平成30年度の旅客数は170万人を超え、回復傾向にある。

県では、引き続き「大分県ツーリズム戦略」と連動し、フェリー事業者や就航先地域との連携を図りながら、「おんせん県おおいた」の魅力・情報発信を通じてフェリーの更なる利用を促進することとしている。

2 広域交通ネットワークの整備推進

(1) 高規格幹線道路を骨格とした広域幹線道路ネットワークの整備

ア 高速道路網の整備

(ア) 九州横断自動車道

九州横断自動車道は、長崎市を起点に、佐賀県、福岡県を経由して大分市に至る延長約257kmの高速自動車国道であり、平成15年度末にすべて開通している。

県下では、平成17年3月に玖珠～湯布院間が4車線化となり、県内全線106km（速見支線3.3km含む）が4車線となった。

また、既存の高速自動車国道の有効活用に向け、由布岳スマートICが平成28年11月に運用開始され、別府湾スマートICについても平成30年8月に上り車線が開通し、フルICとして

運用開始された。

(イ) 東九州自動車道

東九州自動車道は、北九州市を起点とし、大分市、宮崎市を経て鹿児島市に至る延長約436km（九州横断自動車道との重用区間33kmを除く）の高速自動車国道である。大分、福岡、宮崎、鹿児島の各県及び北九州市の四県一市で結成した東九州自動車道建設促進協議会を中心に早期完成を、国及び関係機関に強く働きかけた結果、平成25年2月に「蒲江～北浦間」が開通し、平成27年3月には「豊前～宇佐間」、「佐伯～蒲江間」が開通し、県内全線が開通した。

また、平成31年度から「宇佐～院内間」約4.6km、「大分宮河内～津久見間の一部」約6.0kmの4車線化が新規事業化された。

区 間	県境 ～ 宇佐	宇佐 ～ 速見	速見 I C ～ 大分米良 I C	大分米良 I C ～ 大分宮河内 I C	大分宮河内 I C ～ 津久見	津久見 ～ 佐伯	佐伯 ～ 蒲江	蒲江 ～ 県境
距 離	13km	27km	33km	6 km	21km	13km	20km	9 km
規 格	1 種 2 級	1 種 3 級	1 種 3 級	1 種 2 級	1 種 2 級	1 種 2 級	1 種 2 級	1 種 3 級
設計速度	100km/時	80km/時	80km/時	100km/時	100km/時	100km/時	100km/時	80km/時
車 線 数	4 車 暫定 2 車	4 車 暫定 2 車	4 車	4 車	4 車 暫定 2 車	4 車 暫定 2 車	4 車 暫定 2 車	4 車 暫定 2 車
予定路線	S 62. 9. 1	S 62. 9. 1	S 41. 7. 1	S 62. 9. 1	S 62. 9. 1	S 62. 9. 1	S 62. 9. 1	S 62. 9. 1
基本計画	H3. 12. 3	H3. 12. 20	S 47. 6. 30	H1. 2. 27	H1. 2. 27	H1. 2. 27	H3. 12. 20	H9. 2. 5
整備計画	H11. 12. 24		S 48. 10. 19	H3. 12. 3	H3. 12. 3	H8. 12. 27	H8. 12. 27	H11. 12. 24
事 業 の 現 況	H27. 3. 1 開 通	宇佐別府道路 22. 4km 開通		H11. 11. 27 開 通	H13. 12. 27 開 通	H20. 6. 28 開 通	H27. 3. 21 開 通	H25. 2. 16 開 通

※宇佐～日出間27km には、一般国道10号～宇佐 I C 間（宇佐道路）5 km を含む

【これまでの経過】

S 41. 5. 23 東九州高速自動車道建設促進協議
会設立（4 県 1 市）

S 52. 2. 11 第三次全国総合開発計画で明示さ
れる。（閣議決定）

S 62. 6. 30 第四次全国総合開発計画で高規格
幹線道路網構想として14, 000km
の中に位置づけられる。（閣議決
定）

S 62. 6. 30 建設省において高規格幹線道路網
を策定、これに組み入れられる。
（建設省令）

S 62. 9. 1 国土開発幹線自動車道建設法が改
正され、予定路線に組み入れられ
る。

H1. 1. 31 第28回国土開発幹線自動車道建設
審議会において、県関係分として
「大分市～佐伯市間」40km が基
本計画決定。

H3. 12. 3 第29回国土開発幹線自動車道建設
審議会において、県関係分とし
て、「福岡県椎田町～日出町間」
46km と「佐伯市～蒲江町間」19
km が基本計画決定されるととも
に、「大分市～津久見市間」27km
が整備計画決定された。

H3. 12. 12 建設省から日本道路公団に県関係

分として「大分市～津久見市間」
の調査の指示が出される。

H5. 11. 19 建設大臣から日本道路公団に施行
命令が出される。（大分～津久見
間）

H6. 9. 20 工事実施計画認可（大分～津久見
間）

H7. 3. 16 「大分～津久見間」で起工式が行
われる。

H8. 3. 18 臼杵市で起工式が行われる。

H8. 4. 22 津久見市で起工式が行われる。

H8. 12. 27 第30回国土開発幹線自動車道建設
審議会において県関係分として、
「津久見市～蒲江町間」が整備計
画決定、「蒲江町～延岡市間」が
基本計画決定された。

H9. 12. 25 建設大臣から日本道路公団に施行
命令が出される。（津久見～佐伯
間）

H10. 12. 25 建設大臣から日本道路公団に施行
命令が出される。（佐伯～蒲江間）

H11. 11. 27 「大分米良～大分宮河内間」が開
通する。

H11. 12. 24 第32回国土開発幹線自動車道建設
審議会において県関係分として、
「椎田町～宇佐市間」「蒲江町～
北川町間」が整備計画決定された。

- H13. 10. 22 「津久見～佐伯間」で起工式が行われる。
- H13. 12. 27 「大分宮河内～津久見間」が開通する。
- H14. 6. 17 「佐伯～蒲江間」で着工式が行われる。
- H15. 12. 25 第1回国土開発幹線自動車道建設会議において「蒲江町～北川町間」が新直轄事業として整備計画決定される。
- H16. 11. 19 「蒲江～県境間」の着工式が行われる。
- H18. 2. 7 第2回国土開発幹線自動車道建設会議において、「椎田南～宇佐間」「津久見～佐伯間」が有料道路方式で、「佐伯～蒲江間」が、新直轄方式で整備されることになった。
- H19. 2. 18 「佐伯～県境間」の着工式が行われる。
- H20. 6. 28 「津久見～佐伯間」が開通する。
- H21. 6. 30 波当津インターチェンジ連結許可。
- H24. 4. 20 佐伯堅田インターチェンジ連結許可。
- H25. 2. 16 「蒲江～北浦間」が開通する。
- H27. 3. 1 「豊前～宇佐間」が開通する。
- H27. 3. 21 「佐伯～蒲江間」が開通し、県内全線開通。
- H31. 3. 29 「宇佐～院内間」、「大分宮河内～津久見間の一部」において、国土交通大臣から高速道路会社に4車線化等の事業許可が出された。

イ 地域高規格道路の整備

(ア) 中九州横断道路

中九州横断道路は、「大分市～熊本市間」を結ぶ延長約120kmの地域高規格道路（自動車専用道路）である。

整備区間のうち「犬飼～千歳間」は平成19年

3月、「千歳～大野間」は平成20年3月、「大野～朝地間」は平成27年2月、「朝地～竹田間」は平成31年1月に開通した。また平成31年度から「竹田～阿蘇間」22.5kmが新規事業化された。

(イ) 中津日田道路

中津日田道路は、中津市と日田市を結ぶ延長約50kmの地域高規格道路であり、このうち「定留～伊藤田間」が平成21年3月に開通、「本耶馬溪～耶馬溪山移間」が平成24年3月に開通した。平成27年2月には「伊藤田～中津間」が開通し、平成27年3月に県内全線が開通した東九州自動車道と接続した。平成31年3月には「中津～田口間」が開通した。

現在、「中津市耶馬溪町山移～中津市耶馬溪町大島間」及び「中津市山国町大字守実～日田市大字三和間」を大分県で、「中津市三光田口～中津市本耶馬溪町落合間」については、直轄権限代行として国土交通省で整備を進めている。

(2) 東九州新幹線の整備促進

昭和48年に整備計画が決定された5路線については、平成29年3月に北陸新幹線の敦賀～新大阪間のルートが決定し、全ての路線で開業までの道筋が見えてきた。

このような中、東九州新幹線については、昭和48年に基本計画路線に位置付けられたままの状態が続いている。今後、整備計画路線への格上げの議論が本格化することに備え、国への働きかけと県民の機運醸成に向けた取組が、これまで以上に大事になってきている。

東九州新幹線鉄道建設促進期成会が平成28年3月に公表した東九州新幹線の基礎調査では、小倉～大分間では、現在の所要時間が特急で83分のところ、新幹線では31分と52分の短縮となり、費用対効果も1.07、さらに地方創生に取り組むことで1.36まで高まるという、整備を進める判断ができる結果となった。

このような中、平成28年10月に県内の自治体や経

済団体を構成員とする本県独自の推進組織である「大分県東九州新幹線整備推進期成会」が立ち上げられ、「地方創生回廊」の早期完備や、多様で厚みのある産業の集積、観光産業への経済波及効果の実

現（災害時のリダンダンシーの確保）のため、国への要望・提言活動のほか、講演会やシンポジウムの開催、市町村や各種団体に出向いての説明会など、具体的な活動が行われている。

3 まちの魅力を高める交通ネットワークの構築

(1) 国道の整備

高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成する一般国道は、県庁所在地や重要な都市ならびに空港港湾とを連絡する幹線道路である。

地域間の交流を図るとともに都市交通の渋滞の緩和や交通機能の確保等を図るため以下の主要事業の整備推進を図った。

ア 国庫補助・交付金事業

- ・一般国道442号（合瀬工区） H28全線開通
- ・一般国道500号（檜本工区） H29全線開通
- ・一般国道442号（野津原バイパス） H30部分開通
- ・一般国道217号（白木拡幅） H30全線開通

イ 国土交通省直轄道路事業

- ・一般国道210号（天ヶ瀬改良） H30全線開通

た。

- ・別府挾間線（別府市浜脇） H27全線開通
- ・床木海崎停車場線（佐伯市海崎） H27全線開通
- ・三重新殿線（豊後大野市三重町内田） H29全線開通
- ・大田杵築線（杵築市大字石山～大字溝井） H30全線開通

イ 県単独事業

一般改良事業、高規格関連事業、地域振興道路改良事業など以下の主要事業の整備推進を図った。また身近な道改善事業により低コストかつ短期間に生活道路の利便性、安全性の向上を図った。

- ・下恵良九重線（宇佐市院内町羽馬礼） H28全線開通
- ・高崎大分線（大分市高崎） H29全線開通
- ・三重弥生線（佐伯市本匠波寄） H30全線開通

(3) 道路の維持・管理

ア 維持・補修

道路の機能を常に良好な状態に保ち、安全かつ円滑な交通の確保と沿道的生活環境の保全を図るために、道路施設の定期点検を実施するとともに、橋梁、トンネル、舗装の補修対策、街路樹等の維持管理等を行った。

- ・橋 梁 補 修 一般国道197号（日吉橋）ほか
- ・トンネル補修 一般国道210号（大道トンネル）ほか

(2) 県道の整備

地方の幹線道路網を構成する県道は、高速自動車国道や一般国道を補完し、隣接する市町村、空港、港湾、漁港、鉄道の駅ならびに観光地とを連絡する道路である。

ア 国庫補助・交付金事業

空港・港湾へのアクセス道路、一般国道に準ずるネットワークを形成する事業や、交通安全対策、市町村合併支援など以下の主要事業の整備推進を図っ

イ 耐震・防災

南海トラフ巨大地震等に備え、橋梁の耐震化を行った。また、地域の安全な生活を支えるため、落石等の自然災害を未然に防止する災害防除事業を行った。

- ・ 橋梁耐震補強 大在大分港線（弁天大橋）ほか
- ・ 災害防除 糸原杵築線（国東市安岐町西本）ほか

(4) 地方バス路線の維持

乗合バスは、地域の生活に根ざした公共交通機関であり、通院、通学、買い物等の移動手段として、地域住民が日常生活を営む上で大きな役割を担っている。さらに、マイカーの利用を控え乗合バスを利用することで、交通渋滞緩和や二酸化炭素排出削減による地球温暖化防止にも大きな効果が期待されている。

しかしながら、マイカーの普及や少子高齢化・人口減少社会の到来により、乗合バスの利用者は昭和40年代前半をピークに減少傾向が続き、平成29年度末では年間2,000万人程度と、ピーク時の4分の1程度まで減少している。利用者の減少はバス事業者の経営を悪化させ、路線の廃止や運行便数の減便等のサービス低下を招き、乗合バスが利用しにくい状況となることで利用者がさらに減少するといった悪循環に陥っている。

そこで、県では、乗合バス路線を維持するため、複数市町村をまたがる等の一定の基準を満たす乗合バス路線の運行費などについて、国とともにバス事業者に対する補助を行っているほか、市町村が行うバス事業者への補助やコミュニティバスの運行費に対して補助を行うなど、地域住民の移動手段の確保に努めている。

さらに、バス路線を中心とした持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、県内を6つの圏域に分け、圏域ごとに地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定を進めている。

また、大分市や別府市等において、乗合バスの停

留所への接近情報等を多言語で提供するバスロケーションシステム「バスどこ大分」を新たに整備するなど、各種の乗合バス利用促進ツールの整備に加え、高齢者等を対象としたバスの乗り方教室を開催するなど、乗合バスの利用環境の改善に取り組むことで、利用拡大を図っている。

(5) 離島航路の維持

本県の有人離島7島（姫島、無垢島、保戸島、大入島、大島、屋形島、深島）には、住民が日常生活を営むために欠かせない交通機関として、本土との航路が開設されている。いずれの航路も人口減少を背景に利用者数が減少しており、厳しい経営環境にある。このうち補助対象の航路（姫島～国見、津久見～保戸島、大島～佐伯、蒲江～屋形島・深島）に対しては、国と協調して、補助金を交付し、航路の維持に努めている。

(6) 都市環境の整備

都市計画区域は、大分市の大正15年4月30日をはじめに、現在14市2町で指定しており、平成30年度末現在、都市計画区域面積は106,270haで県総面積の約17.5%、同区域内人口は951,700人で県総人口の約83.3%となっている。

ア 街路・区画整理事業

本県の都市計画による街路の決定は昭和6年の大分市が最初で、以後、別府市、中津市と順次決定したが、戦後は急激に都市計画法適用の市町村が増加し、これに伴って街路の決定数も増加、現在では都市計画適用16市町全ての市町で街路を決定しており、路線数は510路線、総延長は941,990mである。

また土地区画整理事業は、昭和21年度に着手した大分市戦災復興区画整理事業を初めとして、現在までに大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、津久見市等の9市2町の58地区で着手され、その面積は約2,946.8haで県下各都市の用途地域指定面積

(25,749.6ha)の約11%である。このうち、57地区2,864.7haは事業が完了しており、現在1地区82.1haについて工事施工中である。

イ 大分駅周辺総合整備事業

(ア) 概要

大分駅周辺総合整備事業は、「連続立体交差事業」、「庄の原佐野線等の街路改築事業」及び「大分駅南土地区画整理事業」からなる。

これらを三位一体の事業として、都市内交通の円滑化と南北市街地の一体化による都市機能の強化、さらに「大分の顔」にふさわしい質の高い魅力ある都心形成を目指して、総合的なまちづくりを推進するものである。

(イ) 連続立体交差事業

鉄道で分断された大分市中心市街地では、踏切の遮断による交通渋滞の発生などさまざまな弊害が生じていたため、H7より大分駅付近連続立体交差事業に着手した。鉄道を高架化することで、分断された市街地の一体的な土地利用の促進と南北間の交通の円滑化を図った。平成20年8月にJR豊肥・久大本線、平成24年3月にJR日豊本線を高架開業。平成25年から通路線関連工事に着手し、平成27年3月に事業を完了した。

(ウ) 庄の原佐野線街路事業

都市計画道路庄の原佐野線は、大分ICから県道中判田下郡線（大分市大字下郡）までの6.0kmが地域高規格道路「大分中央幹線道路」に指定されている。大分市内の東西骨格軸となる道路であり、東九州自動車道等と一体的に機能し、地域間連携及び都市内交通の改善を図ることを目的としている。このうち、大分川を渡河する区間（国道10号～市道下郡工業団地線）の1.2km区間が平成30年1月に供用開始されており、現在は市道下郡工業団地線～県道中判田下郡線までの0.9km区間を事業中である。

ウ 都市計画区域マスタープラン

(ア) 都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

各都市計画区域を単位として、長期的観点から都市の将来像を明らかにするとともに、その実現に向けて土地利用、都市施設（道路、公園、下水道等）の整備方針を示し、都市空間形成の基本的な方針や主要な都市計画の決定の方針を示している。（おおむね20年後の都市の姿と、おおむね10年後の都市整備の目標を示す。）

今後も実効性のあるプランとして活用するため、計画内容の周知を図ると同時に、社会経済情勢の変化や住民・市町の意向を踏まえ、必要に応じて適宜計画内容の見直しを行う。

さらに、住民が主体となったまちづくりを支援するため、都市計画に関する情報提供などを随時行うとともに、定期的に県、市町、住民の参加によるまちづくりに関する意見交換会の場を設け、地域の課題に対応した都市政策の推進に努める。

(イ) 市町村マスタープラン

住民に最も身近な市町村が、その創意工夫の下に意見を反映し、まちづくりに関して具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めるものである。

平成30年度末現在で14市2町が策定済みである。

(7) 計画的な土地利用の推進

県土の利用については、国土利用計画法に基づく「大分県国土利用計画及び土地利用基本計画」を基本として個別の土地利用関係法の適切な運用により、計画的な土地利用を進めるとともに土地利用の総合的な調整を図っている。

平成29年10月現在の県土面積は、国土の1.7%にあたる634,073haであり、このうち森林452,745ha（県土面積の71.4%）と農用地55,600ha（8.77%）とで全体の約80.2%を占め、以下、宅地25,055ha（4.0%）、道路22,995ha（3.6%）、水面・河川・

水路16,508ha（2.6%）、原野5,278ha（0.8%）、その他55,892ha（8.8%）となっている。

地の地価を毎年調査）を実施・公表し、一般に指標を示すことで適正な地価の形成に努めている。

これによると、平成30年の地価の動きは、住宅地、商業地ともに依然として下落しているが、平成23年以降その下落率は縮小している。

(8) 適正な地価の形成

国土利用計画法に基づく土地取引に関する届出制度を的確に運用するとともに、地価調査（県内基準

4

地方分権をめぐる動き

(1) 九州広域行政機構（仮称）設立に向けた動き

平成22年6月、政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、その中で「国の出先機関の原則廃止」が明記された。

同年10月、本県知事が会長を務める九州地方知事会は、この政府の方針に呼応して、地理的一体性を有し、従来から「政策連合」の取組により連携を深めていた九州地方知事会において、ブロック単位の出先機関の事務、権限、人員、財源等を「丸ごと」受け入れる「九州広域行政機構（仮称）」の構想を発表した。

同年12月、政府は「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」を閣議決定し、平成24年通常国会に国の出先機関移譲に係る法案の提出等を目指す方針が示された。

平成23年5月、九州地方知事会は、関西広域連合とも調整を行い、アクション・プランに沿った国の出先機関の移譲を確実に実現するため、地域の活性化や発展の基盤づくり等につながる九州経済産業局、九州地方整備局、九州地方環境事務所の三機関の先行移譲について国と協議を進めることを表明した。

国に対しては、アクション・プランの閣議決定以降10回にわたって開催されたアクション・プラン推進委員会に、九州地方知事会長が毎回出席し、九州の考え方を説明した。

また、九州各県議会議長会、九州市長会、経済団体等とも意見交換を行い、意思疎通を図った。

このように関係団体の理解を得ながら、地方の立場から主体的に制度設計に参画し、国との協議を重ねた結果、平成24年11月、政府は、九州地方知事会

の主張を多く採り入れた「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」及び「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」を閣議決定した。

しかし、同年12月の衆議院総選挙により民主党と国民新党の連立政権から自由民主党と公明党の連立政権に交代し、ブロック単位での出先機関の移管（丸ごと移管）は見送られることとなった。

これにより、「九州広域行政機構（仮称）」の設立に向けた具体的な取組はストップすることになったが、その後も、九州地方知事会として、これまでの議論の経緯や内容が、道州制の本格的な検討に向けたステップの一つともなり得ることも踏まえ、国の出先機関の地方移管に係る議論を前に進めるよう国への提言等を行っている。

(2) 地方分権改革に関する提案募集

地方分権改革推進委員会勧告に替わる新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、その実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成26年に導入された。

この「提案募集方式」について、九州地方知事会は九州・山口各県が連携して取り組むことを確認し、平成26年以降、九州地方知事会として85提案を行っている。

これらの85提案のうち、大規模災害時の広域応援の法制化や地方の保育人材対策、社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大等54提案が実現又は提案の趣旨を踏まえた対応に結び着いている。

県政のあゆみ

第Ⅳ章

地方創生・行財政改革

創生

改革

(1) 大分県の地方創生

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に公表した推計では、本県の人口は、令和27年（2045年）に89万7千人まで減少するとされた。

このような人口減少社会を背景として、県では、平成27年10月に「大分県人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」を策定した。戦略では「人を大事にし、人を育てる」、「仕事をつくり、仕事を呼ぶ」、「地域を守り、地域を活性化する」、「基盤を整え、発展を支える」の4つの基本目標を設定し、自然増・社会増の両面から対策を推進した。

(2) 大分県まち・ひと・しごと創生本部

大分県のまち・ひと・しごと創生の取組を県と市町村とが連携して推進することを目的に設置された「大分県まち・ひと・しごと創生本部」を開催した。

創生本部では、国の動きに関する情報共有や、県・市における地方創生の取組に関する意見交換、小規模集落対策、若年層対策など、個別の課題解決に向けた方策等について議論を行った。

(1) これまでの行財政改革の取組

平成15年7月に行った中期的な財政収支の試算において、国の三位一体改革の影響等により、地方交付税等の一般財源が大幅に不足し、財政再建団体に転落する恐れが明らかになった。このため、16年3月に、16年度から20年度までを計画期間とする「大分県行財政改革プラン」を策定し、徹底した行財政改革の取組を開始した。

続く、21年度から23年度までは、「安心・活力・発展プラン2005」に掲げた政策を下支えするため「大分県中期行財政運営ビジョン」を策定、また、24年度から27年度までは、これまでの行財政改革の成果を踏まえ、行政の質の向上と行革実践力の発揮を主眼とした「大分県行財政高度化指針」を策定し、不断に行財政改革に取り組んできた。

さらに、27年10月からは、同年に策定された新長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の着実な実施に向けた行財政基盤の強化を図るため、「大分県行財政改革アクションプラン」を策定し、120項目にも上る具体的な取組内容と時期を明示し、目標を持って計画的に行財政改革に取り組んできた。

(2) 行財政改革の成果

16年度以降、人件費をはじめとして聖域を設けずに行財政改革の取組を続けてきた結果、県民の皆様のご協力もいただく中で、30年度末の財政調整用基金残高は、安定的な財政運営に必要とされる標準財政規模の10%、約320億円を上まわる361億円を確保できた。

加えて、県債残高の総額は、25年度以降マイナスに転じ、30年度末には6年連続で減少するとともに、臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高は17

年連続で減少するなど、「安心・活力・発展」の大分県づくりを支える行財政基盤が整ってきた。

(3) 大分県行財政改革アクションプランに基づく行財政改革の主な取組（平成27～30年度）**ア 歳入の確保**

クレジット納税の導入など納税者の利便性を向上するとともに、市町村への県税務職員の派遣を増員するなど、市町村と連携した徴収体制を強化し、徴収率の向上による県税収入のさらなる確保を実施。

また、「産業廃棄物税基金」や「おおいた元気創出基金」の活用事業拡大、「後期高齢者医療財政安定化基金」の積立を停止するなど、基金の見直しを実施。

イ 歳出の見直し

事務事業評価により低評価の事業等を廃止し、その財源を政策効果が高い新規事業に活用できる仕組みを導入するとともに、複数の金融機関からの借入金利の見積り合わせの実施により、利息負担を軽減するなど公債費等を抑制。

また、県立病院の経営改革を推進し、一般会計からの繰出金を削減。

ウ 資産マネジメントの強化

「旧臼杵商業高校」や「旧佐伯豊南高校」「旧大分東警察署」など未利用財産を売却するとともに、「社会教育総合センター（別府市）」や「長者原オートキャンプ場（九重町）」を施設所在市町へ譲渡するなど、県有財産の利活用を推進。

また、「別府港北浜ヨットハーバー」や「おおい

た動物愛護センタードッグラン・多目的広場」「県立武道スポーツセンター」に指定管理者制度及びネーミングライツを導入。

エ 組織の見直し・人材の育成活用

「佐伯県税事務所」と「豊後大野県税事務所」の課税業務を「大分県税事務所」に集約し、両県税事務所を廃止するとともに、佐伯、豊後大野の各地域に「納税事務所」を新設するなど組織の見直しを実施。

また、職員の勤務時間を客観的に把握するシステ

ムやタブレット端末を活用したモバイルワークを導入するなど、職員の意識改革と業務の効率化を実施。

オ 多様な主体との連携・協働の推進

公共的な地域課題の解決に継続的に取り組むNPO等に対し、協働モデル創出のための提案公募型事業を実施。

また、海洋科学高校の大型実習船を香川県と共同で建造し、建造・運航経費を節減。

大分県行財政改革アクションプランの概要

第1 策定の背景

【これまでの行革の取組】

「行財政改革プラン」(H16～20)、「中期行財政運営ビジョン」(H21～23)、「行財政高度化指針」(H24～27)に基づき、聖域なき行財政改革の取組を実施

⇒27年度末の財政調整用基金残高は407億円を確保、県債残高は3年連続で減少の見込み

【今後の行財政運営の課題】

- ①少子高齢化・人口減少社会の到来 (H22：119.7万人→R22：95.5万人)
- ②社会保障関係費の増大 (H17：445億円→H26：694億円→R1：876億円)
- ③公共施設・社会インフラの老朽化 (県有建築物の保全経費見込：今後20年間で約1,400億円)
- ④将来の発展に向けた基盤づくり(高速交通ネットワークの整備や屋内スポーツ施設の新設など)
- ⑤職員数の状況と退職者の増加 (退職手当額H26：126億円→H30：171億円→R1：162億円)
(これまでに職員定数△2,261人→同規模団体比較では、一般行政職員数は23団体中12位)
- ⑥一般財源確保の懸念(国の基礎的財政収支黒字化 (R2) の影響)

【今後の財政収支見通し】

高度化指針と同様に毎年度40億円の歳入確保・節減の取組を行った場合でも、令和元年度末の財政調整用基金残高は245億円まで減少



安定的な財政運営に必要な財政調整用基金残高約320億円程度(標準財政規模の10%)を確保するためには、
約80億円が不足
より一層の行財政改革に取り組み、行財政基盤の強化を図ることが必要

第2 アクションプランのポイント

○基本目標 新長期総合計画を支える行財政基盤の強化

- ①令和元年度末の財政調整用基金残高324億円を確保
- ②令和元年度末の県債残高総額を1兆300億円までに抑制
また、臨時財政対策債除きで6,150億円までに抑制(26年度末から10%減)

- 取組の視点 「選択と集中の推進」、「原点に立ち返った見直し」、「地道な取組の実行」
→見通しを持って計画的に取り組むため、アクションプランを策定
➢具体的な取組項目・時期を明示 ※120項目

- 対象期間 平成27年10月～令和2年3月

第3 取組の柱

1 歳入の確保

- (1) 県税収入のさらなる確保
- (2) 税外未収債権の管理強化
- (3) 基金の見直し
- (4) 有利な財源の確保

2 歳出の見直し

- (1) 事務事業の見直し
- (2) 総人件費の抑制
- (3) 社会保障関係費の適正化
- (4) 公債費等の抑制
- (5) 公営企業の健全経営・あり方を見直し
- (6) 危機に対応できる機動的な行財政運営

3 資産マネジメントの強化

- (1) 県有財産の利活用推進
- (2) 公共施設等の総合的な管理
- (3) 公の施設等を見直し

4 組織の見直し・人材の育成活用

- (1) 組織・機構の見直し
- (2) 公社等外郭団体等の見直し
- (3) 人材の育成と活用
- (4) 職員の意識改革と業務の効率化

5 多様な主体との連携・協働の推進

- (1) NPO等民間との協働の推進
- (2) 市町村との連携
- (3) 県を越えた広域連携

「大分県行財政改革アクションプラン」の進捗状況総括表（平成30年度末現在）

（単位：億円）

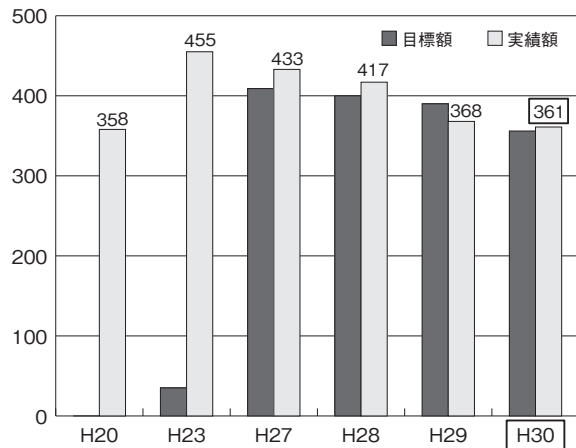
項 目	1. 項目数					2. 効果額				
	目標総数					目標総額				
		うちH27～30年度					うちH27～30年度			
		目標	実績	差引	達成率		目標	実績	差引	達成率
①	②	③	④(③－②)	⑤(③÷②)	⑥	⑦	⑧	⑨(⑧－⑦)	⑩(⑧÷⑦)	
1 歳入の確保	14	13	13	0	100.0%	7.0	5.1	9.9	4.8	194.1%
県税収入のさらなる確保	－	－	－	－	－	4.6	2.8	6.5	3.7	232.1%
基金等の見直し	－	－	－	－	－	2.4	2.3	3.4	1.1	147.8%
2 歳出の見直し	29	28	28	0	100.0%	43.3	29.8	43.6	13.8	146.3%
事務事業の見直し	－	－	－	－	－	42.1	28.8	39.9	11.1	138.5%
義務的経費の見直し	－	－	－	－	－	1.2	1.0	3.7	2.7	370.0%
3 資産マネジメントの強化	32	26	26	0	100.0%	28.1	25.1	32.1	7.0	127.9%
県有財産の利活用推進	－	－	－	－	－	20.5	19.1	23.2	4.1	121.5%
公共施設の総合的な管理等	－	－	－	－	－	7.6	6.0	8.9	2.9	148.3%
4 組織の見直し・人材の育成活用	35	33	33	0	100.0%	－	－	－	－	－
5 多様な主体との連携・協働の推進	10	10	10	0	100.0%	－	－	－	－	－
計 (1)	120	110	110	0	100.0%	78.4	60.0	85.6	25.6	142.7%
新規取組（アクションプラン掲載項目外）(2)	－	－	15	15	－	－	－	11.3	11.3	－
合 計 ((1)+(2))	120	110	125	15	113.6%	78.4	60.0	96.9	36.9	161.5%

- ※ 1. 「1. 項目数（3 資産マネジメントの強化）」には、実施予定年度を前倒して実施した取組（社会教育総合センターの廃止）および手順の変更により遅れている取組（県管理ダムの小水力発電）を含む
2. 「新規取組」は、アクションプランの趣旨に沿って新たに実施した取組（特定目的基金の活用、おおいた元気創出基金の活用、タブレット端末を活用したモバイルワークの導入等）

財政状況（平成30年度決算）

財政調整用基金残高の推移〔各年度末〕

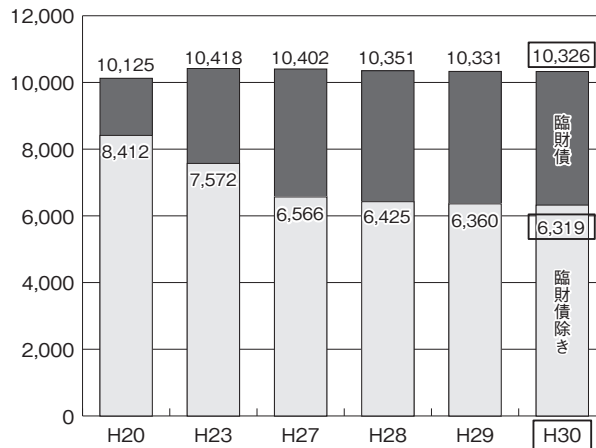
（単位：億円）



区分	行財政 改革プラン (H16～20)	中期行財政 運営ビジョン (H21～23)	行財政 高度化指針 (H24～27)	行財政改革アクションプラン (H27～R1)			
年度	H20	H23	H27	H27	H28	H29	H30
目標額 ①	0	35	323	369～ 409	320～ 400	270～ 390	196～ 356
実績 ②	358	455	433	433	417	368	361
差引 ②－①	358	420	110	24	17	▲22	5

県債残高（一般会計）の推移〔各年度末〕

（単位：億円）



区分	行財政 改革プラン (H16～20)	中期行財政 運営ビジョン (H21～23)	行財政 高度化指針 (H24～27)	行財政改革アクションプラン (H27～R1)		
年度	H20	H23	H27	H28	H29	H30
目標額①	10,033	10,651	10,620	10,414	10,381	10,351
うち臨時債除き②	—	—	6,842	6,454	6,333	6,238
実績③	10,125	10,418	10,402	10,351	10,331	10,326
うち臨時債除き④	—	—	6,566	6,425	6,360	6,319
差引(③－①)	92	▲233	▲218	▲63	▲50	▲25
差引(④－②)	—	—	▲276	▲29	27	81

社会情勢の変化や新たな行政需要に迅速かつ的確に対応するため、部局の再編や課室等の新設・統合・廃止など組織・機構について不断の見直しを行っている。

具体的には、喫緊の政策課題に対応するための組織機能の強化と業務の効率化等による行政組織のスリム化を図り、「安心・活力・発展プラン2015」の着実な実行と時代の変化に即した組織・機構の見直しを進めている。

平成27年度から平成30年度までの行政組織機構の改正は次のとおり。

〈平成27年度〉

企画振興部

- ・「まち・ひと・しごと創生推進室」を新設
- ・観光・地域局内の集落応援室を「地域活力応援室」に改称
- ・芸術文化スポーツ局内に「国際スポーツ誘致・推進室」を新設
- ・芸術文化スポーツ振興課を「芸術文化振興課」に改組
- ・県立美術館推進室を廃止

土木建築部

- ・高速道対策局を廃止

〈平成28年度〉

企画振興部

- ・景観・まちづくり室を廃止し機能を土木建築部へ移管
- ・パスポート室を国際政策課に統合

福祉保健部

- ・健康対策課を「健康づくり支援課」に改称
- ・こども子育て支援課を「こども未来課」と「こども・家庭支援課」に再編

生活環境部

- ・地球環境対策課を「うつくし作戦推進課」に改称
- ・「自然保護推進室」を新設

- ・「防災局」を設置
- ・防災局内に防災危機管理課、防災対策室及び消防保安室の1課2室を設置

商工労働部

- ・労政福祉課と雇用・人材育成課を「雇用労働政策課」に統合・再編
- ・経営金融支援室を「経営創造・金融課」に改称
- ・竹工芸・訓練支援センターを「竹工芸訓練センター」に改称

農林水産部

- ・研究普及課を「地域農業振興課」に改組
- ・農山漁村・担い手支援課を「新規就業・経営体支援課」に改組
- ・農地農振室と集落営農・水田対策課を「農地活用・集落営農課」に再編
- ・畜産研修センターを農業大学校に統合

土木建築部

- ・都市計画課を「都市・まちづくり推進課」に改組

〈平成29年度〉

企画振興部

- ・芸術文化スポーツ局を廃止
- ・芸術文化振興課及び国際スポーツ誘致・推進室を廃止
- ・「芸術文化スポーツ振興課」及び「ラグビーワールドカップ2019推進室」を新設

福祉保健部

- ・国保医療室を「国保医療課」に改称

生活環境部

- ・食品安全・衛生課を「食品・生活衛生課」に改称
- ・廃棄物対策課を「循環社会推進課」に改称

国民文化祭・障害者芸術文化祭局

- ・「国民文化祭・障害者芸術文化祭局」を設置
- ・「企画・広報課」及び「事業推進課」を新設

〈平成30年度〉

企画振興部

- ・ラグビーワールドカップ2019推進室を「ラグビーワールドカップ2019推進課」に改称

福祉保健部

- ・福祉保健企画課、地域福祉推進室及び監査指導室を福祉保健企画課と「保護・監査指導室」に再編
- ・障害福祉課を障害福祉課と「障害者社会参加推進室」に再編

生活環境部

- ・防災危機管理課と防災対策室を「防災対策企画課」と「危機管理室」に再編
- ・「大分県動物愛護センター」を新設

商工労働部

- ・工業振興課と産業集積推進室を工業振興課と「新産業振興室」に再編

農林水産部

- ・園芸振興室を「園芸振興課」に改称